

家庭科の防災にかかる学習内容の変遷と展開

—中学校家庭科を中心に—

末川和代

目次

序	4
第1章 研究の背景	6
第1節 生活と災害	7
第2節 防災とは何か	8
1. 現代における防災	8
(1) 国際連合における防災の定義	
(2) 日本における防災の定義	
2. 生活で取り組む防災の基本的な考え方	14
(1) 生活ではどのように防災に取り組むのか	
(2) 生活で取り組む防災の考え方の検討	
第3節 防災学習にかかる国際的動向と日本における位置づけ	16
1. 国際連合における防災学習	16
(1) 国際的な防災の枠組みによる防災学習の重要性	
(2) 国際連合における防災学習の取り組み	
2. 日本における防災学習	18
(1) 防災学習の法的位置づけ	
(2) 東日本大震災が防災学習に与えた影響	
第2章 研究の目的と意義・方法	21
第1節 研究の目的	22
第2節 先行研究・隣接研究のフォローと本研究の意義	23
1. 先行研究・隣接研究の動向	23
2. 先行研究等による家庭科教育の特徴	26
3. 家庭科の防災にかかる学習と本研究の意義	30
第3節 研究の方法	31
1. 家庭科における防災の視点	31
2. 家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組	31
(1) 枠組1 災害の種類	
(2) 枠組2 防災の段階	
(3) 枠組3 生活の営み、ライフステージに応じた防災	
(4) 枠組4 防災の主体	
3. 本研究の構成	32

第Ⅰ部 家庭科の防災にかかわる学習内容の変遷	34
第3章 中学校家庭科学習指導要領等に示された防災にかかわる学習内容..... 35	
第1節 防災学習の動向.....	36
1. 教育政策における防災学習の位置づけ	36
(1) 防災学習と学校保健安全法	
(2) 防災学習と学校安全	
(3) 防災教育と防災学習	
(4) 防災学習の位置づけ	
2. 他教科等における防災学習の変遷.....	38
第2節 家庭科の成立と学習指導要領の改訂	40
1. 家庭科教育の動向	40
2. 学習指導要領の改訂.....	46
(1) 中学校家庭科の動き	
(2) 高等学校家庭科の動き	
第3節 家庭科学習指導要領等にみられる防災にかかわる学習の変遷..... 52	
1. 分析の対象と方法	52
2. 防災にかかわる学習内容の変化	54
(1) 家庭生活の安全にかかわる学習内容の量的変化	
(2) 家庭生活の安全にかかわる中学校の学習内容の変遷と考察	
(3) 家庭生活の安全にかかわる高等学校の学習内容の変遷と考察	
(4) 中学校と高等学校の比較	
第4節 小括.....	70
第4章 中学校家庭科教科書に記載された防災にかかわる学習内容..... 72	
第1節 家庭科の履修規定と教科書	73
1. 各年代の履修規定と教科書の特性.....	73
2. 教科書の出版と現存状況	77
第2節 家庭科教科書にみられる防災学習の変遷	78
1. 分析の対象と方法	78
2. 防災にかかわる記述の量的変化	84
3. 防災にかかわる記述内容の変化	85
(1) 枠組別にみた変化	
(2) 記述内容の特徴から導かれる時期区分とその変化	
(3) 家庭科防災学習の展開への示唆	
第3節 小括	93

第Ⅱ部 防災にかかわる家庭科の学習と展開	95
第5章 近年の災害関連情報を用いた防災にかかわる家庭科の学習	96
第1節 日本の省庁等が取り組む防災にかかわる普及・啓発活動	97
第2節 日本の省庁等が公開する近年の災害関連情報	99
第3節 家庭科における災害関連情報の活用	100
1. 災害関連情報と家庭科の学習内容との関係性	100
2. 災害関連情報を用いた防災にかかわる学習の提案	103
第4節 小括	107
第6章 地域特性に配慮した防災にかかわる家庭科の学習	108
第1節 家庭科の学習に活用する地域防災資料の選定	109
第2節 地域防災資料を活用した家庭科の学習内容の検討	114
1. 防災ブック『東京防災』と家庭科	114
2. 防災ブック『東京防災』を活用した家庭科の学習の展開	116
第3節 小括	125
第7章 防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる家庭科の学習	127
第1節 「消費生活」にかかわる学習内容領域	128
1. 防災にかかわる学習の消費生活領域への注目	128
2. 「消費生活」にかかわる学習内容領域の変遷	129
3. 「消費生活」にかかわる学習内容領域の分類	134
第2節 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報と「消費生活」にかかわる学習内容	136
1. 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報の分析	136
2. 防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる学習内容の検討	141
(1) 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を活用した学習内容	
(2) 防災の視点を導入した学習活動の提案	
第3節 小括	159
終章	160
第1節 まとめ	161
第2節 課題と展望	164
引用文献	167
参考資料	179

序

東日本大震災を教訓として改正された災害対策基本法¹では、防災学習による防災意識の向上等が新たに設けられた。また、新中学校学習指導要領解説の総則編(文部科学省、2017a)においては、防災学習の充実化が図られている。大規模自然災害の発生が懸念され、個人や家庭にも災害への備えが必要とされている現状を考慮すると、一人ひとりのライフステージや生活環境に応じた防災を学ぶことができる家庭科の意義は大きいと言えよう。一方で、防災学習に関する研究は比較的新しい研究領域であり、家庭科の防災にかかる学習内容を対象とした先行研究は極めて少ない。

以上を踏まえ、本研究は防災にかかる家庭科の学習内容の変遷を明らかにするとともに、近年の災害に関わる生活課題の抽出を通して現代の家庭生活に対応した家庭科の学習内容を検討するものである。以下に、各章の概要を示す。

第1章では、研究の背景を述べる。第2章では、研究の目的、研究の方法、研究の意義を示すとともに、研究の中核となる「家庭科における防災の視点」、及び「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」を取り上げる。

第3章及び第4章では、各改訂年度の家庭科学習指導要領及び学習指導要領解説(以下、家庭科学習指導要領等と表記)並びに教科書のテクスト分析を通して、家庭科の防災にかかる学習内容の変遷を明らかにする。第3章の家庭科学習指導要領等の分析においては、文部科学省が定める学校安全の3領域を応用し、ラベル〈事件・事故にかかる学習内容〉、〈防災にかかる学習内容〉、〈交通事故にかかる学習内容〉を設定する。また第4章では、「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」をもとに、1947年から現在までの70年間に発行された全ての中学校家庭科教科書を研究対象としてテクスト分析を行う。

第5章から第7章では、近年の災害時における生活課題を抽出し、現在必要とされる防災に対応した学習内容を検討する。その際第5章では、近年の災害関連情報を用いる。具体的には、日本の各省庁等が公開する災害関連情報の分析によって生活に関連するキーワードを抽出し、それらを活用した学習内容を検討する。第6章では、地域特性に配慮した防災にかかる家庭科の学習内容を検討する。なお本研究においては、地域特性を反映させることを目的として首都圏に地域を限定する。その上で、首都圏の自治体が公表する防災資料を「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」をもとに分析し、家庭科の学習内容に反映させる防災資料を選定し、同資料を基に学習内容を検討する。第7章では、東日本大震災において多岐にわたる消費生活問題が発生したことを踏まえ、東日本大震災時の災害関連消費生活問題、及び熊本地震の際に発信された災害関連消費生活情報等を分析し、消費生活と防災にかかる家庭科の学習内容を検討する。以上をもとに終章では、総合的な考察を行い、本論文の現代的意義を述べる。

¹災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 施行日: 平成二十八年五月二十日 最終更新: 平成二十八年五月二十日公布 (平成二十八年法律第四十七号) 改正

第1章 研究の背景

第1節 生活と災害

極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する²日本では、千年に一度あるかないかの確率で生じる大規模災害の発生が危惧されている³。またこれまで様々な大規模災害が、日本と日本に住まう人々の生活を大きく変えてきた。災害によって激変した日本と生活の様子は、次に挙げる研究及び記事等を参照することでも理解できる。

田中ら(2000、2001)は、阪神・淡路大震災被災者の災害エスノグラフィー⁴の分析を通して、地域や被災の度合いといった個別的な状況の違いに関わらず、どの災害過程にも共通するプロセス「災害過程の共通構造」を見出した。田中らによると、災害発生直後から100時間以内では、負傷者の発生、手近にあった道具を用いた近隣の救助活動、肉親の安否確認などの個人あるいは世帯を単位とした事象が主な問題になるとしている。また災害発生100時間後から1000時間以内では、トイレ、風呂、食事などの生理的欲求の充足と、被災者や物資の移動が課題となり、これら課題解決にはコミュニティの働きが大きいとした。災害発生1000時間以降では、各被災者の個別事情の重要性が増し、特に合同葬儀の後改めて行われる正式な葬儀は、被災者の災害過程の終了を示す出来事であるとしている。

阿部(2014)は、震災ビッグデータの分析によって東日本大震災の地震発生時浸水域には70万人がおり、超渋滞現象「グリッドロック」が生じたことで約17万台の車が津波で流されたことを示した。また、携帯電話の位置情報から算出した被災地の推計人口の推移によって、被災地間の復興格差がわかるとしている。

朝日新聞が毎年行う東日本大震災の特集⁵を見ると、震災1年目や2年目の特集からは被災者が震災当時直面した出来事、3年目の特集では復興予算がどれだけ被災者の再建に役立

² 『防災基本計画』(中央防災会議、2017)の「第1編 総則 第1章 本計画の目的と構成」では、「我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。」とされた。

³ 『南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)』(中央防災会議、2013)では、特に南海トラフ巨大地震が千年に一度あるかないかの確率で発生する最大クラスの巨大地震・津波であることが示された。

⁴ 林・重川(1997)は、災害エスノグラフィーを「災害過程についての科学的記述」、「災害発生後の人々の対応や社会の動向についてのエスノグラフィー」としている。またそこは大学の教授である重川は、同大学教授である田中とともに、Webサイト DDM FTU(Digital Disaster Museum / Fuji Tokoha University)を開設している。その中で、災害エスノグラフィーを、「災害対応にかかる知恵の体系化に関する研究」とし、その目的を「その場に居合わせなかつた人々が、災害とはどういう文化なのか、何が起きるのか、それを追体験、共有化できるようなかつた人に個々の体験を組み立てて翻訳していく」こととしている。

⁵ 朝日新聞デジタル 「特集・連載 3.11震災復興」

てられているのかがわかり、4年目は福島で避難している人々の生活、5年目の特集では災害時に人々が検索した言葉が記事になっている。これらの記事は、東日本大震災発生から何年が経とうとも、その時々で何らかの生活問題が生じていることを著している。

災害を経験していない人々にとって、災害によって壊される生活を予測することは、決して容易なことではない。しかし、以上を概観するだけでも「生活」と「防災」を切り離して考えてはならないこと、ひいては生活で取り組む防災の重要性を理解できよう。一方普段の生活においては、防災の重要性を認識していたとしても、実際の取組に至っていない場合も多いと目される。

そこで第1章では、現代を生きる我々が防災をどの様にとらえ、また各自の生活ではどの様に取り組むべきかを検討する。この検討に当たり、次節では国際連合及び日本における防災の定義を把握する。

第2節 防災とは何か

1. 現代における防災

国連から発行された子ども向け防災資料『SENDAI FRAMEWORK FOR DISASTER RISK REDUCTION:FOR CHILDREN(Helen Kearney ,2015)』において、“Worldwide, people are becoming aware of the importance of disaster risk reduction (日本語訳版：いま、世界では、多くの人が防災は大切であることに気づき始めています)”とされたように、防災の重要性は今や国際的な共通認識である。一方で、防災とは何を目的とした取組なのか、誰が取り組むのか、いつ取り組むのか、どの様に取り組むのか等を的確に答えることができる人は少ないと思われる。よって本節では、国際連合及び日本の防災政策上の防災の定義に着目し、現代における防災を理解したい。

(1) 国際連合における防災の定義

防災における国際協力を促進する組織の一つとして、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)が挙げられる。そこで本項では、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)が定めた防災の定義に注目する。

国連国際防災戦略事務局(UNISDR)が発足した背景には、1960年代初頭に相次いだ以下の大規模自然災害があった。

国連国際防災戦略事務局(UNISDR)発足までの経過

1962～1963年にかけて、世界は相次いで自然災害に見舞われた。この時期では、1962年のブインザーラ地震(イラン)、1963年のユーゴスラビアにおける巨大地震、及び南アメリカの広域⁶に被害が及んだハリケーン等が発生した。これら一連の災害を受けて1965年の国連総会は、将来自然災害が発生した場合の国連加盟国による緊急支援を決定した。その後

⁶ キューバ、ドミニカ共和国、ハイチ、ジャマイカ、トリニダードトバコ等

1968年にイランで発生した巨大地震の際には、同国連総会に基づき初めての緊急支援がなされた。1970年代以降では、国際連合によって国際的な災害対策がますます整備された。1970年には、自然災害の発生を予測する科学技術の国際的な共有等を求める意見が国連事務局長に出された。翌年の1971年には、国連災害救済事務局が設置された。1974年には、災害時の緊急支援だけでなく防災や災害からの復興計画の重要性が認識されたことで、国連災害救済事務局の役割が未然防止の段階や復興段階にまで拡充・強化された。また1978年には、国連災害救済調整官事務局が開設されたことで、各地域間での防災上の協力の在り方等を中心に検討された。1980年代に入ると、1981年には自然災害等の早期予期システムの強化が図られた。さらに1987年の国連総会では、1990年代を「国際防災の10年 (International Decade for Natural Disaster Reduction)」とすることが決定され、1989年にその宣言がなされた。

「国連防災の10年」の宣言(1989年)後、1993年には「国連防災の10年」の中間見直しを目的として、第1回世界防災会議の横浜市での開催が決定された。1994年の第1回国連防災世界会議では、「より安全な世界に向けての横浜戦略：防災のためのガイドライン—自然災害への予防、備え、軽減—とその行動計画」が採択された。その後1999年に「国連防災の10年」が終了したが、同年の国連総会で「国連防災の10年」を継承する「国際防災戦略(ISDR)」活動の開始が採択された。この国際防災戦略(ISDR)の活動を行うことを目的として設置された機関が、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)であった。国連国際防災戦略事務局(UNISDR)は、2000年の国連総会決議により暫定設置され、2002年から正式に発足した。

国連国際防災戦略事務局 (UNISDR)⁷

現在、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)は、防災を担う国際連合唯一の機関として機能している。国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動としては、防災にかかる国際協力の促進、国連防災世界会議の開催、国際防災戦略である仙台防災枠組(Sendai Framework for Disaster Risk Reduction)の推進等が挙げられる。特に現在では、世界各国・地域の都市や学校・病院等の防災上の機能を向上させるとともに、防災にかかる投資を促進するための活動等に力を入れている。その上で日本は、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)に対する協力の一環として経済的支援を行っている(2011年度の拠出は約104.5万ドル、拠出順位は世界10位)。

事務局の本部はジュネーブ、地域事務所等はナイロビ(アフリカ支部)、カイロ(アラブ支部)、バンコク(アジア支部)、パナマ(南北アメリカ・カリブ海地域支部)、ブリュッセル(ヨーロッパ支部)、タジキスタン(中央アジア支部)の6か所があり、その他神戸、ニューヨーク、

⁷国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の活動内容等は、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)のWEBページ、及び外務省 国際協力局 緊急・人道支援課「国連国際防災戦略(UNISDR)事務局の概要」(2012)をもとに執筆した。

リオデジャネイロ、スバ、仁川、アマルフィ等には小地域事務所やリエゾンオフィスがある。

国連国際防災戦略事務局(UNISDR)と国連防災世界会議

国連国際防災戦略事務局(UNISDR)の重要な活動の一つが、国連防災戦略会議の開催である。国連防災戦略会議は、国際的な防災戦略の策定を主な目的とする会議であり、これまでの会議はいずれも日本で開催されてきた。第1回会議は、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)が発足する以前に神奈川県横浜市で開催(1994年5月23日～27日)された。第2回国連防災世界会議は、2005年に兵庫県神戸市で開催された。第3回国連防災世界会議は2015年3月14日～18日の期間に宮城県仙台市において開催された。

国際防災戦略と仙台防災枠組

上述の通り国連防災世界会議の主たる目的は、国際的な防災プログラムである国際防災戦略の採択である。すなわち国際防災戦略とは、現在国際社会が目指すべき防災を示したものであると言えよう。

これまでの国連防災世界会議で採択された国際防災戦略は、いずれも成果文書として記録されてきた。具体的に、第1回の会議では横浜戦略、第2回の会議では兵庫行動枠組がとりまとめられた。そして第3回国連防災世界会議の成果文書「仙台防災枠組」では、2015年から2030年までの防災戦略として以下の内容が示されている。

仙台防災枠組は、「I. 前文」において兵庫行動枠組の評価と課題を提起し、「II. 期待される成果とゴール」において防災に関する7つの目標、「III. 指導原則」においてこれまでの2回の戦略を踏まえていることを示している。また、兵庫行動枠組の実施を通して得られた経験に鑑み、「IV. 優先行動」では4つの優先行動を掲げ、「V. ステークホルダーの役割」「VI. 国際協力とパートナーシップ」では優先行動を実施・評価する具体的な方法等を列举している。

仙台防災枠組の採択では、防災投資の重要性、多様なステークホルダーの関与、「より良い復興(Build Back Better)」など、東日本大震災等の大規模災害を教訓とした日本からの提案が多く取り入れられた⁸。

国連国際防災戦略事務局(UNISDR)による防災の定義

ここで国連国際防災戦略事務局(UNISDR)等が作成する文書においては、日本語の「防災」に相当する連語として“Disaster risk reduction”が用いられている。日本語訳として

⁸ 仙台防災枠組及び第3回国連防災世界会議の内容等については、以下のサイト等を参照してまとめた。

国連国際防災戦略事務局(UNISDR)WEBページ
外務省WEBページ内「第3回国連防災世界会議」
UNISDR作成『Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030』
外務省作成『仙台防災枠組 2015-2030(訳)』

は、「防災」のほか「災害リスクの軽減」と翻訳される。

国連国際防災戦略事務局（UNISDR）によって作成された防災にかかる単語集『2009 UNISDR Terminology on Disaster Risk Reduction』(2009)において、防災は次のように定義される。

Disaster risk reduction

The concept and practice of reducing disaster risks through systematic efforts to analyse and manage the causal factors of disasters, including through reduced exposure to hazards, lessened vulnerability of people and property, wise management of land and the environment, and improved preparedness for adverse events.

『2009 UNISDR Terminology on Disaster Risk Reduction(2009)』の定義を参照すると、**Disaster risk reduction** は災害の要因の分析・危機管理によって、災害リスクを軽減するための理論及び実践といえる。また、土地と環境の適正な活用、非常事態への対策及びその改善等を通して、人々や財産が被害にあう危険性を可能な限り小さくする行為であると捉えることができよう。

また『SENDAI FRAMEWORK FOR DISASTER RISK REDUCTION : FOR CHILDREN』(Helen Kearney 、2015)では、資料の趣旨とともに Disaster risk reduction を次のように述べている。

This booklet is about disaster risk reduction – WORKING

TOGETHER

to reduce the chance that a hazard will turn into a disaster, and preparing for disasters when they do happen. Disaster risk reduction should happen at the level of national government, local government and in your communities and families. It means engaging and listening to everyone - children and young people, and especially who are often left out.

日本語訳版(『みんなの仙台防災枠組 私たちが取り組む防災—子ども
のための仙台防災枠組—』)(2017)

この本は、「災害リスクの軽減(防災)」について書いたものです。
「災害のリスクを軽減すること」と「防災」とは、災害が起きたときに備えて、被害をできる限り少なくするためにみんなで協力することなのです。ここでいう「みんな」とは、国の政府

や村や町などの地方自治体、そして私たちが暮らす地域の人、そして家族全員のことです。「みんな」で行動するためには、みんなの意見を聞いて、みんなが参加することが大切です。子どもや若者も、おとなと同じ「みんな」の一員として、意見を聞いてもらい、防災の取り組みに参加することが大切なのです。

さらに国連国際防災戦略事務局（UNISDR）の WEB ページ “What is Disaster Risk Reduction?”⁹において Disaster risk reduction は、「自然災害」の被害だけでなく、人為的な原因によって生じる被害を防ぐ(或いは軽減させる)行為とされる。また、社会全体で取り組むべき課題である同時に、持続可能な活動としても捉えられている。さらに、防災とは選択であるともされており、私たちが生活や環境のために行う様々な選択が、災害による被害の程度を左右すると考えられている¹⁰。

以上の国連国際防災戦略事務局（UNISDR）等が示した一連の見解を踏まえると、Disaster risk reduction は個々人の生涯や生活と密接にかかわる行為として考えられている。また仙台防災枠組がより人間を中心 (a more people-centred)とした政策的な防災計画の必要性を示しているように¹¹、多様な人々の意見が反映された政策・制度としての Disaster risk reduction も必要とされていることがわかる。言い換れば、政策・制度としての Disaster risk reduction といえども、我々一人ひとりに防災上の役割があると言えよう。従って、現代を生きる我々が Disaster risk reduction に取り組む上では、具体的な防災の方法に関わる知識を増やし、技術を身に付け、各自の生活で取り組むことも重要ではあるが、その前提として自分の生活そのもの、生活と社会のかかわり、また生活と防災の関係性などを理解しておく必要があると言えるだろう。

(2) 日本における防災の定義

ここまで国連国際防災戦略事務局（UNISDR）が示す防災を把握したが、本項では日本における防災の定義に焦点を当てる。日本の数ある防災政策・制度は、災害対策基本法及びそれに基づく防災基本計画に依拠して実施される。災害対策基本法¹²とは、日本の災害対策関

⁹ <http://www.unisdr.org/who-we-are/what-is-drr> (2017年12月最終アクセス)

¹⁰ *Disaster risk reduction is the concept and practice of reducing disaster risks through systematic efforts to analyse and reduce the causal factors of disasters. Reducing exposure to hazards, lessening vulnerability of people and property, wise management of land and the environment, and improving preparedness and early warning for adverse events are all examples of disaster risk reduction.*

【UNISDR : <http://www.unisdr.org/who-we-are/what-is-drr>】

¹¹ *There has to be a broader and a more people-centred preventive approach to disaster risk.* 【UNISDR : <http://www.unisdr.org/who-we-are/what-is-drr>】

¹² 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 施行日： 平成二十八年五月

係法律の一般法¹³である。また防災基本計画は、災害対策基本法第二条八に基づいて中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画である。災害対策基本法及び防災基本計画では、防災の定義を次のように示している。

災害対策基本法の第二条一では、災害を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」とした上で、第二条二において「防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」としている。これらの条文に続いて、第二条の二では防災の基本理念 6 項目が示されている。

また防災基本計画(中央防災会議、2017)は、「防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国の、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である」とする。さらに、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない」ともしている。

このように災害対策基本法及び防災基本計画は、主に政策的な防災に言及するものであるが、災害対策基本法 第7条 三では「住民等の責務」として、個人や家庭の住民としての役割も定めている。具体的には、「地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない」としており、ここに日本における防災が社会全体で取り組むべきものであることがわかる。併せて、自ら災害に備えることが、住民としての個人や家庭の役割であることも理解できる。すなわち、Disaster risk reduction と同様に日本においても、防災を自分の生活そのもの、生活と社会のかかわり、また生活と防災の関係性などを理解した上で、防災を個々人の生涯や生活と密接にかかわるものとして捉え、防災に取り組む必要があると言えるだろう。

ここで、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）等が示す見解と災害対策基本法・防災基本

二十日 最終更新： 平成二十八年五月二十日公布（平成二十八年法律第四十七号）改正

¹³ 「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること」を目的(第一条)とした法律である。

計画を整理すると、Disaster risk reduction と日本の防災は次の点で共通している。まず、自然災害によって生じる危険及び火災や爆発などの人が原因となって生じる危険を防ぐことで、我々の生命や様々な財産を守る「行為」であるという点である。次に、個々人の生涯や生活における「課題」であるとともに、社会全体で取り組むべき「現代的課題」であるという点である。よって現代においては、防災を災害による被害を防ぐ行為として、また自分の生涯や生活と深く関わる課題、そして社会的課題として捉えることが求められよう。

2. 生活で取り組む防災の基本的な考え方

(1) 生活ではどのように防災に取り組むのか

前項では、国内外の防災の定義を把握することで、我々一人ひとりの生涯や生活と防災には密接な関係があること、よって防災に取り組む前提として生活そのものや生活と社会のかかわりに対する理解が必要であること、また防災を行為として捉えるだけでなく自分自身の課題・社会全体の課題として捉える必要があること等を提起した。それでは、どの様な考え方を基本として防災に取り組めば良いのだろうか。ここから、個人や家庭が各自の生活で防災に取り組む際の基本となる考え方を検討したい。

個人の生活や家庭生活にかかわる防災の概念としては、日常生活の中に防災や減災を取り込む「生活防災(矢守、2011)」、一人ひとりの暮らしに目を向けた災害復興の姿勢を重視する「人間復興(室崎、2013)」、避難訓練等の防災活動を日常生活と融合させる「防災と言わない防災(渥美、2011)」等が提唱されてきた。しかしこれらはあくまで概念であり、実際に防災に取り組む上では、より具現化される必要がある。一方現代では、政府・自治体等による防災パンフレット・ブックレット、書店で販売される防災のハンドブック等が多く出版され、それらで紹介される防災のノウハウは枚挙に暇がない。各個人・家庭が、これら全てを把握し、自分の生活に適した対策を選び、取り組むことはほぼ不可能である。なお管見の限りでは、数ある防災の方策・方法を類型化・一般化した研究は見当たらない。よって、現段階では生活で取り組む防災について、様々な災害に対してある程度の汎用性がある防災の考え方等は示されていないと言える。

他方で防災基本計画(中央防災会議、2017)は、「近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本」を定めたものであるとされている。よって同計画を活用することで、現代社会や現実の災害に即した生活で取り組む防災の基本となる考え方が検討できると思われる。

(2) 生活で取り組む防災の考え方の検討

前項を踏まえて本項では、防災基本計画に示された政策上の防災の基本理念を生活のレベルに置き換えて捉えることで、どの様な災害にも共通する生活で取り組む防災の検討を試みる。

防災基本計画(中央防災会議、2017)の基本理念は、「第2章 防災の基本理念及び施策の

概要」に4段落にわたって示される。第一段落では、「防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国の、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である」としている。第二段落では、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない」としている。第三段落では、「災害対策の実施に当たっては、国、地方公共団体及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国及び地方公共団体を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない」としている。第四段落では、「防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる」としている。

一連の防災基本計画にみる基本理念を踏まえると、個人や家庭は次の要素四点を防災に取り入れることで、生活に対する災害の影響を最小限にとどめることができるとと思われる。第一に、個人が自分の身体と財産を守るために、自分の生活を取り巻く自然環境や社会的条件を理解し、それらに応じた防災に取り組むという点である。第二に、自分の命を守ることを最重視するとともに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えるという点である。第三に、一人ひとりの防災上の役割を理解するとともに、どういった場面で協力するのか理解する点である。第四に、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興といった時間経過に配慮することで、より効果的な対策につなげるという点である。

なお、以上四点の要素は前述した仙台防災枠組にも見受けられる。具体的には、「前文」に「より良い復興」、「広範かつ人間中心の予防的アプローチ」、「III. 指導原則」に「女性と若者のリーダーシップ促進」、「IV. 優先行動」に「全てのセクターにわたる防災の主流化」、「効果的な応急対応に向けた準備」等が示されている¹⁴。これらの要素について、「より良い復興」、「広範かつ人間中心の予防的アプローチ」、「効果的な応急対応に向けた準備」は、「災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階ごとに防災にとりくむこと」にかかわる。また、「女性と若者のリーダーシップ促進」、「全てのセクターにわたる防災の主流化」は、「さまざまな対策を組み合わせて生活への影響を最小限にとどめること」「一人ひとりの防災上の役割と協力する場面を理解すること」にも関連している。そのことから、以上の四点をもとに検討・実施される防災は、国際社会の動向にも即しており、かつ大規模災害の経験と現代の社会構造が反映されたものとして極めて重要な防災であると言えよう。

¹⁴ 外務省：仙台防災枠組 2015-2030 骨子

第3節 防災学習にかかわる国際的動向と日本における位置づけ

1. 国際連合における防災学習

(1) 国際的な防災の枠組みによる防災学習の重要性

前節では防災の重要性・必要性について論じてきたが、防災学習は極めて有効な防災の方策として国内外で認知されている。本節では、国際連合及び日本における防災学習の位置づけに焦点を当てる。

本章の第2節 1. で注目した仙台防災枠組においては、「II. 期待される成果とゴール」として「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する」ことを定めた。また、このような成果を実現させるために、「ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もって強靭性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する」としており、ここに教育的施策が災害リスクを削減するものとして捉えられていることがわかる。また仙台防災枠組の「IV. 優先行動」では、4つある行動のうちのひとつを「1. 災害リスクの理解」としている。その中で、「国家レベル及び地方レベル」の行動としては、「(g) 既存の訓練・教育の仕組みや勉強会の活用を含め、災害リスク削減に関する経験・教訓・優良事例、訓練・教育の共有を通じて、すべてのレベルの公務員、市民社会、地域コミュニティとボランティア、民間セクターの知識を構築する」、「(l) 災害の予防、緩和、備え、応急対応、復旧・復興などの災害リスクに関する知識を、公式・非公式な教育、及びあらゆるレベルの市民教育並びに専門的な教育と訓練に取り入れることを促進する」、「(m) 特定の対象者とそのニーズを考慮しつつ、キャンペーン、ソーシャルメディア及びコミュニティの動員により、災害リスク情報及び知識を含む、災害リスクの削減に関する公教育と国民意識を強化するための国家戦略を促進する」を挙げた。また「グローバル及び地域レベル」の行動としては、「(f) 災害予防文化、強靭性及び責任感のある社会参加の促進、災害リスクの理解の醸成、相互学習の支援、経験の共有のための意識啓発・教育のためのツールとして、既存の取組（例：One Million Safe Schools and Hospitals、Making Cities Resilient: my city is getting ready!、国連釜川防災賞、国連国際防災の日）を基に、効果的な国際的・地域的キャンペーンを発展させる。また官民のステークホルダーに対して、これらの取組への積極的な参加と、地方、国、地域及びグローバルのレベルで新たな取組の展開を奨励する」としている。これらの優先行動を把握することによっても、防災学習が有効な防災の方策として認知されていることがわかる。

なお防災学習の重要性は、仙台防災枠組の前身である兵庫行動枠組から強調されてきた。兵庫行動枠組では、全ての国は持続可能な開発と自国内の人々の生命と財産を守るための

責任を有することが示された。同時に、コミュニティの防災対応能力を高める等の一般的考慮事項を定め、災害による人的被害、社会・経済・環境資源の損失を大幅に軽減することを期待した5つの分野からなる優先事項、及びその具体的行動が設定された。その中で兵庫行動枠組の優先事項の3つ目には、「全てのレベルにおいて安全で災害に強い文化を構築するために、知識、技術革新、教育を利用する」としている。さらに、主な活動として「(ii)教育とトレーニング¹⁵」が掲げられ、以下の6つの内容で構成された。以下の兵庫行動枠組を参照することでも、従前から防災学習の重要性及び必要性が認識されてきたことがわかる。

- h. 全てのレベルにおける学校カリキュラムの関連する部分に、災害リスク軽減に関する知識を含め、また青少年や子供たちに情報が到達し、災害リスクの軽減を「国連持続可能な開発のための教育の10年(2005-2015)」の本質的な要因として統合するために、他の公式、非公式ルートの利用を促進する。
- i. 学校や高等教育機関で、地方リスク評価および災害への備えのためのプログラムの実施を促進する。
- j. ハザードの影響を最小限に抑える方法を学習するため、学校におけるプログラムおよび活動の実施を促進する。
- k. 特定のセクター(開発計画担当者、危機管理担当者、地方公務員など)を対象とした、災害リスク管理や軽減に関するトレーニング及び学習プログラムを開発する。
- l. 災害を軽減し、対処するための地域能力を強化するため、必要に応じてボランティアの役割を考慮した地域密着型トレーニング・イニシアチブを促進する。
- m. 女性などの脆弱な人々に対し、適切なトレーニングや教育機会への平等なアクセスを確保する。災害リスク軽減に関する教育やトレーニングを不可欠な要素として、ジェンダーや文化的問題に配慮したトレーニングを促進する。

(2) 国際連合における防災学習の取り組み

2000年以降、国際連合国際防災戦略(UNISDR)は、災害リスクを軽減するための世界的な防災キャンペーン(World Disaster Reduction Campaign)を行ってきた。このキャンペーンのテーマは、実施期間ごとに決定される。なかでも2000年の“Disaster Prevention, Education and Youth(邦訳筆者、以下同様：災害対策、若者と教育)”と2006～2007年の“Disaster risk reduction begins at school(学校から始まる防災)”は、防災教育(学校教育(formal education)だけでなく、学校外教育(informal education)を含む)や学校安全の推進

¹⁵ UNISDR：プログラム成果文書（兵庫行動枠組 2005-2015）

に関するものであった。

特に 2006 年～2007 年のキャンペーンでは、ミレニアム開発目標を達成する上でも、学校教育課程における防災教育の導入と災害に強い学校の建設が重視された。またキャンペーンの最終報告では、学校防災教育の役割について、災害時に児童生徒の命を守るという目的の達成にとどまらず、地域コミュニティ全体を守る防災を実現していく上でも重要であるとし、今後地域社会や地域住民とも連携を取りながら教育を推進することが強調されている¹⁶。

2000 年と 2006 年～2007 年のキャンペーンをはじめ、国際連合における防災学習の推進は、国際連合国際防災戦略(UNISDR)だけでなく、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)、国際連合児童基金(UNICEF)とも連携して行われる。これまでこれらの組織は、防災学習の普及活動とともに、防災学習の動向等について触れた小冊子、子どものための防災ゲーム、ハンドブックや教科書など様々な教材も開発してきている。

2. 日本における防災学習

(1) 防災学習の法的位置づけ

これまで世界的な動向を見てきたが、日本の防災学習はどのような状況にあるのだろうか。近年では東日本大震災を受けて、防災に関わる法律や行政施策が改正・新設された。特に、改正災害対策基本法では、「教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上」が目指されることとなった。以下では、改正災害対策基本法において教訓伝承や防災教育に関する記述がある 4 個所に注目し、現在の日本における防災学習やそれに準じる活動の法的位置づけを確認する。

住民等の責務(第 7 条第 3 項)

第 7 条第 3 項は、東日本大震災を受けて新たに設けられた。同条項には、「食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与する」とある。よって、防災訓練の参加や災害文化の伝承は、現在住民の責務である。

施策における防災上の配慮等(第 8 条第 2 項第 18 号・第 19 号)

第 8 条第 1 項では、国及び地方公共団体の施策が、「国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与すること」が定められている。第 8 条第 1 項を踏まえた第 2 項では、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない」として、19 の事項を掲げる。中でも第 18 号には「防災上必要な教育及び訓練に関する事項」、また 19 号には「防災思想の普及

¹⁶ UNISDR : *Newsletter ISDR Inform - Latin America and the Caribbean No.13.*

に関する事項」が挙げられている。

災害予防及びその実施責任(第46条第1項第2号)

第46条第1項では、災害予防の定義が示され、続いて災害予防に該当する6つの事項が挙げられている。特に、同条項の第2号は「防災に関する教育及び訓練に関する事項」とされおり、ここから防災教育「災害予防」の一つであることが理解できる。

防災教育の実施(第47条の2)

第47条の2は、東日本大震災を教訓として新設された個所であり、「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない」ことを示している。さらに災害予防責任者は、防災教育の実施に当たり、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

以上の内容から、日本の防災学習が、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行う「災害予防」の活動として認識され、更にその実施は、行政的な防災体制に課される義務であるだけでなく、住民の責務であることがわかる。このように防災学習の重要性は、日本の法律からも読み取ることができる。

(2) 東日本大震災が防災学習に与えた影響

災害対策基本法に基づき策定される防災計画には、防災基本計画を主軸として、防災業務計画や地域ごとの地域防災計画がある。現段階の防災計画では、防災学習に関する事項が含まれている。

実際に防災基本計画(中央防災会議、2017)の「第1編 総則 第2章 防災の基本方針」では、「防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる」とされる。続いて「(1) 周到かつ十分な災害予防」として、「国民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等」を挙げる。ここに「防災学習」という文言はないが、「住民への防災思想・防災知識の普及」には防災学習も含まれると思われ、同計画からも防災学習の実施が社会的に必要とされていると解釈できる。

東日本大震災を受けて改正された災害対策基本法並びに防災基本計画において、防災学習が必要かつ重要視されていることを述べてきたが、災害対策基本法と防災基本計画から現在の日本における防災学習の特徴をまとめると次の三点が挙げられよう。

まず防災学習は、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行う「災害予防」の活動で

あるということである。言い換えれば法律において、防災学習は災害の発生または拡大を防ぐための有効な手段として認識されていると言えよう。次に国及び地方公共団体にとって防災学習の推進は、「国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することを目的として、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため」の活動の一つである。この点は、改正前の災害対策基本法においても定められており、さらに防災学習の実施段階では、教育機関や災害に関連する機関と連携して行うこととされている。また東日本大震災発生を受けて、災害教訓の伝承や防災学習を受けることは、住民の責務のとなった。したがって、現在の日本における防災学習は、全ての住民に関与が求められている活動であることが分かる。

矢守(2007)は、阪神・淡路大震災について「大きなエポックとなって防災実践そのものを根本から問いかねると同時に、防災学習の在り方にも抜本的な変更を要請することになった」としている。しかし、阪神・淡路大震災の際には、日本の災害対策関連法の基準である災害対策基本法が、防災学習について改正されることとはなかった。一方で、直近の東日本大震災の場合では、災害対策基本法をはじめ、防災学習の推進が一層強化されている。よって東日本大震災は、阪神・淡路大震災以上に防災学習の重要性を認識させたと言えるだろう。

第2章 研究の目的と意義・方法

第1節 研究の目的

第1章では国内外の防災の定義等の把握を通して、人間の生涯や生活と防災には密接な関係性があること、防災の重要性は世界的共通認識であること、ひいては個人や家庭には各自の生活における防災の取り組みが求められていること等に言及した。その中で、現代を生きる我々は生活そのものや生活と社会のかかわりに対する理解を前提として防災に取り組むこと、防災行為として捉えるだけでなく自分自身を含む社会全体の課題として捉える必要があることを提起した。さらに、個人や家庭が実際に防災に取り組む際の考え方として、防災基本計画に基づく4点を検討した。他方で、現代において防災学習は、極めて重要な防災の方策として位置づいていることにも触れた。

以上を踏まえると、これから防災学習には、生活そのものや生活と社会の関係性にかかる学習を経て、人間の生涯や生活と防災との密接な関係性を理解する必要があると言えよう。その上で、個人や家庭が実際に防災に取り組む際の基本となる考え方をもとに生活における「行為」として、社会とつながる家庭の「課題」として防災を捉える学習の段階が求められると思われる。さらに、これらの学習の段階を通して学んだことを、実生活に生かすところまでを防災学習の射程に入れることができ、災害に強い生活や持続可能な社会の実現につながるのではないだろうか。

そこで、日本の学校教育の教科の一つである家庭科は、将来を担う児童・生徒が生活の自立に向けて、共生社会の実現に向けて、更には持続可能な社会に向けて、人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、生活で生じる様々な現象や事象を探求する教科である。また家庭科の学習では、自然科学・人文科学・社会科学等のパースペクティブから総合的に科学し、導き出された理論を生活に応用する力を養うために、家族・家庭と子どもの成長にかかる内容、衣食住生活にかかる内容、消費生活や持続可能な社会にかかる内容を中心に構成される。さらに学んだことを生活に生かすために、自分自身の生活における課題を見つけ、計画立てて課題を解決する学習の段階を含んでいる。すなわち、家庭科の学習自体が、現代必要とされる防災学習そのものと言っても過言ではないだろう。

なお本論文が、「家庭科における防災教育」或いは「家庭科における防災学習」等とした背景には、日本の教育政策において「防災教育」及び「防災学習」が定義されていることがある(詳細は、第3章 第1節 防災学習の動向参照)。それらの定義を踏まえると、家庭科の学習内容として取り扱うことができる防災の内容が極めて限定的になる恐れがある。よって本論文では、「家庭科の防災にかかる学習」とすることで、防災学習に家庭科の特性を生かすことが、将来を担う児童・生徒にとって、また社会全体にとって重要であることを主張したい。

以上を踏まえ本研究は、家庭科の防災にかかる学習内容に焦点を当て、防災にかかる家庭科の学習内容の変遷の明確化、及び今後の展開に向けて現代の家庭生活に対応した防災にかかる学習内容の検討を目的とする。

第2節 先行研究・隣接研究のフォローと本研究の意義

1. 先行研究・隣接研究の動向

防災学習に関する研究は、直近の約20年間に発展を見せており、比較的新しい研究領域である。その背景には、これら一連の研究が阪神・淡路大震災を契機に開始されたことがあると考えられ、矢守(2007)も「多くの地域、団体がそれぞれに多様な取り組みを見せている。今日の防災学習は、その源流を辿ると、ほとんどが阪神・淡路大震災に行き当たると言つてよい」としている。

防災学習に関する口頭発表や論文を積極的に発表する学会は、自然科学系や工学・建築学等の応用化学系の領域が多くを占めていた。主な学会としては、日本安全教育学会をはじめ日本教育工学会、日本理科教育学会、日本物理教育学会等の教育学系のほか、学会としては火山学会、土木学会、日本気象学会、日本建築学会、日本災害情報学会等、また研究会・協会としては全国治水防砂協会、地学団体研究会、日本防火・防災協会などが挙げられる。研究対象となる教科及び学習内容は、理科や社会科の地理における地震等に関する内容を中心であり、これらの教科に比べると家庭科の研究蓄積は極めて少なかった。なお本項にて後述するように、家庭科を研究対象とする場合であっても、住生活にかかわる学習内容領域での地震に関する学習を対象としており、住生活以外の学習内容領域はあまり着目されていなかった。特に理論研究や歴史的研究は少なく、授業実践の提案や教材開発の試みが多くみられた。

管見の限りでは防災歴史に着目した研究は制度的視点から安全教育の変遷を明らかにした吉田(2001)、社会科の学習指導要領改訂に伴う防災学習の変遷を明らかにした城下・河田(2007)の研究以外に、教科の学習内容としての安全や防災等の位置づけの変化を時系列に沿って整理した研究は見当たらなかった。

理論研究とは言えないものの、米山(2001)は防災学習に関する研究領域における防災学習の位置づけに相当する見解として、日本安全教育学会が示す防災学習を含む安全教育の内容を追求する視点があるとしている。具体的に日本安全教育学会は、「① 確かな知識や態度、基本的な行動が確実に身に付くようになる」「② 子どもの主体的な学習活動が展開されるようになる」「③ 社会性や人間性を培う学習活動が展開されるようになる」という3つの視点を示している。これらの視点は、近年防災学習の研究において注目されている研究者、藤岡達也、今村文彦、片田敏孝、諏訪清二の研究にも見受けられる。一方で氏らの研究の独自性については、次の点等が挙げられよう。藤岡の研究は、防災学習に「環境教育」や「ESD(Education for Sustainable Development)持続可能な開発のための教育」の視点を導入することでグローバルな防災学習を構想する点であると思われる(「持続可能な社会をつくる防災教育」(2011a)、「環境教育と総合的な学習の時間」(2011b)、「環境教育と地域観光資源」(2008)、「環境教育からみた自然災害・自然景観」(2007)等)。今村は、「防災学習の展開(シリーズ・防災を考える)」(2011)等において、津波工学を生かした防災学習の在り方

を研究している。片田は、長年にわたり災害社会工学から防災学習のプログラムを開発してきた（「命を守る教育」（2012a）、「子どもたちに「生き抜く力」を一釜石の事例に学ぶ津波防災学習」（2012b）等）。東日本大震災時に、自主的な避難行動によって児童生徒のほとんどが生き残った「釜石の奇跡」は、片田らの防災学習を受けた子どもたちが実現させた。諏訪は、兵庫県立舞子高校環境防災科の教員として、防災学習の新たなカリキュラムを提起している（「高校生、災害と向き合う—舞子高等学校環境防災科の10年（岩波ジュニア新書）」（2011）、「夢見る防災学習」（2007））。

家政学の領域における防災学習に関する研究では、石川、平田、伊村らがかかわる一連の研究が注目される。石川は、幼少期（2008）及び市民の意識を高める防災学習（2003）の重要性を示し、大学生を活用することで地域の防災力が向上する可能性を示唆（2005）した。特に石川（2009）は、防災学習に関する文献調査等で得られた知見をもとに、学校教育で活用できる実践的な授業プログラムと教材を作成しており、指導者にとって使い方教材が提案された。その他石川は、防災学習の教材開発に関する研究に取り組んでいる（渡邊愛美ら、2009 | 柴田幸枝ら、2008 | 松原未佳ら、2008 | 小島理佳ら、2007 | 小川裕美ら、2006 | 伊村則子ら、2006a | 吉村敦子ら、2006 | 土屋絵里ら、2005）。また伊村・石川は、大規模地震災害における学校防災の現状を踏まえ、首都圏小学生向け防災教材を提案し、防災力を高めるための防災学習に関する研究に数多く携わる（伊村則子ら、2015 | 藤本淳子ら、2015 | 渡邊愛美ら、2009 | 柴田幸枝ら、2008 | 松原未佳ら、2008 | 伊村則子ら、2007 | 伊村則子ら、2006b | 石川奈津子ら、2005 | 入澤美樹ら、2005 | 伊村則子ら、2005 | 吉村敦子ら、2005 | 仲谷美咲ら、2005 | 山口裕子ら、2005a | 山口裕子ら、2005b | 石澤栄里ら、2000）。さらに伊村・石川（伊村則子ら、2004a | 伊村則子ら、2004b | 福井実央ら、2003 | 伊村則子ら、2001 | 伊村則子ら、2003 | 伊村則子ら、1999）は、Webを活用した都市生活者に対する防災学習について一連の研究も行っている。高橋伶奈（2017、2016、2015）は、平田・石川とともに地震防災学習の体系を考案し、幼稚園から高等学校までの発達段階に応じた学校の防災学習を検討した。その中で平田（平田京子ら、2015）は、児童の発達段階に応じた早期学校防災学習の実践を行い、家庭への伝達効果があることを示した上で、「防災学習では知識や体験、実践を組合せ、行動力や意思決定力を習得することが重要である」とした。また小室・平田・石川（2008）は、東京都内の小学校における安全教育の現状を踏まえ、その課題を示した。

家庭科における防災学習の先行研究も、生徒や家庭科教員等への実態調査、及びそれに基づく指導内容の提案、授業実践・教材開発の報告を中心であり、家庭科における防災学習の意義等を明確にする研究はなされていなかった。また、提案・報告される指導内容や教材のほとんどは住生活の学習内容領域を研究対象とし、それ以外の学習内容領域を対象とした研究は極めて少ない。したがって、これらの先行研究に後述する家庭科教育の特徴等に照らすと、生活全体を学習対象とする点等の家庭科の特性が生かされているとは言い難いと言えよう。

一方で東日本大震災以降では、住生活以外の学習内容領域における防災学習の提案・実施

等も僅かながら報告されている。例えば、同災害の教訓を取り入れた家庭科の学習を提案する書籍として、「東日本大震災と家庭科(望月ら、2014)」、及び「原発と放射線をとことん考える！ いのちとくらしを守る 15 の授業レシピ(家庭科放射線授業づくり研究会、2016)」が出版されている。また、災害食を学習内容に取り上げる研究が、小林・永田(2017、2016a, 2016b、2015)によってなされている。なお本研究にかかわるものとして、管見の限りでは、遠藤(2013)、鳥井・澤田(2005)が、研究方法の一部として防災・減災の記述に関する現行の教科書分析を行っていたが、安全や防災等の学習内容の変化を時系列に沿って整理した研究は見当たらなかった。

個別の家庭科における防災学習に関する先行研究では、佐々木が内田・小河・菊沢・貴田とともに、阪神・淡路大震災の経験者を対象に防災対策についての意識調査を行い(佐々木貴子ら、1997)、菊澤・貴田とともに被災地小学校教員の授業における取り組みを報告した(菊澤康子ら、1997)。また佐々木・小河・田中・貴田は、防災の視点をとりいれた住生活教育のあり方を提案することを目的として、兵庫県内の高校生に対する調査(佐々木貴子ら、2000)を行い、住生活の指導内容案を作成した(田中洋子ら(2002)、佐々木貴子ら(2003))。近年では、阿部真利恵(2015)とともに、被災地中学校における家族・家庭生活の授業実態を踏まえ、今後の家庭科の在り方を検討する研究を行っていた。

1997年から1999年には藤岡秀英、菊澤康子らが代表となって、防災の視点から家庭科の住生活領域における教材開発に関する研究が科学研究費助成事業として行われていた(藤岡、2000)。藤岡らは、実態調査によって高校生が家庭科で防災対策について学習することを望んでいること、家庭科教員が家庭科「住生活」領域で防災学習を行う必要性を感じていることを明らかにし、子どもの発達段階を踏まえた家庭科指導内容と位置づけを提案した。藤岡らは研究について、「21世紀を生きる子どもたちに自分や家族、地域の人々の生命や生活を安全に守ることの大切さを教えることの必要性を導き出した」としている。

志村・佐藤・大橋は、被災地の高等学校家庭科教員を対象とした調査を実施し家庭科におけるキャリア教育の可能性を検討するとともに(志村由美ら(2015)、佐藤典子ら(2015))、被災地である福島県相双地区における家庭科教育の実態調査を踏まえて今後の学習支援の在り方を示した(志村結美ら(2016)、佐藤典子ら(2015))。

岡村・鈴木・赤木らのグループは、家庭科における地震防災学習の検討を目的として、家庭の防災対策の実態、家庭での防災及び防災学習、防災学習に関する学校と家庭の情報共有等の実態を調査した(岡村大地ら(2015)、鈴木佐代ら(2015)、岡村大地ら(2014))。

武井、深谷、佐藤、難波、遠藤のグループは、日本家庭科教育学会の研究発表として、東日本大震災を踏まえた「家族・家庭」の学習内容の検討(深谷、2013)、防災袋づくりの学習の提案(難波、2013)、リスク管理の考え方の提案(武井、2013)等を行った。

青木(2017、2016、2015)は、中学生・高校生の災害リスクに対する認知等を明らかにし、家庭科の学習内容を検討した。福田(2016)は、防災意識を高める被服製作指導を報告した。黒光(2014、2015)らは、家庭科の住生活領域における防災の視点を取り入れた教材を開発

した。萬谷・佐桑(2013)は、住生活領域における地域防災マップづくりに関する授業を報告した。田中(2012)は、家庭科教育に於ける地震災害対応授業を提案した。相川(2012)は、中学校家庭科住居分野の教育内容と総合的な学習の時間と合科的な単元を構成した災害教育プログラムを例示し、災害に対する意識を高め、自発的に行動できる生徒の育成にどのような効果があるのかを検証した。陣内・須田(2017)は、防災学習について先進的な取組を行う学校や被災地の聞き取り調査を行った上で、住生活領域における指導内容を提案した。札埜・仲野(2016)は、環境教育やシティイズンシップ教育と防災を連動させた家庭科の授業を提案した。田中(2015)は、「地震への備えに関しては家庭科の教科書の多くで住まいの分野で取り扱われている場合が多く、ほかの教科ではなかなか取り扱うことができない」として、防災の視点から住まいの安全に関わる授業を提案した。入江ら(2014)は、中高生を対象とした「東日本大震災を受けて生徒が防災について気がかりなこと」と「学校で身に付けておくべき力」の自由記述による調査結果を整理し、それらと家庭科の内容との関連性を示した。山本・佐々野(2013)は、長崎県内における防災計画では防災学習の詳細な内容が今後の課題に位置づけられていることを受け、1時間の枠組みの中における防災の視点からの住居の学習指導案の作成と実践を行った。村山・伊藤・鈴木(2011)は、生徒が地震災害の意識を高め、安全に暮らすための工夫を知り、そして防災行動を促すこと中学校家庭科の住まいの学習について授業実践を行い、「家庭科はそもそも 防災実践教育的内容を含む教科であるが、防災行動の誘導のためには、なぜそのような行動が必要かを理解することが前提になる」と考察した。植田・小澤(2006)は、中学校・高等学校における住まいの教育において防災にかかわる授業実践に取り組んだ。研究において植田・小澤は、「視聴覚教材や資料を充実させ、地域や環境、防災についても取り上げることで生徒の興味 や関心を高めることができるのではないだろうか」と提案した。杉浦(2005)は、クロスロードを用いた防災ゲームの家庭科教育への転用の可能性を示した。

2. 先行研究等にみる家庭科教育の特徴

第1章で触れたように、国連等において災害による被害の程度が日常生活における選択・行動に左右されると考えられている今日、生活そのものを学習対象とする家庭科の特性が生かされた防災の学習は有用であると思われる。本項では、数ある教科の中でも家庭科の防災にかかわる学習の有用性をより明確にするため、先行研究等の把握を通して家庭科教育の特徴を整理する。

まず、政策領域における家庭科の特徴の把握として、学習指導要領を取り上げる。荒井(2008)は、これまでの家庭科の学習指導要領を概観することで、家庭科が一貫して目標として掲げてきたことをまとめた。具体的には、家庭生活を営むための「基礎基本の知識・技術の習得」、「家庭生活の意義の理解」、「家庭生活に必要な能力と（主体的、実践的）態度の育成」を挙げている。なお、荒井の研究後に告示された『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2017c)においても、技術・家庭科家庭分野の目標には先述の3つの要

素がみられる。

生活の営みに係る見方・考え方を働き、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

(2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これから的生活を展望して課題を解決する力を養う。

(3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

以上の目標に荒井がまとめた3つの要素を照らすと、目標の(1)には「基礎基本の知識・技術の習得」及び「家庭生活の意義の理解」、目標の(2)・(3)には「家庭生活の意義の理解」、「家庭生活に必要な能力と（主体的、実践的）態度の育成」がそれぞれ反映されていることがわかる。そのことから、家庭科の特徴としては、家庭生活を営むための「基礎基本の知識・技術の習得」、「家庭生活の意義の理解」、「家庭生活に必要な能力と（主体的、実践的）態度の育成」が挙げられよう。

なお『中学校学習指導要領解説技術・家庭編』(文部科学省、2017c)の目標における「生活の営みに係る見方・考え方」とは、「家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること」とされている。「生活の営みに係る見方・考え方」は、平成29年度告示の学習指導要領から目標に明記されたものの、後述する研究領域では従前から重視されてきたと言える。

そこで、先行研究領域にみる家庭科の特徴を把握したい。ここでは、家庭科教育法にかかわる研究者である望月(2013)、荒井(2013、2008)、鶴田(2009)、池崎(2011)、福田(2011)、中間(2011、2006)、加地(2011)、堀内(2013)、大竹(2015)の見解に注目する。氏らは、家庭科教育法にかかわる書籍を編集するとともに、その中で家庭科教育の特徴を著している。本研究では氏らの見解を整理したところ、家庭科の特徴としては以下の点が見いだされた。

政策領域に比べると、研究領域における家庭科教育は、社会とのかかわりの中で自立的な生活主体としてよりよく生きることが強調されている。他方で文言に違いはあるが、いずれの見解も子どもたちの生活実態と関わらせながら、家庭生活を営むための基礎基本の知識・技術の習得し、家庭生活の意義を理解するとともに、家庭生活に必要な能力と（主体的、実践的）態度の育成する教科であるとする。よって、これらの三要素は政策領域においても、研究領域においても家庭科の根幹をなす特徴であることがわかる。

また、学習対象である家庭生活の捉え方も政策領域と一致しており、知識や技能、文化など生活を営む上で身に付けるべき普遍的な内容、及び社会の変化・家族形態や生活意識の変化に伴って推移する流動的な内容があるとする。特に研究領域では、後者の重要性を強調したものが多く、堀内(2013:41)は「時代の変化から直接的に影響を受けるのが私たちの家庭生活である。だからこそ、家庭生活にかかわる学習を行う家庭科は、現代社会が直面している問題・克服すべき課題に対してセンシティブであるべきだし、こうした内容を積極的に教科の内容として取り込んでいくべきであろう」とした。

家庭科の学習方法の特性については、望月(2013)が4点にわたり網羅的に整理している。第一には、学校の生活経験に着目する家庭科の学習によって、子どもは自分自身の経験を重視されるとともに、社会的存在として扱われることから、自己効力感を得ることができる点である。第二は、アクティブ・ラーニングを重視している家庭科の学習によって、子どもの暮らしに生かす洞察力、想像力、意識や価値を育まれるという点である。第三は、家庭科における問い合わせ・対話を通して、「私的」に閉じ込められていた暮らしが「公的」な地域の課題や社会の問題として認識できる点である。第四は、子どもから高齢者まで扱う家庭科の学習は、生活の自立だけでなく、子どもたちを社会的な存在として扱い、責任ある市民として育てるという点である。

最新の学習指導要領から明記された事項「生活事象を協力・協働の視点で捉えること」、「生活事象を健康・快適・安全の視点で捉えること」、「生活事象を生活文化の継承・創造で捉えること」、「生活事象を持続可能な社会の構築の視点で捉えること」、「よりよい生活のために工夫すること」等は、先行研究を参照すると従前から重視されていたことがわかる。これらの特徴は、研究領域で示された見解がやがて家庭科関係者の中で主流となり、今日の政策領域に反映されるに至ったものであると思われる。具体例としては、次の主張等が挙げられる。「生活事象を協力・協働の視点で捉えること」について、中間(2011:6)は「家庭科で育成したい生活課題解決能力」のひとつとして「家族や地域社会の人々との関係における生活課題」を解決するために「共に生きる」能力を挙げた。「生活事象を健康・快適・安全の視点で捉えること」について、加地は「人間が生活するうえで欠かすことができない安心・安全・生命の尊重など基本的な価値観を前提として生活重視の価値観を身に付けさせることが必要」とした。「生活事象を生活文化の継承・創造で捉えること」について鶴田(2009)は、家庭科において学ぶこととして、「生活の文化（知識や技術・技能）を学ぶ」、「生活の諸環境について学び・考える」、「民主的な家族について学び考える」を挙げ、家庭科の目標

はこれらの学びを通して生活者を育てることであるとした。「生活事象を持続可能な社会の構築の視点で捉えること」について、望月(2013)は暮らしを捉える概念のひとつとして「持続可能な社会」を挙げ、暮らしを問い合わせ直す必要性があるとした。特に「よりよい生活のために工夫すること」に関しては、研究者ごとに独自の表現がされている。例えば、望月(2013:5)の「自分の「幸せな暮らし」を探求する」、荒井(2013:7)の「よりよい生活を創り出す」、池崎(2011:9)の「家庭生活を創意工夫し、改善向上しようとする」、福田(2011:8)の「よりよく生きる」、中間(2006:2)の「ウェルビーイング向上をめざした生活を創造する」等が挙げられる。

近年の家庭科にかかる研究領域においては、望月、荒井、鶴田によって示された家庭科の潜在的特徴として「シティズンシップ」「生活主体」「ジェンダー」が注目されている。国内外の社会情勢を踏まえると、氏らの見解は今後の家庭科の主流となっていくことが予測される。

「シティズンシップ」について、望月(2013)は暮らしを「ジェンダー」、「持続可能な社会」、「シティズンシップ」の概念で捉え、「幸せな暮らしとは」「すべての人のために」「未来の世代のために」暮らしを問い合わせ直す必要性があるとする。その上で、家庭科の学習は「自分の「幸せな暮らし」を探求する完成を鍛えるだけでなく、「すべての人のために」、「未来の世代のために」生きる知性と哲学を学習することであるとし、このような学習を通して子どもは「人生で出会う私的な問題を公的・社会的な問題とのつながりで捉え、他者や制度、社会に働きかける能力(シティズンシップ)が獲得できる」とした。

「生活主体」について、荒井(2013)は「家庭科は、児童・生徒が、自分自身と自分をとりまく生活に関心を持ち、その主人公(主体)として、よりよい生活を創り出す力を育てる教科である。」とした。さらに、「子どもたちが生活の主人公(主体)として自らをパワーアップする」ためには、家庭科の学びには、「学びの時空を広げる」視点と、「知識とスキルを、問題解決のプロセスの中で活用する」視点が必要であるとした。また荒井は、家庭科を生活行動の哲学として捉え、家庭科での学びがよりよい価値と生活の創造に向けて行動する力につけることにつながっているとしているとし、家庭科の学びが、生活全体を視野に入れながら、明日の家庭や社会をつくる生活者を育てることを目指しているとした。

「ジェンダー」について、鶴田(2009)は家庭科において学ぶこととして、「生活の文化(知識や技術・技能)を学ぶ」、「生活の諸環境について学び・考える」、「民主的な家族について学び考える」を挙げ、家庭科の目標はこれらの学びを通して生活者を育てることであるとした。また、家庭科の特性として、身近な生活の背景にある広い世界を探求する点、複数の選択肢のなかで様々なことを考慮し、選択できる判断力を育成する点、自分の生活に役立つ点、ジェンダー・子ども・マイノリティーなど多様な他者の視点から何が公正なのかを問う点を挙げている。

3. 家庭科の防災にかかる学習と本研究の意義

本章 第2節 2. で述べた通り、家庭科における防災学習の先行研究多くは、住生活にかかる学習内容領域の授業実践・教材開発等であり、家庭科の防災にかかる学習の独自性等は整理されていない。また先行研究を概観すると、住生活以外の学習内容領域を対象とした研究が極めて少なく、家庭科教育の特徴が生かされているとは言い難い。

そこで改めて、家庭科の特徴をもとに検討すると、以下の家庭科の防災にかかる学習の独自性等が挙げられよう。

まず、日常生活における選択・行動の一つひとつが災害時の被害に直結するとされる現代では、家庭生活そのものを学習対象とする家庭科自体が防災学習の側面を持っている。よって家庭科を通して、ジェンダー等の視点から社会的公正を考え、民主的な社会を構築する上で必要となるシティズンシップを身に付けた生徒は、社会全体で取り組む防災を「人間を中心とした」ものにし、主体的に防災に取り組み、仮に災害が発生しても周囲と協力して復興させることができると考える。

また家庭科が防災を積極的に学習に取り入れることで、生徒は「協力・協働」、「健康・安全」、「生活文化の継承・創造」、「持続可能な社会の構築」等の視点から自分の生活や地域社会を捉え、より災害に強い生活のために工夫する力を身に付けられよう。なおこれらの視点は、防災の動向や近年生じた災害時の教訓においても極めて重視されている。例えば「協力・協働」の視点は、各家庭が地域社会とつながりながら生活再建・復興する上で重視されている。長期化する避難生活による災害関連死を防ぐために、「健康・快適・安全」の視点から避難生活を捉え、改良することが求められている。特定の災害が定期的に生じる地域では、

「津波てんでんこ」など「生活文化」として防災が継承されている場合があり、東日本大震災時にはこの文化によって多くの人が九死に一生を得た。地域の家庭生活に注目する家庭科は、生活文化として防災を扱うこともできる。そして、東日本大震災の発生前に、「持続可能な社会の構築の視点」で生活のエネルギー需給の在り方を考えられていたならば、福島第一原子力発電所事故は発生しなかったかもしれない。家庭科における防災学習では、「持続可能な社会の構築」の視点から生徒の生活が、災害に対して強いものであるのかを考えさせることができる。さらに家庭科における防災学習を通して、生徒はこれらの視点から日常生活や避難生活を捉え、命を守るために知識・技術の一つひとつを習得できよう。

これらの家庭科の防災にかかる学習の特性を踏まえると、本研究の意義としては次の点が挙げられよう。まず、現段階では防災にかかる家庭科の学習内容の変遷は、他教科を含めてほとんど明らかにされていない。よって本研究は、家庭科や防災学習をはじめとする諸研究領域に、新たな知見を与えると考える。次に、本研究における中学校家庭科学習指導要領等や教科書の分析によって、防災にかかる家庭科の学習内容に影響を与えた時代的背景や諸要因を考察できる。転じて、これから防災にかかる家庭科の学習内容を構想・展開する上での諸問題等を提起できるとともに、過去70年間の家庭科の学習内容ではほとんど扱われていない防災上の問題を整理できよう。さらに本研究では、近年の災害関連情

報・災害関連問題から防災上の問題の抽出しによって緊要な防災の取組を把握し、これらの結果をもとにこれまでの家庭科では扱われてこなかった防災にかかる学習内容を検討する。この様な防災にかかる家庭科の学習内容は、防災学習や家庭科教育の充実に寄与しうるものであり、将来の社会をつくるこどもが自分自身の生活にある防災上の課題を見出し、その解決に向けて行動する際に極めて有益なものであると思われる。

第3節 研究の方法

1. 家庭科における防災の視点

本研究では、「家庭科における防災の視点」を重要概念として定義し、家庭科の防災にかかる学習の変遷を明らかにするとともに、今後の学習内容を検討する。「家庭科における防災の視点」とは、自身の生涯を見通して防災に取り組み、自分の生活環境やライフスタイルに応じた防災に取り組むための基本となる考え方である。

また「家庭科における防災の視点」は、「自分の生活を取り巻く自然環境や社会的条件に応じた防災に取り組む」「災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階ごとに防災にとりくむ」「さまざまな対策を組み合わせて生活への影響を最小限にとどめる」「一人ひとりの防災上の役割と協力する場面を理解する」の4点で構成される(第1章 第2節 2. 生活で取り組む防災の考え方 にて検討)。

なお本研究では、「防災」を災害対策基本法第二条二に従い、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るための理論と実践」と捉えることとする。

2. 家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組

上述の「家庭科における防災の視点」によって変遷を明らかにし、学習内容を検討することを目的として、4点のそれぞれに対応した枠組「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」を設定する。これら「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」をもとに、第4章では中学校家庭科教科書に記載された防災にかかる学習内容の変遷を明らかにし、また第II部では家庭科の防災にかかる学習を検討する。

(1) 枠組1 災害の種類

「枠組1 災害の種類」は、自分の生活を取り巻く自然環境や社会的条件に応じた防災に取り組むことに対応した枠組みである。災害によって備えの在り方は異なることから、授業において想定する災害を明らかにすることは重要である。特に、特定の災害が発生する確率が地域ごとに異なること、さらに文部科学省(2013:4)が、「地域の特色を理解し、地域と連動した学校防災の取組」を求めていることを踏まえると、生徒が居住する地域で発生する可能性の高い災害について言及することが求められる。「枠組1 災害の種類」によって、学習内容がどのような災害に対する防災を意図しているのかが明確になる。

(2) 枠組2 防災の段階

「枠組2 防災の段階」は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階ごとに防災にとりくむことに対応した枠組である。防災基本計画(中央防災会議、2017)では、「防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧復興の3段階がある」として、各段階における基本方針を定めていた。また諏訪(2007)らは、防災学習の枠組の一つとして「災害のライフサイクル」の重要性を示し、災害のライフサイクルに対応する防災学習のコンテンツを明らかにした。「枠組2 防災の段階」によって、学習内容が未然防止にかかる防災の内容であるのか、或いは災害発生直後の行動等にかかる防災の内容であるのか、若しくは災害からの復興期にかかる防災の内容であるのかを明らかにすることで、災害による被害の軽減につながる学習を目指す。

(3) 枠組3 生活の営み、ライフステージに応じた防災

「枠組3 生活の営み、ライフステージに応じた防災」は、さまざまな対策を組み合わせて生活への影響を最小限にとどめることに対応した枠組である。防災に関する知識等を習得しつつ、家庭科の各学習内容の目標を確実に達成するために、防災がどのような「生活場面」に焦点を当てているか、或いは子どもや高齢者などどのような「人」に焦点を当てているのかを明らかにする。「枠組3 生活の営み、ライフステージに応じた防災」は、実質的に家庭科の学習が対象とする各学習内容領域に相当する。

(4) 枠組4 防災の主体

「枠組4 防災の主体」は、一人ひとりの防災上の役割と協力する場面を理解することに対応した枠組である。家庭の機能の外部化が進み、家族が小規模化する現代社会では、個人や小規模な家族が自らの努力だけで生活を営むことは、ほぼ不可能といってよい。これは、防災についても同様であり、生活で防災に取り組む際には、被災した場合に備えて個人や各家庭では何をする必要があるのか、個人や家庭をとりまく地域社会全体ではどの様な防災が求められるのかを検討し、またどれだけ社会からの支援を受けることができるのかを把握しておく必要がある。「枠組4 防災の主体」によって、学習内容が個人や家庭の規模で取り組む防災にかかる内容であるのか、地域社会やコミュニティの規模で取り組む防災にかかる内容であるのか、或いは災害時の公的支援に関する内容であるのかを明確にする。

3. 本研究の構成

本研究は、大きく次の二段階で構成される。第一段階では、防災にかかる家庭科の学習内容の変遷とともに、これまで家庭科の学習内容には見られない「家庭科における防災の視点」を明らかにする。第二段階では、第一段階によって明らかになった、これまでの家庭科の学習内容には見られない「家庭科における防災の視点」を導入することで学習内容を検討

する。なお第二段階では、近年の災害時に個人や家庭の生活で生じた諸問題(以下、災害関連生活問題)や、個人・各家庭に向けて発せられた災害・防災にかかる情報(以下、災害関連生活情報)を活用することで、現代の家庭生活に対応した学習内容を目指す。よって、学習内容の検討に併せて、災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報の分析に取り組む。各段階の結果及び考察等は、第一段階は第Ⅰ部において、第二段階は第Ⅱ部に示す。

第Ⅰ部では、防災にかかる家庭科の学習内容の変遷を、各改訂年度の家庭科学習指導要領及び学習指導要領解説・指導書(以下、家庭科学習指導要領等と表記)並びに教科書のテキスト分析によって把握する。

第Ⅱ部は、第Ⅰ部の結果及び近年の災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報等の分析結果をもとに、現代的な防災にかかる家庭科の学習内容を次の3つのアプローチで検討する。アプローチの一つは、日本の各省庁等が公開する災害関連情報に基づく、生活環境に応じた家庭科の防災にかかる学習内容の検討である。二つは、生徒が住まう地域特性に配慮した学習内容の検討である。三つは、近年の災害時において多岐に渡る消費生活問題が生じたことに注目する、「消費生活」にかかる学習内容の検討である。

また本研究では、学校教育のなかでも特に中学校家庭科に着目する。その理由の一つには、防災にかかる家庭科の学習内容について先行研究や授業実践報告等が極めて少ない現状がある。中学校の発達段階に焦点を当てた本研究は、今後同じく義務教育段階の小学校家庭科、或いは中等教育段階の高等学校家庭科を対象とした研究を展開する上では、両者の基礎になりえる。

その他中学校家庭科学習指導要領等に着目する理由として、小学校家庭科及び高等学校家庭科の以下の特徴が挙げられる。小学校家庭科の特徴とは、「日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能をみにつけること」を重視している点である。よって小学校の段階では、家庭科を通して日常生活に向き合い、様々な側面から日常生活を学ぶことで、生活にかかる防災学習の基礎を形成することが適当な時期であると思われる。

一方高等学校家庭科の特徴とは、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としている点である。そのことから、高等学校家庭科を対象とした発展的な防災にかかる学習内容を構想する上では、中学校家庭科において基礎となる防災にかかる学習内容を検討する必要があると思われる。以上を踏まえ、小・中・高等学校を通した研究のベースとして、中学校家庭科に注目する。

第Ⅰ部 家庭科の防災にかかる学習内容の変遷

第3章 中学校家庭科学習指導要領等に示された
防災にかかる学習内容

第3章では、中学校家庭科学習指導要領に示された防災にかかわる学習内容の変遷を明らかにする。

学習指導要領¹⁷とは、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めた、日本の各学校が教育課程を編成する際の基準である。学習指導要領によって、日本では全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けることができる。従って、これまでの学習指導要領を分析することで、家庭科の防災にかかわる学習内容が教育課程においてどのように位置づけられてきたのかを把握できる。これまでの位置づけの把握は、今後の家庭科の防災にかかわる学習の拡充等に向けて、様々な示唆を得ることができよう。

なお日本の各学校で実施される防災にかかわる学習活動は、通常の学習活動とは異なり法的に義務付けられた活動という側面もある。政策的に定められる学習指導横領を分析する上では、この様な法的根拠のある防災学習の側面も併せて把握する必要があるだろう。さらに、学習指導要領にみられる家庭科の防災にかかわる学習の経年的変化を正確に把握するには、学習指導要領そのものの変化や、家庭科の防災にかかわる学習内容が記された歴史的背景を認識しておくことも求められよう。

そこで、第3章では現代における防災学習の法的位置づけ、他教科等における防災学習の変遷、学習指導要領の変化を含む家庭科教育の動向を整理し、中学校家庭科学習指導要領に示された防災にかかわる学習内容の変遷の明確化を試みる。

第1節 防災学習の動向

1. 教育政策における防災学習の位置づけ

(1) 防災学習と学校保健安全法

学校保健安全法¹⁸とは、学校における児童生徒等の健康や安全の確保を目的として、学校の管理の在り方等を定めた法律である。同法は、「学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること(同法第一条)」を目的としている。4つの章からなる学校保健安全法は、特に第3章において学校安全について定めている(第三章 学校安全(第二十六条—第三十条))。

¹⁷文部科学省 WEB ページ「学習指導要領とは何か?」を参照した。

¹⁸学校保健安全法：昭和三十三年四月十日法律第五十六号 最終改正：平成二〇年六月一八日 法律第七三号

(2) 防災学習と学校安全

「学校安全」は、学校保健安全法に基づく概念であり、文部科学省(2010a：11)によれば「幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」とする)が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整える」ことを目的としている。

「学校安全」は、「安全教育」と「安全管理」、両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という3つの活動で具現化される。これらの活動の中で、防災学習と関わる安全教育は、自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動し、また他者や社会の安全のために貢献できる児童生徒の育成を目的とした教育活動である。

さらに「学校安全」は、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災と同義)」の3領域で構成される。各領域について、「生活安全」は日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱う。「交通安全」は、様々な交通場面における危険と安全等を含む領域である。そして「災害安全」は、地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害だけでなく、火災や原子力災害について取り扱う。よすなわち、学校保健安全法に基づいて実施される防災学習は、「災害安全」に関わる「安全教育」の一つということになる。

(3) 防災教育と防災学習

現在学校で取り組まれる防災学習は、『東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 最終報告』(文部科学省、2012)、『学校防災のための参考資料 「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開』(文部科学省、2013)等によって構造的に把握できる。

同資料等によれば、「防災学習」は「防災教育」の活動の一つであるとされる。「防災学習」は、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにするねらいとするものである。他方で、同じく防災学習の活動である「防災指導」は、当面した、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に取上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指すとしている。

なお、防災学習は関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱われ、防災指導は特別活動の学級(ホームルーム)活動や学校行事などで避難訓練とともに取り上げられる。よって防災学習は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行わなければならないとされている。

(4) 防災学習の位置づけ

文部科学省(2013：8)は、防災教育のねらいを「自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようとする。」「地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようになるとともに、日常的な備えができるよ

うにする。」「自他の命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域 社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。」としている。したがって、学校教育において防災学習は、以上のねらいを達成するための防災教育の一つである。

2. 他教科等における防災学習の変遷

前項では、概念「学校安全」を根拠とする制度的防災学習の位置づけを把握した。防災学習を含む一連の安全教育の変遷を明らかにした先行研究では、制度的視点から安全教育の変遷を明らかにした吉田(2001)、社会科の学習指導要領改訂に伴う防災学習の変遷を明らかにした城下・河田(2007)のものがある。

吉田は、第2次大戦前の安全教育について、「修身科や国語科教材として地震・津波、台風などの気象災害や火災などを扱うとともに、避難訓練・防火訓練などを今日の学校行事として行うという、「災害安全」中心の安全教育であった」とする。しかし戦前の時点では、概念「学校安全」は成立しておらず、同概念が法律において定められたのは第二次世界大戦後のことである。吉田は戦後、学校教育法の成立によって学校教育の目標として「安全」が目指され、さらに日本安全会法の成立によって「学校安全」が規定されたことを明らかにした。また、日本安全会法の成立後、教科における安全教育(安全学習)は、小、中、高等学校を通じて体育科・保健体育科保健(保健学習)の内容を中心として体系的に行われるようになったとしている。なお、吉田の研究成果、学校安全にかかわる法律・制度の施行年、資料の発行年を踏まえると、学校安全にかかわる動向は表1のようにまとめられよう。

本研究と特にかかわりの深い城下・河田の研究(2006)では、昭和22年度に示された我が国最初の学習指導要領においては、中学校2年の社会科6単元の中の1単元として防災に関する単元が存在していたが、後の改定では防災の内容が見られなくなったことが明らかにされた。この結果に基づく考察として氏らは、戦後の「学力低下問題」を背景に、教育課程が経験主義から系統主義に変わったことを挙げている。具体的には、経験主義から系統主義に移行する過程において、社会科の学習内容が「精選」されるとともに、戦後目指されていた総合的な防災学習が解体されたとする。さらに、教育課程における防災学習の変遷は、戦後の学力低下問題と関連があるとした。

表 1 学校安全にかかる教育政策の動向

年	関連法制及び政策	動き
戦前		修身科や国語科で自然災害や火災を扱うとともに、避難訓練等を今日の学校行事として行うという、「災害安全」中心の安全教育
1947	「学校教育法」成立	
1956	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」成立	「学校における保健」と並んで「学校における安全」が一領域として取り扱われるようになる。
1959	「日本学校安全会法」の施行	学校における安全教育と安全管理で構成される「学校安全」が、法令上初めて規定される。
		この時点で、学校安全の基本的な考え方や内容等については、特に明記されなかった。
1972	『小学校安全指導の手引』の発行	学校安全の考え方や内容は、「中学校安全指導の手引」にて、初めて公にされる。
1975	『中学校安全指導の手引』の発行	それぞれの初版では安全指導の領域を「生活安全」と「交通安全」に大別して示し、現在の「災害安全」は「生活安全」に組み込まれていた。「災害安全」が独自の領域となったのは、同資料の三訂版からである。
1985	「学校保健法」の改正	学校における安全教育については、学校教育法の体系で学校教育計画の一環として立案されていたが、安全管理に関する規定は存在しなかったことから、「学校保健法」の改正によって、新たに安全管理の根拠規定が設けられた。 学校保健に学校安全が含包されたと認識されかねない状況が生じたことから、「学校保健安全計画」とは別に「学校安全計画」が定められる。
1995 年阪神・淡路大震災の発生		
1995	学校防災体制の充実に関する調査研究協力者会議の編成	第一次報告(1995 年)と第二次報告(1996 年)が発表された。
1998	「生きる力を育む防災教育の展開」発表	全国の学校に対して災害安全管理とともに防災教育の実施を促した。
2001	『学校安全参考資料「生きる力を育む学校での安全教育』の発行	
2007	「防災教育支援に関する懇談会」の設置	『防災教育支援に関する懇談会中間とりまとめ(案)－「生きる力を育む防災教育を支援する－』(2007)が発行される
2008	「学校保健安全法」施行(「学校保健法」改正)	同法に基づく「学校安全の推進に関する計画」には、おおむね5年間にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策が示されている。
2010	『学校安全参考資料「生きる力を育む学校での安全教育』の発行	最新の学校安全の構造が示される。
2011	「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の設置	同年に中間報告、2012 年に最終とりまとめを発表する。
2013	『学校防災のための参考資料「生きる力を育む防災教育の展開』の発行	

第2節 家庭科の成立と学習指導要領の改訂

1. 家庭科教育の動向

本項では、家庭科の防災にかかわる学習内容の変遷の背景として、日本における家庭科教育の動向を整理する。一般に家庭科教育は、“home economics”として英訳されるものの、学校教育における教科の位置づけや教科成立の背景等は各国で異なる。日本において家庭科は、民主的な日本の建設を目指して戦後新たに設けられた教科であり、尚且つ今日に至るまでそのあり方が幾度となく問われてきた教科でもある。

家庭科は、戦前の女子の普通教育であった「家事科」や「裁縫科」とは異なる教科として、また家庭生活の民主化と男女平等を目指すために家族関係を中心として学ぶ教科として設けられた。しかし、戦後教育転換期における「小学校家庭科廃止論」、高度経済成長期に制定された「産業教育振興法」や科学教育の推進の動きを受けて、次第に家庭生活や職業生活で実用的な知識や技術を身につける教科となっていました。また同時期では、性別役割分業や封建的家制度を重視する風潮を背景として、家庭科は女子が学ぶ教科であるとする考えも根強かった。そのため、中学校の場合は性別ごとの履修規定、高等学校の場合は女子のみの必修といった状態が長く続き、最終的に男女共通必修化が実現されたのは平成元年度改訂以降である。後述するより詳細な家庭科教育の動向は、本研究で明らかにする防災学習の変遷にも深く関わる。よって、以下では家庭科教育にとって転換点となった事柄を中心に把握する。

なお終戦直後から 1980 年代の家庭科教育に関する歴史研究では、朴木ら(1990)によつて政策的側面から体系的にまとめられている。また、2000 年には日本家庭科教育学会は、家庭科教育について 50 年の歴史(『家庭科教育 50 年 新たなる軌跡へ向けて』(日本家庭科教育学会、2000))をまとめた。以下では、これらの研究と実際の政策的資料に依拠しつつ、終戦直後から現代までの家庭科の動向を述べる。

GHQ による男女共学の推進

1945 年 10 月 11 日、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の最高司令官マッカーサー元帥が指示した五大改革の一つが、学校教育の自由化である。続く同年 12 月までの 2 か月間、GHQ は戦前の日本における軍国主義的な教育制度を転換させるため、『昭和二十年十月二十二日連合国軍最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務局經由日本帝国政府ニ対スル覚書』に記載された「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ關スル件」をはじめ、教育に関する 4 つの指令を出した。翌年の 1946 年 3 月 5 日には、GHQ の要請により米国教育使節団が来日し、同使節から 3 月 31 日に『米国教育使節団報告書：マックアーサー司令部公表』が GHQ 最高司令官に向けて提出される。この報告書は、「教育は個人を、社会の責任ある協力的成員たらしめるよう準備すべきである」とした上で、民主教育の必要性を示したものであり、同時に教育の機会均等と男女共学の推進を促すものであった。GHQ によって示された教育方針

に基づき、文部省は 1946 年 5 月から 1947 年 2 月の間に、『新教育指針』¹⁹を 5 分冊発行（1946～1947）し、ここに民主主義に基づく新たな教育理念が示された。さらに、1946 年 8 月 10 日には、教育刷新委員会が内閣直属の機関として設置され、日本の新たな教育に関する重要事項について建議や声明が出されていった。

民主教育の推進と女子教育の向上

民主教育の観点による教育改革において、女子教育の向上と教育における男女の機会均等は、重要課題の一つであった。当初 1945 年 9 月 12 日に文部省から通達された「時局ノ急転ニ伴フ学校教育ニ關スル件」では、女性の徳目（「婦徳ノ涵養」）が求められていた。しかし、「参政権の賦与による日本婦人の開放」を掲げた最高司令官マッカーサーの五大改革の指令後、日本における教育の民主化が進められる中で、文部省は『女子教育刷新要綱』（1945）を発表した。要綱では、①男女間における教育の機会均等、②教育内容の男女間の平準化、③男女の相互尊重の気風を促進するという方針の下、女子への高等教育機関の開放、大学教育の共学制等が要領として挙げられ、続いて具体的な措置内容が記された。

特に、上述した『新教育指針』の第三分冊第一部後篇では、「女子教育の向上」が第 3 章とされた。ここでは、女子教育を向上させる意義を示した上で、女子教育を妨げてきた要因として日本の封建制度に基づく家族制度を挙げ、女子には妻や母である前に人間としての自由な発展が必要であるとした。さらに、女子教育を推進するための重点として、婦人参政権を背景とした「個人的社会責任に対する教育」、日本の科学的水準を高めるための「科学教育」、そして女子の経済的独立を目指す「経済教育」を挙げている。

家族制度に関して、『新教育指針』の第二分冊第一部前篇の第五章民主主義の徹底では、「四. 社会生活において、いかなる点を民主化すべきか」の第一に「家庭生活を民主化すること」とされた。その中で民主的な家庭生活とは、「家族の各々がたがひに人格を尊び個性を重んじ、自ら進んでその地位にふさわしいはたらきをして、そこにおのづから秩序と団結とが保たれるやうになる」ことであるとされた。さらに、第二分冊第一部後篇の第二章の「二 公教育の主な内容は、どのようなものであるか」では、示された 6 つの内容のうちの一つが「家庭生活」となった。この後、1947 年 5 月 3 日に施行された日本国憲法において、教育の 機会均等（第 3 条）、男女共学（第 5 条）等が教育に関して示され、また第 24 条に個人の尊厳と 男女の本質的平等、そして第 25 条に生存権が明文化された。

以上の女子教育の向上に向けた動向から、日本社会の民主化の過程では、女子教育及び家制度のあり方が密接に関わっていることがわかる（鈴木、高部 2000）。また朴木（1990）は、『新教育指針』について、戦前期に個々人の人格が尊重されなかつた背景までは言及してお

¹⁹ 国立国会図書館近代デジタルライブラリーで閲覧可能（2015 年 1 月 12 日現在閲覧）

【永続的識別子：info:ndljp/pid/1281779／タイトル：新教育指針／出版者：文部省／出版年月日 1946-1947／請求記号 FB25-6／書誌 ID000001184552 公開範囲インターネット公開（保護期間満了）】

らず、そのため民主的家庭は心掛け次第で実現するかのように解釈されていることを指摘し、この点は戦後家庭科の弱点であるとしている。

家庭科の新設

教育の民主化を目指す議論は、GHQ の民間情報教育局教育課と文部省の教科課程改正準備委員会の間で開催された連絡会議で行われた。度重なる会議の末、小学校と新制中学校の教科課程表や教科ごとの指導要領を示した日本で初となる学習指導要領として、1947 年 3 月 20 日に『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』が公表された。なお新制高等学校については、1947 年 4 月 7 日付の『新制高等学校の教科課程に関する件』において、1948 年実施であるとして小学校及び中学校とは別に通達された。

『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』の「第三章 教科課程 二 小学校の教科課程と時間数」には、「(一)ここに見られる教科で、これまでと違っているのは、1. 従来の修身・公民・地理・歴史がなくなつて、新しく社会科が設けられたこと。 2. 家庭科が、新しい名まえとともに、内容を異にして加えられていること。 3. 自由研究の時間が設けられたこと。」とあり、これによって家庭科が社会科とともに新設された。

「内容を異にして」の「内容」とは、「家事科」及び「裁縫科」での学習を指す。現在の家庭科の学習内容の一部である日常の家事に関わる知識技術や被服製作は、戦前は家事科また裁縫科として、さらに女子の普通教育として実施された。しかし『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』によって、戦前のこれらの科目と新設される家庭科は別のものであること、そして男女ともに履修すべき科目であることが示された。この点について、鈴木・高部(2000)は、「教育の機会均等、女子の教育を男子と平等にするという戦後教育の民主化の方針は、まずこの教科課程表（『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』第三章を指す）の上にみることができる。」としている。

『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』に続いて発行された、『学習指導要領 家庭科編（試案）昭和二十二年度』は、家庭科を「家庭建設の教育」とした上で、「各人が家庭の有能な一員となり、自分の能力にしたがって、家庭に、社会に貢献できるようにする全教育の一分野である。」とし、続いて「この教育は家庭内の仕事や、家族関係に中心を置き、各人が家庭建設に責任をとることができるようにするのである。」とする。そして特に家庭科における「家族関係の研究」は、家庭生活を営むことの重要さを基礎として必要な過程であることを強調している。なお、『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』の「第一章 教育の一般目標」として、「家族生活」が掲げられており、これらのことからも家庭科は民主的な家庭建設を目指して設けられたことが伺える。

一方で『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』では、特に家庭科について、「家庭科は、これまでの家事科と違って、男女ともにこれを課することをたてまえとする。ただ、料理や裁縫のような、内容が女子にだけ必要だと認められる場合には、男子にはこれに代えて、家庭工作を課することに考えられている。」とされ、事实上は男女平等の教育理念に関

して矛盾していることがわかる。このような矛盾について先行研究(鈴木・高部、2000)は、民間情報教育局教育課と、女子教育の伝統を背負った家庭科教育関係者および文部省とのかかわりの中で、家庭科に対する認識が大きく異なっていたことによって生じたことを示している。

戦後教育転換期における家庭科

民間情報教育局教育課とともに作成された学習指導要領が、経験主義による教科構成であることは、周知の事実である。デューイの考え方を基本とする経験主義は、児童・生徒が社会で経験したことを、学校とのつながりの中で学問的に解釈することによってより豊かなものにし、さらには地域社会の問題を解決する能力を有した市民の形成を目的とする。しかし終戦直後の日本の学校教育は、経験主義による教育の成果を出すだけの環境が整っていなかった。学習指導要領が施行された後、実施された学力調査は、戦前と比べて生徒の基礎学力が低下する結果となり、「這い回る経験主義」として批判された。そして 1951 年 5 月の政令改正諮問委員会の答申は、日本の国力と国情に応じ、かつ教育効果を得られる合理的な教育制度が必要であるとし、また経験主義的教育課程から系統主義への転換することを要請した。これら一連の動きは、戦後の教育転換期とされている。戦後教育転換期では、家庭科のあり方も大いに問われ、最終的には民主的家庭建設のための教育という側面が弱まることになった。

特に小学校の家庭科では、新設されて間もない頃から、「小学校家庭科廃止論」が浮上した。背景の一つには、民間情報教育局教育課と文部省の家庭科に対する考え方の違いが明らかにされないまま教科の設置が決定されたことがある。当時民間情報教育局教育課では男女の教育機会均等の実現を目指していたが、日本側は「女子のため」の裁縫教育をなくすことはできないという立場であり、両者の見解が明確になった 1946 年 11 月の段階には、既に各教科における学習指導要領の作成が進められ、教育課程自体の再検討が不可能であった。そのことから学習指導要領では、女子のための裁縫教育を認めた一方で、男子は裁縫教育に見合う内容として家庭工作が位置づけられることとなる。この学習指導要領の結果、実際に家庭科を指導している教員の間で、男女共学の家庭科指導は困難であるという声が上がるのこととなった。また、社会科の学習内容に家庭生活に関する学習内容が含まれていたことから、社会科との相互関係を考慮し、家庭科の内容はプラクティカルな側面を扱うこととなつた。

こうした状況下で 1945 年に設置された教育課程審議会では、小学校家庭科の存廢が議論された。この問題は、衆議院予算委員会で取り上げられるなど政治の場でも注目されたが、結果として教育課程審議会の答申(1950 年 6 月)は家庭科を特設してもしなくてもよいとした。同時に同答申によって、家庭科は基本的な家庭技術を習得することに主眼が置かれ、学習指導要領において最も重視されていた家族関係の研究が相対的に軽視されることとなつた。

産業教育と家庭科

1951年6月11日、産業教育振興法²⁰が施行された。この法律は産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立しながら、産業技術や創意工夫の能力を習得させることで、経済自立に貢献する国民を育成することを目的としたものである。この法律によって発足した中央産業教育審議会の最初の建議(第一次建議：1953年3月9日)は、「中学校職業・家庭科教育の改善について」であった。建議は、職業・家庭科の目的及び性格を再確認し、それに基づいて『学習指導要領一般編(試案)昭和26(1951)年改定版』の取扱いのあり方が示された。なお、同建議にある職業・家庭科教育の目的及び性格では、「職業生活及び家庭生活における基礎的な技術の習得、基本的な活動の経験」が目的とされ、「民主的な家庭生活の建設」といった要素は見られなくなった²¹。翌年の1945年10月19日の審議会は、「中学校職業・家庭科の教育内容について」が建議され、第一次建議の内容が更に具体化された。これらを受けて、『中学校学習指導要領職業・家庭科編昭和32年度改定版』が作成され、1957年度から実施に移された。

科学教育と家庭科

1955年以降、日経連は産業界における科学者や技術者の不足に対して、教育に関する政府への要望を発表する。このような要望を受けた中央教育審議会は、1957年11月11日に『科学技術教育の振興方策について(答申)(第14回答申(昭和32年11月11日))』を示した。答申の総論では、日本の科学技術の立ち遅れによって、これを基盤とする産業技術、ひいては産業自体も進歩を阻まれている状況であることを踏まえ、現状を開拓するための科学技術に関する研究と教育の振興が必要であるとされた。総論に続く項目の「第三 高等学校および中・小学校における科学技術教育について」は、基礎学力の向上と初級の技術者・技能者としての資質向上が切望されているとし、中学校においては職業に関する基礎教育を強化する必要があるとしている。また1957年の「科学技術教育の振興策」に関する答

²⁰昭和二十六年六月十一日法律第二百二十八号／最終改正：平成一八年一二月二二日法律第一二〇号

²¹ 中央教育審議会(1953)「中学校職業・家庭科教育の改善について」における、「職業・家庭科の目的及び性格」では、教科の主要な目的を以下のように示した。

1 職業・家庭科の目的及び性格

(1) 職業・家庭科は、職業生活および家庭生活における基礎的な技術の習得、基本的な活動の経験とともに、それを通じて、国民経済および国民生活に対する一般的な理解を養うものであり、共働的な労働の訓練を重視して、技術的、実践的な態度を養うものである。

この基礎的な技術及び基本的な活動は、日本の国民経済および国民生活の改善向上に役立つものでなければならず、その中にひそむ原理や法則を理解して、それを合目的、実験的に用いる能力を養い、更にその社会的経済的意義を理解させる。

引用：中央教育審議会(1953)「中学校職業・家庭科教育の改善について」より一部抜粋

申の後、同答申を踏まえて出された「小学校・中学校教育課程の改善について(答申)」は、職業・家庭科(必修)を改め技術科を編成すること、さらに技術科は内容に二系列を設け、男子向きには「工的内容を中心とする系列」、女子向きには「家庭科的内容を中心とする系列」を学習させることとされた。そして、1958年10月15日に発表された中学校学習指導要領から、「技術・家庭科」という科目名となった。

女子用教科としての家庭科

『学習指導要領家庭科編高等学校用昭和二十四年度』における家庭科は、実質的には女子を対象とした科目であったものの、家庭生活の理解と価値認識を養うこと等は、「男女にひとしく必要」であることから、男子も履修が可能であった。しかし学校現場では当時の履修のあり方について不満が生じており、特に家庭科関係者の中には性別役割分業観に基づいて、家庭科の女子のみ必修化を目指す動きが生まれていた。

その様な状況下において、教育課程審議会の諮問(1952年12月)、中央産業教育審議会建議(1959年9月)、さらに教育課程審議会答申(1960年3月)を経て、昭和35年度の高等学校学習指導要領改訂では、原則として女子のみに「家庭一般」の4単位履修が課されることになった。なお同学習指導要領では、男女間で総単位数の整合性を図るため、男子に体育を女子より2単位多く課されることとなる。

昭和45年度改定では、「『家庭一般』は、すべての女子に履修させるものとし、その単位数は、4単位を下らないようにすること」が明記され、家庭科の「女子のみの必修」はより強固なものになった。さらに昭和53年度改定では、男子の家庭科履修について想定されるようになつたものの、「女子のみの必修」は引き継がれた。

鈴木(1990)は、1949年～1978年の間に発行・告示された高等学校の各学習指導要領の分析を通して、女子の家庭科履修に関する当時の見解を明らかにした。鈴木は、男女平等を目指す中で新設された家庭科も、女子に履修させることを前提としており、とりわけ高等学校段階ではそれが顕著であったことについて、「特に高等学校段階では、女子は近い将来に結婚して家庭で家事・育児の役割を担う者、という見地から家庭科を学習する必要性が説かれた」と記している。

家庭科の男女必修に向けた動き

性別役割分業観を背景として、家庭科の女子のみ必修化を推進した家庭科教育関係者がいる一方で、既婚女性の雇用者の増大や家族形態のあり方等社会の変貌に伴い男女必修を目指す授業実践や運動も見られた。1973年には長野県と京都府の公立高等学校で家庭科が男女共修となる。これらの動きを支持した「家庭科の男女共修をすすめる会」を中心として、教育運動が取り組まれていく。日本で家庭科の男女共修化を目指す動きが見られ始めた頃、国連は1966年に国際人権規約を採択し、1975年を「国際婦人年」として定めるなど、男女平等に向けた新たな社会の秩序化を目指していた。1960年代後半に発生した、国連を中

心とする女性の地位向上のための動向は、日本における家庭科男女共修にも大きな影響を与える、女子のみを対象とした家庭科のあり方の修正を求める。

特に影響を与えた出来事の一つとして、1975年メキシコシティで開催された世界婦人会議では、その後の「国連婦人の十年」の基礎となる「世界行動計画」と「メキシコ宣言」が採択された。「世界行動計画」の第Ⅱ章には、「C 教育及び訓練」という項目が設けられ、現状では男女の教育機会が不平等であることを示した上で、「教育及び訓練の計画、カリキュラム、水準は男女について同一のものとしなければならない」としている。また「世界行動計画」と「メキシコ宣言」の内容を反映する形で、1979年第34回国連総会は「女子差別撤廃条約」を採択する。この動きによって日本は、1985年の第3回世界女性会議までに、女子差別撤廃条約の批准とそれに伴う国内法の整備を迫られた。その中で、当時の国籍法のあり方、雇用機会の男女不平等と並んで、家庭科に関わる性別ごとの履修規定は、大きな問題となった。最終的に文部省は、1984年に家庭科教育を検討する会を設置し、同年に「今後の家庭科教育のあり方について(報告)」を発表した。同報告では、男女共学必修が明記されていなかったものの、高等学校の家庭科は男女とも「家庭一般」を含めた特定の科目から履修すること、中学校の技術家庭科は男女が共通に履修させる領域と選択させる領域を設けることとした。報告を受け、1985年に発足した教育課程審議会は、中学校技術家庭科の4領域について男女共通必修と高等学校における女子のみの必修の廃止を決定した。そして男女の共通必修は、平成元年度改訂時から反映された。

2. 学習指導要領の改訂

以上の家庭科教育の動向を踏まえ、各改訂年度の学習指導要領にみられる家庭科の特徴を把握する。

(1) 中学校家庭科の動き

昭和 22 年度改定

1947年(昭和 22 年)の学習指導要領では、「家庭科教育の全体を通じた目標」として、「1. 家庭において(家族関係によって)自己を生長させ、また家庭及び社会の活動に対し自分の受け持つ責任のあることを理解すること」、「2. 家庭生活を幸福にし、その充実向上を図つて行く常識と技能とを身につけること」、「3. 家庭人としての生活上の能率と教養とをたかめて、いっそう広い活動や奉仕の機会を得るようにすること」の3点が挙げられた。この総目標に基づいて、各学年別の目標が8項目設けられている。8項目の内容を含むこれらの目標から、1947年の学習指導要領では、実生活で用いるプラクティカルな知識等よりも、家族関係や家庭生活そのものに関する学習が、重視されていることが分かる。

昭和 26 年度改定

1951年(昭和 26 年)の学習指導要領は、教科名が「職業・家庭」となる。職業・家庭の総

目標は、「家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、それに必要な知識・技能・態度を身につけ、みずから有能力に応じた分野を受け持つて、その力をじゅうぶんに發揮するようになることである」とし、さらに8つの目標を示している。1951年の総目標と1947年のものとを比較すると、1951年のものには家族関係に関する言及がなくなり、代わって「家庭および社会の一員」という記述と、勤労を重視した内容が加えられた。

昭和32年度改定

学習指導要領の総目標は、「われわれの生活に必要な知識・技能・態度を身につけ、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、みずから有能力に応じた分野を受け持つて、その力をじゅうぶんに發揮し、職業生活・家庭生活の改善向上を図るようにさせることにある」とされ、総目標に続いて5つの具体的な内容が示されている。「家庭および社会の一員」という記述が、「生活に必要な知識・技能・態度を身につける」ことよりも後に設けられている。また、続く具体的な内容5項目も、基礎的な技術の習得と勤労に関する内容に重点が置かれていることが分かる。このことから、当時の家庭科がプラクティカルな側面を重視していることがわかる。さらに、基本的な生活活動を「経験」させることも重視しており、産業教育振興法が反映された内容であると言える。

昭和33年度改定

教科名が「技術・家庭」となり、「1 生活に必要な基礎的技術を習得させ、創造し生産する喜びを味あわせ、近代技術に関する理解を与える、生活に処する基本的な態度を養う」、「2 設計・製作などの学習経験を通して、表現・創造の能力を養い、ものごとを合理的に処理する態度を養う」、「3 製作・操作などの学習経験を通して、技術と生活との密接な関連を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う」、「4 生活に必要な基礎的技術についての学習経験を通して、近代技術に対する自信を与える、協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う」という、4つの総目標が掲げられた。この4つの中でも、「1」の目標は技術・家庭科の「総括的目標」とされ、続く「2」、「3」、「4」の目標の根底には「1」があるとされている。なおこれらの目標に続いて、「男子向き」と「女子向き」の目標が、学年ごとに示された。知識・技能・態度等を重要視する傾向に加え、産業界の要請による科学技術教育の振興の影響が伺える。

昭和44年度改定

目標では「生活に必要な技術を習得させ、それを通して生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実践的な態度を養う」とされ、続いて「1 計画、製作、整備などに関する基礎的な技術を習得させ、その科学的な根拠を理解させるとともに、技術を実際に活用する能力を養う」、「2 家庭や社会における技術と生活の密接な関係を理解させ、生活を

技術的な面からくふう改善し、明るく豊かにする能力と態度を養う」、「3 仕事を合理的、創造的に進める能力や協同、責任および安全を重んじる態度を養う」という 3 つの目標が挙げられている。また前改訂のものと同様に、総目標に續いて「男子向き」と「女子向き」の目標が学年ごとに示されるとともに、科学技術教育を重視していることがわかる。

昭和 52 年度改定

目標では、「生活に必要な技術を習得させ、それを通して家庭や社会における生活と技術との関係を理解させるとともに、工夫し創造する能力及び実践的な態度を育てる」ことが示され、A～I の領域別の目標が掲げられた。本改訂年度から、男女別の目標は設定されなくなったが、履修領域は男女で異なる原則が定められたことから、事実上男女別のカリキュラムである。一方で、「近代技術」や「科学的根拠」といった科学技術教育に関する単語は見られなくなった。

平成元年度改訂

男女共通履修となつたが、総目標には「生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、家庭生活や社会生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる」とあり、続いて A～K の科目別目標が掲げられていることから、前改訂年度の内容とほとんど変わらない。一方で、新たな科目として「F 情報基礎」が加わった。

平成 10 年度改定

目標では、「生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、家庭生活や社会生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる」としており、前改訂年度の目標からほとんど変化はない。ただし、「技術分野」と「家庭分野」の目標がそれぞれ設定された。技術分野の目標には、「実践的・体験的な学習を通して、ものづくりやエネルギー利用及びコンピュータ活用等に関する基礎的な知識と技術を習得するとともに、技術が果たす役割について理解を深め、それらを適切に活用する能力と態度を育てる」とある。家庭分野の目標では、「実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる」とされた。男女共通の履修内容になったことに伴い、被服を中心とした実習に関わる内容が大幅に減少した。また、阪神・淡路大震災を背景として、ボランティアに関する内容が加えられた。

平成 20 年度改定

目標は前改訂年度と同様であり、「技術分野」と「家庭分野」の各目標が設定された。技術分野の目標は、「ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エ

エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる」とされ、1998年のものに「生物育成」という言葉が加えられた。また家庭分野の目標は、「衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これから的生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる」とされ、目標に大きな変化は見られない。一方で、「消費生活」にかかる学習内容領域が加わった。

中学校技術・家庭科学習指導要領の動向

以上の中学校技術・家庭科学習指導要領の動向としては、次のことが言えるだろう。家庭生活の民主化を目指して家庭科が設置された昭和22年度の段階では、家族関係を重視した学習内容であった。昭和26年度改定では、家族関係を重視する傾向が弱まり、勤労に関する内容が加わった。

昭和32年度改定から、家族関係にかかる内容がほとんど見られず、指導内容も大きく変化した。具体的に目標では、家庭生活にとって実用的な知識・技能の獲得が第一に標榜されるようになった。また、産業教育振興法が背景にあると思われるが、産業別の実践的な知識等が多く盛り込まれるようになった。昭和33年度改定では、労働現場における最新の技能等についても触れられており、科学技術振興政策の影響が伺える。

昭和44年度改定及び昭和52年度改定も、引き続き科学技術を重視したプラクティカルな内容が中心であったが、労働生活にかかる内容はあまり見られなくなった。この変化は、中学校卒業と同時に就職する生徒が減少したことが大きな要因であると思われる。

平成元年度改訂より男女別のカリキュラムではなくなったが、昭和52年度の学習目標、学習内容等をほとんど引き継いだ。若干の変化として、平成元年度改訂から情報処理にかかる学習内容領域が加えられた。

平成10年度改定及び平成20年度改定にみる総目標も、基本的・基礎的知識の獲得を筆頭に掲げていた。一方、学習内容では男女共通の履修内容になったことを受け、調理や被服等の実習に関するものが大幅に削減された。加えて、平成10年度改定では阪神・淡路大震災を受けてボランティアに関わる内容が、また平成20年度改定では消費者問題の深刻化を背景として消費生活にかかる学習内容領域が加わった。

(2) 高等学校家庭科の動き

昭和23年度(昭和24年度確定)

昭和23年度では「1. 家庭において（家族関係によって）自己を生長させ、又、家庭及び社会の活動に対し、自分の受け持つ責任のあることを理解すること」、「2. 家庭生活を幸福にし、その充実向上をはかつて行く常識と技能とを身につけること」、また「3. 家庭人

としての生活上の能率と教養とをたかめて、いっそう広い活動や奉仕の機会を得るようにすること」、という家庭科の教育の全体を通じた目標が設定された。昭和 22 年度の中学校場合と同様に、家庭生活や家族関係に重点を置いた内容であった。この総目標に基づいて、各科目別の目標が 5 つ((一)住居及び家事 経理、(二)家庭衛生、(三)食物、(四)被服、(五)家族関係と子ども)設けられた。昭和 23 年度の確定版である昭和 24 年度の総目標も全く同様であるが、各科目別の目標が(被服目録、家庭経済目録、家庭管理目録、家族目録、食物目録、衛生日録、育児目録、住居目録)設けられた。

昭和 31 年度改定

女子のみ必修科目である「家庭一般」が設けられ、専門科目家庭科との区別が明確になった。教科の特性として「家庭生活や家庭経営に関する知識・理解およびこれらに関する技能を一般的教養として、また専門的知識・技能として習得する教科」とした上で、「1 家族の一員としてまた家庭を経営する者として、家族の衣食住その他の家庭生活に関する要求を適正に満たし、家族各員の向上をはかることを理解し、これを実践する態度と技術を身につける」、「2 家庭消費の意義を知り、消費者としての立場と責任とを自覚し、国民経済に貢献する態度を養う」、「3 家庭生活に関する知識・理解を深め、地域の家庭生活の実態を知って、その改善につとめ国民生活の向上をはかる能力と態度を養う」、「4 生徒の進路や特性に応じてさらに深く学ぶ者は、基礎的な「家庭一般」の教養の上に、家庭生活全般に関する高度の教養あるいは専門的な知識・技能を身につけるようにする」とされた。前改訂年度と比べ、家庭生活や家族関係にかかわる内容が強調されなくなった。

昭和 35 年度改定

専門科目を含む家庭科全体の目標として、「1 衣食住保育その他の家庭生活に関する知識と技術を習得させる」、「2 家庭消費の意義を知り、消費者としての立場と責任を理解し、国民経済に貢献する態度を養う」、「3 家庭を経営する者としての立場から家庭生活の改善向上を図り、進んで地域の家庭生活の改善を図る能力や態度を養う」という 3 点が掲げられた。前改訂年度に比べ、より日常生活で用いる知識・技術等に関する事項に重点が置かれた。

昭和 45 年度改定

家庭科全体の目標として、「1 被服、食物、住居、保育、家庭経営などに関する知識と技術を習得させ、これらに関する仕事を適切に行なう能力と態度を養う」、「2 家庭生活を明るく合理的に営み、その充実向上を図るとともに、進んで地域の家庭生活の改善を図る能力と態度を養う」、「3 消費者としての立場と責任を理解させ、家庭経済の安定向上を図り、国民経済に貢献する態度を養う」とあり、引き続きプラクティカルな内容に重点が置かれた。

昭和 53 年度改定

昭和 53 年度改定から、男子の選択履修も想定された。家庭科の総目標には、「被服、食物、住居、保育、家庭経営などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の意義を理解させるとともに、家庭生活及びこれらに関する職業に必要な能力と実践的態度を育てる」とされた。また家庭一般の目標として、「衣食住及び保育などに関する基礎的な知識と技術を家庭経営の立場から体験的・総合的に習得させ、家庭生活を合理的に営み、その充実向上を図る能力と実践的態度を育てる」ことが記された。

平成元年度改訂

平成元年度改訂から男女共通必修教科となり、「家庭一般」、「生活技術」、「生活一般」の三科目から 1 科目 4 単位履修することが定められた。総目標には、「家庭生活の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の意義を理解させるとともに、家庭生活及び関連する職業に必要な能力と主体的、実践的な態度を育てる」とされ、科目ごとの目標も定められた。学習内容は、日常生活において実用的な内容が重視されていた。

平成 10 年度改定

必修科目の名称が、「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活技術」となり、全ての生徒が三科目のうちの 1 科目 4 単位を履修することとなった。総目標には、「人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」とされた。これまでの改訂年度のものと比較すると、「生活の営み」や「家庭・家族の意義」といった内容が、強調された。また、同改定年の学習指導要領から、専門教科である家庭科の目標が別表記となり、「家庭の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、家庭の各分野に関する諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる」とされた。必修教科の家庭科の重点が変化した一方で、専門教科である家庭科は教科の特性上、分野にかかる基礎的な知識と技術を重視していた。

平成 21 年度改定

必修科目の名称が、「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活デザイン」となった。目標では、「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」とされ、これまでの学習指導要領には見られなかった「生涯」という言葉が使用された。これは、少子高齢化や社会的マイノリティーの顕在化等の現代社会を反映したことが背景にあると思われる。専門教科の目標では、「家庭の生活にかかる産業に関する基礎的・基本的な知識と

技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的能力と実践的な態度を育てる」とされた。

高等学校学習指導要領の動向

以上高等学校学習指導要領の動向を踏まえると、概ね中学校技術・家庭科の動向に合致していると言えよう。昭和 23 年度の段階では、中学校の昭和 22 年度と同じく、家庭生活の民主化が目指され、家族関係を重視した内容であった。

昭和 31 年度改定では、女子のみ必修の普通科目「家庭一般」が設けられるとともに、家庭科の第一の目標として家庭生活で用いる知識や技術の習得が掲げられた。家庭生活で用いる知識や技術の習得を目指す傾向は、昭和 35 年度改定で一層強まり昭和 53 年度改定まで変化はない。学習内容も被服の製作や調理実習を中心として、カリキュラムが編成された。

平成元年度改訂から、男女共通必修になったことで科目編成が変化した。目標では、家庭生活で用いる知識技術の習得が掲げられたが、中学校技の場合と同様に実習が減少した。

平成 10 年度改定から、総目標のはじめに家族や家庭の意義等を理解させることが述べられ、また男女が共に協力する旨が掲げられた。平成 20 年度改定では、初めて「生涯」というワードが用いられた。学習内容に注目すると、平成 10 年度改定からボランティアに関する記述が、平成 20 年度改定から消費者問題に関わる内容が充実した。このことから、男女共通必修化は平成元年度改訂で実現されたが、学習内容としてジェンダーフリーの考え方反映されたのは、平成 10 年度改定以降であると言える。

第 3 節 家庭科学習指導要領等にみられる防災にかかわる学習の変遷

1. 分析の対象と方法

分析対象は、1947 年(昭和 22 年)から 2017 年現在までの 70 年間に告示された、中学校家庭科及び高等学校家庭科の学習指導要領、学習指導要領解説・指導書(本章 第 2 節参照)である。本研究では、変遷にみられる中学校家庭科の防災にかかわる学習内容の位置づけをより明確にすることを目的として、高等学校の学習指導要領等の分析を合わせて行う。なお他教科等の中学校学習指導要領は、昭和 22 年に初めて刊行されて以降、現在のものが告示されるまでに 7 回改訂された。一方その他の教科とは異なり、中学校家庭科は昭和 32 年にも学習指導要領が改訂されている。そのため本研究の分析対象には、昭和 32 年中学校家庭科学習指導要領が含まれている。

家庭科学習指導要領等に示された防災にかかわる学習内容の変遷は、第 3 章 第 1 節「1. 日本の教育政策における防災学習の位置づけ」で述べた日本における防災学習の法的位置づけに配慮した分析方法を確立して明らかにする。ここで学校教育における防災学習の位置づけを再整理すると、「防災学習」は学校保健安全法で定められた「学校安全」の目的を達成するための「安全教育」である。さらに「学校安全」は、防災と同義の「災害安

全」、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱う「生活安全」、様々な交通場面における危険と安全等を取り扱う「交通安全」の3領域で構成される。

これまで先行研究や国の指針等においては、家庭生活の安全を軽かす事柄について学ぶ家庭科の内容を明確に分類していない。そこで本研究では、学校安全の3領域の概念を応用することで、家庭科学習指導要領等の分析を試みる。具体的には、「家庭生活の安全にかかる学習内容」として、「災害安全」に相当する「防災にかかる学習内容」、「生活安全」に相当する「日常生活で起こる事件・事故にかかる学習内容」、「交通安全」に相当する「交通事故にかかる学習内容」の3つの学習内容を定め、これらの学習内容が家庭科学習指導要領等においてどのように扱われてきたのかを明らかにする。

分析の手続きは、次の通りである。第一に、学校安全の3領域を応用して〈家庭生活の安全にかかる単語〉を選定する。〈家庭生活の安全にかかる単語〉の選定では、『学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』の「第2章学校における安全教育 第1節安全教育の目標、重点及び内容 3安全教育の各領域の内容」(文部科学省、2010a:32-33)を参照し、日常生活で起こる事件・事故及びその防止、交通規則や交通事故及びその防止、災害と防災という三つの観点から、全ての〈学習指導要領等〉を予備的に閲覧した。その結果、これらの観点が見受けられる文章では「安全」と「事故」という二つの単語が多く用されていた。また多用はされていないものの、三つの観点に深く関わる単語として「災害」等が用いられていた。そこで「安全」、「事故」、「災害」また「その他(防災、災難、火災、関東震災義金、天変地変、人の加害、不慮のけが、被害、防火、盗難、盗心、風水害、雪害、震災、震災義金、山火事、風雪の害、安全率、火災、爆発、リスク)」を〈家庭生活の安全にかかる単語〉とした。

第二に〈家庭生活の安全にかかる単語〉が、見出しもしくは文章に使用された場合、見出しとそれに続く文章ひとまとまりを〈見出しセクション〉として抽出する。〈見出しセクション〉とは、〈家庭生活の安全にかかる単語〉が一回以上使用された見出しもしくはそれに続く文章を指す。具体的には、表5において点線で囲った部分が、それぞれ独立した〈見出しセクション〉になる。〈家庭生活の安全にかかる単語〉ではなく、〈見出しセクション〉を単位として分析する理由は、一つの学習内容を複数の学習内容として分析することを防ぐためである。つまり仮に一つの〈家庭生活の安全にかかる単語〉を家庭生活の安全にかかる学習内容とした場合、表5の平成20年度中学校学習指導要領解説の抜粋のように一つの内容を記した文章であるにも拘らず、複数の学習内容として集計してしまう恐れがあるからである。

第三に、学校安全の3領域に基づくラベル〈事件・事故にかかる学習内容〉、〈防災にかかる学習内容〉、〈交通事故にかかる学習内容〉を設定し、〈見出しセクション〉をラベルによって分類する。さらに、各改訂年度の〈学習指導要領等〉にみられる〈事件・事故にかかる学習内容〉、〈防災にかかる学習内容〉、〈交通事故にかかる学習内容〉のラベル数を集計する。

第四に、〈見出しセクション〉で述べられた具体的な内容に注目し、家庭生活の安全が学習内容としてどのように記載されているのかを分析し、その背景を考察する。

なお家庭生活の安全にかかる学習内容は、〈学習指導要領等〉において、家庭科の総説・総目標、各科目・学習領域の性格と目標、学習領域ごとの内容とその取扱いが記述される部分から抽出した。学習指導要領等の構成は、各改訂年度で構成は異なるが、主に家庭科の総説・総目標を述べた部分、家庭科の科目・学習領域の性格と目標を述べた部分、学習領域ごとの内容とその取扱いを述べた部分、教員が学習環境を整備する際の配慮事項等の諸注意を述べた部分で構成される。教科の学習内容、すなわち生徒が学ぶべき内容に焦点を当てる本研究の趣旨を踏まえ、教員に対する配慮事項を述べた部分は今回の分析の対象外とした。

なお本研究では、学習指導要領、学習指導要領解説、指導書を総称して〈学習指導要領等〉とする。学習指導要領及び学習指導要領解説の位置づけについて、文部科学省²²によれば学習指導要領を「教育課程全般にわたる配慮事項や「総合的な学習の時間」の取扱いなどの総則と、各教科、道徳及び特別活動の目標、内容及び内容の取扱いを規定」するものとした上で、学習指導要領解説を「総則及び各教科、道徳、特別活動について、学校種ごとに、学習指導要領等の改善の趣旨及び内容について解説したもの」としている。また指導書については、「小・中学校について、平成元年までは「指導書」としていたが、学習指導要領と同様の拘束力を有すると誤解されるとの指摘もあったため、その位置づけを一層明確にする観点から、高等学校と同様に「解説」に改めた」としている。また、〈学習指導要領等〉のタイトル表記には一貫性がないことから、個別の〈学習指導要領等〉を指す場合は、便宜的に「(改訂年度)(校種)学習指導要領(解説)」(例えば、昭和 22 年度中学校学習指導要領)の形で表記する。なおタイトル表記の一貫性がない点について、中学校技術・家庭科は教科の編成と名称が変更されており、昭和 22~25 年度は「家庭科」、昭和 26~32 年度は「職業・家庭科」、昭和 33 年度~現在は「技術・家庭科」となっている。併せて、〈見出しセクション〉、及びラベル〈事件・事故にかかる学習内容〉、〈防災にかかる学習内容〉、〈交通事故にかかる学習内容〉は、〈 〉を付けて表記する。

2. 防災にかかる学習内容の変化

(1) 家庭生活の安全にかかる学習内容の量的変化

家庭生活の安全にかかる学習内容の全体的傾向

中学校及び高等学校の各〈学習指導要領等〉における〈見出しセクション〉の学習内容別の分析(表 2、表 3)では、〈事件・事故にかかる学習内容〉、〈防災にかかる学習内容〉、〈交通事故にかかる学習内容〉のうち、〈交通事故にかかる学習内容〉に該当した〈見出しセクション〉は見られなかった。またいずれの校種でも、〈事件・事故にかかる学習内容〉の〈見出しセクション〉の数は、〈防災にかかる学習内容〉の〈見出しセクション〉

²² 文部科学省：学習指導要領（解説）等の位置づけについて

の数を上回っていた。

中学校の〈見出しセクション〉は、〈事件・事故にかかる学習内容〉が 233、〈防災にかかる学習内容〉が 16 であった。高等学校については、昭和 31 年度の〈学習指導要領等〉から、各学科に共通する教科としての家庭科(以下、必修家庭科と表記する)と、主として専門学科において開設される家庭科(以下、専門家庭科と表記する)に分けて学習内容が示されるようになったため、これに沿って分析を行った。その結果、必修家庭科の〈見出しセクション〉は、〈事件・事故にかかる学習内容〉が 132、〈防災にかかる学習内容〉が 12 であった。専門家庭科の〈見出しセクション〉は、〈事件・事故にかかる学習内容〉が 109、〈防災にかかる学習内容〉が 18 であった。

表 2 中学校技術・家庭科〈学習指導要領等〉における家庭生活の安全にかかわる学習内容の分類

分類 改訂年度	防災	事件・ 事故	交通事故	総計
S22	12	11	0	23
S26	3	8	0	10
S32	0	2	0	2
S33	0	3	0	3
S34(解)	0	5	0	5
S44	0	25	0	25
S45(解)	0	71	0	71
S52	0	3	0	3
S53(解)	0	25	0	25
H1	0	4	0	4
H1(解)	0	21	0	21
H10	0	2	0	2
H11(解)	0	16	0	16
H20	0	4	0	4
H20(解)	1	33	0	33
総計	16	233	0	247

注) (解)は、学習指導要領解説を指す。

表 3 高等学校家庭科〈学習指導要領等〉における家庭生活の安全にかかわる学習内容の分類

分類 改訂年	防災		事件・事故		交通事故		総計
	必修	専門	必修	専門	必修	専門	
S23	1		1		0		2
S24	3		40		0		43
S31	0	0	2	0	0	0	2
S33(解)	0	12	0	19	0	0	19
S35	0	0	1	0	0	0	1
S45	0	0	1	1	0	0	2
S47(解)	1	1	2	15	0	0	17
S53	0	0	0	0	0	0	0
S54(解)	0	3	4	7	0	0	12
H1	0	0	1	1	0	0	2
H1(解)	2	0	5	19	0	0	24
H11	0	0	6	2	0	0	8
H12(解)	5	1	23	14	0	0	37
H21	0	0	10	5	0	0	15
H22(解)	0	3	36	34	0	0	70
総計	12	18	132	109	0	0	254

注) (解)は、学習指導要領解説を指す。

中学校の学習内容の量的変化

中学校の〈防災にかかわる学習内容〉に該当した〈見出しセクション〉の数は、昭和 22 年度中学校学習指導要領が 12 と最も多かった。しかし、昭和 26 年度中学校学習指導要領では 3 になり、以降平成 20 年度中学校学習指導要領解説が刊行されるまでの〈学習指導要領等〉では見られなかった。

昭和 32 年度以降の〈学習指導要領等〉は、食生活の科学、住生活の科学、衣生活の科学等学問の系統性によって編成されるようになった。系統性による領域の分化により、総合的側面をもつ防災は、学習内容として扱いにくくなった可能性があり、〈防災にかかわる学習内容〉の〈見出しセクション〉数の減少の一因となったと考えられる。一方で、中学校の〈事件・事故にかかわる学習内容〉の〈見出しセクション〉は、昭和 45 年度中学校学習指導要領解説が 71 と最多であったが、以降平成 11 年度まで減少傾向となり、平成 20 年度中学校学習指導要領及びそれに伴う解説で再び増加に転じていた。

昭和 52 年度改訂、平成元年度改訂、平成 10 年度改訂時に、〈事件・事故にかかわる学習内容〉の〈見出しセクション〉の数が減少していた要因には、次の三点が考えられる。第一

点は、授業時数の減少に伴う学習内容の集約化である。昭和 52 年度の改訂から「ゆとりある充実した学校生活」(文部科学省、2008a)の実現が目指されたことで、一部教科の授業時数が削減された。特に技術・家庭科の授業時数は、昭和 44 年度では 3 年間で 315 単位時間(文部省、1969)とされていたが、昭和 52 年度改訂時には 245 単位時間(文部省、1977)となつた。さらに、平成元年度改訂時には 210~245 単位時間(文部省、1989)、平成 10 年度改訂時には 175 単位時間(文部省、1998)と、改訂の度に減少していった。授業時数の削減に伴い、技術・家庭科の学習内容全体が集約されたことで、〈事件・事故にかかる学習内容〉も減少した可能性が高い。第二点は、新たな学習内容の追加である。平成元年度改訂では、教育活動全体を通じて「情報化、国際化、価値観の多様化、核家族化、高齢化」(文部科学省、2008a)等の「社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」(文部科学省、2008a)が目指された。その中で、中学校技術・家庭科の技術分野には、「情報基礎」が学習内容に加わった。授業時数が削減される中、「情報基礎」が加わったために、後述する作業時の安全にかかる学習を行ってきた学習内容が減少し、ひいては〈事件・事故にかかる学習内容〉の〈見出しセクション〉の数が減少したものと推察される。第三点は、学習内容の統合化である。平成 10 年度の改訂では、教育活動全体を通じて、「ゆとりある教育活動を展開」(文部科学省、2008a)する中で、「多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換」(文部科学省、2008a)し、「各教科において体験的な学習や問題解決的な学習」(文部科学省、2008a)の充実が図られた。これを受けた技術・家庭科では、従来の学習内容が統合された(例えば、「住居」、「食物」、「被服」が「生活の自立と衣食住」となつた)。この学習内容の統合化も、平成 10 年度改訂時の〈見出しセクション〉の数の減少につながったと思われる。

尚、〈見出しセクション〉を、技術分野・家庭分野別に分類したところ(表 4)、技術分野が 127、家庭分野が 116 であった。さらに、平成元年度改訂において学習内容における男女共通必修化が実現されるまで、技術・家庭科は男女で異なる履修規定であった点を踏まえ、平成元年度以前の〈見出しセクション〉を男女別に分類した。男子が履修する内容の〈見出しセクション〉は 82、女子が履修する内容の〈見出しセクション〉は 75 であった。

表 4 中学校技術・家庭科〈学習指導要領等〉における分野別及び男女別の〈見出しセクション〉の数

改訂年度	学習分野			性別			
	家庭	技術	共通	女子	男子	共通	
S22	23	—	—	23	—	—	
S26	4	5	1	4	1	5	
S32	1	1	0	0	0	2	
S33	0	2	1	0	2	1	
S34(解)	1	4	0	1	4	0	
S44	8	16	1	8	16	1	
S45(解)	27	43	1	27	43	1	
S52	1	2	0	1	2	0	
S53(解)	11	14	0	11	14	0	
H1	2	2	0				
H1(解)	10	11	0				
H10	1	1	0				
H11(解)	9	7	0				
H20	2	2	0				
H20(解)	16	17	0				
総計	116	127	4	75	82	10	

注) (解)は、学習指導要領解説を指す。

高等学校の学習内容の量的変化

高等学校については、昭和 31 年度以降必修家庭科は 1 科目編成であったが、平成元年度より 3 科目から 1 科目を選択するように変更されたこと、専門家庭科の編成についても科目数が改訂年度ごとに異なることから、学習内容の量的変遷を単純に比較することはできない。表 3 からは、高等学校の〈防災にかかわる学習内容〉に該当した〈見出しセクション〉が、昭和 33 年度高等学校学習指導要領解説が刊行される以前では学習指導要領において、刊行後では学習指導要領解説で見られたことが指摘できる。学習内容の変遷については後述する。

(2) 家庭生活の安全にかかわる中学校の学習内容の変遷と考察

防災にかかわる学習内容

中学校技術・家庭科の〈防災にかかわる学習内容〉には、全教科に共通する学習指導要領の特徴が表れていた。昭和 22 年度中学校学習指導要領は、「全教科を通じて、戦後の新教育

の潮流となっていた経験主義や単元学習」(文部科学省、2008a)が導入されたという特徴を持つ。家庭科〈学習指導要領等〉における〈防災にかかわる学習内容〉にも、この影響が伺える。昭和22年度中学校学習指導要領では、防災を主題とした単元「第八章 第七学年の家庭科指導単元（二）備えある生活 B 災害の予防」が設定されていた。また、経験主義の特徴である生徒による主体的な活動すなわち経験を、「組織的に整えた（学校）によって豊かなものに拡大成長させ」(水原、2010：117)ことで、社会問題の解決を目指す指導方法が示されていた(表5)。例えば、「(1) お金は何のためにあるか、討議する。」(文部省、1947a)、「(3) 将来に備えるためには、どうしたらよいか。…(中略)…関西震災救援基金に寄付したことがあるなど。こうして他人の事、社会の事にも金を使うことを覚えさせる。」(文部省、1947a)等の記述が挙げられる。

戦後の教育改革の下で昭和22年度に刊行された、各教科の学習指導要領には、「教科間の関連が十分図られていなかったこと」(文部科学省、2008a)などの問題があった。問題を踏まえて、学習指導要領は昭和26年度に全面改訂されると共に、新たに「職業・家庭科」が発足した。昭和26年度改訂においても、全教科を通して、経験主義や単元学習が取り入れられた学習指導要領であったが、昭和22年度のものに比べると、学ぶべき具体的な内容が明確に示された。昭和26年度家庭科〈学習指導要領等〉に見られる〈防災にかかわる学習内容〉においても、「第2章 職業・家庭の教育内容 第2節 技能および技術にかかわる知識・理解 1.大項目 栽培 中項目 造林 小項目 手入れ 技術にかかわる知識・理解」で示された「7.山火事」(文部省、1951b)、「8.風雪の害」(文部省、1951b)等のように具体的な内容が明示されていた。

前述の量的分析で示したように、昭和32年度以降平成11年度まで〈防災にかかわる学習内容〉は見られなかつたが、平成20年度の改訂において、学校教育全体で「生きる力」をはぐくむことが重要視されている現状を受け、技術・家庭科では「課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する」(文部科学省、2008b)観点から学習内容の改善が図られた。この観点は、平成20年度中学校学習指導要領解説における〈防災にかかわる学習内容〉及び〈事件・事故にかかわる学習内容〉に該当した〈見出しぜクション〉にも見受けられ、防災などの視点から実践的な態度を育成することが目指されていた(表5)。

昭和20年代に〈防災にかかわる学習内容〉が設けられた背景を考察すると、戦災と自然災害の甚大な被害²³があると思われる。昭和22年度中学校学習指導要領では、「この家庭科の内容は、…(中略)…社会の要求などを考慮に入れて展開させてある。」(文部省、1947b)としているが、生活再建や将来起こりうる災害への備えは、当時の「社会の要求」の一つであったと推測できることから、学習内容として防災が組み込まれたと考えられる。また、経験主義を反映した学習指導要領の下で、防災は家庭科の学習テーマに適していたことも一因

²³終戦直後の時期では、空襲等による被害に加え、鳥取地震、東南海地震、三河地震等の自然災害による被害も深刻であった(内閣府、2015)。

であると考えられる。具体的には、防災を家庭科の学習のテーマに据えることで、非常食、災害に強い住まい、災害に備えた家計管理などから発展し、家庭生活の様々な側面と関連付けることができる。昭和 32 年度改訂以降の〈学習指導要領等〉において、〈防災にかかる学習内容〉が見られなくなった背景には、災害による甚大な被害が減少したこと、また教育政策との関わりの中で、以下に述べる〈事件・事故にかかる学習内容〉が増加したことがあると思われる。平成 20 年度中学校学習指導要領解説において、住居の防災にかかる内容が組み込まれた背景には、阪神・淡路大震災(1995 年)や新潟中越地震(2004 年)等で多数の家屋が倒壊したことなど²⁴、住宅と災害に関わる事項が注目されている近年の状況があると考えられる。

²⁴阪神・淡路大震災では全壊・半壊・一部破損を合計して 436416 の家屋が被害を受けた(国土庁防災局、1996)。また、新潟中越地震では全壊 2827・半壊 12746 であった(内閣府、2005)。

表 5 中学校技術・家庭科〈学習指導要領等〉における〈防災にかかわる学習内容〉の例

昭和 22 年度中学校学習指導要領：第八章 第七学年の家庭科指導 第七学年の指導内容 単元(二) 備えある生活 B 災害の予防 「1 目標」及び「 2 指導の方法——生徒の活動 内容」の抜粋	
B 災害の予防	
1 目 標	
<p>(1) 予想される災害に対し、平素の生活においてどんな用意がいるかを理解しこれを実行する能力を養う。</p>	
<p>(2) 地方的な災害とその対策について理解する。</p>	
2 指導の方法——生徒の活動	
<p>(1) いろいろな災害を、新聞やラジオ等によって記録し、話し合う。</p>	
<p>a どんな種類の災難であったか。</p>	
<p>い) 天災地変 ろ) 人の加害 は) 不慮のけが</p>	
<p>点線で囲んだ部分は、独立した〈見出しセクション〉を表す。</p>	
<p>b どんな経過であったか。</p>	
<p>c どうかして避けられなかつたか、又は被害を軽減することはできなかつたか。</p>	
<p>…(中略)…</p>	
<p>(4) 風水害・雪害等地方に起りがちな災害を調査し、その予防について話し合う。</p>	
3 参考書	
<p>小山書店発行 吉村冬彦著「とちの実」 183 ページ「災難雑考」 108 ページ「震災日記より」</p>	
平成 20 年度中学校学習指導要領解説 「第 2 章技術・家庭科の目標及び内容 第 3 節家庭分野 2 家庭分野の内容 2 家庭分野の内容 C 衣生活・住生活と自立 (内容の取扱い) (2) イ家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。」の抜粋	
<p>イ家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。</p>	
<p>…(中略)…</p>	
<p>家族が快適に住まうためには、室内を安全で安心できる状態にすることが必要であることに気付くようとする。また、家庭内の事故の防ぎ方や自然災害への備え、室内の空気調節、音と生活とのかかわりなどの視点から室内環境の整え方が分かり、具体的に工夫できるようにする。</p>	
<p>…(後略)…</p>	

事件・事故にかかる学習内容

表6は、各改訂年度の〈事件・事故にかかる学習内容〉が見られた学習内容の名称及び〈見出しセクション〉の数を表している。〈防災にかかる学習内容〉と同様に、これらの学習内容で扱われた〈事件・事故にかかる学習内容〉においても、改訂当時の教育政策等の影響が見受けられた。

昭和22年度中学校学習指導要領の〈事件・事故にかかる学習内容〉は、〈防災にかかる学習内容〉と同様に、「第八章 第七学年の家庭科指導単元（二）備えある生活 B災害の予防」において見られ、経験主義に基づく指導方法が示された（例えば、「(2) それらのうち、特に火災の予防について研究する」（文部省、1947c）、「(3) 盜難の予防について話し合う」（文部省、1947c）など）。

昭和26年度及び昭和32年度の〈学習指導要領等〉において、職業・家庭科は、「実生活に役立つ仕事を中心として、家庭生活・職業生活についての理解を深め、実生活の充実発展を目指して学習する」（文部省、1951a）教科であるとされた。〈事件・事故にかかる学習内容〉においても、どのような実生活の場面で役立つ安全に関わる知識・技術であるのかが明示されていた。例として、「職業生活における能率・健康・安全・保険について理解させ…（後略）…」（文部省、1957b）等のように記された。

昭和33年度の改訂では全教科を通じた特色として、基礎学力の充実が図られたこと、科学技術教育の向上が目指されたこと、安全の指導を充実したこと、さらに各教科の目標及び指導内容が精選されたこと等が挙げられる（文部科学省、2008a）。特に科学技術教育の向上が目指された背景には、中央教育審議会から「科学技術教育の振興方策について（答申）」（文部省、1957a）等が示されたことがあった。同答申等を受けて、職業・家庭科は技術・家庭科に改められた。これらの状況を踏まえ、昭和33年度中学校学習指導要領及び昭和34年度中学校学習指導要領解説にみられる〈事件・事故にかかる学習内容〉に注目すると、表6に示す学習内容において、作業を安全に進める態度を養うことが明記された意図が理解できる。例えば、技術分野の木材加工・金属加工では、「…（前略）…作業を安全かつ協同的に進める態度を養う。」（文部省、1958a）、家庭分野の調理においても、「…（前略）…熱源について、…（中略）…経済的で安全に使用できるように留意する。」（文部省、1959：61）等とされていた。

昭和44年度の改訂では、全教科を通じて、学習内容を「中学校段階として有効・適切な基本的な事項に精選」（文部科学省、2008a）し、「時代の進展」（文部科学省、2008a）に応じることが目指された。そこで、同時代の家庭生活の変化に目を向けると、高度経済成長期に突入し、家電製品が普及した一方で、それによる事故も増加した時期であった。昭和44年度の〈学習指導要領等〉において、特に家庭分野の学習に新たな〈事件・事故にかかる学習内容〉が加わった要因、及び技術分野の〈事件・事故にかかる学習内容〉が増加（表6）した要因には、このような時代的背景があると思われる。具体的には、昭和40年代の〈学

習指導要領等)から、家庭分野ではミシン、アイロン等の家庭生活で用いる機械や住宅の屋内配線、技術分野では木材の加工等に用いる機械などのように、機械や電気の安全な使用にかかる内容が扱われ始めた(例えば、「(4) 家庭用電気機器の取り扱いを通して、…(中略)…電気機器を安全に、しかも適切に使用する能力を養う」(文部省、1969)など)。尚、昭和32年度改訂から始まる作業を安全に進めるための態度を養う学習及び昭和44年度改訂の電気機器や調理器具の安全な使用にかかる学習は、後に改訂された〈学習指導要領等〉にも継承されていた。また、昭和52年度改訂の〈事件・事故にかかる学習内容〉は、昭和44年度改訂のものと大きな違いは見られなかった。

平成元年度の改訂では、住居の学習内容において新たな〈事件・事故にかかる学習内容〉が見られた。具体的には、住居の学習内容に乳幼児・高齢者の家庭内事故や居住空間の安全と衛生について扱うことが示されるようになった。例を挙げると、平成元年度学習指導要領解説では、「…(前略)…室内の安全については、家庭内事故の種類とその原因を知り、特に高齢者や幼児に多い事故の実態から事故の防ぎ方や安全管理の仕方を知らせ、安全なすまい方の工夫を考えさせる。…(後略)…」(文部省、1994:90)等とされていた。このような〈事件・事故にかかる学習内容〉が加わった背景には、平成元年度改訂時に全教科を通して社会の変化への対応が目指されたことがあると考えられる。そのため、家族関係や人の生涯を学ぶ家庭科では、少子高齢化という社会の変化に対応した学習内容が設けられたと思われる。

平成10年度中学校学習指導要領の〈事件・事故にかかる学習内容〉には、平成元年度から大きな変化は見られなかった。しかし、平成20年度の改訂では、技術・家庭科の〈事件・事故にかかる学習内容〉に、安全な情報利用にかかる内容が加わった(例えば、「…(前略)…情報通信ネットワークにおける安全な情報利用のしくみについて知る…(後略)…」(文部科学省、2008b:33)など)。この背景には、日本の教育において、情報があらゆる領域での活動の基盤(中央教育審議会、2005)²⁵として重要視された位置づけがあると思われる。

²⁵平成17年の中央教育審議会による『我が国の高等教育の将来像(答申)』は、「21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代である」とし、知識基盤社会における教育の重要性を示した。

表 6 中学校技術・家庭科〈学習指導要領等〉における〈事件・事故にかかわる学習内容〉の〈見出しセクション〉が見られた学習内容とその内訳

年度	分野	〈見出しセクション〉の数		各改訂年度の学習内容名と〈見出しセクション〉の数 ¹⁾
		学習指導要領	解説	
S22	家庭	11	-	備えある生活(11)
S26 ²⁾	職業	3	-	都市工業地域男子向き課程の例(木工に関連する社会経済的知識・理解)(1) 機械操作(1)※目標 ⁵⁾ (1)
	家庭	4	-	農村女子向き課程の例(家庭看護)(1) 商業地域女子向き課程の例(家庭看護)(1) ※目標 ⁵⁾ (2)
S32	職業	1	-	就業と生活—能率と安全(1)
	家庭	1	-	住居—住生活(1)
S33 ³⁾	技術	2	4	木材加工・金属加工(2) 機械(1) 電気(1) ※目標 ⁵⁾ (2)
	家庭	0	1	調理(1)
S44	技術	16	43	木材加工(17) 金属加工(15) 機械(12) 電気(11) 栽培(1) 目標(電気)(1)
	家庭	8	27	家庭機械(8) 被服(7) 食物(6) 保育(6) 家庭電機(4) 住居(3) ※目標 ⁵⁾ (1)
S52 ⁴⁾	技術	2	14	木材加工(3) 電気(4) 金属加工(3) 機械(3) 栽培(2)
	家庭	1	11	食物(5) 被服(4) 保育(2) 住居(1)
H1	技術	2	11	金属加工(4) 電気(4) 木材加工(2) 機械(2) 栽培(1)
	家庭	2	10	住居(4) 食物(3) 被服(3) 保育(2)
H10	技術	1	7	ものづくり(具体的な内容 : 機械(6) 栽培(1) ※目標 ⁵⁾ (1))
	家庭	1	9	生活の自立と衣食住(具体的な内容 : 食生活(3) 保育(3) 住生活(2) 衣生活(1) ※目標 ⁵⁾ (1))
H20	技術	2	17	エネルギー変換にかかわる技術(6) 情報にかかわる技術(3) 材料と加工にかかわる技術(3) 生物育成にかかわる技術(1) ※改訂の趣旨・目標等 ⁵⁾ (6)
	家庭	2	15	家族・家庭と子供の成長(3) 食生活と自立(3) 衣生活・住生活と自立(具体的な内容 : 衣生活(1) 住生活(1) ※目標 ²⁾ (1)) ※改訂の趣旨・目標等 ⁵⁾ (8)

注 1) ()内の数字は、学習内容名ごとの〈見出しセクション〉の数を示す。

注 2)～4) 職業・家庭科又は技術・家庭科として一括された(分離できない)総目標に、各年度で〈見出しセクション〉が 1 見られた。

注 5) 「※目標」及び「※改訂の趣旨・目標等」は、特に学習内容を指定はしていないが、目標や改訂の趣旨を記述した箇所において見られた〈見出しセクション〉とその数を表している。

(3) 家庭生活の安全にかかわる高等学校の学習内容の変遷と考察

防災にかかわる学習内容

高等学校の〈防災にかかわる学習内容〉は、主に住生活に焦点を当てた必修家庭科の学習領域及び専門家庭科の科目に見られた²⁶。しかし中学校とは異なり、高等学校の〈防災にかかわる学習内容〉には、学習指導要領の改訂に伴う変化があまり見られなかった。

例えば、〈防災にかかわる学習内容〉の大部分を占める自然災害に対する住居の安全にかかわる内容例では、昭和24年度高等学校学習指導要領の「指導内容(目標3)」における「じょうぶな住居……耐震、耐火」(文部省、1949)、昭和33年度高等学校学習指導要領解説の学習内容として示された「②耐震・台風…(後略)…」(文部省、1958b:308)、昭和54年度高等学校学習指導要領解説における「住居は自然災害に対して安全であるほか…(中略)…設計・構造・資材の上で安全であり、…(中略)…理解させる。」(文部省、1979:71)、平成元年度高等学校学習指導要領解説の「…(前略)…住居の安全については、自然的災害、人為的災害に対する対策を理解…(後略)…」(文部省、1990:33)等が挙げられる。

このように、〈防災にかかわる学習内容〉が類似の内容であった要因としては、高等学校の学習内容の専門性があると思われる。つまり、中学校の家庭科では住生活にかかわる基礎的・基本的な事項を総合的に学ぶのに対し、高等学校の家庭科は地震や台風等の自然災害が発生しやすい日本の気候風土で培われた日本の住まいをより深く学ぶ。そのため、耐震的な構造や耐水的な建築素材等の学習は必然的に設けられる。またこの専門性は、中学校技術・家庭科では防災に触れていなかった期間があった一方で、高等学校家庭科では戦後一貫して防災を扱っていた要因、また特に住生活にかかわる学習内容の中で扱ってきた要因の一つでもあると思われる。

事件・事故にかかわる学習内容

表7は、高等学校の〈事件・事故にかかわる学習内容〉が扱われた必修家庭科の学習領域及び専門家庭科の科目名と〈見出しセクション〉の数を表している。必修家庭科の学習領域及び専門家庭科の科目の名称並びに編成は改訂年度によって異なるため、学習領域及び科目の内容で分類したところ、高等学校の〈事件・事故にかかわる学習内容〉は、住生活にかかわる学習内容、食生活にかかわる学習内容、保育にかかわる学習内容、消費生活・経済にかかわる学習内容、公衆衛生にかかわる学習内容、衣生活にかかわる学習内容、高齢者にかかわる学習内容、またこれらに加えて衣・食・住生活を総合した学習内容及び家庭科の目標

²⁶高等学校家庭科の〈防災に関する学習内容〉は、次の必修家庭科の領域及び専門家庭科の科目で見られた((必)及び(専)の記載は、それぞれ必修家庭科と専門家庭科を表している。)。 | 昭和23年度：家庭衛生 | 昭和24年度：住居目録 | 昭和33年度：(専)家庭経営(住生活の経営) | 昭和47年度：(必)住生活の経営、(専)家庭経営・住居 | 平成元年度：(必)住居の設計と住居の管理、(必)家族の健康管理 | 平成12年度：(必)家族の生活と健康(住生活の管理と健康)、(必)住生活の設計とインテリアデザイン、(専)リビングデザイン | 平成22年度：(必)住生活の設計と創造、(専)リビングデザイン

や改訂の趣旨が記載された箇所に大別できた。

高等学校学習指導要領解説では、平成元年度以降、食生活にかかわる学習内容、消費生活・経済にかかわる学習内容、高齢者にかかわる学習内容が増加した。この背景には、「食育の推進を図るため、食事の役割や栄養・調理にかかわる内容を一層充実」(文部科学省、2010b)すること、「生涯にわたる生活経済や多重債務等の深刻な消費問題」(文部科学省、2010b)の内容の充実が図られたこと、学習内容について「高齢社会への対応」(文部科学省、2010b)が重視されたことがあると考えられる。

具体的な学習内容は、次の通りであった。住生活の学習内容では、外界の危険から家庭生活を守るために住居の機能・構造や建築素材、住居の安全性とそれを保つための維持管理の在り方、室内環境の整備等に焦点が当てられた(例えば、「①防火…(中略)…火災防止には、…(中略)…屋根や壁を防火材料でつくり、軒先を不燃材料でおおうことが望ましい」(文部省、1958b : 307)、「健康で安全な住生活を営むための住居の機能…(中略)…配慮した住生活を主体的に営むことができるようとする」(文部科学省、2010b)など)。また、平成元年度以降では、幼児や高齢者の室内事故についても触れるようになった(例えば、「…(前略)…乳幼児や高齢者、障害者などの家庭内事故の防止、…(中略)…安全に配慮した室内環境の整備について理解させる…(後略)…」)。

食生活にかかわる学習内容では、食品添加物の安全や食品の腐敗の防止、また安全な調理について学ぶこと等が示された(例えば、「…(前略)…食品の変質、食品添加物、食中毒、寄生虫、食品汚染などの食品衛生にかかわる専門的な知識を習得させる…(後略)…」(文部省、1990 : 167)など)。

保育にかかわる学習内容では、安全が保たれた生育環境や子どもの事故等に触れていた(例えば、「遊具には、心身の発達に合っている、子どもが遊びを工夫できる余地がある、安全、丈夫で壊れにくいなどの条件が重要…(後略)…」(文部科学省、2010b)がある)。

消費生活・経済にかかわる学習内容では、事故等に対する保険や貯蓄について学ぶこと等が示されていた(具体例として、「…(前略)…保険には生命・健康・失業などの危険に対して保険する人事保険と、火災、盗難、運送、自動車損害などに対する損害保険と(ママ)ある。…(後略)…」(文部省、1958b : 167)など)。この内容に加えて、平成22年度高等学校学習指導要領解説からは、財・サービスを購入する際に検討する事項や消費者問題に触れていた(例えば、「…(前略)…表示偽装や製品事故などを取り上げ、…(後略)…」(文部科学省、2010b)など)。

公衆衛生にかかわる学習内容では、労働環境、家庭環境、学校における安全管理や健康管理等が扱われた(例えば、「…(前略)…職場における健康の増進活動、安全管理などの労働者の健康管理の意義と目的を理解させる」(文部科学省、2010b)など)。

衣生活にかかわる学習内容では、被服材料の性能や加工等を理解し、安全に配慮した被服管理等ができるようになること等が示された(具体例として、「被服材料の性能と加工、被服の管理などについて理解させ、健康や安全に配慮した衣生活の管理ができるようにする。」

(文部省、2000：97)など。

高齢者にかかわる学習内容では、高齢者の生活における安全性について述べていた(例えば、「…(前略)…高齢者の安全な住まい方や衣服、食事、運動などの工夫についても実習を取り入れ…(後略)…」(文部省、2000：173)など)。

衣食住にかかわる学習内容では、例えば、「家族の食生活、衣生活及び住生活に必要な基礎的な知識と技術を習得させ、家族の生活を健康で安全かつ快適に営むことができるようになる」(文部省、2000：33)など、目標の中に示されていた。

表 7 高等学校家庭科〈学習指導要領等〉における〈事件・事故にかかわる学習内容〉の〈見出しセクション〉が見られた必修家庭科の領域及び専門家庭科の科目とその内訳

学習指導要領の改訂年	必修専門	<見出しセクション>の数	各改訂年度の必修家庭科の大項目名又は専門家庭科の科目名と<見出しセクション>の数	
			学習解説指導要領	
S23	-	1	-	[住]居住と家事経理(1)
S24	-	40	-	[経]家庭経済目録(14) [保]家族目録(1) [衛]衛生日録(11) [住]住居目録(13)
S31	必修	2	0	[住]居住の経営(1) [保]保育・家族(1)
	専門	0	19	[食]食物(1) [保]保育・家族(4) 家庭経営 ([経]家庭経済(2)、[住]住生活の経営(11)、[衛]労力と時間の管理(1))
S35	必修	1	—	[住]住生活の経営(1)
	専門	0	—	
S45	必修	1	2	[住]住生活の経営(2) [衣]衣生活の経営(1)
	専門	1	15	[保]保育(2) [住]家庭経営(住生活の経営)(1) [食]食品衛生(2) [食]集団給食(集団給食)(1) [衛]公衆衛生(1) [保]小児保健(6) [保]児童福祉(1) [保]保育技術(1)
S53	必修	0	4	[食]食生活の設計と調理(2) [住]住生活の設計・住居の管理(1) [保]母性の健康・乳幼児の保育(1)
	専門	0	7	[食]食物(1) [住]家庭経営・住居(3) [食]調理(1) [食]食品衛生(1) [保]保育原理・技術(1)
H1	必修	1	5	家 [住]住生活の設計と住居の管理(1)
				技 [住]家庭生活と電気機械(3)
				生 [経]家庭経済と消費(1) [住]家族の健康管理(1)
	専門	1	19	[食]食物(3) [住]住居(2) [高]家庭看護・福祉(1) [経]消費経済(2) [衣]被服管理(1) [食]食品衛生(3) [衛]公衆衛生(4) [保]保育原理・技術(1) [保]小児保育(2) [保]児童福祉(2)
H10	必修	6	23	基 [保]人の一生と家族家庭(1) 家族の生活と健康 ([衣食住]家族の生活と健康(3)、[食]食生活の管理と健康(4)、[住]住生活の管理と健康(3))
				総 生活の科学と文化([食]食生活の科学と文化(1)、[衣]衣生活の科学と文化(1)、[住]住生活の科学と文化(2))
				技 [保]人の一生と家族・福祉(1) [住]家庭生活と技術革新(3) [食]食生活の設計と調理(4) [衣]衣生活の設計と製作(2) [住]住生活の設計とインテリアデザイン(2)
	専門	2	14	[経]消費生活(1) [保]発達と保育(2) [保]児童文化(1) [高]家庭看護・福祉(1) [住]リビングデザイン(3) [衣]服飾手芸(1) [食]フードデザイン(1) [食]食品衛生(5) ※教科の目標(1)
H21	必修	10	36	基 生活の自立及び消費と環境 ([衣食住]生活の自立と消費と環境、[食]健康と食事(3)、[住]住居と住環境(3)、[経]消費生活と生涯を見通した経済の計画(1)、[経]ライフスタイルと環境(1))

			総	[保]子どもや高齢者とのかかわりと福祉(1) [経]生活における経済の計画と消費(2) 生活の科学と環境([食]食生活の科学と文化(4)、[衣]衣生活の科学と文化(3)、[住]住生活の科学と文化(3)、[衣食住]持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立(3) ※改訂の趣旨(2)、目標(1)
			デ	[保]一生と家族・家庭及び福祉(1) [経]消費や環境に配慮したライフスタイルの確立(3) [食]食生活の設計と創造(5) [衣]衣生活の設計と創造(1) [住]住生活の設計と創造(7)
専門	5	34		[経]生活産業基礎(1) [衣食住]課題研究(1) [経]消費生活(2) [保]子どもの発達と保育(3) [保]子ども文化(1) [高]生活と福祉(2) [住]リビングデザイン(7) [衣]服飾手芸(2) [食]フードデザイン(6) [食]調理(2) [食]食品衛生(9) [衛]公衆衛生(1) ※目標(1)

注 1) ()内の数字は〈見出しセクション〉の数である。

注 2) []内の文字は、次の学習内容の分類を表す：[住]…住生活にかかわる学習内容、[食]…食生活にかかわる学習内容、[保]…保育にかかわる学習内容、[経]…消費生活・経済にかかわる学習内容、[衛]…公衆衛生にかかわる学習内容、[衣]…衣生活にかかわる学習内容、[高]…高齢者にかかわる学習内容、[衣食住]…衣・食・住生活を総合した学習内容。

注 3) 平成元年度改訂以降の必修家庭科は、3科目の中から1科目を履修することとなっている。表中の分類は、次の科目を指す：平成元年度(「家」…家庭一般、「技」…生活技術、「生」…生活一般)、平成 10 年度(「基」…家庭基礎、「総」…家庭総合、「技」…生活技術)、平成 20 年度(「基」…家庭基礎、「総」…家庭総合、「デ」…生活デザイン)。

(4) 中学校と高等学校の比較

中学校技術・家庭科と高等学校家庭科の〈学習指導要領等〉で扱われてきた家庭生活の安全にかかわる学習内容は、それぞれ異なる変遷を辿っていた。

中学校の場合、試案の形で刊行された昭和 20 年代の〈学習指導要領等〉においては、〈防災にかかわる学習内容〉が扱わっていた。特に、昭和 22 年度中学校学習指導要領では、学習指導要領改訂の特色である「全教科を通じて、戦後の新教育の潮流となっていた経験主義や単元学習」が強く反映され、経験主義に基づく防災を主題とした単元が設けられていた。

しかし、昭和 32 年度改訂以降では平成 20 年度中学校学習指導要領解説が刊行されるまで、〈防災にかかわる学習内容〉は見られなくなった。他方で、カリキュラム編成が系統化した昭和 33 年度改訂以降では、改訂年度ごとの教育政策や社会状況に対応した〈事件・事故にかかわる学習内容〉が設けられた。この背景には、高度経済成長に伴う家電製品の普及・工業製品の不具合、労働災害の発生等により、事故にかかわる学習内容が増加した一方、災害による甚大な被害が減少したことが一因と考えられる。その後、阪神・淡路大震災や新潟中越地震の発生等により、平成 20 年度中学校学習指導要領解説では、住宅内で発生する事故の学習と併せて防災が扱われるようになった。

高等学校の〈防災にかかわる学習内容〉の場合、中学校のような防災に特化した単元が設けられることはなく、戦後一貫して住居の安全性を確保するための耐震性等にかかわる内容が扱わってきた。この要因として、高等学校家庭科の専門的な学習内容には、学習内容と関連する家庭生活の安全が必然的に設けられることがあると考えられる。一方〈事件・事故にかかわる学習内容〉では、特に平成元年度以降、食育の推進、深刻な経済・消費者問題への対応、高齢社会への対応が必要とされ、食生活にかかわる学習内容、消費生活・経済にかかわる学習内容が増加し、高齢者にかかわる学習内容において家庭生活の安全が扱われる

ようになった。

第4節 小括

第3章では、家庭科学習指導要領等の分析によって、防災にかかわる学習内容の変遷が明らかになった。家庭科の防災にかかわる学習内容の変遷の明確化に際しては、日本の教育政策における防災学習の位置づけ、先行研究に基づく他教科等の防災にかかわる学習内容の変遷を把握するとともに、戦後の日本における家庭科教育の動向を整理した。

分析では、日本の教育政策における防災学習の法的位置づけに配慮した方法を設置した。具体的には、「家庭生活の安全にかかわる学習内容」として、「災害安全」に相当する「防災にかかわる学習内容」、「生活安全」に相当する「日常生活で起こる事件・事故にかかわる学習内容」、「交通安全」に相当する「交通事故にかかわる学習内容」の3つの学習内容を定め、これらの学習内容が家庭科学習指導要領等においてどの様に扱われてきたのかを明らかにした。

防災にかかわる学習内容については、次の変遷を把握できた。昭和22年度中学校学習指導要領では経験主義に基づく防災を主題とした単元が設けられたが、昭和32年度改訂以降では平成20年度中学校学習指導要領解説が刊行されるまで防災にかかわる学習内容は見られなくなった。他方で、カリキュラム編成が系統化した昭和33年度改訂以降では、改訂年度ごとの教育政策や社会状況に対応した事件・事故にかかわる学習内容が設けられた。この背景には、高度経済成長に伴う家電製品の普及・工業製品の不具合、労働災害の発生等により、事故にかかわる学習内容が増加した一方、災害による甚大な被害が減少したことが一因と考えられる。その後、阪神・淡路大震災や新潟中越地震の発生等により、平成20年度中学校学習指導要領解説では、住宅内で発生する事故の学習と併せて防災が扱われるようになった。

中学校の変遷と比較すると、高等学校の学習指導要領等には防災に特化した単元が設けられることはなく、戦後一貫して住居の安全性を確保するための耐震性等にかかわる内容が扱ってきた。この要因として、高等学校家庭科の専門的な学習内容には、学習内容と関連する家庭生活の安全が必然的に設けられることがあると考えられる。

家庭科学習指導要領等にみられる変遷を概観すると、中学校と高等学校を通して防災にかかわる学習内容はほとんど扱われてこなかったことが把握できる。また、僅かながらにみられる防災にかかわる学習内容は、地震や火災の被害を防ぐための住生活における防災に偏っていたこともわかる。さらに、「家庭科における防災の視点」から捉えれば、昭和22年度中学校学習指導要領が使用された期間が、最も生活を取り巻く自然環境や社会的条件を反映しているが、この期間が事実上女子のみを対象とする教科であったことや、被災者との関わりについても共生という対等な関係ではなく、「施し」としかとらえざる負えない記述である点等は問題であると言えよう。

以上の変遷を今後の家庭科の防災にかかわる学習内容の検討・実施に向けた教訓にする

ならば、今後は防災を重要な家庭科の学習内容として明示する必要があると言えよう。また変遷に「家庭科における防災の視点」を照らせば、児童生徒の生活を取り巻く自然環境や社会的条件に応じ、一人ひとりの防災上の役割と協力の在り方を考える学習内容を検討する必要があると考える。また、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階の観点を取り入れ、住生活にかかわる学習内容領域に留まらず、様々な生活の側面に触れた学習内容を検討することが、災害を乗り越えて生きる力につながると思われる。

第4章 中学校家庭科教科書に記載された 防災にかかわる学習内容

第4章では、中学校家庭科教科書に記載された防災にかかわる学習内容の変遷を明らかにする。文部科学省は、国民の教育を受ける権利の実質的保障、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などの要請に応じることを目的として、小・中・高等学校等の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として教科書検定を実施してきた²⁷。よって日本で使用される教科書は学習指導要領の構成に依拠した教科の主教材であり²⁸、学校教育法等では全ての児童生徒は教科書を用いて学習しなければならないとされる。

従って、第3章で試みた学習指導要領等に示された家庭科の防災にかかわる学習内容の変遷の明確化とともに、教科書分析を通じた歴史的アプローチによる検討は、今後の家庭科の防災にかかわる学習内容の在り方や課題を整理する上で重要であると思われる。

なお第3章で論じた家庭科学習指導要領の改定に伴い、履修規定や科目編成は大幅に変更された結果、出版されてきた家庭科の教科書数は各改定年度で大きく異なる。よって、教科書に記載された家庭科の防災にかかわる学習を把握する上では、各年代の履修規定や教科書の特性を把握しておくことが求められよう。また教科書分析に際して、教科書の出版状況及び現在の保管状況等を調査したところ、新たな知見が得られた。

そこで第4章では、中学校家庭科の履修規定の改訂に伴う教科書の変化、教科書の出版状況等を把握した上で、中学校家庭科教科書に記載された防災にかかわる学習内容の変遷の明確化を試みる。

第1節 家庭科の履修規定と教科書

1. 各年代の履修規定と教科書の特性

昭和22年度中学校家庭科学習指導要領に依拠した教科書は、事実上女子のための教科書であり、経験主義に基づく内容であった。この時期の家庭科は、職業科の選択科目の一つであり、男女共に家庭科を選択することができた。一方で学習指導要領では、「大多数の女子がこの科目を選ぶと思うが、女子全部の必須科目ではない」とされ、事実上女子のみを対象とした必修科目であった。またこの時期の教科書は、経験主義に基づく教育課程の影響を受け、家庭生活の出来事が主人公である中学生の経験として物語のように述べられた。

昭和26年度改定によって、性別また居住地域に応じた教科書が使用されるようになった。同改訂によって、教科の名称が「職業・家庭科」となり、職業科の「農業」、「工業」、「商業」、「水産」、「家庭」という科目の分立が廃止され、これらの科目は統合された「教育内容」と

²⁷文部科学省：教科書制度の概要 3. 教科書検定の趣旨

²⁸教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）の第2条は、教科書を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」と定義する。

なった。昭和 26 年度学習指導要領では、これらの教科の特性と目標を明らかにした上で、各学校が最低限度満たさなければならない「教育計画の基準」を掲げ、地域社会や生徒の実態に応じた「学習指導計画」を立てることとされた。また各学校が、「望ましい学習指導計画」を立てる上での参考として、いくつかの異なった環境を想定した学習指導計画が例示された。具体的な学習指導計画では、「農村男子向き課程の例」、「都市工業地域男子向き課程の例」、「都市商業地域男子向き課程の例」、「漁村男子向き課程の例」、「農村女子向き課程の例」、「商業地域女子向き課程の例」が示されている。このような学習指導要領の下に発行された教科書は、性別と生徒が居住する地域が考慮された。その為、一つの出版社から、農村部に住む男子向けのもの、都市部に住む男子向けのもの、また女子向きのもの²⁹が学年ごとに出版されている。したがって、昭和 26 年度改定と昭和 33 年度改定の学習指導要領の実施期間は、一つの出版社につき 9 種類の教科書が出版されている。

だが、昭和 26 年度改定の学習指導要領は、学校現場にいる教師から指導計画が立てにくいという意見が上がっていた。そのことから、昭和 32 年度に職業・家庭科のみ学習指導要領が改定され、昭和 26 年改訂で示された学習内容から基礎的なものが厳選された。さらに、男女生徒が共通に学習する内容が明確にされ、指導計画の学年別基準を廃止することで、より弾力性のある指導計画が可能になった。学習内容は、表 8 にあるように「内容の組織」として、6 つの群に編成された。各学校の指導計画では、生徒が第 4 群を除く全ての群から 35 時間以上学ぶように編成し、かつ男女共通必修の項目を組み込まなければならなかった。また男女共通必修の内容以外は、「性別や環境などを考慮して選ぶ」とされた上で、「女子向きの計画については、第 5 群を中心とすることができる」とされた。その結果、昭和 32 年度の学習指導要領の下では、「第 1 群を中心として第 2・3 群を加えたもの」、「第 2・3 群を中心としたもの」、「第 5 群」の教科書が学年ごと性別ごとに出版された。これらは順に、昭和 26 年度の学習指導要領の下に発行された、「農村生活向」、「都市生活向」、「家庭生活向」の教科書と対応しており、昭和 26 年度出版の教科書と内容的な違いはほとんどない。

²⁹ 多くの出版社では、農村部の男子に向けた教科書を「農村生活向」、都市部の男子に向けた教科書を「都市生活向」、また女子に向けたものを「家庭生活向」として、出版している。なお、一つの教科書出版社は、女子向きの教科書をさらに細分化し、男子と同様に農村部と都市部に分けていた。

表 8 昭和 32 年度学習指導要領改訂における分野

群	分野	分野のうち男女共通必修の項目
第 1 群	栽培	農耕 園芸
	飼育	
	農産加工	
第 2 群	製図	
	機械	整備修理
	電気	保守修理
	建設	
第 3 群	経営	売買
	簿記	記帳
	計算事務	珠算
	文書事務	
第 4 群	漁業	
	水産製造	
	増殖	
第 5 群	食物	食生活 調理
	被服	衣生活
	住居	
	家族	
	家庭経営	
第 6 群	産業と職業	産業とその特色 職業とその特色
	職業と進路	学校と職業 個性と職業
	職業生活	能率と安全 職業生活と適応

出典：中学校学習指導要領職業・家庭科編改訂版(1957)における、「第 2 章職業・家庭の組織 第 1. 内容の組織(表)」

昭和 33 年度改訂から、男女別に技術・家庭科教科書が採用された。この時期学習指導要領は「生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮」するとして、「各学年の目標及び内容」を「男子向き」と「女子向き」とに分けて示した。また昭和 44 年度改定時も、昭和 33 年度改定時とほぼ同様の内容である。これらの学習指導要領の下で発行された教科書は、居住地域による分類はなくなり、「男子向き」「女子向き」という形式で、学年ごとに出版された。教科書の内容は、昭和 32 年度までのものと比べて、実用的な知識や技術の習得に重点が置かれている様子が伺え、女子向きの教科書の場合、献立の調理や、被服の製作に多くのページが割かれている。

昭和 52 年度改定の際には、男女別の教科書ではなくなったが、男女で異なる履修の原則は継続された。昭和 52 年の学習指導要領は、表 9 にある 17 の領域と領域ごとの目標等を定め、男女ともこれらの領域から、7 以上の領域を選択して履修することとした。具体的に男子は、A から E までの領域の中から 5 領域、また F から I までの領域の中から 1 領域の履修が決められていた。一方、女子には F から I までの領域の中から 5 領域、さらに A から E までの領域の中から 1 領域を含めて履修させた。この時期の教科書は、1・2 年生向けの上巻と 2・3 年生向けの下巻に分かれており、教科書の内容は、昭和 44 年度のものと同じく、日常生活で用いる知識や技術に重きが置かれた。

表 9 昭和 52 年度学習指導要領で定められた領域

学習領域	履修規定		
	男子	女子	男女共通
A 木材加工	木材加工 1 木材加工 2	A～E の領域から 5 領域を必ず履修	A～E の領域から 1 領域を必ず履修
B 金属加工	金属加工 1 金属加工 2		17 の領域から 7 領域以上履修
C 機械	機械 1 機械 2		
D 電気	電気 1 電気 2		
E 栽培			
F 被服	被服 1 被服 2 被服 3	F～I の領域から 1 領域を必ず履修	F～I の領域から 5 領域を必ず履修
G 食物	食物 1 食物 2 食物 3		
H 住居			
I 保育			

(中学校学習指導要領(1977)を基に筆者作成)

家庭科教科書が、男女で同じものが用いられるようになったのは、平成元年度改訂以降である。家庭科の男女共通必修化が実現したことで、平成元年度改訂から男女別の履修規定がなくなった。教科書について、平成元年度の学習指導要領の下では上巻・下巻が出版され、平成 10 年度改定から現在と同じく「技術分野」と「家庭分野」が出版された。

平成元年の学習指導要領では、地域や学校の実態及び生徒の特性等に応じて、11 の領域³⁰から 7 以上の領域を履修が定められた。その際、「A 木材加工」「B 電気」「G 家庭生活」及び「H 食物」の 4 領域については、全ての生徒に履修させるものとすることとされた。なお男女必修の教科となったものの、各領域の内容は昭和 52 年度ものとほとんど変わらなかつたことから、教科書の内容もほとんど変わっていない。

平成 10 年の学習指導要領は、技術分野と家庭分野に分けられた上で、それぞれの分野の「内容」が区分され、更に内容ごとに詳細な「項目」が設定された。具体的に技術分野では、「A 技術とものづくり」と「B 情報とコンピュータ」、家庭分野は「A 生活の自立と衣食住」と「B 家族と家庭生活」という内容で区分された。必修の項目はあるが、各項目に配当する授業時数及び履修学年については、地域、学校及び生徒の実態等に応じて、各学校において適切に定めることとされた。平成 20 年の学習指導要領は、平成 10 年のものと同様に、技術分野と家庭分野に区分され、また各分野の「内容」と内容ごとの「項目」が設けられた。しかし分野が新たに編成され、技術分野では「A 材料と加工に関する技術」・「B エネルギー変換に関する技術」・「C 生物育成に関する技術」・「D 情報に関する技術」、家庭分野では「A 家族・家庭と子どもの成長」、「B 食生活と自立」、「C 衣生活・住生活と自立」、「D 身近な消費生活と環境」という内容で区分された。必ず履修すべき項目はあるが、各項目に配当する授業時数及び履修学年については、地域、学校及び生徒の実態等に応じて、各学校において適切に定めることとされた。

³⁰ 11 の内容の詳細については、A 木材加工、B 電気、C 金属加工、D 機械、E 栽培、F 情報基礎 G 家庭生活、H 食物、I 被服、J 住居、K 保育となっている。

2. 教科書の出版と現存状況

教科書分析にあたり、中学校技術・家庭科教科書についての過去の出版状況及び現在の保存状況を、「公益財団法人教科書 研究センター附属教科書図書館」、「国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館」、「東書文庫東京書籍敷設教科書図書館」の所蔵物をもとに調査した。

調査の結果、表 10 内の教科書は出版されていたと推測されるものの、いずれの図書館でも保管されていなかった。

表 10 現存が確認できなかった教科書一覧

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間
文部省	1	中等家庭一	昭和 23 年～昭和 23 年
文部省	2	中等家庭二	昭和 23 年～昭和 23 年
文部省	3	中等家庭三	昭和 23 年～昭和 23 年
国民図書刊行会	1	家庭 中学一年	昭和 26 年～昭和 26 年
教育出版	1	標準技術・家庭女子用 1 年	昭和 37 年～昭和 40 年
教育出版	3	標準技術・家庭女子用 3 年	昭和 37 年～昭和 40 年
実教出版	2	実教技術・家庭女子 2	昭和 37 年～昭和 40 年
実教出版	1 2 3	実教中学家庭 A 被服	昭和 37 年～昭和 40 年
実教出版	1 2 3	実教中学家庭 新訂版	昭和 41 年～昭和 43 年
株式会社光書房 (株式会社原書房)	1	職業・家庭科(家庭生活) 楽しいしごと 1	昭和 27 年～昭和 33 年
株式会社光書房 (株式会社原書房)	2	職業・家庭科(家庭生活) 新しくらし 2	昭和 27 年～昭和 33 年
株式会社光書房 (株式会社原書房)	3	職業・家庭科(家庭生活) 生活の設計 3	昭和 27 年～昭和 33 年

また『家庭科教育 50 年 新たなる軌跡へ向けて』(日本家庭科教育学会、2000)には、昭和 26 年から昭和 31 年にかけて「光書房」から教科書が出版されたことが記されているが、教科書図書館では「光書房」から家庭科の教科書が出版された記録はなく、同館のデータベースでは同時期に「原書房」から教科書が出版したことになっていた。一方教育図書館にて、昭和 26 年から昭和 31 年の教科書目録を図書館の関係者とともに調べたところ、印字では光書房とされていたが、脇に手書きで原書房とも書かれおり、その原因はわからなかつた。なお教科書図書館のデータベース上では、教科書図書館、教育図書館、東書文庫に原書房の教科書が閲覧可能とされているが、いずれの図書館においても閲覧することができなかつた。よって本研究では、光書房あるいは原書房の教科書も分析の対象外とした。

第2節 家庭科教科書にみられる防災学習の変遷

1. 分析の対象と方法

分析対象は、終戦後初めて中学校家庭科の教科書が出版された 1947 年から 2017 年現在に至る 70 年間に使用された中学校技術・家庭科 家庭分野の教科書³¹ 277 冊である(表 11)。

表 11 1947 年～2017 年現在までに使用された中学校技術・家庭科 家庭分野の教科書

学習指導要領改訂年度	出版社名	教科書タイトル	使用期間
昭和 22 年	北陸教育出版	中学家庭卷一 中学家庭卷二 中学家庭卷三	昭和 25 年～昭和 27 年
	教育図書	家庭中学校第一学年用 家庭中学校第二学年用 家庭中学校第三学年用	昭和 24 年～昭和 27 年
	中教出版	明るい家庭 楽しい家庭 よりよい家庭	昭和 25 年～昭和 28 年
	中研出版	中学家庭一 中学家庭二 中学家庭三	昭和 25 年～昭和 27 年
	文部省	中等家庭一 中等家庭二 中等家庭三	昭和 22 年～昭和 22 年
		家庭中学校第一学年用 家庭中学校第二学年用 家庭中学校第三学年用	昭和 24 年～昭和 27 年
昭和 26 年	開隆堂	生活の喜び 1(家庭生活) 生活の喜び 2(家庭生活) 生活の喜び 3(家庭生活)	昭和 27 年～昭和 33 年
		新版生活の喜び 1(家庭生活) 新版生活の喜び 2(家庭生活) 新版生活の喜び 3(家庭生活)	昭和 29 年～昭和 33 年
		中学職業・家庭(家庭生活)1 中学職業・家庭(家庭生活)2 中学職業・家庭(家庭生活)3	昭和 31 年～昭和 33 年
	学校図書	中学職業・家庭(家庭)一年 中学職業・家庭(家庭)二年 中学職業・家庭(家庭)三年	昭和 27 年～昭和 29 年
		改訂中学職業・家庭家庭 1 年 改訂中学職業・家庭家庭 2 年 改訂中学職業・家庭家庭 3 年	昭和 30 年～昭和 33 年
		中学校職業・家庭家庭生活を基調として(新版)1 年 中学校職業・家庭家庭生活を基調として(新版)2 年 中学校職業・家庭家庭生活を基調として(新版)3 年	昭和 31 年～昭和 31 年
	北陸教育出版	中学職業・家庭 1 家庭生活編楽しい生活 中学職業・家庭 2 家庭生活編明るい生活 中学職業・家庭 3 家庭生活編豊かな生活	昭和 27 年～昭和 27 年
	教育図書	のびゆく家庭 1 家庭生活を中心として のびゆく家庭 2 家庭生活を中心として のびゆく家庭 3 家庭生活を中心として	昭和 27 年～昭和 33 年
		新版のびゆく家庭(1)－家庭生活中心－ 新版のびゆく家庭(2)－家庭生活中心－ 新版のびゆく家庭(3)－家庭生活中心－	昭和 30 年～昭和 33 年
	京都教育出版	家庭中学校第一学年用 家庭中学校第二学年用 家庭中学校第三学年用	昭和 26 年～昭和 26 年
講談社	働く家庭 四季の家庭 のびゆく家庭	のびゆく家庭 1 家庭生活を中心として のびゆく家庭 2 家庭生活を中心として のびゆく家庭 3 家庭生活を中心として	昭和 27 年～昭和 27 年
		のびゆく家庭家庭生活を中心として 四季の家庭家庭生活を中心として のびゆく家庭家庭生活を中心として	昭和 28 年～昭和 31 年
	中学の職業・家庭家庭生活 1 中学の職業・家庭家庭生活 2 中学の職業・家庭家庭生活 3	のびゆく家庭家庭生活を中心として(新版)1 年 中学の職業・家庭家庭生活 2 中学の職業・家庭家庭生活 3	昭和 31 年～昭和 31 年
		のびゆく家庭家庭生活を中心として(新版)2 年 中学の職業・家庭家庭生活 3 中学の職業・家庭家庭生活 3	昭和 31 年～昭和 31 年
国民図書刊行会	家庭中学二年 家庭中学三年	のびゆく家庭家庭生活を中心とした職業・家庭中学一年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学二年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学三年	昭和 26 年～昭和 26 年
	家庭生活を中心とした職業・家庭中学一年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学二年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学三年	のびゆく家庭家庭生活を中心とした職業・家庭中学一年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学二年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学三年	昭和 27 年～昭和 27 年
		のびゆく家庭家庭生活を中心とした職業・家庭中学一年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学二年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学三年	昭和 28 年～昭和 32 年
三省堂	家庭の生活一 家庭の生活二 家庭の生活三	のびゆく家庭家庭生活を中心とした職業・家庭中学一年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学二年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学三年	昭和 27 年～昭和 30 年
	家庭と職業 1 都市の家庭生活を中心として 家庭と職業 2 都市の家	のびゆく家庭家庭生活を中心とした職業・家庭中学一年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学二年 家庭生活を中心とした職業・家庭中学三年	昭和 29 年～昭和 31 年

³¹女子向き及び家庭分野の教科書を研究対象とした。詳細は、卷末参考資料参照。

学習指導 要領改訂 年度	出版社名	教科書タイトル	使用期間
昭和 31 年		庭生活を中心として 家庭と職業 3 都市の家庭生活を中心として 職業と家庭 1 農村の家庭生活を中心として 職業と家庭 2 農村の家 庭生活を中心として 職業と家庭 3 農村の家庭生活を中心として	昭和 29 年～昭和 31 年
		模範中学家庭 3 模範中学家庭 2 模範中学家庭 3	
	実業之日本社	私たちの家庭 1 私たちの家庭 2 私たちの家庭 3	昭和 27 年～昭和 27 年
		私たちの家庭 1 私たちの家庭 2 私たちの家庭 3	昭和 28 年～昭和 29 年
		新版私たちの家庭 1 新版私たちの家庭 2 新版私たちの家庭 3	昭和 30 年～昭和 33 年
	立川図書	職業・家庭科(家庭向)第 1 学年用楽しいしごと 職業・家庭科(家庭向)第 2 学 年用新しくらし 職業・家庭科(家庭向)第 3 学年用生活設計	昭和 27 年～昭和 33 年
	中教出版	明るい家庭 楽しい家庭 よりよい家庭	昭和 27 年～昭和 33 年
		職業・家庭科の学習中学校第一学年用 職業・家庭科の学習中学校 第二学年用 職業・家庭科の学習中学校第三学年用	昭和 28 年～昭和 31 年
		明るい町の生活中学校第一学年用 楽しい町の生活中学校第二学年 用 よりよい町の生活中学校第三学年用	昭和 29 年～昭和 31 年
		明るい村の生活中学校第一学年用 楽しい村の生活中学校第二学年 用 よりよい村の生活中学校第三学年用	昭和 29 年～昭和 31 年
	中研出版	私たちの家庭一 私たちの家庭二 私たちの家庭三	昭和 27 年～昭和 29 年
	日本書籍	私たちの生活設計 私たちの生活設計 私たちの生活設計	昭和 30 年～昭和 33 年
	二葉図書	私たちの生活一年 たしかな生活二年 これからの生活三年	昭和 30 年～昭和 30 年
		私たちの生活家庭生活 1 たしかな生活家庭生活 2 これからの生 活家庭生活 3	昭和 31 年～昭和 33 年
昭和 32 年	開隆堂	新版中学職業・家庭 1 第 5 群を中心としたもの 新版中学職業・家庭 2 第 5 群を中心としたもの 新版中学職業・家庭 3 第 5 群を中心としたもの	昭和 32 年～昭和 36 年
	学校図書	中学職業家庭(家庭生活を基調として)新編 1 年 中学職業家庭(家庭生活を基 調として)新編 2 年 中学職業家庭(家庭生活を基調として)新編 3 年	昭和 32 年～昭和 36 年
	講談社	新訂中学の職業・家庭家庭版 1 新訂中学の職業・家庭家庭版 2 新 訂中学の職業・家庭家庭版 3	昭和 32 年～昭和 33 年
	三省堂	中学職業・家庭家庭生活(女子用)1 中学職業・家庭家庭生活(女子 用)2 中学職業・家庭家庭生活(女子用)3	昭和 32 年～昭和 36 年
	実教出版	標準中学職業家庭家庭 1 年 標準中学職業家庭家庭 2 年 標準中学 職業家庭家庭 3 年	昭和 32 年～昭和 36 年
		新編模範中学家庭 1 新編模範中学家庭 2 新編模範中学家庭 3	昭和 32 年～昭和 36 年
	実業之日本社	標準女子職業・家庭 1 標準女子職業・家庭 2 標準女子職業・家庭 3	昭和 32 年～昭和 33 年
	中教出版	明るい家庭 1 都市向女子用 明るい家庭 2 都市向女子用 明るい家 庭 3 都市向女子用	昭和 32 年～昭和 36 年
	中教出版	楽しい家庭 1 農村向女子用 楽しい家庭 2 農村向女子用	昭和 32 年～昭和 36 年
	二葉図書	新版生活の技術家庭生活一年 新版生活の技術家庭生活二年 新版 生活の技術家庭生活三年	昭和 32 年～昭和 36 年
昭和 33 年	開隆堂	新編中学職業・家庭第 5 群を中心としたもの 1 新編中学職業・家庭第 5 群 を中心としたもの 2 新編中学職業・家庭第 5 群を中心としたもの 3	昭和 34 年～昭和 36 年
		技術・家庭女子用 1 技術・家庭女子用 2 技術・家庭女子用 3	昭和 37 年～昭和 40 年
		中学家庭	昭和 37 年～昭和 40 年
		改訂中学家庭	昭和 41 年～昭和 46 年
		技術・家庭女子用 1 技術・家庭女子用 2 技術・家庭女子用 3	昭和 41 年～昭和 43 年
		技術・家庭女子用 1 技術・家庭女子用 2 技術・家庭女子用 3	昭和 44 年～昭和 46 年
		中学技術・家庭 1(女子向) 中学技術・家庭 2(女子向) 中学技術・家 庭 3(女子向)	昭和 37 年～昭和 40 年
		新訂中学技術・家庭 1(女子向) 新訂中学技術・家庭 2(女子向) 新	昭和 41 年～昭和 43 年

学習指導 要領改訂 年度	出版社名	教科書タイトル	使用期間
		訂中学技術・家庭 3(女子向) 中学技術・家庭(女子向)1 中学技術・家庭(女子向)2 中学技術・家庭(女子向)3	
	学校図書	中学校技術・家庭女子 1年 中学校技術・家庭女子 2年 中学校技術・家庭女子 3年 中学校家庭 中学校技術・家庭女子 1年 中学校技術・家庭女子 2年 中学校技術・家庭女子 3年	昭和 44 年～昭和 46 年 昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 41 年～昭和 43 年 昭和 41 年～昭和 43 年
	教育出版	標準中学家庭 標準技術・家庭女子用 2年 新版標準技術・家庭女子用 1年 新版標準技術・家庭女子用 2年 新版標準技術・家庭女子用 3年 新訂標準技術・家庭女子用 1年 新訂標準技術・家庭女子用 2年 新訂標準技術・家庭女子用 3年	昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 41 年～昭和 43 年 昭和 44 年～昭和 46 年
	講談社	標準女子版 1 中学の技術・家庭 標準女子版 2 中学の技術・家庭 標準女子版 3 中学の技術・家庭 新訂中学の職業・家庭家庭版 1 新訂中学の職業・家庭家庭版 2 新訂中学の職業・家庭家庭版 3	昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 34 年～昭和 36 年
	三省堂	中学家庭 中学校技術・家庭(女子用 1) 中学校技術・家庭(女子用 2) 中学校技術・家庭(女子用 3)	昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 37 年～昭和 40 年
	実教出版	実教技術・家庭女子 1 実教技術・家庭女子 3 実教中学家庭 B 食物・保育・看護・住居・家庭経営 実教技術・家庭新訂版女子 1 実教技術・家庭新訂版女子 2 実教技術・家庭新訂版女子 3 実教技術・家庭三訂版女子 1 実教技術・家庭三訂版女子 2 実教技術・家庭三訂版女子 3 実教中学家庭三訂版	昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 41 年～昭和 43 年 昭和 44 年～昭和 46 年 昭和 44 年～昭和 46 年
	実業之日本社	女子技術・家庭 1 女子技術・家庭 2 女子技術・家庭 3 中学家庭 新訂標準女子職業・家庭 1 新訂標準女子職業・家庭 2 新訂標準女子職業・家庭 3	昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 37 年～昭和 39 年 昭和 34 年～昭和 36 年
	大日本図書	技術家庭女子用 1年 技術家庭女子用 2年 技術家庭女子用 3年	昭和 37 年～昭和 40 年
	中教出版	中学校技術・家庭女子向き家庭と技術 1 中学校技術・家庭女子向き家庭と技術 2 中学校技術・家庭女子向き家庭と技術 3	昭和 37 年～昭和 40 年
	日本文教出版	生活と技術 1 女子用 生活と技術 2 女子用 生活と技術 3 女子用 生活と技術 1 女子用 生活と技術 2 女子用 生活と技術 3 女子用	昭和 37 年～昭和 40 年 昭和 41 年～昭和 43 年
	二葉図書	新編生活の技術家庭編 1 新編生活の技術家庭編 2 新編生活の技術家庭編 3	昭和 35 年～昭和 36 年
昭和 44 年	開隆堂	技術・家庭女子用 1 技術・家庭女子用 2 技術・家庭女子用 3 中学家庭 技術・家庭女子用 1 技術・家庭女子用 2 技術・家庭女子用 3 技術・家庭女子向き 1 技術・家庭女子向き 2 技術・家庭女子向き 3	昭和 47 年～昭和 49 年 昭和 47 年～昭和 50 年 昭和 50 年～昭和 52 年 昭和 53 年～昭和 55 年
	実教出版	実教技術・家庭女子 1 実教技術・家庭女子 2 実教技術・家庭女子 3 改訂実教技術・家庭女子 1 改訂実教技術・家庭女子 2 改訂実教技術・家庭女子 3	昭和 47 年～昭和 49 年 昭和 50 年～昭和 52 年
	東京書籍	新編新しい技術・家庭女子 1 新編新しい技術・家庭女子 2 新編新しい技術・家庭女子 3	昭和 53 年～昭和 55 年
昭和 53 年	開隆堂	技術・家庭上 技術・家庭下 技術・家庭上 技術・家庭下	昭和 56 年～昭和 58 年 昭和 59 年～昭和 61 年

学習指導要領改訂年度	出版社名	教科書タイトル	使用期間
	東京書籍	技術・家庭上 技術・家庭下	昭和 62 年～平成 1 年
		技術・家庭上 技術・家庭下	平成 2 年～平成 4 年
		新しい技術・家庭上 新しい技術・家庭下	昭和 56 年～昭和 58 年
		改訂新しい技術・家庭上 改訂新しい技術・家庭下	昭和 59 年～昭和 61 年
		新編新しい技術・家庭上 新編新しい技術・家庭下	昭和 62 年～平成 1 年
		新訂新しい技術・家庭上 新訂新しい技術・家庭下	平成 2 年～平成 4 年
		技術・家庭上 技術・家庭下	平成 5 年～平成 7 年
平成元年	開隆堂	技術・家庭上 技術・家庭下	平成 9 年～平成 12 年
		新しい技術・家庭上 新しい技術・家庭下	平成 5 年～平成 8 年
	東京書籍	新編新しい技術・家庭上 新編新しい技術・家庭下	平成 9 年～平成 13 年
		技術・家庭(家庭分野)	平成 14 年～平成 17 年
平成 10 年	開隆堂	技術・家庭家庭分野	平成 18 年～平成 23 年
		新しい技術・家庭家庭分野	平成 14 年～平成 17 年
	東京書籍	新編新しい技術・家庭家庭分野	平成 18 年～平成 23 年
		技術・家庭(家庭分野)	平成 24 年～平成 27 年
平成 20 年	開隆堂	技術・家庭(家庭分野)新	平成 28 年～
		技術・家庭家庭分野	平成 24 年～平成 27 年
	教育図書	新技術・家庭家庭分野	平成 28 年～平成 33 年
		新しい技術・家庭家庭分野	平成 24 年～平成 27 年
	東京書籍	新編新しい技術・家庭家庭分野	平成 28 年～平成 33 年

分析では、中学校家庭科学習指導要領が 8 回改訂された(2016 年現在)ことを踏まえ、各学習指導要領の全面実施期間(以下、実施期間と表記する)に沿って教科書を 9 区分する。その上で、実施期間ごとに教科書に記載された防災にかかわる学習内容を明らかにし、さらに実施期間を通観する。また分析では、第 2 章 第 3 節 2. で定義した「家庭科の防災にかかわる学習内容構想の 4 つの枠組」を分析の枠組とし、各分析の枠組に対応したラベル(表 12)を設定する。

表 12 分析の枠組及びラベル

分析の枠組	ラベル
「枠組 1 災害の種類」のラベル	災害一般※1/自然災害※2/天災/水害/風水害/台風/暴風/竜巻/豪雨/豪雪/洪水/土砂災害/崖崩れ/土石流/高潮/地震/津波/噴火/地滑り/火災/労働災害/その他
「枠組 2 防災の段階」のラベル	前期※3/直後期※4/復興期※5
「枠組 3 生活の営み、ライフスタイルに応じた防災」のラベル※6	災害が人の一生に与える影響〈一生〉/災害時の家庭及び社会の役割〈社会〉/発災を想定した生活設計と経済計画〈設計〉/災害時の子どもと保育〈子ども〉/災害時の高齢者と介護〈高齢者〉/災害時の食生活〈食〉/災害時の衣生活〈衣〉/災害時の住生活〈住〉/災害時の消費行動と生活情報の活用〈消費〉/災害に備えた持続可能社会と文化〈持続〉
「枠組 4 防災の主体」のラベル	個人・家族/地域社会/自治体・政府

※1 災害の種類を特定せずに「災害」という単語が用いられている場合

※2 自然災害の種類を特定せずに「自然災害」という単語が用いられている場合

- ※3 災害による被害が生じる前に防災に取り組む期間
- ※4 応急的な対応によって被害の拡大を防ぐための期間であり、災害発生直後から始まる期間
- ※5 災害による被害への応急的な対応が一段落し、復旧・復興に向けた取組を行う期間
- ※6 <　>は学習領域の略称

「枠組 1 災害の種類」のラベル

「枠組 1 災害の種類」のラベルは、災害対策基本法に依拠している。同法第二条では、災害を「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義する。「その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」は、同法に基づく防災基本計画を参照すると、原子力災害等が該当すると思われる。これらの定義に基づき、研究対象を予備的に分析したところ、教科書における災害の表記には、次の傾向がみられた。第一に、「災害」、「自然災害」、「水害」などのように災害の種類を特定せずに表記している場合があった。第二に、災害対策基本法の定義にない「台風」という表記がみられた。第三に、火災は現在家庭内事故の側面が強いが、改訂年度が古い教科書ほど延焼、戦争による焼失などの大規模災害の側面が強かった。第四に昭和 26 年以降昭和 46 年までの 3 つの実施期間では、労働災害を「災害」と略して表記する場合があった。本研究では、災害対策基本法と先述した教科書表記の傾向を踏まえ、「枠組 1 災害の種類」のラベルとして、災害対策基本法に示された特定の自然災害に加えて、〈災害一般〉〈自然災害〉〈天災〉〈水害〉〈風水害〉〈台風〉〈火災〉〈労働災害〉、また原子力事故などの〈その他〉を設定する。

「枠組 2 防災の段階」のラベル

「枠組 2 防災の段階」のラベルは、第 2 章 第 3 節 2. で定義した「家庭科の防災にかかる学習内容構想の 4 つの枠組」の趣旨に即して、災害予防の段階に相当する「前期」、災害応急対策の段階に相当する「直後期」、災害復旧・復興段階に当する「復興期」とする。

「枠組 3 生活の営み、ライフステージに応じた防災」のラベル

「枠組 3 生活の営み、ライフステージに応じた防災」のラベルは、過去の中学校家庭科の学習内容の中には現在高等学校で取り扱われるものがあったことを踏まえ、『高等学校学習指導要領解説家庭編(文部科学省、2010b)』の家庭総合の学習内容領域をもとにラベルを設定する。

「枠組 4 防災の主体」のラベル

「枠組 4 防災の主体」のラベルは、「家庭科の防災にかかる学習内容構想の 4 つの枠組」の趣旨に即して、「個人・家族」、「地域社会」、「自治体・政府」とする。

教科書の分析においては、学習指導要領等の分析を踏まえ「セクション」という概念を用いる。教科書分析における「セクション」とは、枠組1のラベルを一つ以上含む、最小の見出し及びその文章ひとかたまりを指す(文章中に図表等の指示がある場合は、当該図表を含む)。ただし、図1にある⑤のように、本文で解説されていない図表や脚注に、ラベルが一つ以上記載されている場合もセクションとみなした。よって図1に示した①～⑦の囲んである箇所は、枠組1のラベルが1回以上使用され、かつ最小の見出し及び文章であることから、それぞれ独立した「セクション」となる。

セクションを活用した分析の手順は、次の通りである。第一に、各教科書からセクションを抽出する。第二に、各実施期間の教科書の総数(以下、教科書数と表記する)及び当該教科書から抽出されたセクションの総数(以下、セクション数と表記する)を集計し、教科書数とセクション数の集計結果をもとに教科書一冊当たりから抽出されたセクションの総数(以下、一冊当たりセクション数と表記する)を算出する。第三に、各セクションに該当する枠組のラベルを選定した上で、実施期間ごとに各枠組のラベル数を集計し、ラベルの構成割合を算出する。なおラベルの選定基準について、セクションの内容が複数のラベルに該当する場合は複数該当とする。第四に、一冊当たりセクション数や各枠組の変化をもとに、教科書にみられる家庭科防災学習の変遷を明らかにする。



図1 セクションの具体例

2. 防災にかかる記述の量的变化

学習指導要領の各実施期間に発行された教科書数は、各期間によって異なる。そこで、一冊あたりセクション数でみると次のように変化していた(表 13)。

表 13 学習指導要領改訂年に基づく実施期間及び各実施期間の本研究の対象となった教科書数、セクション数、一冊当たりセクション数、出版社

学習指導要領改訂年	学習指導要領全面実施期間	教科書数	セクション数	一冊当たりセクション数	実施期間中に教科書を出版した出版社*
昭和 22 年	昭和 22 ~25 年	18	29	1.6	中教出版(3)/教育図書(3)/中研出版(3)/ 北陸教育書籍(3)/文部省(6)
昭和 26 年	昭和 26 ~31 年	95	184	1.9	日本書籍(3)/中教出版(12)/教育図書(6)/実教出版(3)/実業之日本社(9)/開隆堂出版(9)/学校図書(9)/二葉図書(6)/三省堂出版(9)/中研出版(3)/ 北陸教育書籍(3)/立川図書(3)/国民図書刊行会(8)/講談社(9)/京都教科書出版(3)
昭和 32 年	昭和 32 年	29	60	2.0	中教出版(5)/実教出版(6)/実業之日本社(3)/開隆堂出版(3)/学校図書(3)/二葉図書(3)/三省堂出版(3)/講談社(3)
昭和 33 年	昭和 33 ~46 年	82	80	0.9	大日本図書(3)/中教出版(3)/実教出版(10)/実業之日本社(7)/開隆堂出版(14)/学校図書(7)/二葉図書(3)/三省堂出版(4)/教育出版(10)/講談社(6)/日本文教出版(6)/学研書籍(9)
昭和 44 年	昭和 47 ~55 年	19	12	0.6	東京書籍(3)/実教出版(6)/開隆堂出版(10)
昭和 53 年	昭和 56 ~平成 4 年	16	12	0.7	東京書籍(8)/開隆堂出版(8)
平成元年	平成 5 ~13 年	8	21	2.6	東京書籍(4)/開隆堂出版(4)
平成 10 年	平成 14 ~23 年	4	24	6.0	東京書籍(2)/開隆堂出版(2)
平成 20 年	平成 24 年~現在	6	145	24.1	東京書籍(2) /教育図書(2)/ 開隆堂出版(2)

* ()内は本研究の対象となった各出版社の教科書の総数

昭和 22~25 年では、一冊当たりセクション数が 1.6 であった。昭和 26~31 年においては、1.9 となり、続く昭和 32 年では 2.0 であった。

しかし、昭和 33~46 年になると 0.9 となり、一冊当たりセクション数は 1 を下回った。昭和 47~55 年(0.6)、昭和 56~平成 4 年(0.7)についても同様に 1 以下であった。すなわち、昭和 33~46 年、昭和 47~55 年、昭和 56~平成 4 年の実施期間においては、防災に触れていない教科書があることがわかった。

だが平成 5～13 年以降では、一冊あたりセクション数が改訂ごとに増加した。平成 5～13 年の一冊当たりセクション数は 2.6、続く平成 14～23 年では 6.0 となった。平成 24～現在の教科書においては、平成 14～23 年の教科書に比べ、約 4 倍の 24.1 となっていた。

3. 防災にかかる記述内容の変化

(1) 枠組別にみた変化

以下では、分析の枠組別の変化に注目する。各実施期間で発行された教科書数が異なるため、実施期間ごとのラベルの構成割合を中心に検討する。なお、各枠組のラベルは〈　　〉で表記している。

枠組 1 災害の種類

表 14 は、教科書で取り上げられた災害の種類別の変化を示したものである。これまでに教科書で焦点があてられた災害は、〈火災〉が最も多く 33.2% であった。次いで、〈地震〉及び災害の種類を特定しない場合の〈災害一般〉が、約 16% であった。他方で、〈土石流〉〈高潮〉〈地滑り〉は、0% であった。

実施期間別でみると、昭和 22～25 年では、〈火災〉が 31.5% を占めた。また、昭和 22～25 年は、他の実施期間に比べ、〈水害〉〈台風〉〈豪雨〉〈洪水〉の占める割合が高かった。昭和 26～31 年、昭和 32 年、及び昭和 33～46 年の特徴は、〈労働災害〉がみられる点である。〈労働災害〉の割合は、昭和 26～31 年が 15.5%、昭和 32 年が 19.1% と二桁を超えていたが、昭和 33～46 年では 7.5% となり、以降の教科書では 0% となつた。

また昭和 26～31 年及び昭和 32 年では、〈火災〉及び〈労働災害〉に次いで、〈地震〉の割合が高く、昭和 26～31 年が 13.2%、昭和 32 年が 12.8% となつた。だが昭和 22～25 年と比較すると、〈水害〉〈台風〉、〈豪雪〉と〈地震〉を除く特定の自然災害を指すラベルの割合が減少していた。

昭和 33～46 年、昭和 47～55 年、昭和 56～平成 4 年では、〈火災〉が 5 割以上を占め、特定の自然災害を指すラベルがあまり見られない時期であった。

しかし平成 5～13 年、平成 14～23 年、平成 24 年～現在では、〈災害一般〉〈自然災害〉〈天災〉〈水害〉〈台風〉〈暴風〉〈豪雪〉〈地震〉〈津波〉が再び扱われるようになり、〈噴火〉が新たに加わった。特に平成 24 年～現在は、各実施期間の中でも、〈災害一般〉の割合が高く 34.3% となつた。また、平成 24 年～現在の〈その他〉は、原子力発電の事故に関わるものであった。

表 14 「柱組 1 災害の種類」別にみたセクション数及び構成割合の変化

災害の種類 ^{※1}	災害一般	自然災害	天災	水害	風水害	台風	暴風	竜巻	豪雨	豪雪	洪水	土砂災害	崖崩れ	地震	津波	噴火	労働災害	その他	セクション数		構成割合(%)		セクション数		構成割合(%)		セクション数		構成割合(%)		セクション数		構成割合(%)		セクション数		構成割合(%)		
																			実施期間	セクション数	構成割合(%)																		
昭和22~25	713.0	356	0.00	47.4	0.00	713.0	23.7	0.00	356	0.00	47.4	0.00	0.00	0.00	356	2.37	0.00	1731.5	0.00	23.7	32	0.00	1731.5	0.00	23.7	32	0.00	1731.5	0.00	23.7	32	0.00	1731.5	0.00	23.7				
昭和26~31	186.8	726	1.04	166.0	415	13.49	830	0.00	311	2.08	104	0.00	0.00	0.00	311	0.00	35132	311	0.00	103389	41155	10383	33	0.00	103389	41155	10383	33	0.00	103389	41155	10383	33						
昭和32	553	332	0.00	664	0.00	111	443	0.00	000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	000	0.00	12128	0.00	0.00	41426	18191	4434	34	0.00	41426	18191	4434	34	0.00	41426	18191	4434	34						
昭和33~46	98.4	656	0.00	109	109	1.09	109	437	0.00	000	1.08	0.00	0.00	0.00	109	0.00	1093	0.00	0.00	64598	875	21935	35	0.00	64598	875	21935	35	0.00	64598	875	21935	35						
昭和47~55	4222	156	0.00	600	0.00	000	0.00	000	0.00	000	0.00	0.00	0.00	0.00	000	0.00	156	0.00	0.00	12667	0.00	0.00	0.00	0.00	12667	0.00	0.00	0.00	12667	0.00	0.00	0.00							
昭和56~平成4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12100	0.00	0.00	0.00	0.00	12100	0.00	0.00	0.00	12100	0.00	0.00	0.00							
平成5~13	925.7	129	1.29	000	0.00	257	0.00	000	129	129	0.00	129	0.00	129	0.00	129	0.00	129	0.00	129	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00							
平成14~23	919.6	874	1.22	243	0.00	5109	122	0.00	243	122	0.00	243	122	0.00	243	122	0.00	1021.7	0.00	365	365	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
平成24~現在	8134.3	1772	0.00	104	0.00	1564	204	313	730	308	208	104	0.00	104	0.00	104	0.00	62263	625	834	25106	0.00	41736	41736	0.00	25106	0.00	41736	41736	0.00	25106	0.00	41736	41736	0.00	25106	0.00	41736	41736
合計	142164	4653	303	3035	506	4451	2023	303	1618	809	910	101	110	134160	1113	1214	28832	6777	2225	25	0.00	142164	4653	3035	506	4451	2023	303	1618	809	910	101	110	134160	1113	1214	28832	6777	2225

※1 土石流、高潮、地滑りについては、いずれの期間においてもあつたため、紙幅の制約から除外した。/※2 震度2/※3 戦災(4)、戦争(2)、争奪(2)、争奪(2)/※4 戦災(4)、争奪(2)、争奪(2)、争奪(2)/※5 戦災(2)、争奪(2)、争奪(2)、争奪(2)/※6 原子力事故(1)、原子力送電事故(3)

枠組 2 防災の段階

表 15 は、防災の段階の変化を示したものである。いずれの実施期間においても、〈前期〉の割合が最も高いことがわかる。他方で、〈直後期〉及び〈復興期〉が占める割合は、各実施期間で異なっていた。

〈直後期〉は、昭和 22～25 年、昭和 26～31 年で扱われていたが、昭和 32 年以降 0% の期間があった。しかし、平成 14～23 年及び平成 24 年～現在では、10% を超える割合で再び扱われるようになった。

〈復興期〉は、昭和 22～25 年、昭和 26～31 年、昭和 32 年、昭和 33～46 年、及び平成 24 年～現在では扱われていたが、昭和 47 年以降平成 23 年までは 0% であった。なお各実施期間の〈復興期〉が占める割合は、昭和 22～25 年が最も高く、13.9% であった。

表 15 「枠組 2 防災の段階」 別にみたセクション数及び構成割合の変化

時間軸 実施期間	前期		直後期		復興期	
	セクション数	構成割合 (%)	セクション数	構成割合 (%)	セクション数	構成割合 (%)
昭和22～25	28	77.8	3	8.3	5	13.9
昭和26～31	170	92.4	8	4.3	6	3.3
昭和32	65	94.2	0	0.0	4	5.8
昭和33～46	79	95.2	0	0.0	4	4.8
昭和47～55	12	100.0	0	0.0	0	0.0
昭和56～平成4	12	100.0	0	0.0	0	0.0
平成5～13	22	100.0	0	0.0	0	0.0
平成14～23	20	83.3	4	16.7	0	0.0
平成24～現在	138	81.2	21	12.4	11	6.5
合計	546	89.2	36	5.9	30	4.9

枠組 3 生活の営み、ライフステージに応じた防災

表 16 は、防災の学習内容領域別にみた変化を示したものである。教科書全体では〈住〉の割合が 42.4% と最も高く、次いで〈社会〉が 16.8% を占めた。他方で、〈消費〉は 0.4% と最も低く、唯一 1% に満たなかった。

実施期間別にみると、昭和 22～25 年では〈住〉の 55.0%、〈社会〉の 20.0%、〈設計〉の 12.5% などが 1 割を超えた。昭和 22～25 年の防災の学習内容は、主に文部省作成の教科書で見られた。「家庭 中学校第一学年用(文部省昭和 24 年)」に示された、単元「ころばぬ先のつえ」では、日本が自然災害に見舞われやすい地域であることに言及し、家族で災害に備えているかを問いかけていた。同単元で取り上げられた「暴風記」という物語的文章では、主人公「私」が経験した台風の様子が語られる中で、台風が襲来する前の対策から台風による被害の修復までの過程が展開されていた。また、住生活における災害対策を基本として、

台風や地震などの災害に備えた家庭での取り組み、年次計画などについて言及していた。

昭和 26 年～31 年及び昭和 32 年は、〈住〉に次いで、〈設計〉の割合が 3 割を超えていた。住生活にかかわる学習内容としては、鉄筋コンクリートやモルタル等の建築材料、筋交いなどの構造が、木造住宅の耐火性、耐震性、耐風性、耐水性を高めることに言及していた。〈設計〉に該当した内容としては、労働災害の防止に関して述べていた。具体的には、職業生活において労働災害に遭わないために心得ること、労働者を守る公的制度、労働災害に遭遇した場合の経済的補償内容などに触れていた。

昭和 33～46 年及び昭和 47～55 年は、〈住〉の割合が 55% を超えるとともに、〈食〉の割合が 16.3% 以上を占める期間であった。加えて、〈衣〉の割合も、昭和 33～46 が 8.2%、昭和 47～55 年が 11.8% と、9 期間の中では比較的高い割合を占めていた。昭和 56～平成 4 年では、〈子ども〉が 61.5% と高い割合であった。昭和 33～46 年の教科書は、労働災害に焦点を当ててはいるが、昭和 26～31 年及び昭和 32 年の教科書と比べると、記述量としては減少していた。続く昭和 47～55 年の教科書では、労働災害に触れなくなつた。昭和 33 年～46 年及び昭和 47～55 年の教科書にみられた、地震にかかわる学習内容は、住宅の耐震性について言及していた。また火災にかかわる学習内容は、調理用熱源に加え、アイロン、屋内配線によって生じる火災に及んだ。

昭和 56～平成 4 年になると、住宅の耐震性にかかわる内容がみられなくなった。火災については、熱源の不備による出火といった内容に加え、乳幼児の事故死の原因として火災があることを示していた。

平成 5～13 年、平成 14～23 年、平成 24 年～現在においては、それぞれ〈住〉の割合が最も大きかった。さらに、昭和 47 年以降平成 4 年までの実施期間では 0% であった〈社会〉が、20% を超えるようになった。平成 5～13 年及び平成 14～23 年の教科書では、台風や豪雪などの災害に見舞われやすい日本の環境と、環境に適応した伝統住宅に触れていた。昭和 26 年以降昭和 55 年までの 4 期間では、住宅そのものの強化に焦点が当てられたのに対し、平成 5 年以降では家具の固定といった室内に講じる対策について触れるようになった。併せて、阪神・淡路大震災で家具が倒れた室内を捉えた写真等が掲載された。また、家族で防災について話し合うことを促す内容、防災におけるボランティアや地域の人々との交流の重要性に触れた内容が設けられた。その他、乳幼児や高齢者にかかわる学習内容では、高齢者や幼児が避難する際に地域ではどのような助け合いができるかを考えさせる課題が設定された。食生活に関する内容では非常時の飲食料、衣生活にかかわる学習内容では救援物資としての古着について触れていた。

平成 24 年～現在の教科書では、原子力発電の事故を含む東日本大震災関連の内容が扱われるようになった。具体的には、事故に関連した食品の安全性の確保、幼児や高齢者的心身の特徴に配慮した防災のあり方、防災リュックの作成等が、新たに加わっていた。また、仮設住宅でのコミュニティ形成など、近年の災害によって生じた課題等に関する内容が設けられた。さらに「生活の課題と実践」の課題例として防災が示されたこと、絵或いは写真に

よって非常食や非常持ち出し品の量が視覚的に理解できること、災害に備えることを目的とする事柄を示すマークが設けられたこと等は他の実施期間にはみられない内容であった。

表 16 「枠組 3 生活の営み、ライフステージに応じた防災」別にみたセクション数及び構成割合の変化

学習領域 実施期間	一生		社会		設計		子ども		高齢者		食		衣		住		消費		持続	
	セクション数	構成割合 (%)																		
昭和22～25	2	5.0	8	20.0	5	12.5	1	2.5	0	0.0	2	5.0	0	0.0	22	55.0	0	0.0	0	0.0
昭和26～31	11	4.8	27	11.7	85	36.8	2	0.9	0	0.0	6	2.6	2	0.9	95	41.1	0	0.0	3	1.3
昭和32	7	7.9	13	14.6	29	32.6	0	0.0	0	0.0	6	6.7	1	1.1	32	36.0	0	0.0	1	1.1
昭和33～46	2	2.0	5	5.1	10	10.2	2	2.0	0	0.0	16	16.3	8	8.2	54	55.1	0	0.0	1	1.0
昭和47～55	0	0.0	0	0.0	1	5.9	0	0.0	0	0.0	4	23.5	2	11.8	10	58.8	0	0.0	0	0.0
昭和56～平成4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	61.5	0	0.0	1	7.7	0	0.0	4	30.8	0	0.0	0	0.0
平成5～13	1	2.5	8	20.5	1	2.5	5	12.5	2	5.0	5	12.5	1	2.5	15	37.5	1	2.5	1	2.5
平成14～23	0	0.0	10	32.3	0	0.0	1	3.2	2	6.5	2	6.5	2	6.5	14	45.2	0	0.0	0	0.0
平成24～現在	3	1.2	64	26.0	0	0.0	12	4.9	9	3.7	30	12.2	26	10.6	95	38.6	2	0.0	5	2.0
合計	26	3.2	135	16.8	131	16.5	31	3.9	13	1.6	72	8.9	42	5.2	341	42.4	3	0.4	11	1.4

枠組 4 防災の主体

表 17 は、防災の主体別の変化を表している。いずれの実施期間においても〈個人・家族〉の割合が最も高かった。〈個人・家族〉の割合は、昭和 22 年以降平成 4 年までの期間では 84% を超えていたが、平成 5 年以降では 72% 以下であった。

他方で、〈地域社会〉に注目すると、平成 4 年までの実施期間では 0～約 10% の間を推移していたが、平成 5 年以降では 22.8% 以上であった。

また、〈自治体・政府〉は、昭和 26～31 年及び昭和 32 年が 10% を超え、その他の期間は 0～8% の間で変化していた。

表 17 「枠組4 防災の主体」別にみた セクション数及び構成割合の変化

担い手 実施期間	個人・家族		地域社会		自治体・政 府	
	セク ション数	構成 割合 (%)	セク ション数	構成 割合 (%)	セク ション数	構成 割合 (%)
昭和22～25	28	90.3	3	9.7	0	0.0
昭和26～31	162	84.8	9	4.7	20	10.5
昭和32	63	84.0	0	0.0	12	16.0
昭和33～46	78	90.7	4	4.7	4	4.7
昭和47～55	12	100.0	0	0.0	0	0.0
昭和56～平成4	12	100.0	0	0.0	0	0.0
平成5～13	18	69.2	6	23.1	2	7.7
平成14～23	14	56.0	11	44.0	0	0.0
平成24～現在	130	72.2	41	22.8	9	5.0
合計	517	81.0	74	11.6	47	7.4

(2) 記述内容の特徴から導かれる時期区分とその変化

各実施期間の特徴から、学習指導要領の改訂年に基づく9期間は、大きく次の5つに区分できる。具体的には、①昭和22～25年、②昭和26～31年、昭和32年、③昭和33～46年、昭和47～55年、昭和56～平成4年、④平成5～13年、平成14～23年、及び⑤平成24年～現在である。すなわち、家庭科の教科書にみられる防災の学習内容は、以下に示す5段階で変化してきたと言える。

昭和22～25年

昭和22～25年は、中学生の生活実態に即して、様々な生活活動の視点から経験主義的な防災学習が展開された時期と位置づけられる。昭和22～25年の教科書は、災害発生前だけでなく、災害発生直後や復興の期間にも注目していた。

この時期の教科書が、防災をテーマとした学習を扱った一因としては、「戦後の新教育の潮流となっていた経験主義や単元学習」(文部科学省、2008a)によって編成された学習指導要領の影響が大きいと思われる。経験主義の特徴のひとつは、生活で経験する事象を科学的かつ多面的に分析する点である。そのことから、経験主義に基づく家庭科学習においては、防災を単元に設定することで、住生活、食生活、生活設計など多面的に防災を学ぶことができる。

また、昭和22～25年の教科書が出版される前には、三河地震(昭和20年)、枕崎台風(昭和20年)、南海地震(昭和21年)、カスリーン台風(昭和22年)など、死者数が1000人を超える規模の災害が相次いだ(内閣府、2016)。これらの被害状況に鑑みると、9つの実施期間の中でも、昭和22～25年使用の教科書が、台風、地震などの多種の災害に触れていた理由が理解できる。

昭和 26～31 年及び昭和 32 年

昭和 26～31 年及び昭和 32 年においては、自然災害に対する防災の学習内容が、木造住宅の強化にほぼ限定されていた。一方で、自然災害よりも火災や労働災害などの人為的災害に焦点が当てられた時期でもあった。労働災害に言及していた要因として、産業教育振興法(1951)³²が成立するなど産業教育が振興された時期であった点が考えられる。

昭和 33～46 年、昭和 47～55 年、昭和 56～平成 4 年

昭和 33～46 年、昭和 47～55 年、昭和 56～平成 4 年は、自然災害に関わる内容があまり見られず、火災に対する防災を中心の時期であった。これらの実施期間で使用された教科書においては、学習指導要領そのものの変化と大規模災害による被害の減少等が要因となって、自然災害にかかわる防災の学習内容が量的に少なくなったと思われる。昭和 33 年度の改訂では、全教科を通じて経験主義的内容から「各教科のもつ系統性」(文部科学省、2008a)を重視した学習内容になった。様々な知識を総合させる必要がある防災は、系統主義的な学習内容として扱いにくかったことが推測される。昭和 44 年度の改訂では、全教科を通して「中学校段階として有効・適切な基本的な事項」(文部科学省、2008a)に学習内容が精選された。続く昭和 52 年度の改訂では、「各教科の基礎的・基本的事項を確実に身に付けられるように教育内容を精選し、創造的な能力の育成(文部科学省、2008a)」が図られた。その中で、男子向き及び女子向きの別で示されてきた技術・家庭科の学習内容は、学習の領域別に区分されるようになった。家庭科の基礎的な内容が、日常生活に関する事項であるとすれば、災害時の生活は応用的な学習であるとして選ばれなかつた可能性が高い。

また伊勢湾台風以降、阪神・淡路大震災が発生するまで、犠牲者が 1000 人を超える規模の災害は生じていない。よって、これらの時期では、防災に対する社会全体の注目も弱まっていたと推測される。

平成 5～13 年及び平成 14～23 年

平成 5～13 年及び平成 14～23 年では、様々な自然災害に対する防災に焦点が当てられた。また、住宅の強化や室内の対策といったハード面の防災に加え、災害時の人とのつながりといったソフト面の防災が充実した時期と言える。

平成 5～13 年及び平成 14～23 年において、自然災害に対する防災が再びみられるようになった大きな要因は、阪神・淡路大震災を契機として社会的に防災へのニーズが高まったためであると思われる。さらに、平成 13 年には内閣府に中央防災会議が移管され、東南海、南海地震等の検討が本格化するなど、政策的にも新たな動きが見られたことも一つの要因として考えられる。

³²産業教育振興法(昭和二十六年六月十一日法律第二百二十八号、最終改正：平成二八年五月二〇日法律第四七号)

平成 24 年～現在

平成 24 年～現在は、平成 5～13 年及び平成 14～23 年で見られた防災にかかる学習内容がより詳細に扱われるとともに、東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害を反映した内容など、災害や防災について時事的な問題に注目するようになった。9 期間の中でも平成 24 年～現在は、特定の自然災害に加え、随所に「災害」という単語が使用されていたことから、防災に対する関心が極めて高くなっていると思われる。

平成 24 年～現在の教科書が防災を詳細に扱う要因には、近年相次いだ大規模災害や、南海トラフ地震等の大規模災害の発生予測の影響が大きいと思われる。また、『学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災学習の展開』(文部科学省、2013)等において教育政策として防災学習の推進が進められている現状も一因であると考えられる。

(3) 家庭科防災学習の展開への示唆

第 3 章では、昭和 22 年度の段階では中学校家庭科において防災を主題とした単元が設置されていること、しかしその後の改訂版においては、防災の学習内容がほとんど見られないこと、現行の平成 22 年度学習指導要領解説では住生活の学習内容において自然災害を扱うことが記されていることなどが明らかになっていた。

本研究によって、昭和 22 年度中学校家庭科学習指導要領に基づく昭和 22～25 年の教科書にも防災の単元が設けられていたことがわかった。そのことから、同時期では防災を極めて重視していたと目される。一方で、平成元年度改訂及び平成 10 年度改訂の学習指導要領等には防災の学習内容が記載されていないが、これらの学習指導要領等の下で出版された平成 5～13 年及び平成 14～23 年の教科書においては、阪神・淡路大震災など直近に発生した大規模災害に関する防災の学習内容がみられた。よって、学習指導要領等に比べると教科書では、防災について時事的な内容に触れていたことが明らかになったと言えよう。

今後の家庭科防災学習の展開に向けて、次のような示唆が得られた。第一は、家庭科教科書では地震などの全国的に発生する確率が高い災害に触れているが、局地的に発生する災害にはあまり触れていない点である。第二は、災害発生前の対策に関する内容の量に対して、避難所生活や復興過程に関する内容が少ない点である。第三は、近年の災害では、災害に便乗した悪徳商法や災害時の過剰な買占めなどが問題となっているが、歴史的には消費生活に関する防災についてあまり触れていない点である。第四は、個人や家族の単位で取り組む防災に関する内容の量に対して、地域社会での防災の取組や公的支援に関する内容が少ない点である。

よって「家庭科における防災の視点」を踏まえると、これから家庭科防災学習を検討する上では、生徒が生活する地域社会の自然環境や社会環境に配慮する必要があると思われる。また、避難生活や復興過程を学ぶために、被災地で実際に起きた出来事に関する資料などを積極的に取り入れることも一つの方法であると言えよう。消費生活に関する防災の学

習内容の充実も求められる。以上第Ⅰ部で明らかにしてきた、家庭科の防災にかかわる学習内容の変遷も踏まえて、第Ⅱ部では家庭科の防災にかかわる学習の展開を検討する。

第3節 小括

第4章では、中学校家庭科教科書に記載された防災にかかわる学習内容を分析した。なお、教科書の分析に際して教科書の出版状況及び現存状況を併せて調査し、調査結果を踏まえて1947年から2017年現在に至る70年間に使用された中学校技術・家庭科 家庭分野の教科書283冊を分析対象とした。

分析では、中学校家庭科学習指導要領が8回改訂された(2016年現在)ことを踏まえ、各学習指導要領の全面実施期間(以下、実施期間と表記する)に沿って教科書を9区分した上で、実施期間ごとに教科書に記載された防災にかかわる学習内容を明らかにし、さらに実施期間を通観した。また分析では、第2章 第3節 2. で定義した「家庭科の防災にかかわる学習内容構想の4つの枠組」を分析の枠組とし、各分析の枠組に対応したラベルを設定した。

教科書分析の結果、家庭科の教科書にみられる防災の学習内容は学習指導要領の全面実施期間に即して「昭和22~25年」、「昭和26~31年及び昭和32年」、「昭和33~46年、昭和47~55年、昭和56~平成4年」、「平成5~13年及び平成14~23年」、「平成24年~現在」の5段階で変化してきたことがわかった。

昭和22~25年は、中学生の生活実態に即して、様々な生活活動の視点から経験主義的な防災学習が展開された時期と位置づけられる。昭和22~25年の教科書は、災害発生前だけでなく、災害発生直後や復興の期間にも注目していた。

昭和26~31年及び昭和32年においては、自然災害に対する防災の学習内容が、木造住宅の強化にほぼ限定されていた。一方で、自然災害よりも火災や労働災害などの人為的災害に焦点が当てられた時期でもあった。

昭和33~46年、昭和47~55年、昭和56~平成4年は、自然災害に関わる内容があまり見られず、火災に対する防災を中心の時期であった。

平成5~13年及び平成14~23年では、様々な自然災害に対する防災に焦点が当てられた。また、住宅の強化や室内の対策といったハード面の防災に加え、災害時の人とのつながりといったソフト面の防災が充実した時期と言えた。

平成24年~現在は、平成5~13年及び平成14~23年で見られた防災にかかわる学習内容がより詳細に扱われるとともに、東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害を反映した内容など、災害や防災について時事的な問題に注目するようになった。9期間の中でも平成24年~現在は、特定の自然災害に加え、随所に「災害」という単語が使用されていたことから、防災に対する関心が極めて高くなっていると思われる。

今後の家庭科防災学習の展開に向けては、分析によって明らかになった、「これまでの家庭科教科書では各地域で発生する災害にはあまり触れていないこと」、「避難所生活や復興過程に関する内容が少ないとこと」、「消費生活に関わる防災についてあまり触れていないこと

と」、「地域社会での防災の取組や公的支援に関する内容が少ないとこと」の史実を教訓にする必要があると言える。そのためには、被災地で実際に起きた出来事や近年の災害にかかる情報等を活用することで、現代の家庭生活に即した家庭科の防災にかかる学習内容の検討が求められよう。

第Ⅱ部 防災にかかる家庭科の学習と展開

第5章 近年の災害関連情報を用いた 防災にかかる家庭科の学習

第5章では、日本の省庁等が公開する近年の災害関連情報を活用した学習内容を検討する。第I部では、これまでの家庭科の防災にかかる学習内容では、個人や家族の単位で取り組む防災に関する内容の量に対して公的支援に関する内容が少ない点が明らかになった。この分析結果と「自立だけでなく、共生を目指した教科(望月、2013、169)」としての家庭科の特性を踏まえると、これまでの家庭科の防災にかかる学習内容が、社会とのかかわりながら営む避難生活や、社会的な支援等を活用した生活再建に焦点を当ててこなかったことは、課題の一つであると言えよう。本章では、今後の家庭科の防災にかかる学習の展開の一つとして日本の省庁等が公開する近年の災害関連情報を活用することで、被災した場合にどの様な公的支援を受けられるのか、そのためにはどういった各省庁から発信される情報を収集すればよいのか等を把握する学習の提案を目指す。

第5章における災害関連情報を活用した学習の検討は、情報化が進行する現代社会において極めて有意義であると思われる。情報化が著しい今日、最新の防災や災害に関わる情報(以下、防災や災害に関わる情報を災害関連情報と表記)は、災害時や防災に取り組む際の判断材料として不可欠である。言い換れば、現代では氾濫する情報の信憑性を見極め、主体的に収集・活用することで、生活においても防災に取り組まなければならない。しかし、防災に関する世論調査(内閣府、2014)や、東日本大震災時のデマ情報の拡散等といった災害と情報に関わる諸問題を踏まえると、日本において多くの人々は受動的に災害関連情報を受け入れていると思われる。今後も更なる情報化の進行が予測されるなか、生活で取り組む防災の一つとして、省庁等から発信される比較的信憑性が高い災害関連情報の活用を取り扱う家庭科の学習は、メディアリテラシー(情報活用能力)の体得をも目指すことができるを考える。なお日本では、災害関連情報の発信を含めて、防災の普及・啓発活動が展開してきた。

よって第5章では、内閣府を中心とした一連の普及・啓発活動を概観した上で、日本の省庁等が公開する災害関連情報を用いた家庭科の学習を検討する。

第1節 日本の省庁等が取り組む防災にかかる普及・啓発活動

現在日本の省庁等は、内閣府を中心として次のような防災にかかる普及・啓発活動に取り組んでいる。

防災の日／防災週間

「防災の日」及び「防災週間」は、「政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため」に、昭和57年に定められた。その為、毎年9月1日は「防災の日」となり、この日を含む1週間が「防災週間」となった。この週間では、防災知識の普及のための講演会、

展示会等の開催、防災訓練の実施、防災功労者の表彰等の行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施するものとされている。

防災推進協議会

防災推進協議会は、政府、地方公共団体と一体となって防災週間行事を実施し、もって、「災害の未然防止と被害の軽減」に資するため、防災週間及び災害被害を軽減する国民運動の趣旨に賛同する民間団体等により設立された協議会である。防災推進協議会は、内閣府と共に毎年防災週間に防災フェアを実施している。

災害被害を軽減する国民運動

内閣府は、「一人ひとりが日頃から具体的な行動(事前の備え)に着手することによって、安全で安心して暮らしてゆける社会」の構築を目指して、「災害被害を軽減する国民運動」を推進している。内閣府「防災情報のページ」における「普及・啓発」では、この国民運動のページを設け、子ども、教員、地域の防災に関わる人材、そして企業に向けて防災や災害に関わる物語やイラスト、写真、取組事例などを紹介し、非営利の目的であれば、これらを学級通信、広報紙、社内報、ホームページ制作など自由な使用を認めている。

学校教育を対象とした活動

ここまで広く社会に向けた取り組みを中心に紹介したが、主に学校教育を対象とした活動にも触れたい。阪神・淡路大震災以降、「防災教育チャレンジプラン」、「ぼうさい甲子園」、「防災探検隊マップコンクール」といった、各学校や各種団体が行った防災学習の優れた取り組みを表象する大会が開催されている。これらの大会は、内閣府の後援で行われるものである。

防災に関する情報提供

内閣府「防災情報のページ」における「普及・啓発」では、災害被害を軽減する国民運動に関してだけでなく、その他過去の災害から得た教訓をまとめた「災害教訓」のページを設け、「防災週間」、「企業防災」、さらに「防災ボランティア」や各種防災イベントに関する情報提供等を行っている。加えて同ページからは、「みんなで減災」や「減災の手引き」といったパンフレット等も取得できる。現在地方自治体の活動としては、47の各都道府県が地域に応じた防災に関するパンフレットを作成し、災害教訓や防災学習に関するウェブページを設置している。その他内閣府以外の指定行政機関では、文部科学省、国土交通省、防衛省が防災に関する普及・啓発のための活動を行う。

第5章は、以上の防災にかかる普及・啓発活動のうち、特に「防災に関する情報提供」に着目し、次の手順で学習内容を検討する。第一段階として、家庭科の各学習領域に関連し

た災害関連情報を収集する。第二段階として、家庭科の各学習領域の目的に即した題材を検討する。具体的には、第二段階で収集した情報をキーワード化し、家庭科の学習内容領域とキーワードの関わりを明らかにする。第三段階として、家庭科の学習内容領域との関係性を踏まえ、近年の災害関連情報を取り入れた学習計画を提案する。

第2節 日本の省庁等が公開する近年の災害関連情報

日本の省庁等が公開する近年の災害関連情報を活用することで、近年の災害時の状況に即した学習内容を検討するために、最新の災害関連情報の中から生活に関わるものを厳選する。ここで、省庁等の災害関連情報を活用する意図を、改めて明示すると次の点が挙げられよう。第一に、各省庁の業務内容に即しているため、生活の様々な側面に関わる災害関連情報を網羅的に得られる点である。第二に、日常生活と政策等との関わりが把握できる学習内容を検討できる点である。

本研究では、より最新の災害関連情報を得るために、WEB 上に公開される情報を活用した。現在の日本では、ほぼ全ての省庁等が、災害関連情報にかかわる WEB ページを設けている。しかし、これら WEB ページは、一部の省庁間でリンクしているものの、全てがリンクしているわけではない。そこで本研究では、次の手順で家庭科の学習内容になりうる災害関連情報を選別した上で、表 18 を作成した。①省庁等のサイトマップから、災害関連情報にかかわる WEB ページを検索した。②当該省庁等の所轄業務に関係し、なお且つ国民の生活に関係する情報を選択した。③これら二つの作業を全ての省庁等を対象に行った。

表 18 日本の省庁等が WEB で公開する災害関連情報の概要

省庁等の名称	省庁等の災害関連情報に 関わる web ページの名称	web ページに公開された災害情報のトピックス例 (web ページに公開されている単語のまま抜粋)
内閣官房	特集ページ 東日本大震 災関連	被災された皆さまへの支援制度情報等／汚染水問 題への対応／東電福島原発事故
人事院	職員の勤務環境	災害補償
内 閣 府	防災情報のページ	災害状況／地震・津波対策／火山対策／風水害対 策／雪害対策／防災対策制度／災害応急対策 等
	被災者生活支援チーム	被災者等の状況／生活支援に係る状況・取組／被 災者生活支援チームに関する情報
	公正取 引委員 会	相談・手続き窓口
	金融庁	東日本大震災に伴う公正取引委員会の対応につ いて
消費 者 庁	東日本大震災関連	預金者の皆様へ／お金を借りておられる皆様へ／ 保険に加入されている皆様へ
復興 庁	復興に向けた取組	食品中の放射性物質に関する情報／放射線測定 器、個人線量計に関する情報 等

省庁等の名称		省庁等の災害関連情報に関する web ページの名称	web ページに公開された災害情報のトピックス例 (web ページに公開されている単語のまま抜粋)
総務省	消防庁	災害情報	災害情報一覧
		生活密着情報	地震などの災害に備えて／応急処置マニュアル
文部科学省		東日本大震災関連情報	重要なお知らせ(※速報等)／放射線モニタリング情報
		教育	学校安全
		科学技術・学術	地震・防災研究／地震調査研究推進本部
厚生労働省	東日本大震災関連情報		健康・医療／災害援助・生活支援／食品・水道／社会保険・労働保険／福祉・介護・その他 等
農林水産省	災害関連情報		災害情報(農林水産関係被害と対応)／過去の災害情報／災害対策の概要／防災関連計画 等
経済産業省	(資源エネルギー庁)	東日本大震災関連情報	更新情報／廃炉・汚染水対策ポータルサイト／被災地の復旧・復興に向けて
	中小企業庁	東日本大震災関連情報	電話相談窓口／新着情報／特別相談窓口／支援施策情報の発信
国土交通省		災害関連情報	リアルタイム情報／災害への事前の備え／大模自然災害への支援体制／災害ライブラリー
	海上保安庁	災害対策	事故灾害対策／自然災害対策
	気象庁	防災情報	気象／地震・津波／火山／海洋関連／天気予報など／気象に関する観測情報／生活に役立つ情報
	観光庁	報道・会見	災害が発生した地域の観光地の状況
	国土地理院	防災関連	最近の災害関連情報／国土地理院の防災業務／地殻変動情報／防災情報チェックリスト 等
環境省		東日本大震災への対応	災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業について／法令上の手続き特例について 等
	原子力規制委員会	原子力防災	原子力防災対策
防衛省	陸上自衛隊	各種活動	災害派遣
	航空自衛隊	航空自衛隊の役割	大規模災害への対応／災害派遣の実績一覧／主な災害派遣 事例／東日本大震災の災害派遣活動

第3節 家庭科における災害関連情報の活用

1. 災害関連情報と家庭科の学習内容との関係性

研究の第二段階として、研究の第一段階をもとに、各省庁等の災害関連情報と家庭科の学習内容との関わりを明らかにする。なお、研究の第二段階における家庭科の学習内容の分類は、小・中・高等学校間の学習の接続が問題視されている現状に配慮し、高等学校「家庭総合」の学習内容項目を採用した。高等学校「家庭総合」の学習内容項目を採用した理由としては、各学校段階の中でも学習内容項目が細分化されているため、学校間の学習内容の系統性を把握しやすいためである。

具体的に「家庭総合」の学習内容項目は、6つの大項目で編成され、中項目と小項目に体系化されている。大項目について、「(5) 生涯の生活設計」と「(6) ホームプロジェクト

トと学校家庭クラブ活動」は、「(1) 人の一生と家族・家庭」、「(2) 子どもや高齢者のかかわりと福祉」、「(3) 生活における経済の計画と消費」、「(4) 生活の科学と環境」で学んだ知識を統合し、生徒自ら学習課題を立てる内容となっている。そのことから、本研究では、大項目（5）、（6）を除く、4つの大項目に該当する災害関連情報との関係を表19に表した。

表19によれば、生活と災害に関わる問題や出来事は、住生活に関わる学習内容領域に留まらず、様々な領域と関連していることがわかる。先に、家庭科における防災学習の先行研究及び家庭科の防災にかかる学習内容の変遷では、住生活の学習内容領域に焦点が当てられてきたことを述べたが、災害関連情報を活用することで他の学習内容においても防災学習を展開することは可能であると言えよう。

表19 省庁等が公開する災害関連情報と家庭科の学習内容領域との関係性

省庁等の名称	省庁等が公開する情報のキーワード	省庁等が公開する災害関連情報に関する家庭科の学習内容領域
内閣官房	被災者の支援制度／汚染水問題への対応の在り方／東電福島原発事故の現状	(1) 人の一生と家族家庭【ア 人の一生と青年期の自立／イ 家族・家庭と社会】
人事院	国家公務員災害補償制度	(1) 人の一生と家族家庭【イ 家族・家庭と社会】
内閣府	地震・津波、火山、強風、大雨等の観測情報／災害の被害状況／各種防災対策制度の仕組み／各家庭で行う防災の取組	(3) 生活における経済の計画と消費【イ 消費行動と意思決定】 (4) 生活の科学と環境【ア 食生活の科学と文化／イ 衣生活の科学と文化／ウ 住生活の科学と文化／エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
被災者生活支援チーム	被災者の推計・避難所生活者・避難所の推移／物資の支援状況／被災者生活支援チームに関する情報	(1) 人の一生と家族家庭【ア 人の一生と青年期の自立／イ 家族・家庭と社会】 (4) 生活の科学と環境【ア 食生活の科学と文化／イ 衣生活の科学と文化／ウ 住生活の科学と文化／エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
公正取引委員会	独占禁止法に関する災害時における商品・役務の供給の在り方	(1) 人の一生と家族家庭【イ 家族・家庭と社会】 (3) 生活における経済の計画と消費【イ 消費行動と意思決定／ウ 消費者の権利と責任】
金融庁	住宅ローンや復興のための貸付について／保険金の迅速な支払いについて	(3) 生活における経済の計画と消費【ア 生活における経済の計画】
消費者庁	食品中の放射性物質に関する情報／放射線測定に関する情報	(2) 子どもや高齢者との関わりと福祉【ア 子どもの発達と保育・福祉】 (3) 生活における経済の計画と消費【ウ 消費者の権利と責任】 (4) 生活の科学と環境【ア 食生活の科学と文化／エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
復興庁		(1) 人の一生と家族家庭【イ 家族・家庭と社会】

省庁等の名称		省庁等が公開する情報のキーワード	省庁等が公開する災害関連情報に関する家庭科の学習内容領域
		復興の現状と取組に関する最新情報／住宅再建・復興まちづくり、被災者支援に関する情報／ボランティア・NPO・公益法人等との連携に関する情報／復興特別区域制度、復興交付金制度等の各種制度に関する情報／被災地ごとの復興情報	(2) 子どもや高齢者との関わりと福祉【ア 子どもの発達と保育・福祉／イ 高齢者の生活と福祉／ウ 共生社会における家庭や地域】 (3) 生活における経済の計画と消費【ウ 消費者の権利と責任】 (4) 生活の科学と環境【ア 食生活の科学と文化／イ 衣生活の科学と文化／ウ 住生活の科学と文化／エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
総務省	消防庁	地震などの災害に備えるための具体的な方法に関する情報／火災や事故に備えるための具体的な方法に関する情報／応急処置の方法	(2) 子どもや高齢者との関わりと福祉【ア 子どもの発達と保育・福祉／イ 高齢者の生活と福祉／ウ 共生社会における家庭や地域】 (4) 生活の科学と環境【ア 食生活の科学と文化／イ 衣生活の科学と文化／ウ 住生活の科学と文化／エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
文部科学省		放射線モニタリング情報／防災を含む学校安全に関する情報／地震・防災研究や地震調査研究推進本部の最新の動向	(2) 子どもや高齢者との関わりと福祉【ア 子どもの発達と保育・福祉】 (3) 生活における経済の計画と消費【イ 消費行動と意思決定】
厚生労働省		災害時の健康・医療、福祉・介護等に関わる情報／災害援助や生活支援に関する制度の情報／被災地の食品や水道水の安全に関する情報／被災地の雇用や労働に関する情報	(2) 子どもや高齢者との関わりと福祉【ア 子どもの発達と保育・福祉／イ 高齢者の生活と福祉／ウ 共生社会における家庭や地域】 (3) 生活における経済の計画と消費【イ 消費行動と意思決定／ウ 消費者の権利と責任】 (4) 生活の科学と環境【ア 食生活の科学と文化／イ 衣生活の科学と文化／ウ 住生活の科学と文化／エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
農林水産省		農林水産関係の被害に関する情報／農林水産に関する災害からの復興に関する計画や制度に関する情報／農林水産物の風評被害に関する情報	(1) 人の一生と家族家庭【イ 家族・家庭と社会】 (3) 生活における経済の計画と消費【ウ 消費者の権利と責任】 (4) 生活の科学と環境【ア 食生活の科学と文化／イ 衣生活の科学と文化／ウ 住生活の科学と文化／エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
経済産業省	資源エネルギー庁	原子力発電に関する最新の諸情情報／廃炉や汚染水対策に関する情報／被災地の復旧や復興に関する情報	(3) 生活における経済の計画と消費【ウ 消費者の権利と責任】 (4) 生活の科学と環境【エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
	中小企業庁	被災した中小企業への対応に関する情報	(1) 人の一生と家族家庭【イ 家族・家庭と社会】
国土交通省		道路等のインフラストラクチャーの災害に備えた整備に関する情報／土砂災害や津波等の被害を防ぐための対策に関する情報	(1) 人の一生と家族家庭【イ 家族・家庭と社会】 (4) 生活の科学と環境【エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】

省庁等の名称	省庁等が公開する情報のキーワード	省庁等が公開する災害関連情報に関する家庭科の学習内容領域
海上保安庁	事故灾害や自然災害時の海上保安庁の働きに関する情報	(1) <u>人の一生と家族家庭</u> 【イ 家族・家庭と社会】
気象庁	気象、地震・津波、火山、海洋関連、天気予報などリアルタイムの観測情報	(3) <u>生活における経済の計画と消費</u> 【イ 消費行動と意思決定】
観光庁	災害が発生した観光地に関する情報	(1) <u>人の一生と家族家庭</u> 【イ 家族・家庭と社会】 (3) <u>生活における経済の計画と消費</u> 【イ 消費行動と意思決定】
国土地理院	最近の災害関連情報／国土地理院の災害に関する業務に関する情報／ハザードマップに関する情報	(3) <u>生活における経済の計画と消費</u> 【イ 消費行動と意思決定】 (4) <u>生活の科学と環境</u> 【ウ 住生活の科学と文化】
環境省	災害廃棄物の処理に関する情報 原子力防災対策に関する近年の動向に関する情報(原子力規制委員会)	(3) <u>生活における経済の計画と消費</u> 【イ 消費行動と意思決定】 (4) <u>生活の科学と環境</u> 【エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立】
防衛省	災害時の自衛隊の働きについて	(1) <u>人の一生と家族家庭</u> 【イ 家族・家庭と社会】

2. 災害関連情報を用いた防災にかかる学習の提案

研究の第三段階では、第二段階の災害関連情報と家庭科の学習内容の関係性をもとに学習内容を検討する。ここで家庭科における防災にかかる学習に、災害関連情報を用いる意義を改めて列挙したい。第一に、日常生活に関わる最新の災害関連情報を知識として把握できる点である。第二に、児童生徒は日常生活と災害関連情報の関わりを見出し、自身の生活の中に取り入れるべき災害への備えを考えることができる点である。第三に、日常生活で活用できる情報媒体・情報源の利用法、情報の分析方法等にかかる学習を通して、莫大な情報から必要とするものを選択し、さらに批判的に分析する姿勢、すなわちメディアリテラシーを養成できる点である。よって検討する学習には、インターネット上に公開された情報を取り入ることで、インターネットを用いた情報の収集・分析・活用方法を体得するとともに、災害時にこれらの情報を用いる利点や課題を理解できる学習を目指した。

以上を踏まえ、表 20 は授業一コマ（50 分～100 分）を想定し、災害関連情報を活用した学習内容を案としてまとめたものである。内容の検討においては第 2 章 第 3 節 2. で定義した「家庭科の防災にかかる学習内容構想の 4 つの枠組」を活用した。以下では、第一部で明確化された家庭科の防災にかかる学習内容の変遷を踏まえて各枠組の課題を明らかにし、今後の学習内容に導入することが望まれる要素等に触れたい。

表 20 災害関連情報を活用した家庭科の防災にかかる学習内容案

災害関連情報を活用した学習内容案と 学習内容に関連した情報を公開する省庁等	枠組 1 ※1	枠組 2 ※1	枠組 3 ※2	枠組 4※3
ライフサイクルやライフイベントに関する理解を深め、また災害がそれぞれのライフサイクルに与える影響を知る。WEBに公開される、省庁等の情報を活用(ex. 被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)等)し、被災した場合を想定したライフプランを考える。	内閣府／金融庁／復興庁／厚生労働省	地震 前期	(1)人の一生と家族・家庭： ア 人の一生と青年期の自立 (2)子どもや高齢者の関わりと福祉 (3)生活における経済の計画と消費	個人・家族
被災者や避難生活の状況、行政が行う支援施策の内容と実績、NPOやボランティアが行った被災者支援等の最新の災害関連情報を収集し、実態を把握する。個人・家族と社会との関係性を理解した上で、被災者の視点から社会全体で取り組む防災を検討する。	内閣府／復興庁／厚生労働省／消防庁	地震 前期 直後期 復興期	(1)人の一生と家族・家庭： イ 家族・家庭と社会 (3)生活における経済の計画と消費	個人・家族 地域社会 自治体・政府
避難生活における、子どもの生活環境や、被災した子どもに対する支援、子どもの放射能対策とその影響について、最新の調査結果を収集する。収集した情報と子どもの発達に関する知識を踏まえ、避難生活の長期化が子どもに与える影響を考える。また、高校生である自分が、避難所にいる子どもに対してどのような保育ができるかを検討する。	消費者庁／復興庁／文部科学省	地震 直後期 復興期	(2)子どもや高齢者の関わりと福祉： ア 子どもの発達と保育・福祉 (1)人の一生と家族・家庭 (4)生活の科学と環境	個人・家族 地域社会 自治体・政府
少子高齢化を背景とした、医療介護問題を理解し、社会全体で取り組むケアの在り方を検討する。避難生活における医療介護の問題に関する情報を収集した上で、平常時の医療介護問題との関わりを考える。また、高校生である自分が、避難所にいる介護・介助を必要とする人々に対して、どのような対応ができるかを検討し、簡単な介護の方法を知る。	復興庁／厚生労働省	地震 直後期 復興期	(2)子どもや高齢者の関わりと福祉： イ 高齢者の生活と福祉 (1)人の一生と家族・家庭 (4)生活の科学と環境	個人・家族 地域社会 自治体・政府
災害時要援護者(災害弱者)とは、どのような個人を指すのかを理解する。乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦、外国人等の災害弱者が災害時に直面した課題について、それぞれ情報を収集し、今後どのような対策ができるかを検討する。また、災害時を含む共生社会の在り方について理解する。	復興庁／消防庁／防衛省	地震 直後期 復興期	(2)子どもや高齢者の関わりと福祉： ウ 共生社会における家庭や地域 (1)人の一生と家族・家庭 (4)生活の科学と環境	個人・家族 地域社会 自治体・政府
家計の仕組みや家計収支の構造を知り、災害等のリスクに備えるための貯蓄や保険の重要性を理解する。被災した場合の家計に対する支援施策について情報を収集し、自分が住もう地域の環境や、家計収支を踏まえ、自分の生活に適した貯蓄の在り方や加入する保険の内容を考える。	金融庁／消費者庁／復興庁	地震 前期	(3)生活における経済の計画と消費： ア 生活における経済の計画 (1)人の一生と家族・家庭 (4)生活の科学と環境	個人・家族 自治体・政府

災害関連情報を活用した学習内容案と 学習内容に関連した情報を公開する省庁等	枠組 1 ※1	枠組 2 ※1	枠組 3 ※2	枠組 4※3
風評被害の原因となった情報源を概観し、財・サービスを購入・消費する際に、どのように情報を収集・分析・使用するべきかを考える。また、情報社会において、災害や防災を含む生活に関わる情報を入手するときに、注意すべきことを理解する。	公正取引委員会／復興庁／農林水産省	地震 直後期 復興期	(3)生活における経済の計画と消費： イ 消費行動と意思決定 (1)人の一生と家族・家庭	個人・家族
消費者の権利と責任について理解した上で、災害時の消費行動に関する問題を概観し、災害時に保障されるべき消費者の権利と責任について話し合う。災害時の物価高騰の事例や、災害時の公平な取引に関する制度に関する情報の収集を通して、公平な取引の在り方や倫理的消費行動について考える。	公正取引委員会／消費者庁／金融庁	地震 直後期 復興期	(3)生活における経済の計画と消費： ウ 消費者の権利と責任 (1)人の一生と家族・家庭	個人・家族 自治体・政府
被災地に配送された食料・支援物資の実績や、避難生活における健康上の問題に関する情報の把握を通して、災害時の食生活における問題点を理解する。また、各ライフステージにおける食生活の課題について理解した上で、自分の家族を考慮した非常食について考える。	内閣府／消費者庁／農林水産省／消防庁	地震 前期 直後期 復興期	(4)生活の科学と環境： ア 食生活の科学と文化 (2)子どもや高齢者の関わりと福祉 (3)生活における経済の計画と消費	個人・家族 地域社会 自治体・政府
被服の機能を把握した上で、非常時においても保たれるべき被服の衛生について理解する。おむつや生理用品等の支援物資の状況や、災害時に支給されるタオル等の衛生用品、寝具の支給の実態について情報を収集し、災害や季節、自身の特性に応じて用意すべき衣服や布製品について考える。	内閣府／消防庁	地震 前期 直後期 復興期	(4)生活の科学と環境： イ 衣生活の科学と文化 (2)子どもや高齢者の関わりと福祉 (3)生活における経済の計画と消費	個人・家族 地域社会 自治体・政府
災害による被害を受けた住居に関する写真等の資料を収集し、災害に強い住居の構造や、災害に備えた室内空間の整備について理解する。避難所におけるプライバシーの問題、広域避難地域や居住地域の集団移転に関する問題から、共生社会における住環境の在り方について考える。	内閣府／復興庁／国土交通省／消防庁	地震 直後期 復興期	(4)生活の科学と環境： ウ 住生活の科学と文化 (2)子どもや高齢者の関わりと福祉 (3)生活における経済の計画と消費	個人・家族 地域社会 自治体・政府
社会や生活の持続可能性について理解し、大量生産・大量消費・大量廃棄を背景とした、災害時の流通の問題や、放射線事故等の実態に関する情報を収集する。また、情報の収集を通して、災害が発生した場合でも持続可能な生活の在り方について考える。	経済産業省／復興庁／環境省	地震 前期 復興期	(4)生活の科学と環境： エ 持続可能な社会の確立を目指したライフスタイルの確立 (3)生活における経済の計画と消費	個人・家族 地域社会 自治体・政府

枠組 1 災害の種類

「枠組 1 災害の種類」は、どのような災害に対する防災学習であるのかを明らかにする枠

組である。災害に応じた防災の取組が必要であること、地域ごとに発生する可能性のある災害は異なること、さらに『学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開』(文部科学省、2013)では「地域の特色を理解し、地域と連動した学校防災の取組」が必要であるとしていることに配慮すると、地域社会と家庭生活のかかわりを重視する家庭科の防災にかかる学習では、生徒が遭遇する可能性の高い災害や防災に意識的であることが求められよう。一方で、これまでの家庭科の防災にかかる学習内容が全国的に発生しやすい災害やどの様な災害にも共通する防災の取組には触れているが、各地域で生じやすい災害等にはあまり触れていない点が明らかになった。よって、今後の家庭科の防災にかかる学習の検討においては、児童生徒の居住環境に応じて、火山災害、気象災害、土砂災害、雪氷災害等の災害も想定していくことが必要であると思われる。

枠組 2 防災の段階

「枠組 2 防災の段階」は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階ごとに防災にとりくむことに対応した枠組であり、学習内容が未然防止にかかる防災の内容であるのか、或いは災害発生直後の行動等にかかる防災の内容であるのか、若しくは災害からの復興期にかかる防災の内容であるのかを明らかにすることで、災害による被害の軽減につながる学習を目指している。しかし第Ⅰ部によって、これまでの家庭科は災害による被害を未然に防止する内容を中心であり避難所生活や復興過程にかかる内容が極めて少ないことが明かされた。よって、今後の家庭科の防災にかかる学習内容には、避難生活で実際に起きた出来事にかかる資料などを積極的に取り入れる等の工夫によって、災害発生直後や災害からの復興過程ではどういった行動をとるべきであるのかに着目する必要があると言えよう。

枠組 3 生活の営み、ライフステージに応じた防災

「枠組 3 生活の営み、ライフステージに応じた防災」は、さまざまな対策を組み合わせて生活への影響を最小限にとどめることに対応した枠組であり、実質的に家庭科の各学習内容領域に相当する。近年の災害では災害関連消費生活問題が多様化・深刻化しているが、これまでの家庭科の防災にかかる学習内容は消費生活で取り組む防災を殆ど取り上げていない。そのことから、家庭科の防災にかかる学習の充実化に向けては、同学習内容領域の検討が急務と言えよう。

なお家庭科は、日常生活で起こる具体的な事象を通して学ぶ教科であることから、複数の学習内容領域にまたがる可能性がある。そのことから、表 20 では、主となる学習内容領域に加えて、関連する学習内容領域を明らかにしている。

枠組 4 防災の主体

「枠組 4 防災の主体」は、一人ひとりの防災上の役割と協力する場面を理解することに

対応した枠組であり、学習内容が個人や家庭の規模で取り組む防災にかかる内容であるのか、地域社会やコミュニティの規模で取り組む防災にかかる内容であるのか、或いは災害時の公的支援にかかる内容であるのかを明らかにするものである。過去の学習内容では、地域社会での防災の取組や公的支援にかかる内容が少ないことも明らかになった。社会とのかかわりの中で、生活の自立を目指す家庭科の教科性を踏まえると、今後の家庭科の防災にかかる学習内容としては、地域社会やコミュニティの規模で取り組む防災にかかる内容や公的支援にかかる内容を扱う必要があると思われる。

第4節 小括

第5章では、家庭科の防災にかかる学習内容の変遷では個人や家族の単位で取り組む防災に関する内容の量に対して公的支援に関する内容が少ない点に焦点を当て、日本の省庁等が公開する近年の災害関連情報を活用した学習内容を検討した。検討した災害関連情報を活用した学習は、メディアリテラシー（情報活用能力）の体得をも期待できることから、今後も更なる情報化の進行が予測される現代において極めて有意義であると思われる。なお本章では、日本において災害関連情報の発信など防災の普及・啓発活動が展開されてきたことを踏まえ省庁等が実施する一連の活動も概観した。

第5章の災害関連情報の分析によって、災害関連情報に焦点を当てることで、家庭科の全ての学習内容領域ごとに防災学習を展開することができるが明らかになった。この点については、第2章で論じたように家庭科に関わる先行研究等では「住生活」かかる学習内容領域で取り組む防災学習が検討されてきた点、また第I部で述べたように学習指導要領及び教科書にみられる家庭科の防災にかかる学習内容も主に住生活上の防災を取り扱ってきた点を踏まえると、今後の家庭科の防災にかかる学習の展開に向けて極めて重要な示唆であったと思われる。

また、近年の災害関連情報を活用するとともに、第2章 第3節 2. で定義した「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」活用することで、児童生徒たちを取り巻く生活環境に応じた学習内容への道筋が得られた。一方で、省庁等が発信する災害関連情報だけでは、児童生徒が住まう地域の特性が十分に反映されない可能性もある。そこで第6章では、地方自治体が作成した地域防災資料を活用し、地域特性に配慮した防災にかかる家庭科の学習を検討する。

第6章 地域特性に配慮した防災にかかわる家庭科の学習

第6章では、第I部において明らかになった家庭科の学習指導要領及び教科書が地域社会で取り組む防災についてほとんど言及してこなかった点に着目し、自治体が住民向けに作成した防災に関する資料(以下、地域防災資料と表記する)を活用することで、地域特性に配慮した防災にかかる家庭科の学習を検討する。

近年の日本における防災の動向として、防災基本計画(中央防災会議、2017:5)は、「過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る」、また「社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する」としている。さらに、内閣府(2014)は「平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設」したとした。近年の大規模災害時において、地域社会における従前からの防災の取り組みが災害発生直後の迅速な避難所運営や復興につながっている点を教訓とし、かつ新たに地区防災計画制度が創設された現状を踏まえると、地域特性に配慮した防災にかかる家庭科の学習を検討する意義は極めて大きいと考える。

その他、自治体が作成する地域防災資料を活用する理由としては次の点が挙げられる。第一に地域防災資料は、地域住民の生活実態に即した内容である可能性が高いためである。第二に地域防災資料では、各地域の自然環境や地理的条件を踏まえ、地域で生じやすい災害に焦点があてられると推察できるためである。第三点は、地域の社会構造や社会問題を考慮した防災のあり方が提示されることが見込まれるためである。

よって第6章では、生徒が住まう地域特性に配慮した内容とするために首都圏に地域を限定することで家庭科の防災にかかる学習内容を検討する。また検討に当たり、圏域内の都県で作成された地域防災資料を選定し、選定した資料を活用して家庭科の学習内容分類³³に依拠した学習を考察する。

第1節 家庭科の学習に活用する地域防災資料の選定

学習内容に活用する地域防災資料の選定から検討に至るまでの手順は、次の四段階で構成する。第一段階として第2章 第3節 2. で定義した「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」をもとに、地域防災資料に求める四つの基準(表21)を設定する(以下、「基準」と表記する)。第二段階として、首都圏で公開される全ての地域防災資料を「基

³³ 第5章と同様に家庭科の学習内容分類は、小・中・高等学校間の学習の接続が問題視されている現状に配慮して、高等学校「家庭総合」の学習内容項目を採用した。高等学校

「家庭総合」の学習内容項目を採用した理由としては、各学校段階の中でも学習内容項目が細分化されているため、学校間の学習内容の系統性を把握しやすいためである。よって第6章で提案する学習内容は、中学生を対象とするが、学習内容分類は高等学校家庭科に依拠している。

準」をもとに照合し、家庭科学習に適する資料を選定する(選定方法の詳細は後述する)。第三段階として、地域防災資料の各内容項目(各内容項目の定義は後述する)と、家庭総合の学習内容分類³⁴として定められた小分類 36 項目との関わりを検討する。第四段階として、第三段階で検討した地域防災資料の内容項目と家庭総合の学習内容分類の関係性をもとに学習内容を考察する。

地域防災資料の検討に際して、設定した「家庭科の防災にかかわる学習内容構想の 4 つ の枠組」(第 2 章 第 3 節 2. 参照)に基づく基準(表)は次の通りである。

「枠組 1 災害の種類」に基づく「基準 A」

災害対策は、家庭を取り巻く環境に応じて大きく異なる。家庭科防災学習を居住地域の実態に即したものにするためには、地域防災資料において当該地域で起こりうる災害や発災確立、また災害の種類や生活環境に応じた対策等が明らかにされていることが求められる。基準 A では、地域防災資料が首都圏の自然環境・社会環境の特性を考慮し、発生の確率が高い災害について説明しているかを判断する。

「枠組 2 防災の段階」に基づく基準 B

日本の防災基本計画(中央防災会議、2017)が、「防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧復興の 3 段階がある」とした上で、各段階に応じた対策の方針を示しているように、時間経過に応じて採るべき災害対策は異なる。この点を考慮すると防災学習では、学習対象である災害対策が有効に機能する時期を明確にしておく必要がある。基準 B では、地域防災資料に掲載される対策が、防災の時間経過に伴う三段階のうち、いずれの段階を想定しているのかを判断する。

「枠組 3 生活の営み、ライフステージに応じた防災」に基づく基準 C

基準 C は、家庭総合の学習内容大分類(1)から(4)をもとに設定した基準である。地域防災資料が家庭生活の営みを対策に反映させているか、その上でどのような生活場面やどのようなライフステージにある人を対象としているかを判断するためのものである。

「枠組 4 防災の主体」に基づく基準 D

家庭の機能の外部化が進み、家庭が小規模化する現代では、防災においても家庭間の連携

³⁴高等学校家庭総合の学習内容は、「(1) 人の一生と家族・家庭」、「(2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉」、「(3) 生活における経済の計画と消費」、「(4) 生活の科学と環境」、「(5) 生涯の生活設計」、「(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ」の大分類とそれぞれの大分類の下に中分類(ア、イ、ウ、・・・)、さらに小分類((ア)、(イ)、(ウ)・・・)が設かれている。大分類のうち、「(5) 生涯の生活設計」と「(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ」は、大分類(1)～(4)で学んだことを生かして生徒自ら課題を設定し取り組む学習であることから、防災ブック『東京防災』の見出しと大分類(1)～(4)に属する小分類 36 項目とを関連付けた。

やコミュニティでの活動、公的支援が重要となる。基準 D では、地域防災資料に示された取組において、家庭はどのような主体と関わり合いながら防災を達成しているかに焦点を当てる。

表 21 「家庭科の防災にかかる学習内容構想の 4 つの枠組」(第 2 章 第 3 節 2. 参照)に基づく分析の基準

基準 A : 首都圏の自然環境・社会環境の特性を考慮し、首都圏で発生する確率の高い災害について述べているか。
基準 A-① : 首都圏の自然環境(地理的特徴、生態系など)、社会環境(人口構造、産業構造など)、発生する確率が高い災害などに関する記述はあるか。
基準 A-② : 首都圏の自然環境(地理的特徴、生態系など)、社会環境(人口構造、産業構造など)、発生する確率が高い災害について、具体的にどのように記述しているか。
<p>[基準 A-②分析の観点]</p> <p>[○]首都圏の自然環境・社会環境について記述があり、かつ首都圏で発生する可能性が高い災害に関する記述がある</p> <p>[△]首都圏で生じる危険性がある災害についてのみ記述がある(首都圏の自然環境・社会環境について記述はない)</p> <p>[▲]首都圏の自然環境・社会環境についてのみ記述がある(首都圏で生じる危険性がある災害について記述はない)</p>
基準 B : 防災の時間経過に伴う三段階のうち、いずれの段階を想定しているか。
<p>[基準 B 分析の観点]</p> <p>[前]災害発生前の被害予防の段階で取組む事柄</p> <p>[直後]災害発生直後の応急対応の段階で取組む事柄</p> <p>[復興]発災直後の応急対応がひと段落し、復旧・復興の段階で取組む事柄</p>
基準 C : 生活の営みを反映させた防災について、どのような生活場面やどのような人を想定しているか。
<p>基準 C-① : 生活を営む視点から防災に注目しているか。</p> <p>基準 C-② : どのような生活場面やどのような人向けの防災であるか。</p>
<p>[基準 C-②分析の観点]</p> <p>[1]人の一生と家族・家庭(例えば、人の生涯と発達課題に関すること、家庭・家族の機能に関することなど)</p> <p>[2]子どもや高齢者のかかわりと福祉(例えば、保育と子どもの福祉に関すること、介護と高齢者の福祉に関することなど)</p> <p>[3]生活における経済の計画と消費(例えば、家計の資金管理に関すること、情報と消費者の意思決定に関することなど)</p> <p>[4]生活の科学と環境(例えば、食生活に関すること、衣生活に関すること、住生活に関することなど)</p>
基準 D : どのような主体と関わって防災に取り組むのか。
<p>[基準 D 分析の観点]</p> <p>[家]家庭で完結できる取組であるのか</p> <p>[コ]家庭がその他の家庭や地域コミュニティが連携して取組む防災であるのか</p> <p>[自]家庭が政府や自治体の支援を受けて取組む防災であるのか</p>

注 []内の記号・数字・語彙等は表 21 に対応

以上の基準の下で、首都圏で公開される全ての地域防災資料を、「基準 A-①及び基準 C-①に適合」、「基準 A-①のみ適合(基準 C-①は不適合)」、「基準 C-①のみ適合(基準 A-①は不適合)」、「基準 A-①及び基準 C-①に不適合」に分類した。その上で「基準 A-①及び基準 C-①に適合」の地域防災資料を基準 A-②、基準 B、基準 C-②、基準 D に照らし、各基準の項目を最も多く満たすものを学習内容の検討に際して活用する資料とした。

2016 年 8 月現在、首都圏で公開される地域防災資料は、東京都 9、神奈川県 10、埼玉県 6、千葉県 8 であった。これらを、基準 A-①及び基準 C-①をもとに分類したところ(表 22)、「基準 A-①及び基準 C-①に適合」の地域防災資料の数は、東京都 4、神奈川県 2、千葉県 2 であった。これらを、基準 A-②、基準 B、基準 C-②、基準 D によって分析した結果(表 23)、各基準の項目を最も多く満たした資料が防災ブック『東京防災』であったことから、これを活用して学習内容を検討した。

防災ブック『東京防災』は、「各家庭での防災に対する理解を深め、災害に対する備えを万全とする³⁵」ことを目的として作成された冊子であり、2015 年 9 月 1 日から都内在住者に配布が開始された。防災ブック『東京防災』では、同資料の特徴について、「東京の多様な地域特性、都市構造、都民のライフスタイルなどを考慮してつくられた、完全東京仕様の防災ブック(東京都総務局総合防災部災害管理課、2015)」としている。

³⁵ 東京都：防災ブック「東京防災」について（2016 年 8 月 31 日最終アクセス）

表 22 「基準 A-①：首都圏の自然環境、社会環境、発生する確率が高い災害などに関する記述はあるか」及び「基準 C-①：生活を営む視点から防災に注目しているか」に基づく地域防災資料の分類

都県名	基準 A-①及び基準 C-①に適合の地域防災資料
東京	東京防災 東京都防災ガイドブック 東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編 テロや武力攻撃から身を守るために
神奈川	かながわ防災読本 地震にそなえてマイホームの点検（誰でもできるわが家の耐震診断と耐震知識）
千葉	東日本大震災の概要 ちば被害想定新聞
都県名	基準 A-①のみ適合(基準 C-①は不適合)の地域防災資料
東京	東京の活断層(立川断層帯を調査する)
神奈川	地震を知ろう 津波から身を守るために
千葉	【防災誌】元禄地震—語り継ごう 津波被災と防災ー 【防災誌】関東大震災—千葉県の被害地震から学ぶ震災への備えー 【防災誌】風水害との闘い～洪水との闘い、十五夜の嵐、竜巻～
都県名	基準 C-①のみ適合(基準 A-①は不適合)の地域防災資料
東京	帰宅困難者対策ハンドブック 帰宅困難者対策条例リーフレット 東京都防災ポケットガイド 日常備蓄をすすめましょう
神奈川	地震から身を守るための 10 カ条 かながわ防災カード 「かながわキッズぼうさいカード」 地震防災チェックシート 川での水難事故を防ぐために：酒匂川を利用する皆様へ 高層ビル・マンションの防災対策
埼玉	防災マニュアルブック(命を守る 3 つの自助編) 防災マニュアルブック(家庭における災害時のトイレ対策編) 家具転倒防止(イツモ防災講座配布資料) 災害時の連絡、3 日分以上の食料備蓄(イツモ防災講座配布資料) 災害時のトイレ(イツモ防災講座配布資料)
千葉	災害時の備え あんしん手帳 地震に備え、わが家の耐震

表 23 基準 A-①及び基準 C-①に適合した地域防災資料の家庭科防災学習における有用性

都県名	東京都				神奈川県		千葉県	
地域防災資料のタイトル	東京防災	東京都防災ガイドブック	東京都震災復興マニュアル	テロや武力攻撃から身を守るために	かながわ防災読本	地震に備えてマイホームの点検	東日本大震災の概要	ちば被害想定新聞
ページ総数	323	60	60	25	22	10	8	8
公開年	2015.9	2016.3	2016.3 (修正版)	不明	2008.9 (修正版)	2014.7	2014.2	不明
基準	A-②	○	○	△	▲	△	△	△
B	[前][直後][復興]	[前]	[復興]	[前]	[前]	[前]	[前]	[前]
C-②	[1][2][3][4]	[4]	[1][2]	[4]	[1][2][4]	[4]	[4]	[4]
D	[家][コ][自]	[家][コ][自]	[家][コ][自]	[家]自	[家][コ][自]	[家]	[家]自	[家][コ][自]

第2節 地域防災資料を活用した家庭科の学習内容の検討

1. 防災ブック『東京防災』と家庭科

本研究では、防災ブック『東京防災』の111の小見出し及びその文章を一つの内容項目の単位とした(以下、この単位を〈見出しセクション〉と表記する)。その上で、家庭総合の学習内容小分類36項目に対応する〈見出しセクション〉を検討した。表24は、高等学校学習指導要領に定められた家庭総合の学習内容分類に沿い、〈見出しセクション〉を分類したものである。

学習内容分類に沿って分析すると、防災ブック『東京防災』ではひとつの〈見出しセクション〉から複数の学習内容の要素を見いだせた。よって、防災ブック『東京防災』を活用することで、複数の学習内容を横断する学習の展開が可能であることがわかった。

表24 家庭総合の学習内容分類に対応する防災ブック『東京防災』の〈見出しセクション〉

(1) 人の一生と家族・家庭	
ア 人の一生と青年期の自立	(ア) 人の一生と発達課題 [在宅避難(54) 要介護者への思いやり(66) 日常生活に向けて(68) 生活再建に踏み出す(70) コラム・被災者の声に学ぶ(72) 避難生活で行う体操(218) ボランティアに関する知識(266)] (イ) 青年期の課題 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった] (ウ) 生活の自立を目指す上での意思決定 [発災直後の行動(18) 地震発生とその瞬間(16) 自宅に潜む危険(20) 外出先に潜む危険(26) 発災時のNG行動(38)]
イ 家族・家庭と社会	(ア) 家庭の機能と家族関係 [避難の判断(42) 助け合う(52) 物の備え(84) 最小限備えたいアイテム(86) 備蓄ユニットリスト(88) 非常用持ち出し袋(90) 室外の備え(114) コミュニケーションという備え(122) 家族で今やろう(292)] (イ) 家庭生活と社会 [避難所(56) 避難生活での心得(58) 日常生活に向けて(68) 生活再建に踏み出す(70) コラム・被災者の声に学ぶ(72) 防火対策(109) コラム・耐震シェルター(113) 地域の危険度を知る(118) 火災から身を守る場所(120) コラム・防災公園(121) 防災ネットワーク(124) 安否確認と情報収集(128) 防火防災訓練(130) 防災市民組織(136) 生活再建支援制度と手続き(235) 日常生活の支援制度(260) ボランティアに関する知識(266) 緊急連絡先(268) 防災に関するお問い合わせ(269) 災害対応イエローページ(270) ピクトグラム凡例(274) 災害時に配慮が必要な方に関するマーク等(276) 家族で今やろう(292)]
(2) 子どもや高齢者のかかわりと福祉	
ア 子どもの発達と保育・福祉	(ア) 子どもとかかわる [子どもの遊び(220)] (イ) 子どもの発達と生活 [在宅避難(54) 要配慮者への思いやり(66) コラム・被災者の声に学ぶ(72) 備蓄ユニットリスト(88) 非常用持ち出し袋(90) 防災ネットワーク(124) 子どもの遊び(220)] (ウ) 親の役割と子育て支援 [要配慮者への思いやり(66) コラム・被災者の声に学ぶ (72) 少ない水で清潔を保つ(204) 子どもの遊び(220)] (エ) 子どもの権利と福祉 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]
イ 高齢者の生活と福祉	(ア) 高齢者とかかわる [要配慮者への思いやり(66)] (イ) 高齢者の生活と課題 [在宅避難(54) 要配慮者への思いやり(66) 備蓄ユニットリスト(88) 非常用持ち出し袋(90) 防災ネットワーク(124) 避難生活で行う体操(218)] (ウ) 人間の尊厳とケア [要配慮者への思いやり(66) 心肺蘇生法(176) 止血(178) 骨折・捻挫の応急手当(180) 切り傷の応急手当(181) やけどの応急手当(182) 傷病者の負担を軽減する(183) 傷病者の体位管理(184) 傷病者の搬送法(186) 包帯の代用(187) 新聞紙で暖をとる(192) 体温を調節する(194) 脱水症状を防ぐ(197) 少ない水で清潔を保つ(204) 身近な素材の活用術(222) 医学に関する知識(262)] (エ) 高齢社会の現状と社会福祉 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]

ウ 共生社会における家庭や地域

[安全避難チェックポイント(48) | 助け合う(52) | 避難所(56) | 避難生活での心得(58) | 避難生活での留意点(60) | 要配慮者への思いやり(66) | コラム・被災者の声に学ぶ(72) | 防災ネットワーク(124) | マンションの災害対策(125) | 会社の災害対策(126) | 防火防災訓練(130) | 防災市民組織(136) | 消防団(139) | パーテーションを作る(212) | ボランティアに関する知識(266) | 緊急連絡先(268) | 防災に関するお問い合わせ(269) | 災害対応イエローページ(270) | 災害時に配慮が必要な方に関するマーク等(276)]

(3) 生活における経済の計画と消費

ア 生活における経済の計画

- (ア) 家計と経済 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]
- (イ) 資金管理とリスク [生活再建に踏み出す(70) | 生活再建支援制度と手続き(253) | 日常生活の支援制度(260)]
- (ウ) キャッシュレス社会とその課題 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]

イ 消費行動と意思決定

- (ア) 消費者の意思決定とその重要性 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]
- (イ) 生活情報の収集・選択と活用 [地震発生とその瞬間(16) | 発災時のNG行動(38) | 避難の判断(42) | 避難するときの注意点(46) | 安全避難チェックポイント(48) | 室外の備え(114) | コミュニケーションという備え(122) | 安否確認と情報収集(128) | テロ・武力攻撃(164) | 災害用伝言ダイヤル(226) | 災害用伝言板(227) | 緊急連絡先(268) | 防災に関するお問い合わせ(269) | 災害対応イエローページ(270)]

ウ 消費者の権利と責任

- (ア) 社会の変化と消費生活 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]
- (イ) 消費者問題の現状と課題 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]
- (ウ) 消費者の権利と自立支援 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]

(4) 生活の科学と文化

ア 食生活の科学と文化

- (ア) 人の一生と食事 [在宅避難(54) | 物の備え(84) | 最小限備えたいアイテム(86) | 備蓄ユニットリスト(88) | 非常用持ち出し袋(90) | コラム・日常備蓄(92) | 感染症(168) | 脱水症状を防ぐ(197) | 水道水の保存方法(198) | 水の運び方(199) | 少ない水で清潔を保つ(204) | ハエ取り器を作る(205) | 身近な素材の活用術(222)]
- (イ) 食生活の自立と調理 [発災直後の行動(18) | 発災時のNG行動(38) | 避難するときの注意点(46) | 在宅避難(54) | 避難生活での留意点(60) | 物の備え(84) | 最小限備えたいアイテム(86) | 備蓄ユニットリスト(88) | 非常用持ち出し袋(90) | コラム・日常備蓄(92) | コラム・防災公園(121) | 感染症(168) | やけどの応急手当(182) | 脱水症状を防ぐ(197) | 水道水の保存方法(198) | 水の運び方(199) | 少ない水で清潔を保つ(204) | ハエ取り器を作る(205) | 食器の作り方(208) | 簡易コンロの作り方(210) | 身近な素材の活用術(222)]
- (ウ) 食生活の文化 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]
- (エ) 食生活と環境 [少ない水で清潔を保つ(204) | ハエ取り器を作る(205) | 食器の作り方(208) | 簡易コンロの作り方(210)]

イ 衣生活の科学と文化

- (ア) 人の一生と被服 [物の備え(84) | 最小限備えたいアイテム(86) | 備蓄ユニットリスト(88) | 非常用持ち出し袋(90) | 傷病者の負担を軽減する(183) | 新聞紙で暖をとる(192) | 体温を調節する(194) | 足を保護する(196) | 医学に関する知識(262)]
- (イ) 衣生活の自立と管理 [在宅避難(54) | 物の備え(84) | 最小限備えたいアイテム(86) | 備蓄ユニットリスト(88) | 止血(178) | 骨折・捻挫の応急手当(180) | 切り傷の応急手当(181) | やけどの応急手当(182) | 傷病者の負担を軽減する(183) | 傷病者の体位管理(184) | 傷病者の搬送法(186) | 包帯の代用(187) | 新聞紙で暖をとる(192) | 体温を調節する(194) | 足を保護する(196) | 簡易おむつの作り方(202) | 身近な素材の活用術(222)]
- (ウ) 衣生活の文化と製作 [水の運び方(199) | 簡易おむつの作り方(202) | 布ナプキンの作り方(203) | リュックサックの作り方(213) | 簡易ベッドの作り方(214) | クッション・枕の作り方(215) | ロープの結び方(216) | 身近な素材の活用術(222)]
- (エ) 衣生活と環境 [〈見出しセクション〉との対応は難しかった]

ウ 住生活の科学と文化

- (ア) 人の一生と住居 [避難所(56) | 室内の備え(94) | 防止対策のポイント(96) | 転倒・落下・移動防止器具(98) | 転倒防止対策チェック(100) | 耐震化(106) | 防火対策(109) | 電気・ガス・水道の点検(112) | コラム・耐震シェルター(113) | 大雨・暴風(144) | 集中豪雨(150) | 土砂災害(152) | 落雷(154) | 竜巻(156) | 大雪(158) | 火山噴火(160) | コラム・東京の活火山(172) | 簡易ランタンの作り方(206) | 地震の知識(238) | 津波の知識(243) | 台風・大雨の知識(244) | さまざまな気象情報(248) | 過去の大規模災害(250)]
- (イ) 住生活の選択と計画 [発災直後の行動(18) | 自宅に潜む危険(20) | 外出先に潜む危険(26) | 発災時のNG行動

(38) 避難の判断(42) 避難するときの注意点(46) 安全避難チェックポイント(48) 在宅避難(54) 避難生活での心得(58) 避難生活での留意点(60) コラム・日常備蓄(92) 室内の備え(94) 防止対策のポイント(96) 転倒・落下・移動防止器具(98) 転倒防止対策チェック(100) 耐震化(106) 防火対策(109) 電気・ガス・水道の点検 (112) コラム・耐震シェルター (113) 室外の備え(114) 地域の危険度を知る(118) コラム・防災公園 (121) マンションの災害対策(125) 会社の災害対策(126) 防火防災訓練(130) 感染症(168) 消火器の使い方(188) 屋内消火栓の使い方(189) スタンドパイプの使い方(190) 可動式消防ポンプの使い方(191) 断水時のトイレの使い方(200) 簡易トイレの作り方(201) 簡易ランタンの作り方(206) 乾電池の大きさを考える(207) パーテーションを作る(212) ピクトグラム凡例(274)
(ウ) 住生活の文化 [外出先に潜む危険(26) 地域の危険度を知る(118) 大雨・暴風(144) 集中豪雨(150) 土砂災害(152) 落雷(154) 竜巻(156) 大雪(158) 火山噴火(160) テロ・武力攻撃(164) コラム・東京の活火山(172) 地震の知識(238) 津波の知識(243) 台風・大雨の知識(244) さまざまな気象情報(248) 過去の大規模災害(250)]
(エ) 住生活と環境 [安全避難チェックポイント(48) 避難生活での留意点(60) 日常生活に向けて(68) 室外の備え(114) 地域の危険度を知る(118) 火災から身を守る場所(120) コラム・防災公園(121) マンションの災害対策(125) 会社の災害対策(126) 防火防災訓練(130) コラム・災害図上訓練(140) 大雨・暴風(144) 集中豪雨(150) 土砂災害(152) 落雷(154) 竜巻(156) 大雪(158) 火山噴火(160) テロ・武力攻撃(164) コラム・東京の活火山 (172) 地震の知識(238) 津波の知識(243) 台風・大雨の知識(244) さまざまな気象情報(248) 過去の大規模災害(250) ボランティアに関する知識(266) ピクトグラム凡例(274) 家族で今やろう(292)]
エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立
(ア) 持続可能な消費 [<見出しセクション>との対応は難しかった]
(イ) 環境保全に向けたライフスタイルの確立 [<見出しセクション>との対応は難しかった]

2. 防災ブック『東京防災』を活用した家庭科の学習の展開

ここから、学習内容分類ごとに〈見出しセクション〉を活用した学習を提案したい。尚、以下では家庭科の各学習内容領域の名称を「」、個別の〈見出しセクション〉を〈〉で表わしている。

人の一生と発達課題

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「人の一生と発達課題」は、発達課題の視点に立ってライフステージの特徴と課題を理解させるとともに、生涯を他者との関わりの中で主体的に生きることなどについて考えさせる内容である。ライフステージに応じた備え、被災者が生活再建の過程で向き合う諸課題、被災者への支援などについて書かれた〈見出しセクション〉は、「人の一生と発達課題」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈日常生活に向けて〉では、身近な人との死と向き合うことの意味等が述べられている。これを活用した本学習では、身近な人の死と向き合う期間が、その後の生活や生涯においてどのような意味合いを持つのか、どのような影響があるのかを考えさせる。さらに、「子どもの生活と発達」と関連させて、乳幼児期や児童期における親との死別が、子どもの心身の発達に与える影響を理解させ、近親者を亡くした子供への配慮や接し方について考えさせることもできる。

生活の自立を目指す上での意思決定

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「生活の自立を目指す上での意思決定」では、自立した生活には適切な意思決定とそれに対する責任が必要であることを認識させ、複数の選択肢から適切に判断する能力を身に着けさせる内容である。発災直後に取るべき行動について書かれた〈見出しセクション〉は、災害時の判断の選択肢を広げることから、「生活の自立を目指す上での意思決定」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈自宅に潜む危険〉は、居住空間ごとの危険性や発災直後に取るべき行動を説明している。〈自宅に潜む危険〉を活用した本学習では、「住生活の計画と選択」も併せて学習させながら、居住空間の役割や首都圏の住居の特徴を理解させ、住居内部の被害事例をもとに取るべき対策や行動を考えさせる。

家庭の機能と家族関係

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「家庭の機能と家族関係」は、家庭の役割や家庭が社会に対して果たす機能等を理解させるとともに、親子関係や家族関係などの人間関係を考えさせる内容である。少子高齢化や単独世帯が増加する首都圏における避難の在り方について述べた〈見出しセクション〉は、「家庭の機能と家族関係」に対応させた。併せて、災害発生前に家庭で話し合うべき事柄(例えば、家庭に応じた備蓄品、家族が離れた場所にいるときの連絡の取り方など)について書かれた〈見出しセクション〉も対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈コミュニケーションという備え〉は、家族会議を開き、防災ブック『東京防災』等の情報を活用しながら、家庭の防災の方針を定める内容である。〈コミュニケーションという備え〉を本学習で活用することで、家庭でのコミュニケーションが、通常の生活だけでなく防災という点においても重要であることを認識させる。また、「生活情報の収集・選択と活用」にもつながる学習として、各家庭にとって必要となる情報を、適切に収集できることの意義を理解させ、居住地域の災害関連情報を把握させる。

家庭生活と社会

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「家庭生活と社会」は、現代の家族が社会の影響を受けていることや、家庭生活を支える福祉の理念を理解させ、住民相互の助け合いに关心を持たせる内容である。「家庭生活と社会」には、地域における防災市民組織の活動、避難所における助け合いやボランティア、都が指定した避難所、被災者支援制度などについて書かれた〈見出しセクション〉を対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈避難所〉と〈避難生活での心得〉では、避難所の役割やルール、避難所運営の過程等が書かれている。これらの〈見出しセクション〉を活用し、さらに「共生社会における家庭や地域」とも関連付けて本学習を展開させることで、性別、年齢、国籍、障害の有無などの異なる人々が集まる避難所の環境を理解させ、避難所で求められる行動を考えさせる。また、首都圏の人口構造の特徴を把握させ、首都圏の住民に必要な災害対策や支援を様々な人の立場から考えさせる。

子どもとかかわる

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「子どもとかかわる」は、子どもの周囲にいる者が子どもの気持ちを汲み取ることの重要性を認識させるとともに、子どもは人とのかかわりの中で育つことを理解させ、保育への関心を持たせる内容である。「子どもとかかわる」には、〈子どもの遊び〉を対応させた。

(ii) 学習内容の検討

本学習では、「子どもの発達と生活」、「親の役割と子育て支援」と連動させ、災害が子どもの心身の発達に与える影響を理解させるとともに、避難所の環境に応じた子どもの遊びを考えさせる。また、首都圏の子育て世代が抱える課題を理解させた上で、子育て世代が被災した場合に生じる課題を予測させ、必要となる支援を考えさせる。

子どもの発達と生活

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「子どもの発達と生活」は、乳幼児期の発達には個人差がある一方で、一定の順序と共通性があることを認識させ、子どもの発達と環境との関わりについて理解させる内容である。 「子どもの発達と生活」には、乳幼児がいた被災者の体験談や、災害時に子どもに配慮すべき事項等について書かれた〈見出しセクション〉を対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈コラム・被災者に学ぶ〉では、乳幼児を抱えて避難生活を送ることの困難さや、災害時に小学生であった被災者の経験等が書かれている。これらの体験談を本学習に取り入れることで、乳幼児期の特性を理解させつつ、災害が子どもの心身の発達に与える影響等を認識させる。また、「親の役割と子育て支援」と関連付けて、子育て中の家庭にはどのような災害時の支援が必要であるのかを考えさせる。

親の役割と子育て支援

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「親の役割と子育て支援」では、乳幼児期の発達段階に応じた家族との関わりが、子どもの社会的自立にとって重要であることを理解させる。また、子どもとその家族を支える社会

的支援が必要であることを認識させる内容である。災害時に妊産婦に対して配慮すべき事項などについて書かれた〈見出しセクション〉は、「親の役割と子育て支援」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈要配慮者への思いやり〉では、避難所等において女性や妊産婦に対して配慮する旨が書かれている。本学習においてこの内容を取り入れることにより、妊産婦の心身の状態について理解させ、災害時に妊産婦が直面する課題を認識させる。また、首都圏における出産環境に関する問題を併せて取り上げる。

高齢者とかかわる

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「高齢者とかかわる」は、高齢者と実際にふれ合う体験を通して、高齢者や超高齢社会の課題等について理解させる内容である。「高齢者とかかわる」には、〈要配慮者への思いやり〉を対応させた。

(ii) 学習内容の検討

「高齢者とかかわる」では、首都圏の高齢者を取り巻く環境と課題について理解させる中で、災害による課題の深刻化や新たな課題が浮上する可能性等を考えさせる。また、〈要配慮者への思いやり〉を学習に取り入れることで、これまでの災害時に高齢者が置かれた状況を理解させ、首都圏の高齢者に対してどのような配慮が必要であるかを検討させる。

高齢者の生活と課題

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「高齢者の生活と課題」は、高齢期の特徴を理解させる中で、高齢期の心身の状態は個人差が大きいこと等を認識させ、生涯を見通した高齢期の在り方を考えさせる内容である。高齢社会における防災ネットワークの在り方、高齢者の心身の状態に応じた備蓄等について書かれた〈見出しセクション〉を対応させた。

(ii) 学習内容の検討

高齢者の心身の特徴について理解させる中で、それに応じた備えの在り方を考えさせる。また、長期化する避難生活において高齢者のエコノミークラス症候群や廃用症候群が深刻化した問題等に焦点を当て、〈避難生活で行う体操〉等の知識を学ばせ、避難生活の過ごし方が高齢者の健康に大きな影響を及ぼすことも理解させる。

人間の尊厳とケア

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「人間の尊厳とケア」は、高齢者が社会の一員として自立した生活を送ることや、高齢者の残存機能を生かす生活支援の在り方などを、福祉の理念を土台として考えさせる内容である。「人間の尊厳とケア」のテーマの一つである介護は、衛生管理や体調管理、応急処置

等にも関連すると思われる。よって、これらについて述べた〈見出しセクション〉は「人間の尊厳とケア」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈少ない水で清潔を保つ〉は、避難生活において衛生状態を保つために、少ない水で身体を拭く方法等が書かれている。〈少ない水で清潔を保つ〉を活用した本学習では、介護を必要とする高齢者等の免疫力や残存能力等を理解させつつ、災害時の衛生管理上の支援を考えさせる。また、首都圏で災害が生じた場合、予測される介護を必要とする被災者の数などを理解させ、避難所における介護の在り方を考えさせる。

共生社会における家庭や地域

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「共生社会における家庭や地域」は、多様な人々が共に支え合って生きることの重要性を認識させ、家庭や地域社会の一員として主体的に行動することの意義について考えさせる内容である。年齢・国籍・性別・障害の有無等に配慮した安全な避難方法や避難所の運営、また地域における防火防災訓練や防災市民組織等について書かれた〈見出しセクション〉は、「共生社会における家庭や地域」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈災害時に配慮が必要となる方に関するマーク〉では、障害者のための国際シンボルマークやマタニティマーク等の様々なマークを理解できる。「共生社会における家庭や地域」において、これらのマークと災害時要援護者について学ばせる中で、性別や障害・病気の程度等に配慮した支援について考えさせる。その際に、「人の一生と発達課題」、「親の役割と子育て支援」、「高齢者の生活と課題」等と関連させることで、災害時要援護者の心身の特徴を理解させる。

資金管理とリスク

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「資金管理とリスク」では、家計管理の基本や不測の事態に備えた資金管理を理解するとともに、生涯を見通した生活賃金や働き方に注目する中で、年金や保険を含めた経済計画の重要性を認識させる内容である。「資金管理とリスク」が、社会保障を含めた経済計画について扱う内容であることを考慮して、生活再建の支援制度に言及した〈見出しセクション〉は「資金管理とリスク」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈生活再建支援制度と手続き〉は、被災者生活再建支援金や被災者に対する所得税の雑損控除等具体的な制度内容が書かれている。〈生活再建支援制度と手続き〉を本学習で扱うことと、基本的な家計管理の在り方を理解させた上で、被災した場合に受けることができる経済的支援を知ることができる。また、首都圏における支援制度を踏まえ、災害の発生に備え

て首都圏ではどのような家計管理が必要であるかを考えさせる。

生活情報の収集・選択と活用

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「生活情報の収集・選択と活用」は、経済の進展やグローバル化に伴い、財、サービス、流通や販売方法等が複雑化していること理解させ、主体的に意思決定できるようにすることを目的とした内容である。また、財・サービスに関する正確な情報を入手するために、生活情報の特徴や課題を考えさせる。発災直後の緊急時の情報収集において留意すべき事項や、災害用伝言ダイヤル等の方法について書かれた〈見出しセクション〉は、「生活情報の収集・選択と活用」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈避難の判断〉では、災害時の正確な情報収集の方法を説明している。本学習において、〈避難と判断〉を活用することで、生活情報の特徴や問題点等を理解させながら、災害時の情報収集の具体的方法を理解させる。併せて、東日本大震災時に拡散したデマ情報とそれによって生じた首都圏での混乱を把握させることで、災害時に正確な情報を得ることの重要性を認識させる。

人の一生と食事

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「人の一生と食事」は、各ライフステージにおける食生活の課題、食事摂取基準などについて理解させ、現代の食生活の傾向と問題点を考えさせることで、毎日の食事が健康と深く関わっていることを認識させる内容である。備蓄しておく必要がある飲食物の内容や量、災害時に水を確保するための方法、食事の衛生管理等の内容が書かれた〈見出しセクション〉を対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈物の備え〉では、水や非常食をはじめとする備蓄品について書かれている。〈物の備え〉を活用した本学習は、五大栄養素やライフステージに応じた食事摂取基準等を理解させる中で、非常食等の備蓄品等に関する内容を取り扱う。また、避難生活においてはビタミンをはじめとする栄養素が不足しがちであることを理解させ、栄養的にバランスのとれた非常食を考えさせる。

食生活の自立と調理

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「食生活の自立と調理」は、食事摂取基準や食品群別摂取量の目安を活用し、食品の衛生と安全に配慮しながら、日々の献立を作成できるようにすることを目的とした内容である。調理中に災害が発生した場合に取るべき行動や、避難所での調理方法などに言及した〈見出

しセクション〉は、「食生活の自立と調理」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

「食生活の自立と調理」では、避難所で発生する恐れがある感染症や食中毒について理解させる。また、〈コラム・防災公園〉によって防災公園の機能を学ばせる中で、避難所等で調理する際の衛生管理の在り方を考えさせ、具体的なサバイバルクッキングの方法を理解させる。

食生活と環境

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「食生活と環境」は、現代の食生活を取り巻く環境の変化や、環境に配慮した食生活を考えさせ、食生活を取り巻く課題解決に向けて主体的に行動できるようにすることを目的とした内容である。現代の食生活に関わる世界的な問題の一つに、安全な飲料水の不足がある。よって、災害時の飲料水の確保に言及した〈見出しセクション〉は、「食生活と環境」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

本学習では、人体における水の役割を理解させた上で、世界的な飲料水不足の問題を認識させ、さらに〈少ない水で清潔を保つ〉を活用して災害時の飲料水確保の問題に焦点を当てる。また、これらの課題を解決するためにどのような生活を送る必要があるのかを考えさせる。加えて、首都圏に供給される食料品の生産地を把握させ、災害時の首都圏における食料品の供給問題について考えさせることもできる。

人の一生と被服

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「人の一生と被服」は、各ライフステージや各個人に応じて、それぞれに適した被服材料や構成及び被服の機能があることを理解させ、衣服気候などの観点から適切な着想を考えさせる内容である。衣料品や暖房設備が不十分な状況において、体温を調節する方法や、包帯や生理用品等の衛生用品を代用する方法等が書かれた〈見出しセクション〉は、「人の一生と被服」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

〈新聞紙で暖をとる〉を本学習に取り入れることで、体温を調節する衣服の機能を理解させた上で、衣料品が不足する緊急避難場所等において、被服以外のものを用いた体温の調節方法を考えさせることができる。また、首都圏の年間の気温や湿度の変化をもとに、避難の際に求められる服装を考えさせる。

衣生活の自立と管理

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「衣生活の自立と管理」は、被服の計画的な入手、洗濯において洗剤によって汚れが落ちるしくみ、繊維の特徴に応じた繊維製品の保管など、衣生活を管理する事柄を理解させる内容である。繊維製品の一種である包帯や滅菌ガーゼ等が不足している場合の応急処置などについて書かれた〈見出しセクション〉は、「衣生活の自立と管理」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

「子どもの発達と生活」とも関連させながら、〈簡易おむつの作り方〉に注目することで、おむつに使用される繊維素材を学ばせた上で、災害時におむつが不足している場合にどの様に対応すべきかを考えさせる。本学習にあわせて、乳幼児期の年齢に応じたおむつの特徴や排泄を含む基本的生活習慣の確立について理解させることもできる。

衣生活の文化と製作

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「衣生活の文化と製作」は、日本の衣生活の変遷に关心を持たせ、平面構成と立体構成の特徴や被服材料等を理解させる中で、被服の製作ができるようにすることを目的とした学習である。布ナプキンの作り方や物資を運ぶためにズボンから簡易的なリュックサックを作る方法等、繊維製品の代用品の作り方に言及した〈見出しセクション〉は、「衣生活の文化と製作」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

本学習では〈布ナプキンの作り方〉によって、基本的な被服製作を理解させる。また、「共生社会における家庭や地域」と結びつけ、生理用品や女性用下着の不足など災害時に女性が直面した諸問題に注目させることで、人々の多様性に配慮した支援の在り方を考えさせる。

人の一生と住居

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「人の一生と住居」は、生涯を見通して、家族の生活の場としての住居の条件(例えば、住居の構造やしつらいなど)や、ライフステージの変化と住要求の関係について理解させる内容である。災害に備えた室内の整え方、東京で発生しやすい災害について書かれた〈見出しセクション〉は、「人の一生と住居」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

本学習では〈過去の大規模災害〉を活用することで、首都圏を襲ってきた災害を理解させ、首都圏の住居に必要となる構造や対策を考えさせる。その際に、「住生活の計画と選択」とも関連させることで、耐震化の方法などの方策を理解させる。また、首都圏で住宅への災害対策を行う場合に活用できる助成制度等も把握させる。

住生活の計画と選択

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「住生活の計画と選択」は、安全性、快適性、耐久性等の側面から住居に必要となる機能や維持管理について理解させ、適切な住居を主体的に選択できるようにすることを目的とした内容である。災害時に被害が生じやすい居室や、災害発生前から室内に講じるべき対策、消火器等の設備の使い方、避難所における空間の使い方等が書かれている〈見出しセクション〉は、「住生活の計画と選択」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

本学習では、住居の機能や維持管理の在り方など基本的な内容を把握させた上で、〈避難生活での心得〉を活用することで、大勢の人々が一か所に集まる避難所において、プライバシーを守ることの重要性及びその難しさを理解させる。同時に、〈簡易トイレの作り方〉、〈パーテーションを作る〉等でプライバシーを確保するための設備の製作方法を学ばせる。

住生活の文化

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「住生活の文化」は、気候や風土に応じた住居の特徴や変遷、住様式などを取り上げ、住生活の文化とその背景について考えさせる内容である。地域で発生しやすい災害や、首都圏内の外出先に潜む危険について書かれた〈見出しセクション〉は、「住生活の文化」に対応するものと判断した。

(ii) 学習内容の検討

本学習では、全国的に災害に見舞われやすい地理的特性がある日本において、災害や自然に対応するために建てられてきた住居の特徴を理解させる。併せて、〈外出先に潜む危険〉を活用して、首都圏にある施設等が受けやすい被害及び被害から身を守る方法を認識させた上で、被害防止にはどの様な対策が必要であるかを考えさせる。

住生活と環境

(i) 防災ブック『東京防災』の特徴

「住生活と環境」は、居住環境と住環境の両面があることを理解させるとともに、多様な人々が安心して住むことができる環境について考えさせる内容である。首都圏で発生しやすい災害、室外に講じる必要がある備え、マンションや地域での防災訓練について書かれた〈見出しセクション〉は、「住生活と環境」に対応させた。

(ii) 学習内容の検討

本学習では、〈地域の危険度を知る〉によって、首都圏で発生する災害の危険性について認識させる。また危険性を踏まえて、災害に対して安全な居住環境を実現するために必要な地域全体での取り組みを考えさせる。

このように首都圏の地域防災資料を検討した結果、防災ブック『東京防災』が「基準」のいずれにもあてはまることが明らかになった。具体的に防災ブック『東京防災』においては、首都圏の自然環境・社会環境の特性を考慮して、発生する可能性が高い災害に関して説明しており、災害予防、災害応急対応、災害復興の段階に応じて、家庭生活の営みを反映させた対策を示すとともに、災害を想定して個人や家族がとるべき行動、地域住民で取り組む防災、自治体政府による支援にも触れていた。

この防災ブック『東京防災』を用いた家庭科防災学習を検討する上で、同資料にある 111 の小見出し及び小見出しに続く文章を〈見出しセクション〉と定義し、家庭総合の学習内容小分類 36 項目に対応させたことによって、111 ある〈見出しセクション〉の全てが、家庭総合の学習内容小分類 36 項目中 23 項目のいずれかに関係していることが見出された。よって本研究では、見出された関係性に基づいて、23 の家庭科防災学習が提案できた。

他方で、家庭総合の学習内容小分類 36 項目のうち、生活における経済計画や消費生活に関わる 13 項目は、防災ブック『東京防災』との関係性を見出しつらいと言えた。これは、防災ブック『東京防災』において、災害に便乗した悪徳商法の防止や災害を想定した家計管理などのように、生活における経済の計画と消費に関わる対策があまり触れられていないためであった。

これら 13 項目の学習内容を補足する方法としては、関係性が見出された学習内容 23 項目と関連付けた家庭科防災学習の内容を検討していくことが考えられる。また、消費者庁や国民生活センターが公開する災害関連情報などのように、消費生活関連機関が公開する資料の活用も方法のひとつであると思われる。例えば、国民生活センターから公表された「平成 28 年度熊本地震に関する注意喚起」を用いることで、熊本地震に便乗した悪質商法の事例を通して、一般的な消費者問題を理解させることも可能である。

のことから、生徒の発達段階や防災を学習内容として扱うのにふさわしい時期に応じて、防災ブック『東京防災』を用いた授業をしていくことは、家庭と地域を創造する家庭科の目的を達成できると言えよう。加えて、防災ブック『東京防災』を用いて授業をする際には、家庭科の学習内容間の関わりを生かした学習内容を検討することで、防災の大切さを意識づけることが重要であると思われる。

第3節 小括

第 6 章では、家庭科の防災にかかる学習内容の変遷の明確化に伴い明らかになった、地域社会で取り組む防災に関する学習内容が少なく、各地域で発生しやすい災害にはあまり触れてこなかった点に着目し地域特性に配慮した学習内容を検討した。地域特性に配慮した学習内容の検討は、日本において地区防災計画制度が新設されたように地域ごとの防災の取り組みが重視される今日、極めて意義が大きいと思われる。

学習内容を検討する過程では、首都圏の自治体が公表する防災資料(東京都 9、神奈川県 10、埼玉県 6、千葉県 8)の中から、第 2 章 第 3 節 2. で定義した「家庭科の防災にか

かわる学習内容構想の4つの枠組」に基づき設定した基準を満たす資料を選定した。分析の結果、東京都作成の防災ブック『東京防災』が最も多くの基準を満たすことが明らかになったことから、同資料を活用して家庭科の学習内容を検討した。

第6章を通して、防災ブック『東京防災』を活用することで、首都圏の地域特性が反映された学習内容が示唆された。ただし、防災ブック『東京防災』は災害に便乗した悪徳商法の防止や災害を想定した家計管理などのように、生活における経済の計画と消費に関わる対策があまり触れられていないことから、同資料のみで家庭科の全学習内容領域を網羅することは難しいこともわかった。なお本章で分析した首都圏で公開される全ての地域防災資料でも、消費生活における防災にかかわる内容がほとんど見られなかったことから、防災ブック『東京防災』以外の地域防災資料を活用した学習の検討も難しいと思われる。そこで、「消費生活」にかかわる家庭科の学習内容を検討する際の情報としては、消費者庁や国民生活センターが公開する災害関連情報の活用が考えられる。例えば、国民生活センターから公表された「平成28年度熊本地震に関する注意喚起」で挙げられた事例を通して、悪質商法などの消費者問題を理解させることも可能である。すなわち、家庭の被害を防ぐことを目的として、災害の教訓や地域性に配慮した家庭科の防災にかかわる学習内容を検討する上では、様々な資料を活用する必要があると言えよう。よって第7章では、消費者庁や国民生活センターが公開する災害関連情報の活用し、防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる家庭科の学習を検討する。

第7章 防災の視点を導入した
「消費生活」にかかる家庭科の学習

第Ⅰ部では、これまでの家庭科学習指導要領等や教科書が、消費生活にかかわる防災の内容にほとんど触れていない点を明らかにした。これを受け第7章は、防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる学習内容を検討するものである。

本章は、家庭科の防災にかかわる学習の促進に向けて、より現代社会に即した学習内容、及び学校現場に即した指導計画の作成を一つの目的とした。よって、本章で検討する学習内容に分析結果を反映させるため、近年の災害関連消費生活問題及び災害関連消費生活情報³⁶の分析を行う。さらに、検討した学習内容、及び中学校家庭科の各教科書出版社が作成した年間指導計画例をもとに学習活動を提案する。

なお管見の限りでは、家庭科の「消費生活」にかかわる学習内容領域と防災とを関連付けた先行研究は見当たらない。防災学習にかかわる先行研究・隣接研究は第2章で述べた通りであるが、消費者教育に係る先行研究では東日本大震災に関連した報告(吉井(2016)、高橋(2015))はみられるものの、防災の視点を導入した教科教育における防災学習に焦点を当てた研究はなされていなかった。そのことから本章を通して、防災学習に係る研究及び消費者教育に係る研究に新たな知見を提示したい。

第1節 「消費生活」にかかわる学習内容領域

1. 防災にかかわる学習の消費生活領域への注目

防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる学習内容は、現代の消費生活をとりまく状況を考慮すると現在極めて必要な内容であると目される。例えば消費者庁は、近年多岐に渡る災害関連消費生活問題が、災害発生直後の混乱した状況下で生じたことを報告した(報告の詳細は、本章第2節で後述する)。また情報化の進展が著しい現代は、様々な災害関連消費生活情報に溢れている(災害関連消費生活情報の詳細は、本章第2節で後述する)。そうした中で、『中学校学習指導要領解説 総則編』(文部科学省、2017b)では、防災教育とともに消費者教育及びの充実が目指されている。

現状に鑑みると、防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる家庭科の学習内容は、児童生徒が近年の災害関連消費生活問題を自分の生活にかかわる問題として捉え、災害が発生した場合にこれらの問題に対応する力を身に付ける上で意義の大きい内容であると言える。また現状に先述した家庭科の防災にかかわる学習内容の変遷を照らせば、防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる家庭科の学習内容は新たな学習内容の開拓につながると思われる。

そこで本節では、検討する防災の学習内容が「消費生活」にかかわる学習内容領域の必要条件を満たしていることを明確にするために、「消費生活」にかかわる学習内容の変遷、及び平成29年告示の新中学校学習指導要領と現行の中学校学習指導要領にみる「消費生活」にかかわる学習内容の変化を把握する。

³⁶ 本論文では災害に関わる消費生活問題を「災害関連消費生活問題」、災害に関わる消費生活情報を「災害関連消費生活情報」と表記する。

2. 「消費生活」にかかる学習内容領域の変遷

過去学習指導要領に示されてきた「消費生活」にかかる学習内容領域を分析した結果、次の変遷が明らかになった(表 25)。

まず昭和 22 年、昭和 26 年、昭和 32 年の各改定年度における中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容は、「上手な買い物」、「家事の経理」、「家庭経済」等の名称で、物資やサービスの選択・購入、活用に関することが主な内容であった。

昭和 33 年及び昭和 44 年の各改定年度では、「消費生活」にかかる学習内容領域そのものが設けらなかつた。昭和 52 年の改定の際には、衣生活や食生活の学習内容領において、繊維製品の取り扱いや食物費などの、物資やサービスの選択・購入、活用に関することが扱われた。

平成元年度改定になると「G 家庭生活」の内容の一つとして、物資やサービスの選択・購入、活用に関するだけでなく、消費生活・消費行動に関することや、消費者の権利と責任に関することも扱われた。続く平成 10 年度改定では「B 家族と家庭生活」の内容として、平成元年度の内容に加えて消費生活が環境に与える影響に関する事等が扱われた。そのことから「消費生活」にかかる学習内容領域は、平成 10 年度改定まで設けられておらず、平成 20 年度改定の「D 身近な消費生活と環境」によって初めて独立した。

表 25 中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容の変遷

昭和 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第八章 第七学年の家庭科指導 単元(二) 備えある生活 A 万一に備える節約と貯蓄 ・第九章 第八学年の家庭科指導 単元(二) 食物と健康及び保健献立 D 食品の上手な買 い方 ・第九章 第八学年の家庭科指導 单元(七) 上手な買物 ・第十章 第九学年の家庭科指導 单元(九) 家事の経理 A 家計の要領
昭和 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・具体例 1 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 家庭における自分の役割を自覚し、また家族の役割を理解して家庭と職業との関係や家庭生活のあり方を知る。そして家族への援助と奉仕をする心掛けで物の買い方や扱い方を知り、珠算の技術を習得し、こづかい帳等の現金出納帳をつけ、じょうずな消費をはかる態度と習慣を養う。 </div> <div style="margin-left: 20px;"> (『第4章 教育計画の例 第5節 農村女子向き課程の例 第3. 第1学年の学習指導 B. 単元の主眼 単元名1. わたくしの家庭』、『第4章 教育計画の例 第6節 商業地域女子向 き課程の例 第3. 第1学年の学習指導 B. 単元の主眼 単元名1. わたくしの家庭』より) </div> ・具体例 2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> よい家庭生活は家族相互のよい関係を作るにあることの理解を深め、家庭における時間 や、金のじょうずなくまわしの習慣を身につけ、計画ある生活とじょうずな消費のし かたを理解し、家庭生活の正しい運営のために家計簿や生活記録をつける習慣を養う。 </div> <div style="margin-left: 20px;"> (『第4章 教育計画の例 第5節 農村女子向き課程の例 第5. 第3学年の学習指導 B. 単元の主眼 単元名1. よい暮らし方の計画』、『第4章 教育計画の例 第6節 商業地域女子向 き課程の例 第5. 第3学年の学習指導 B. 単元の主眼 単元名1. よい暮らし方の計画』よ り) </div>
昭和 32 年度	<p>第3章 職業・家庭科の内容 第5郡 45. 家庭経営——家庭経済</p> <p>家庭経済では、家庭において物資や貨幣を有効に使って、衣・食・住などを計画的、経済的に運営する方法を理解させるとともに、これを実践する能力・態度を養い、あわせて家庭経済と国民経済との関係、消費者としての位置と責任を理解させる。</p> <p>(1) 家族の経済生活のめやす (2) 支出と収入の実態 (3) 予算生活 (4) 物価の変動と家計 (5) 消費生活の合理化 (物の選択・購入・使用) (6) 記帳 (家計簿)</p>
昭和 33 年度	
昭和 44 年度	
昭和 52 年度	<p>第2 各領域の目標及び内容</p> <p>F 被服 1 目標</p> <p>(2) 日常着の製作及び被服整理を通して、活動と被服との関係及び被服材料の性能について理解させ、活動に適した被服の製作及び繊維製品の取扱いを工夫する能力を養う。</p> <p>G 食物 2 内容 [食物2]</p> <p>(2) 食品の性質とその選択について、次の事項を指導する。 ウ 使用目的、価格などに応じた食品の選び方を考えること。</p> <p>G 食物 2 内容 [食物3]</p> <p>(4) 食物費と生活費との関係について考えさせる。</p>
平成元年	<p>第2 各領域の目標及び内容</p> <p>G 家庭生活 2 内容</p> <p>(2) 家庭の経済について、次の事項を指導する。 ア 家庭の収入と支出を知ること。 イ 物資・サービスの選択、契約、購入及び活用について考え、消費者としての自覚をもつこと。</p>
平成10年	<p>第2 各分野の目標及び内容</p> <p>[家庭分野] 2 内容 B 家族と家庭生活</p> <p>(4) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。 ア 販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。 イ 自分の生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活を工夫すること。</p>

『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2017c)にみる「消費生活」にかかる学習内容領域は、『中学校学習指導要領』(文部科学省、2017a)全体が大きく改訂された結果、『中学校学習指導要領解説技術・家庭編』(文部科学省、2008b)とは様相が異なる(表 26)。

学校教育全体に関わる事項が述べられた『中学校学習指導要領解説 総則編』(文部科学省、2017b)では、「子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を基本的な考え方とし、「知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」」の実現に向けた授業改善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)が目指された。この実現に向けて、全ての教科等は「①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理された。さらに、「学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができる」よう以下の 6 点にわたって枠組みが改善されるとともに、各学校には教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る「カリキュラムマネジメント」を確立することが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

以上の改訂によって、『中学校学習指導要領解説 総則編』(文部科学省、2017b)では、教育内容の改善事項として、消費者教育、また防災・安全教育などの充実が目指された。具体的に『中学校学習指導要領解説 総則編』(文部科学省、2017b)は、「第 1 章 総則 第 2 指導計画の編成 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」において、「(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした指導計画の編成を図るものとする」としている。

ここまで、中学校学習指導要領全体の変化に触れてきたが、ここから家庭科の変化に注目したい。『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2017c)に見る家庭分野の目標は、『中学校学習指導要領解説 総則編』(文部科学省、2017b)に示された改訂の基本方針「「①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等」」を踏まえて次のように改善された。

(家庭分野)

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2)家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これから的生活を展望して課題を解決する力を養う。
- (3)自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

なお、目標の柱書ある「生活の営みに係る見方・考え方」は、「家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること」とされていた。家庭分野の内容の改善について、小・中・高等学校の内容の系統性を明確にするため、小・中学校においては、従前の「A 家族・家庭と子どもの成長」「B 食生活と自立」「C 衣生活と自立」「D 身近な消費生活と環境」が、「A 家族・家庭生活」、「B 衣食住の生活」、「C 消費生活・環境」に再編された。新たな三つの内容は、空間軸と時間軸の視点から学校段階別に学習対象を整理しているとされており、中学校における空間軸の視点は主に家庭と地域、時間軸の視点は主にこれからの生活を展望した現在の生活としている。さらに『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2017c)では資質・能力を育成する学習過程を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成に係る二つの指導事項は、ア及びイとして再構成された。

消費者教育の充実化にも関連して、現段階の「消費生活」にかかる学習内容領域「D 身近な消費生活と環境」の「(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。」は、『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2017c)の内容「C 消費生活・環境」において「(1) 金銭の管理と購入」と「(2)消費者の権利と責任」として細分化された。

表 26 『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2008b)』と『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2017c)』における中学校消費生活領域の学習内容と変化

『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2008b)』	中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2017c)
<p>D 身近な消費生活と環境</p> <p>(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。</p> <p>イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。</p> <p>(2) 家庭生活と環境について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。</p>	<p>C 消費生活・環境</p> <p>「次の(1)から(3)までの項目について、課題をもって、持続可能な社会の構築に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」</p> <p>(1) 金銭の管理と購入</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</p> <p>(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p> <p>(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。</p> <p>(2) 消費者の権利と責任</p> <p>ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p> <p>(3) 消費生活・環境についての課題と実践</p> <p>ア 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。</p>

□は、『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2008b)』に対応する記述箇所である。

――は、『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2017c)』で詳細化された記述箇所である。

3. 「消費生活」にかかる学習内容領域の分類

以上の学習指導要領の変遷を踏まえ、第2節以降では今後の学習内容を検討する。そこで本項では学習内容の検討に当たり、学習指導要領における「内容のまとめり」に触れ、中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容領域の内容項目を分類する。

「内容のまとめり」とは、学習指導要領に示す領域や内容項目等をそのまとめりごとに整理したものであり、『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2008)では、「A家族・家庭と子どもの成長」、「B食生活と自立」、「C衣生活・住生活と自立」、「D身近な消費生活と環境」の内容の(1)、(2)・・・の各項目に相当する。しかし、各改定年度の「内容のまとめり」に割り振られる記号番号には一貫性がない。そこで本研究では、『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2008)及び『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2017)で定められた「内容のまとめり」に基づいて、中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容項目として6分類を設定した(表27)。

『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2008b)及び『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2017)をもとに設定した主たる理由は、本節の1.及び2.で明らかになったように、これら学習指導要領解説における「内容のまとめり」が最も細分化されていたためである。また、『中学校学習指導要領解説 技術・家庭編』(文部科学省、2008b)に依拠していることで、防災の視点を導入した中学校家庭科の「消費生活」にかかる学習を現段階から実施できるというメリットもある。

なお、本節2.で明らかになった史実を学習内容の検討に生かすならば、「消費生活・消費行動に関すること」、「消費者の権利と責任に関すること」、「販売方法の特徴に関すること」、「消費生活が環境に与える影響に関すること」、「環境に配慮した消費生活の工夫に関すること」等の内容に防災の視点を導入することが求められると見えよう。

ここでいう史実とは、昭和33年度改定、昭和44年度改定時では学習内容領域そのものが存在していないこと、昭和52年度改定時のように被服や食物に係る学習の副次的な学習内容として扱われた時期があること、学習内容の細分化がなされたのは平成元年改訂以降であり、それまでの消費生活に係る学習内容は主に物資やサービスの選択・購入、活用に關することであったこと等を指す。

第2節では、これらの中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容に生かすことを目的として、災害関連消費生活問題・災害関連生活情報を分析する。

表 27 『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2008b)』及び『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2017c)』における中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容のまとめに基づく学習内容の分類

本研究における分類*1	中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容			中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容に該当する現行教科書(平成28年度改訂)の目次		
	現*2	次*3	内容の概要	開隆堂 【D 身近な消費生活と環境】	東京書籍 【4編私たちの消費生活と環境】	教育図書 【D 身近な消費生活と環境】
(1)	(1) ア	(2) イ	消費生活・消費行動に関するこ	1 家庭生活と消費 1.消費生活のしくみ	1章 私たちの消費生活 ①消費者としての自覚を持つとう ②販売方法と支払方法について知ろう ③商品の選択と購入について考えよう ④消費者トラブルを解決する方法を考えよう ⑤消費者の権利と責任について考えよう ⑥よりよい消費生活を目指して	第1章 わたしたちの消費生活 1.私たちの消費生活 2.いろいろな買い物方法 3.買い物の法律的な意味 4.ねらわれている消費者 5.消費者トラブルの解決 6.買い物の社会的な意味 7.消費者市民社会を目指して
(2)		(2) ア	消費者の権利と責任に関するこ	2 商品の選択と購入		
(3)	(1) イ	(1) ア	販売方法の特徴に関するこ	1.商品購入のプロセス 2.生活情報の活用		
(4)		(1) イ	物資やサービスの選択・購入、活用に関するこ	3.購入方法と支払い方法 3.よりよい消費生活のために 1.契約と消費生活のトラブル 2.消費者を支えるしくみ 3.消費者の権利と責任		
(5)	(2) ア	(3) ア	消費生活が環境に与える影響に関するこ	4 環境に配慮した消費生活 1.自ら取り組むエコ生活	2章 環境に配慮した消費生活 ①エネルギー消費を減らす方法を考えよう ②持続可能な社会を目指そう	第2章 家庭生活と環境 1. 消費生活と環境とのつながり 2. いま、私たちのできること
(6)			環境に配慮した消費生活の工夫に関するこ	2.地域や社会での協力 3.持続可能な社会		

*注1 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を取り入れることが可能な中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容の分類

*注2 『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2008b)』における中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容のまとめ

*注3 『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2017c)』における中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容のまとめ

第2節 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報と「消費生活」にかかる学習内容

1. 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報の分析

本節では、災害関連消費生活問題・災害関連生活情報をもとに災害による消費生活の変容を把握する。また、災害関連消費生活問題や災害関連消費生活情報を表27に示した分類をもとに分析することで、中学生が理解しておくべき知識や、中学校家庭科消費生活領域に防災の内容を取り入れるねらいを明確にする。その上で、中学校家庭科消費生活領域に即して災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を取り入れた学習内容を検討したい。

なお災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報をもとに学習内容を検討する理由について、防災基本計画(中央防災会議、2017)が「被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応することを定めていることによる。そのことから、情報の発信元である行政機関が報告する問題や、災害発生直後にリアルタイムで発信された実際の情報は、現代の災害発生直後の状況が反映された情報であると推測される。ひいては、このような情報を活用した学習内容は、児童生徒が現段階から防災に取り組む上でも極めて有用であると思われる。

災害関連消費生活問題の分析

近年の災害時に発生した消費生活上の問題を把握するために、消費者庁及び国民生活センター等の関連機関の報告等を参考した。その結果、消費者白書の前身である『消費者問題及び消費者政策に関する報告(2009～2011年度)』が、近年の災害発生直後に生じたことを詳細に述べていた。

具体的に同資料は、東日本大震災発生時の様子として消費者庁が行った七つの取組が報告されている。そこで七つの取組の内容にみる消費生活問題を分類したところ、「買い占め問題」、「緊急補充物資の包装ラベル問題」、「震災に便乗した悪質商法問題」、「被災地における消費生活相談の一時停止問題」、「震災に伴う福島第一原子力発電所事故と食品の放射能汚染問題」の災害関連消費生活問題が抽出され、表28にある学習内容の分類と関連していることがわかった。

表28に示した災害関連消費生活問題を概観すると、東日本大震災の被災者だけでなく、当時の日本に住んでいたすべての人々及び生活にかかわることがわかる。よって、これら災害関連消費生活問題を家庭科の防災にかかわる学習内容に取り入れることで、生徒は災害関連消費生活問題が被災者であるかないかにかかわらず、社会全体の問題として認識できると思われる。

表 28 災害関連消費生活問題と中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容とのかかわり

災害関連消費生活問題	災害関連消費生活問題の概要	本研究における分類 *1
買い占め問題	東日本大震災の被害の影響で、食料品を始めとする一部の生活関連物資が被災地のみならず首都圏でも品薄状態となった。あるスーパーでは、通常時の2倍程度の品物を供給しているにもかかわらず、消費者が商品によっては普段の10倍から30倍もの量を買おうとするため、品薄、品切れ状態になっていること、また、ガソリンの供給も不足していたため、こうした需要に対応するための配送トラック等が確保できないという実態が報告された。	①②
緊急補充物資の包装ラベル問題	東日本大震災時には、被災地に食料を送るため、食品関係各社は食品を増産した。しかし、JAS法等で定められている表示を行うための包装・ラベル等の用意が間に合わないという事態が発生した。そのため食品表示規制の運用が一時的に緩和され、法律上必要な表示の無い食品が一時的に流通した。	③④
震災に便乗した悪質商法問題	東日本大震災の後、全国の消費生活センターに寄せられた相談の中には、義援金詐欺、住宅修理等に係わる強引な勧誘や高額請求など震災に便乗した悪質商法と思われる事例が見られた。	①②③④
被災地における消費生活相談の一時停止問題	東日本大震災の被災地では、一時的に消費生活相談の実施が困難となった。なおその後の対応としては、被災地をバックアップする「震災110番」が設置され、専門家が派遣されている。	③④
震災に伴う福島第一原子力発電所事故と食品の放射能汚染問題	福島第一原子力発電所の事故直後から、放射性物質に関する諸問題が浮上した。また、放射性物質に関連の消費生活相談は、震災関連相談全体の約2割を占めた。これらの相談は、被災4県よりそれ以外の地域からのものが多く、放射性物質に関する問題が明らかになるたびに増加した。	③④⑤⑥

*注1 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を取り入れることが可能な中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容の分類(表27参照)

災害関連消費生活情報の分析

消費生活情報が災害発生直後からリアルタイムでどのように変化していくのか、またどのような情報が発信されるのか等を把握する学習は、情報収集に基づく対応を可能にすると思われる。この様な学習内容を検討するために、2016年4月14日熊本地震発生直後から約半年かけて、各種行政機関が消費者に向けて発信した消費生活情報を全検索した。その結果、消費者に向けた消費生活情報に関しては、特に消費者庁がWEBを通して配信し、さらに関連省庁の消費生活情報にもアクセスできるページ「平成28年(2016年)熊本地震関連情報」を開設したことがわかった。

よって以下では、「平成28年(2016年)熊本地震関連情報」を主軸に関連する諸情報を、「特例措置」、「生活情報」、「問題事例」、「注意喚起」の4つに分類することで諸情報を概観する。なお「特例措置」は、熊本地震の際に発せられた特例措置に関する情報である。「生活情報」は、全ての消費者に向けて発せられた消費生活に係わる情報である。「問題事例」は、リアルタイムで発生している問題に関する情報である。「注意喚起」は、リアルタイム

で発生している問題について注意を呼びかける情報である。その上で表 29 は、熊本地震の発生後から半年間のうちに発信された情報を分析した結果を示している。

表 29 によって、「特例措置」に関する情報では災害発生直後には食品表示に関する措置が取られること、「生活情報」に関する情報の中にはライフラインの復旧状況等に関する情報等のように毎日更新されるものもあること、「問題事例」や「注意喚起」に関する情報は災害に便乗した悪質商法や義援金詐欺など、全ての消費者に向けて発せられた情報であることがわかる。これらを学習に取り入れることで、安全な食品を備蓄しておく必要性を理解する学習、情報を適切に収集・活用できるようにする学習等につなげられると考える。また刻々と変化する熊本地震に係る消費生活情報を示すことで、災害関連消費生活情報を適切に収集・活用する必要性を理解させるとともに、関連する技能を身に着けようとする意欲の向上にもつながると思われる。

表 29 熊本地震発生直後から約半年の間に各省庁より公開された災害関連消費生活情報の分析

情報提供元	情報の分類 ^{*1}	情報の名称	本研究における分類 ^{*2}
消費者庁	特例措置	熊本県熊本地方を震源とする地震を受けた食品表示制度の弾力的運用の終了について[PDF:245KB] (2016年7月5日)	①②④
	問題事例	「熊本地震に関する相談の状況」(地震発生後1か月間のPIO-NET登録分) [PDF:226KB] (2016年5月31日)	①②④
	特例措置	「熊本県熊本地方を震源とする地震を受けた食品表示制度の弾力的運用について」におけるアレルギー表示等の取扱いについて[PDF:262KB] (2016年4月22日)	①②④
	特例措置	平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について(通知) [PDF:136KB] (2016年4月20日)	①②④
	注意喚起	震災に関する義援金(ぎえんきん)詐欺に御注意ください (2016年4月20日)	①②④
	注意喚起	震災に関連する主な相談例とアドバイス (2016年5月27日更新)	①②④
国民生活センター	問題事例	「平成28年熊本地震」で寄せられた消費生活相談情報(第2報) -発生2カ月間にみる相談の推移- (2016年7月21日)	①②④
	問題事例	「平成28年熊本地震」で寄せられた消費生活相談情報(第1報) -発生1カ月間にみる相談の推移- (2016年6月23日)	①②④
	注意喚起	平成28年熊本地震発生に関連する注意喚起 (2016年9月5日更新)	①②④
	注意喚起	ご注意 熊本地震に便乗した不審な訪問や電話 (2016年5月10日)	①②④
	注意喚起	熊本地震に便乗した不審なメールやSNSの投稿などにご注意ください! (2016年5月27日)	①②④
	注意喚起	平成28年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注意ください! (第2報) (2016年5月9日)	①②④
	注意喚起	平成28年熊本地震に便乗した不審な電話や訪問にご注	①②④

		意ください！（2016年4月21日）	
	問題事例	「熊本地震消費者トラブル110番」のまとめ（2016年8月8日）	①②④
	問題事例	「熊本地震消費者トラブル110番」の受付状況（第2報）－開設後1カ月のまとめ－（2016年6月10日）	①②④
	問題事例	「熊本地震消費者トラブル110番」の受付状況（第1報）－開設後10日間のまとめ－（2016年5月17日）	①②④
関連リンク	首相官邸	生活情報 熊本地震被災者応援ブック[PDF]（2016年5月18日）	③④
		生活情報 熊本地震被災者応援ブック更新(政府からのお知らせNo.36)[PDF]（2016年5月18日）	③④
		注意喚起 熊本地震消費者トラブル110番(政府からのお知らせNo.17)[PDF]（2016年4月27日）	③④
		注意喚起 悪質商法・空き巣等に注意(政府からのお知らせNo.16)[PDF]（2016年4月27日）	③④
		注意喚起 悪質商法・空き巣等に注意(政府からのお知らせNo.7)[PDF]（2016年4月22日）	③④
	内閣府	日本政府を通じた平成28年熊本地震被災者義援金受付の御案内	①②⑤
	金融庁	平成28年熊本地震関連情報	①②③
		※「平成28年熊本地震に係わる金融庁・金融機関の対応等など」8の見出しに45の情報が掲載されている	④
	総務省	平成28年熊本地震 被災者の皆様への生活支援[PDF] ※「り災証明書の発行」など33の情報が掲載されている	③④
	経産省	熊本県熊本地方を震源とする地震 関連情報	③④
	法テラス	平成28年（2016年）熊本地震について ※「平成28年（2016年）熊本地震に関するQ&A」など4の見出しと17の情報が掲載されている。	③④

*注1 特例措置…熊本地震の際に発せられた特例措置に関する情報／生活情報…全ての消費者に向けて発せられた消費生活に係わる情報／問題事例…リアルタイムで発生している問題に関する情報／注意喚起…リアルタイムで発生している問題について注意を呼びかける情報

*注2 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を取り入れることが可能な中学校家庭科「消費生活」にかかわる学習内容の分類(表27参照)

さらに「平成28年(2016年)熊本地震関連情報」の分析を通して、特に首相官邸から発行されたブックレット『熊本地震被災者応援ブック(2016)』、被災者が災害発生直後に直面する生活上の問題をもとに作成されたことがわかった。そこで『熊本地震被災者応援ブック』の詳細な分析したところ、43の大見出しで構成される同ブックレットは、28項目が消費生活に係る内容であり、さらに28項目中24項目が被災者の生活費に関連していた(表30)。このことから、災害発生直後に被災者は経済的問題に直面することが分かるとともに、中学校家庭科消費生活領域の学習としては災害を想定した長期的経済計画の必要性を理解させることができると言えよう。

表 30 ブックレット『熊本地震被災者応援ブック』に記載された災害関連消費生活情報の分析

	頁	見出し	消費生活領域に特に関連する見出しと内容の概要	本研究における分類*7
	4～	こんな被害に遭っていませんか*1	悪質商法・詐欺	(①②③)
手続	9	各種手続きに必要な「罹災証明書」発行		
	10	罹災証明書・応急危険度判定 よくあるご質問		
	11	行政手続き等に関する相談窓口		
	12	公営住宅等の申込み等		
	13	国税に関する 申告・納付等の期限延長措置	税	(①④)
	14	税務署所在地一覧	税	(①④)
	15	土地・建物の権利証を紛失してもその権利を失うことはありません。		
	16	法的支援に関する相談窓口	経済面での生活相談	(①④)
	17～	各種料金*2の減免について	公共料金	(①④)
教育	23	子どもの遊び		
	24	高等学校就学支援金の申請	教育費	(①④)
	25	学生の金銭面での支援：緊急採用奨学金	教育費	(①④)
	26	就職活動中の学生・生徒向け情報		
医療健康	28～	避難生活での健康・衛生管理チェックシート*3		
	32	体調がおかしいときは（熊本県内の医療機関のご紹介）		
	33	保険証がなくても医療機関等を受診でき、受診の負担は猶予されます。	介護・医療費	(①④)
	34	被保険者証・患者票等がなくても、公費負担医療・介護サービスを受けられます	介護・医療費	(①④)
	35	アフターケア受診・義肢等補装具の購入・修理費用の支給（労災保険関係）	介護・医療費	(①④)
お金	37	被災者生活再建支援金の支給	生活費	(①④)
	38	一時的な生活費の貸付*4	生活費	(①④)
	39	生活保護制度における義援金の取扱い	生活費	(①④)
	40	金融庁相談ダイヤルをご活用ください*5	生活費	(①④)
	41	国民健康保険料の免除、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金等の納付猶予	社会保険	(①④)
	42	生活保険の保険料払込猶予と保険金支払の迅速化 保険料払込猶予期間の延長	社会保険	(①④)
	43～	地震保険、自動車保険、損害賠償保険等の損害保険に関する手続き猶予や問い合わせ先等	地震保険等の適用	(①④)
	45	年金の支払い停止解除	社会保険	(①④)
	46	住宅ローン等の免除・減額申し出	住宅ローン	(①④)
	47	被災住宅を復旧するための資金融資	復旧のための融資	(①④)
	48	被災した労働者の方へ災害復旧資金の融資	復旧のための融資	(①④)
	49	雇用保険失業給付の特例措置	労災保険	(①④)

	50	ハローワーク問い合わせ先一覧	労災保険	①④
	51	労災保険の支給	労災保険	①④
	52	労災年金の定期報告書の提出期限延長	労災保険	①④
	53	中小企業退職金共済・勤労者財産形成持家融資の特例	その他	①④
	54	個人向け国債の中途換金を請求する場合の手続きの特例	その他	①④
事業主	57	農林水産業を営む方へ		
情報報	61 ～	避難所を運営される方へ		
	63	コミュニティラジオのご案内		
	64	公衆無線 LAN ご利用について		
	65 ～	外国人の方や聴覚障害者の方のコミュニケーションをサポートするアプリのご案内		
	67	平成 28 年度補正予算について		

*注 1 過去の災害時に寄せられた消費者相談の例とアドバイス、空き巣等に注意、消費者トラブル・詐欺など相談先 等

*注 2 電気、ガス、電話、インターネット、NHK 等

*注 3 热中症、砂・ほこり、ノロウイルスなどの感染症、お口(くち)の衛生、エコノミークラス症候群、予防法チェックポイント、予防のための足の運動、生活不活発病、食中毒、アレルギー、メール相談窓口 等

*注 4 生活福祉金貸付制度の緊急小口資金(少額資金)の貸付 等

*注 5 手元に通帳・カードが無い、借入金に関して相談したい、地震保険について聞きたい等

*注 6 避難所運営のガイドライン、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、福祉避難所の確保・運営ガイドライン、避難所チェックシート、女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設、男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理 等

*注 7 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を取り入れることが可能な中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容の分類(表 27 参照)

2. 防災の視点を導入した「消費生活」にかかる学習内容の検討

(1) 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を活用した学習内容

表 31 は、表 27 の分類ごとに、災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を分析結果を生かした学習内容の概要とそのねらいを著している。併せて表 31 には、教科書等で扱われる学習題材の具体例を併記した。

表 27 の捉え方について、例えば本研究における分類②消費者の権利と責任に関することは、『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2008b)』において「消費者の基本的な権利と責任について理解し、消費者としての自覚を高める。」ことをねらいとしており、教科書等では「消費者の権利・責任」「消費生活センターなどの各種相談機関」「ケーリング・オフ制度等の法律・制度」等を題材として扱っている。これらの学習に、「買い占め行動で発生した災害時における生活関連物資の価格問題」を取り扱うことで、消費者の権利と責任を抽象的に理解するだけでなく、災害時にどの様な消費行動をとるべきかなど具体的に考えることができると思われる。

表 31 防災の視点を導入した「消費生活」にかかる家庭科の学習内容

本研究における分類 *1	学習内容の概要	学習のねらい*2	教科書等で扱われる学習題材の具体例	学習で扱うことが可能な災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報の例と導入方法の案
①	消費生活・消費行動に関するここと	自分が物資・サービスを購入する主体であり、適切な消費行動をとる必要があることなどに気付く。	限りある自分の消費に使える金銭 優先順位を考えた計画的な支出	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法の事例とともに、「災害に関する消費生活相談事例」や「災害時の物資・サービスの選択、購入に関する相談内容」を取り上げる。
②	消費者の権利と責任に関すること	消費者の基本的な権利と責任について理解し、消費者としての自覚を高める。	消費者の権利・責任の自覚 消費生活センターなどの各種相談機関 クーリング・オフ制度等の法律・制度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に各種相談機関で運用された「被災者をバックアップする制度」や「被災者を経済面から支援する制度」に注目する。 ・通常の食品表示制度を学ぶ中で、「災害時における食品表示制度の特例」が適用される場合があることや、「緊急補充物資の包装ラベルは通常のラベルではない可能性があること」を認識させる。
③	販売方法の特徴に関すること	身近な消費行動を振り返る学習を通して、販売方法の特徴を知る。	店舗販売と無店舗販売の特徴・利点・問題点 適切な購入方法(通信販売・訪問販売) 悪質商法	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報収集に関する学習の中で、具体例として「災害発生に関する注意喚起情報(不審な訪問販売、電話、メール、SNSの投稿)」を取り上げる。 ・「買い占め行動で発生した災害時における生活関連物資の価格問題」を通して、消費者の権利と責任を考える。
④	物資やサービスの選択・購入、活用に関すること	生活に必要な物資・サービスを適切に選択、購入及び活用ができるようにする。	適切な情報収集・整理や物資・サービスの適切な選択(機能、価格、アフターサービス、環境への配慮、品質表示やマークなどの表示) 二者間の契約(即時払い・前払い・後払いのそれぞれの特徴、プリペイド型の電子マネー)	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品と放射能に関する消費者向けの情報」をもとに、循環型社会における電気エネルギーの活用について考える。 ・「食品と放射能に関するリスク」に関する情報をもとに、価格や利便性などのほか、環境とのかかわりの点から比較し検討すること
⑤	消費生活が環境に与える影響に関すること	自分や家族の生活の仕方が身近な環境に与える影響について、具体的な事例を通して考えることができるようにする。	使い捨て容器とリサイクル可能な容器、食品の包装など 価格や利便性などのほか、環境とのかかわりの点から比較し検討すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品と放射能に関する消費者向けの情報」をもとに、循環型社会における電気エネルギーの活用について考える。 ・「食品と放射能に関するリスク」に関する情報をもとに、価格や利便性などのほか、環境とのかかわりの点から電気エネルギーを比較し検討する。
⑥	環境配慮した消費生活の工夫に関すること	一人一人が環境に配慮した生活を送る必要性に気付かせ、循環型社会を目指して、生活の在り方を工夫し、実践できるようにする。	家庭生活で使用されている水、ガス、電気の利用状況、ごみの減量化生活の仕方と環境とのかかわり 限りある資源を有効に利用するための実践	

*注 1 災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を取り入れることが可能な中学校家庭科「消費生活」にかかる学習内容の分類(表 3 参照)

*注 2 『中学校学習指導要領解説技術・家庭編(文部科学省、2008b)』の本文をもとに作成

(2) 防災の視点を導入した学習活動の提案

本項では第7章のまとめとして、防災の視点を導入した「消費生活」にかかる家庭科の学習内容(表27)、及び各教科書出版社が例示する年間指導計画を活用した学習活動を提案する。

年間指導計画について、『中学校学習指導要領解説 総則編』(文部科学省、2017b)の「第3章 教育課程の編成及び実施」では「教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や各学校の教育目標が定める教育の目的や目標の実現を目指して、指導のねらいを明確にし、教育の内容を選択して組織し、それに必要な授業時数を配当していくことが必要となる」としている。またその上で、「各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、生徒の生活時間を教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる」とする。よって年間指導計画は、各学習内容領域の趣旨及びそれらに配当された授業時数をもとに、生徒の発達段階等に応じて各学校が立てる学年ごとの指導計画である。

教科書出版社は年間指導計画を作成する際の参考として、自社の教科書を活用した年間指導計画例を公開している。中学校家庭科の場合、現在教科書は3社から出版されており、いずれも年間指導計画例(開隆堂3例、東京書籍5例、教育図書2例)³⁷を作成している。本研究では、各社の年間指導計画例にみられる「消費生活」にかかる学習活動1単位時間ごとに防災の内容の導入を試みた。なお、各社はそれぞれの年間指導計画例とともに、計画の主旨や意図等を明らかにしている。以下で示す「特徴」では、各社が示した計画の主旨や意図等を原文のまま掲載する。

³⁷ 参考資料参照

開拓堂作成「指導計画例 1」に基づく学習活動の提案

指導計画例 1 の特徴

1時間ごとのまとめを重視し、基礎・基本の定着、家庭での実践力の向上をめざす

学習内容	授業時数	学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準〔評価方法〕例
消費生活のしくみ	2年生 12/35時間	1	D(1) アイ	214～ 215	災害によって消費生活のしくみにどのような支障が生じたかを理解する。
商品購入のプロセス		1	D(1) アイ	216～ 221	災害時に生じた買い占め行動の実態を把握する。
生活情報の活用		1	D(1) アイ	216～ 221	悪質商法の具体例の一つとして、災害便乗商法を理解する。
購入方法と支払い方法		1	D(1) アイ	216～ 221	災害発生直後の被災地においては、購入方法と支払い方法がどのように変化したかを理解する。
契約と消費生活のトラブル		1	D(1) アイ	224～ 233	災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。
消費者を支えるしくみ		1	D(1) アイ	224～ 233	居住地域で被災した場合に、家庭を支える法律や制度機関の実態を把握している。
消費者の権利と責任		1	D(1) アイ	224～ 233	災害時の買い物行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。
環境に配慮した生活		1	D(2) ア	236～ 245	発電方法別のメリットとデメリットを理解する。
実践課題の計画		1	D(1) アイ (2) ア	236～ 245	【実践課題の提案例】 災害時に停電した場合に、使用できなくなる各家庭の家電製品を調べる。 家電製品が使用できなくなることで、災
実践課題の発表		1	D(1) アイ (2) ア	236～ 245	電気エネルギーに頼る日常生活の課題を見つけ、その解決を目指して各自の家庭生活を工夫しようとしている。

			害時の生活でどのような支障が出るかを考える。 災害時の停電に備えて、日常生活ではどのような準備をしておけばよいかを調べる。	
持続可能な社会	1 D(2) ア	236 ～ 245	持続可能な社会とは何かを理解する。	持続可能な社会に向けて、原子力発電を含む各発電方法の環境負荷を理解し、自らできる対策に主体的に取組める。
これからの消費・環境について考えよう	1 D(2) ア	236 ～ 245	福島第一原子力発電所事故の影響について、現在の被災地域の実態を把握する。	災害が原子力発電にもたらす課題を理解し、持続可能な社会におけるエネルギーの活用の在り方を考えようとしている。

開拓堂作成「指導計画例 2」に基づく学習活動の提案

指導計画例 2 の特徴

学習内容を発達段階に合わせて分け、全学年に調理実習を配当

学習内容	授業時数 (14 時間)	学習指 導要領	教科 書該 当頁	時間内で取り組み 可能な学習活動例	学習活動に即した具体的 な評価規準〔評価方法〕例
家庭生活と環境	持続可能な社会環境に配慮した生活を考えたり、調べたりしよう	2 年生 4/35 時間	4 D(2) ア	236～ 245 【調べ学習のテーマの一部として】原子力発電のメリットとデメリットについて調べ、発表する。 福島第一原発事故が人々の生活にもたらした影響を調べ、発表する。 東日本大震災当時の計画停電の実態について調べ、発表する。	災害と原子力発電のリスクとのかかわりに関心を持って学習に取り組んでいる。 災害との関わりから、発電あり方について課題を見つけ、その解決を目指して自分の意見をまとめようとしている。
家庭生活と消費	消費生活のしくみ	2 年生 6/35 時間	1 D(1) イ	214～ 215 災害によって消費生活のしくみにどのような様な支障が生じたかを理解する。	消費生活における防災の重要性に関心を持って学習に取り組んでいる。
	商品の選択と購入	3	D(1) アイ	216～ 223 災害用備蓄品を購入することを仮定して、商品の選択と購入について理解する。 【例】災害用備蓄品に関する生活情報の収集を通して、生活情報の収集や活用の仕方を理解する。 店舗販売と無店舗販売の特徴や支払方法(即時払い、前払い、後払い)を理解し、災害用備蓄品がどのように販売されているかを把握する。	災害用備蓄品に関する生活情報の収集を通して、生活情報の収集に関する基礎的・基本的な技術を身に付けている。 災害用備蓄品に関心をもって学習活動に取り組み、消費生活をよりよくしようとしている。
	消費者の権利と責任(聞)		2 D(1) ア	216～ 223 【聞き取り調査に代わる学習として】東日本大震災時に買い占め行動をとった人をインタビューした映像を見	災害時における買い占め行動に関心を持ち、自らがそうならないための方策を考えようとしている。

	き取り調査)				る。	
身近な消費生活	生活にかかる金銭収入と消費のバランス悪質商法対策ゲーム消費者を支えるしくみ	3年生 4/17.5	4	D(1) アイ	214～ 215、 216～ 223、 224～ 235	悪質商法の具体例の一つとして、災害便乗商法を理解する。 災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。

開拓堂作成「指導計画例 3」に基づく学習活動の提案

指導計画例 3 の特徴

「D 身近な消費生活と環境」を中心にABCを展開し、持続可能な社会を生きる力をめざす

学習内容		授業時数 (10.5 時間)		学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準(評価方法)例
1. 家庭生活と消費	①消費生活のしくみ	1年生 4/35 時間	2	D(1) ア	214～ 215	災害によって消費生活のしくみにどのような様な支障が生じたかを理解する。	消費生活における防災の重要性に関心を持って学習に取り組んでいる。
4. 環境に配慮した消費生活	①自ら取り組むエコ生活 ③地域や社会での協力		2	D(2) ア	236～ 243	【地域や社会での協力を例】学校がある地域においては、災害用備蓄品を備えており、どの様に運用しているかを調べる。学校がある地域において災害に備えるためには、どのように協力すべきか話し合う。	災害用備蓄品について理解し、基礎的・基本的な知識を理解している。地域で備えられた災害用備蓄品は、地域に暮らす人々の実態に即しているかという視点で考えている。
2. 商品の選択と購入	①商品購入のプロセス ②生活情報の活用 ③購入方法と支払方法	2年生 2/35 時間	2	D(1) イ	216～ 223	災害用備蓄品を購入することを仮定して、商品の選択と購入について理解する。 【例】災害用備蓄品に関する生活情報の収集を通して、生活情報の収集や活用の仕方を理解する。店舗販売と無店舗販売の特徴や支払方法(即時払い、前払い、後払い)を理解し、災害用備蓄品がどのように販売されているかを把握する。	災害用備蓄品に関する生活情報の収集を通して、生活情報の収集に関する基礎的・基本的な技術を身に付けている。災害用備蓄品に関心をもって学習活動に取り組み、消費生活をよりよくしようとしている。
3. よりよい消費生活のために	①契約と消費生活のトラブル ②消費者	3年生 4.5/17.5 時間	4.5	D(1) ア(2) ア	224～ 235、 240～ 245	【契約と消費生活のトラブルに重点を置く学習例】契約と消費生活のトラブルの事例として、災害発生時に被災地域以外で生じたトラブルの実態を把握する。	災害発生時には、被災地域に居住しているなくても契約や消費生活上のトラブルに遭遇する可能性があることを理解している。

	を支えるしくみ ③消費者の権利と責任				<p>【消費者を支えるしくみに重点を置く学習例】 災害時に被災者を消費生活の面から支えた仕組みを把握する。</p>	<p>災害時に被災者を消費生活の面から支えた仕組みを通して、災害に備えた貯蓄や保険などの重要性を理解している。</p>
4. 環境に配慮した生活	③持続可能な社会				<p>【消費者の権利と責任に重点を置く学習例】 災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。</p> <p>【環境に配慮した生活に重点を置く学習例】 発電方法別のメリットとデメリットを理解する。</p>	<p>災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。</p> <p>発電方法別のメリットとデメリットを理解する。</p>

東京書籍作成「指導計画例①」に基づく学習活動の提案

指導計画例①の特徴

生活の自立から共生へと段階的に視野を広げる年間指導計画

学習内容		授業時数(9時間)	学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準〔評価方法〕例
私たちの消費生活	消費者としての自覚	2年生 9/35時間	D(1)	226～227	災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。	災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。
	販売方法と支払い方法			228～229	災害発生直後の被災地においては、購入方法と支払い方法がどのように変化したかを理解する。	災害発生直後の被災地においては、通常の購入や支払が機能しなくなる可能性があることを理解している。
	商品の選択と購入			230～233	悪質商法の具体例の一つとして、災害便乗商法を理解する。	災害便乗商法を含む悪質商法の課題を見つけ、自分が被害にあわないとするために生活情報の収集の仕方を理解している。
	消費者トラブル			234～237	災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。	災害便乗商法を含む悪質商法の予防方法と対処方法を身に付けている。
	消費者の権利と責任			238～239	災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。	災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。
	よりよい消費生活を目指して			240～241	発電方法別のメリットとデメリットを理解する。	原子力発電のデメリットの一つとして、災害時の原発事故があることを理解している。
環境に配慮した消費生活	エネルギー消費と環境	3	D(2)	242～243	発電方法別のメリットとデメリットを理解する。	原子力発電のデメリットの一つとして、災害時の原発事故があることを理解している。
	持続可能な会社を目指そう			244～248	持続可能な社会とは何かを理解する。	持続可能な社会に向けて、原子力発電を含む各発電方法の環境負荷を理解し、自らできる対策に主体的に取組める。

東京書籍作成「指導計画例②」に基づく学習活動の提案

指導計画例②の特徴

食育の充実を通して自立から共生、これから的生活へと視野を広げる年間指導計画

学習内容	授業時数(9時間)	学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準〔評価方法〕例
私たちの消費生活	消費者としての自覚 販売方法と支払い方法 商品の選択と購入 消費者トラブル 消費者の権利と責任 よりよい消費生活を目指して	2年生 6/35時間	D(1)	226～227 人数や年齢に応じて、各家庭ではどのように災害時の食事を用意しておく必要があるか、費用の面から理解する。	栄養に関する知識とともに、各家庭の人数や年齢に応じて備える災害時の食事を考え、それらにどれだけの費用が掛かるのかを理解している。
				228～229 災害発生直後の被災地においては、購入方法と支払い方法がどのように変化したかを理解する。	災害発生直後の被災地においては、通常の購入や支払が機能しなくなる可能性があることを理解している。
				230～233 災害用の食品に関する生活情報をもとに、各家庭の人数や予算を踏まえて、備蓄する食品を選択する。	生活情報を活用するための基礎的・基本的な技術を身に着けている。
				234～237 災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。	災害便乗商法を含む悪質商法の予防方法と対処方法を身に付けている。
				238～239 災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。	災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。
				240～241 発電方法別のメリットとデメリットを理解する。	原子力発電のデメリットの一つとして、災害時の原発事故があることを理解している。
環境に配慮した消費生活	エネルギー消費と環境 持続可能な社会を目指そう	2年生 3/35時間	D(2)	242～243 災害時の調理という観点から、ガスによる調理器具と電気による調理器具のメリットとデメリットを理解する。	調理用の熱源として活用するエネルギーに 관심を持って学習に取り組み、各家庭ではどのように熱源を使用して調理しているか振り返ろうとしている。
				244～248 持続可能な社会とは何かを理解する。	持続可能な社会に向けて、原子力発電を含む各発電方法の環境負荷を理解し、自らできる対策に主体的に取組める。

東京書籍作成「指導計画例③」に基づく学習活動の提案

指導計画例③の特徴

生活全体を見直し、消費生活と環境に配慮した生活を工夫し創造する力を身につける年間

指導計画

学習内容	授業時数 (9時間)	学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準(評価方法)例
私たちの消費生活環境に配慮した消費生活	消費者としての自覚	1年生 9/35時間	D(1)	226～227	災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。
				228～229	災害発生直後の被災地においては、購入方法と支払い方法がどのように変化したかを理解する。
				230～233	悪質商法の具体例の一つとして、災害便乗商法を理解する。
				234～237	災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。
				238～239	災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。
				240～241	発電方法別のメリットとデメリットを理解する。
				242～243	発電方法別のメリットとデメリットを理解する。
				244～248	持続可能な社会とは何かを理解する。
					持続可能な社会に向けて、原子力発電を含む各発電方法の環境

	指そう					負荷を理解し、自らできる対策に主体的に取組める。
C(3) イ生 活の 課題 と実 践／ D(2) 環 境 に配 慮した 消 費生 活	衣生活 の課題 と実践 (例) 衣生活 の管理 の工夫 を考え よう	3/1	C(3) イ /D(2)	124 ～ 125 244 ～ 248	【衣生活の課題と実 践に関連付けた学 習】 防災リュックの製作 防災リュックにいれ る自分に必要な防災 グッズを考える。 自分で製作し、必要 なグッズを入れた防 災リュックと市販の 防災リュックの費用 を比較する。	防災リュックを製作 し、防災リュックの内 容を揃える上で必要 な技術を身に着けて いる。

東京書籍作成「指導計画例④」に基づく学習活動の提案

指導計画例④の特徴

身近な生活の自立として、衣生活から始まる年間指導計画

学習内容	授業時数(9時間)	学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準〔評価方法〕例
環境に配慮した消費生活	エネルギー消費と環境 持続可能な社会を目指そう	1年生 3/35時間	D(2)	242～243 発電方法別のメリットとデメリットを理解する。 サーマル発電とは何かを理解する。 244～248 持続可能な社会とは何かを理解する。	原子力発電のデメリットの一つとして、災害時の原発事故があることを理解している。 サーマル発電とは何かを理解している。 持続可能な社会に向けて、原子力発電を含む各発電方法の環境負荷を理解し、自らできる対策に主体的に取組める。
私たちの消費生活	消費者としての自覚 販売方法と支払い方法 商品の選択と購入 消費者トラブル 消費者の権利と責任 よりよい消費生活を目指して	2年生 6/35時間	D(1)	226～227 災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。 228～229 災害発生直後の被災地においては、購入方法と支払い方法がどのように変化したかを理解する。 230～233 悪質商法の具体例の一つとして、災害便乗商法を理解する。 234～237 災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。 238～239 災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。 240～241 発電方法別のメリットとデメリットを理解する。 サーマル発電など資源の再利用による発電の方法を理解する。	災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。 災害発生直後の被災地においては、通常の購入や支払が機能しなくなる可能性があることを理解している。 災害便乗商法を含む悪質商法の課題を見つけ、自分が被害にあわないとために生活情報の収集の仕方を理解している。 災害便乗商法を含む悪質商法の予防方法と対処方法を身に付けている。 災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。 原子力発電のデメリットの一つとして、災害時の原発事故があることを理解している。 持続可能な社会の担い手として、今後の発展が期待される発電の在り方を理解している。

東京書籍作成「指導計画例⑤」に基づく学習活動の提案

指導計画例⑤の特徴

家族・家庭生活の営みを基盤として豊かな生活を実現させるための年間指導計画

学習内容		授業時数(8時間)	学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準〔評価方法〕例
私たちの消費生活	消費者としての自己覚察	2年生 5/35時間	D(1)	226～227	災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。	災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。
	販賣方法と支払い方法			228～229	災害発生直後の被災地においては、購入方法と支払い方法がどのように変化したかを理解する。	災害発生直後の被災地においては、通常の購入や支払が機能しなくなる可能性があることを理解している。
	商品の選択と購入			230～233	悪質商法の具体例の一つとして、災害便乗商法を理解する。 災害便乗商法の被害者には、高齢者が多いことを理解する。	災害便乗商法を含む悪質商法の課題を見つけ、自分が被害にあわないとために生活情報の収集の仕方を理解している。
	消費者トラブル			234～237	災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。	災害便乗商法を含む悪質商法の予防方法と対処方法を身に付けていく。
	消費者の権利と責任			238～239	災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。	災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。
	よい消費者生活を目指して			240～241	災害便乗商法の被害を防ぐために、どのような生活情報が発信されているかを把握する。	災害便乗商法の被害実態とそれを防ぐための生活情報を踏まえて、生活情報の収容性に関心を持って学習に取り組んでいる。
環境に配慮した消費生活	エネルギー消費と環境	3年生 3/17.5時間	D(2)	242～243	発電方法別のメリットとデメリットを理解する。	原子力発電のデメリットの一つとして、災害時の原発事故があることを理解している。
	持続可能な会社を目指そう			244～248	持続可能な社会とは何かを理解する。	持続可能な社会に向けて、原子力発電を含む各発電方法の環境負荷を理解し、自らできる対策に主体的に取組める。

教育図書作成「年間指導計画案①」に基づく学習活動の提案

年間指導計画案①の特徴

「家族」「消費」「環境」の内容を各学年に配置した案

※「家族」「消費」「環境」の学習を各学年の各内容にちりばめ、複合的に扱う計画(指導内容と学習指導要領の下線部が消費生活領域の内容)

題材	指導内容	授業数 (16時間)	学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準(評価方法)例
社会・環境に配慮した、食品の選択と購入	・食品の表示集め ・食品はどこから? ・食と環境・社会とのつながり	1年生 10/35時間	B(2) ウ、B(3) イ、D(1) イ、D(2) ア	94～101 250～ 257	【「食品の表示集め」に係る内容】災害時の支援物資には、食品表示がつけられなくなる場合があることを理解する。 【「食品はどこから?」に係る内容】災害や紛争によって食物の貿易が難しくなる場合に、日本の食卓にはどのような影響が出るのかを理解する。 【「食と環境・社会とのつながり」に係る内容】東日本大震災時には、どのような国から食料の支援を受けていたか実態を把握する。	災害時の支援物資に食品表示がつけられなくなる可能性を踏まえ、災害時に安全な食生活を営む上ではどの様な食品を備えておく必要があるかを理解している。 貿易相手国で災害等が生じた場合の、日本の食卓への具体的な影響を理解している。 各国からの食料支援を把握を通して、食生活における安全保障に关心を持っている。
私たちの消費生活	・広告から考えてみよう ・いろいろな買い物方法 ・買い物の法的な意味 ・ね	2年生 8/35時間	D(1) ア、 イ、 D(2) ア	228～ 257	【「広告から考えてみよう」に係る内容】物件の広告を比較し、物件の災害対策についてはどのように表示されているかを調べる。 【「いろいろな買い物方法」に係る内容】災害発生直後の被災地においては、購入方法と支払い方法がどのように変化したかを理解する。 【「買い物の法的な意味」に係る内容】居住地域で被災した場合に、家庭を支える法	耐震強度など防災にかかる広告の表示に关心を持っている。 災害発生直後の被災地においては、通常の購入や支払が機能しなくなる可能性があることを理解している。 消費者(被災者)を支える法律・制度・機関の必要性が理解できる。

	わ れ い る 消 費 者 ・ 消 費 ト ラ ブ の 解 決			律や制度機関の実態を把握している。 【「ねらわれている消費者」に係る内容】災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。 【「消費者トラブルの解決」に係る内容】悪質商法の具体例の一つとして、災害便乗商法を理解する。	災害便乗商法を含む悪質商法の予防方法と対処方法を身に付けている。 災害便乗商法を含む悪質商法の課題を見つけ、自分が被害にあわないために生活情報の収集の仕方を理解している。	
買 い 物 の 社 会 的 意 味	・ 消 費 者 の 利 と 責 任 ・ フ エ ア ト レ ー ド	D (1) ア、イ D (2) ア	250 ～ 256	【「消費者の権利と責任」に係る内容】災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。	災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。	
自立 し た 衣 生 活 の た め に	・ 衣 服 計 画 ・ 衣 服 の 処 分	2 年 生 8/35 時間	C (1) ア、 イ、 ウ、 D (1) イ、D (2) ア	184 ～ 199 250 ～ 253 258 ～ 267	【「衣服計画」に係る内容】災害の発生に備えて季節や家族の年齢ごとにどの様な衣服を揃えておく必要があるかを理解する。 【「衣服の処分」に係る内容】サーマル発電とは何かを理解する。	自分の家族に応じて他被服を備えることができる。 サーマル発電とは何かを理解している。
家 族 の 生 活 に 役 立 つも のづ くり	・ 不 要 な 服 や 布 を 使 つ て 家 族 の 生 活 に 役 立 つ も の づ く り を し て み よ う	A (2) イ、C (3) ア、D (2) ア	200 ～ 223 258 ～ 269	【「不要な服や布を使って家族の生活に役立つものづくりをしてみよう」に係る内容】防災リュックの製作 防災リュックにいれる自分に必要な防災グッズを考える。 自分で製作し、必要なグッズを入れた防災リュックと市販の防災リュックの費用を比較する。	防災リュックを製作し、防災リュックの内容を揃える上で必要な技術を身に着けている。	
安全	・ 環	2 年	C (2)	【「環境にやさしい住	持続可能な社会に向け	

で安心な住まい	境にやさしい住生活の工夫を考えよう	生4/35時間	イ、D(2)ア		生活の工夫を考えよう】持続可能な社会とは何かを理解する。	て、原子力発電を含む各発電方法の環境負荷を理解し、自らできる対策に主体的に取組める。
---------	-------------------	---------	---------	--	------------------------------	--

教育図書作成「年間指導計画案②」に基づく学習活動の提案

年間指導計画案②の特徴

生活の器である住まいから生活を見つめる指導計画案

題材	指導内容	授業時数 (17.5時間)	学習指導要領	教科書該当頁	時間内で取り組み可能な学習活動例	学習活動に即した具体的な評価規準〔評価方法〕例
持続可能な社会のために、自立した消費者になろう	・消費者の権利と役割 ・持続可能な社会とは? ・ねらわれている消費者 ・どうして消費者トラブルが起ころのか	3年生 17.5/17.5時間	D(1) ア、イ、D (2) ア	228 ～ 269	【「消費者の権利と役割」に係る内容】災害時の買い占め行動の実態を通して、基本的な消費者の権利と責任について理解する。 【「持続可能な社会とは?」に係る内容】持続可能な社会とは何かを理解する。 【「ねらわれている消費者」に係る内容】災害便乗商法を具体例の一つとして取り上げ、消費生活におけるトラブルを理解する。 【「どうして消費者トラブルが起こるのか」に係る内容】悪質商法の具体例の一つとして、災害便乗商法を理解する。	災害時の買い占め行動を通して消費者の権利と責任について興味・関心を持って学習に取り組んでいる。 持続可能な社会に向けて、原子力発電を含む各発電方法の環境負荷を理解し、自らできる対策に主体的に取組める。 災害便乗商法を含む悪質商法の予防方法と対処方法を身に付けていく。 災害便乗商法を含む悪質商法の課題を見つけ、自分が被害にあわないとために生活情報の収集の仕方を理解している。

以上の学習活動の提案に当たり、家庭科に配当される授業時数には限りがあることに配慮し、また今後家庭科教員が防災にかかわる学習を積極的に取組めるようにすることを目的として、一連の学習活動は 1 単位時間内で実施できる学習活動の提案を目指した。今後の研究では、提案した学習活動をもとに一単位時間の指導計画を作成し、授業実践とその分析に取り組みたい。

第3節 小括

近年の災害時では、様々な災害関連消費生活問題が生じるとともに、数多くの災害関連情報が発災直後から配信されている。よって、家庭科の「消費生活」にかかわる学習内容領域において、災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報に焦点を当て、学習を検討・実施する意義は極めて大きいと思われる。他方戦後から今日に至るまで、中学校家庭科の「消費生活」にかかわる学習内容領域においては、防災を殆ど取り扱ってこなかった。よって第 7 章では、中学校家庭科の「消費生活」にかかわる学習内容領域における防災学習の充実化に向けて、災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を分析し、この結果に基づく防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる学習内容を検討した。

災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報の分析では、中学校家庭科の「消費生活」にかかわる学習内容領域の変遷を踏まえて同学習内容領域の学習内容項目を 6 分類「消費生活・消費行動に関すること」、「消費者の権利と責任に関すること」、「販売方法の特徴に関すること」、「物資やサービスの選択・購入、活用に関すること」、「消費生活が環境に与える影響に関すること」、「環境に配慮した消費生活の工夫に関すること」し、これらを枠組として『消費者問題及び消費者政策に関する報告(2009~2011 年度)』、「平成 28 年(2016 年)熊本地震関連情報」及び関連諸情報、ブックレット『熊本地震被災者応援ブック』を分析した。これらの分析結果に、中学校家庭科の「消費生活」にかかわる学習内容を照らすと、災害関連消費生活問題を社会問題として認識する学習、安全な食品を備蓄しておく必要性を理解する学習、災害関連消費生活情報を適切に収集・活用できるようにする学習、災害を想定した長期的経済計画の必要性を理解する学習等が検討できると思われる。さらに本章では、防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる学習の実施の実現に向けて、現在各教科書出版社が例示する年間指導計画を活用した学習活動を提案した。

終章

第1節　まとめ

本研究は、家庭科の防災にかかわる学習内容に焦点を当て、その変遷の明確化、及び今後の展開に向けて現代の家庭生活に対応した防災にかかわる学習内容の検討を目的とするものである。同目的に即して、論文は「第Ⅰ部　家庭科の防災にかかわる学習内容の変遷」

「第Ⅱ部　家庭科の防災にかかわる学習内容の展開」の2部で構成した。第Ⅰ部では、中学校家庭科学習指導要領等及び中学校家庭科教科書の分析を通して、戦後約70年間に渡る防災にかかわる学習内容の変遷が明らかになった。第Ⅱ部では、第Ⅰ部で明確になった変遷及び近年の災害関連生活問題・災害関連生活情報等の分析結果をもとに、現代的な防災にかかわる家庭科の学習内容を検討した。これらの分析や検討を通して、明らかになったこと等を以下に述べる。

第1章では、災害時に被災者が置かれた状況をもとに、生活で取り組む防災の重要性を示した。また、国際連合及び日本の防災政策を概観し、現代における防災の定義を整理した。併せて、日本の防災基本計画をもとに、「生活で取り組む際の基本となる考え方」を検討し、

「個人が自分の身体と財産を守るために、自分の生活を取り巻く自然環境や社会的条件を理解し、それらに応じた防災に取り組む」「自分の命を守ることを最重視するとともに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、生活への影響を最小限にとどめる」「一人ひとりの防災上の役割を理解するとともに、どういった場面で協力するのか理解する」「災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興といった時間経過に配慮することで、より効果的な対策につなげる」が導かれた。さらに、防災学習に対する国内外の取組として、国際連合の動向や日本における防災の普及・啓発活動等を整理し、防災学習が国内外で求められている現状を把握した。

第2章では、先行研究・隣接研究をレビューし、防災学習に関する一連の研究が阪神・淡路大震災以降の約20年間に発展してきたこと、授業実践の報告や教材開発に関する研究が大半であること、自然科学系や工学・建築学等の応用化学系の研究領域で取り組まれてきたこと、ひいては研究対象が理科や地理における地震等に関する内容を中心であること等を明らかにした。さらに、先行研究においては教科の防災に係る学習内容の変遷がほぼ未解明であったことから、第Ⅰ部において家庭科の防災にかかわる学習内容の変遷を明確にする重要性が見いだされた。また、家庭科における防災学習にかかわる先行研究の多くが、住生活の側面から地震被害を未然に防止するための教材研究や授業実践報告であったことを明らかにした。これによって、論文の第Ⅱ部において、住生活に留まらず家庭科の各学習内容領域で取り組む防災学習の内容を検討する研究の意義が導かれた。さらに第2章では、本研究の目的と意義・方法を明示し、研究に取り組む上で必要となる概念として「家庭科における防災の視点」を定義した。「家庭科における防災の視点」の「防災」とは、災害対策基本法に従い「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るための理論と実践」を意味する。これを踏まえ、「家庭科における防災の

視点」を「自身の生涯を見通して防災に取り組み、自分の生活環境やライフスタイルに応じた防災に取り組むための基本となる考え方」とし、「自分の生活を取り巻く自然環境や社会的条件に応じた防災に取り組む」、「災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階ごとに防災にとりくむ」、「さまざまな対策を組み合わせて生活への影響を最小限にとどめる」、「一人ひとりの防災上の役割と協力する場面を理解する」の4要素で構成した。併せて、防災にかかわる家庭科の学習内容の変遷を明らかにする際の分析枠組として、「家庭科における防災の視点」に対応する「家庭科の防災にかかわる学習内容構想の4つの枠組」を設定し、「枠組1 災害の種類(「自分の生活を取り巻く自然環境や社会的条件に応じた防災に取り組む」に対応)」、「枠組2 防災の段階(「災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の段階ごとに防災にとりくむ」に対応)」、「枠組3 生活の営み、ライフステージに応じた防災(「さまざまな対策を組み合わせて生活への影響を最小限にとどめる」に対応)」、「枠組4 防災の主体(「一人ひとりの防災上の役割と協力する場面を理解する」に対応)」で構成した。

第3章では、家庭科学習指導要領等の分析によって、防災にかかわる学習内容の変遷を明らかにした。はじめに、日本の教育政策における防災学習の位置づけ、先行研究に基づく他教科等の防災にかかわる学習内容の変遷を把握するとともに、戦後の日本における家庭科教育の動向を整理した。次に、日本の学校教育における防災学習が、日常生活における事件・事故などの「生活安全」にかかわる学習、「交通安全」にかかわる学習と並んで、安全学習の一つとされることを踏まえ、家庭科の学習内容として次の3点から分析を行った。すなわち、①「災害安全」に相当する「防災にかかわる学習内容」、②「生活安全」に相当する「日常生活で起こる事件・事故にかかわる学習内容」、③「交通安全」に相当する「交通事故にかかわる学習内容」の3点である。分析の結果、家庭科学習指導要領等にみられた防災にかかわる学習内容について、次の変遷が明らかになった。昭和22年度中学校学習指導要領では経験主義に基づく防災を主題とした単元が設けられたが、昭和32年度改訂以降では平成20年度中学校学習指導要領解説が刊行されるまで防災にかかわる学習内容は見られなくなった。他方で、カリキュラム編成が系統化した昭和33年度改訂以降では、改訂年度ごとの教育政策や社会状況に対応した事件・事故にかかわる学習内容が設けられた。この背景には、高度経済成長に伴う家電製品の普及・工業製品の不具合、労働災害の発生等により、事故にかかわる学習内容が増加した一方、災害による甚大な被害が減少したことが一因と考えられる。その後、阪神・淡路大震災や新潟中越地震の発生等により、平成20年度中学校学習指導要領解説では、住宅内で発生する事故の学習と併せて防災が扱われるようになった。

第4章では、家庭科学習指導要領に依拠して執筆された教科書にみられる防災にかかわる学習内容を分析した。併せて、教科書の出版状況及び現存状況を調査した。第2章で定義した「家庭科の防災にかかわる学習内容構想の4つの枠組」をもとに分析した結果、家庭科の教科書にみられる防災の学習内容は学習指導要領の全面実施期間に即して「昭和22~25年」、「昭和26~31年及び昭和32年」、「昭和33~46年、昭和47~55年、昭和56~平成

4年」、「平成5～13年及び平成14～23年」、「平成24年～現在」の5段階で変化していた。この結果に第3章の学習指導要領等の変遷を照らすと、教科書の変遷としては次のことがわかった。昭和22年度学習指導要領に基づく昭和22～25年の教科書にも防災の単元が設けられていた。そのことから、同時期では防災を極めて重視していたと目される。一方で、平成元年度改訂及び平成10年度改訂の学習指導要領等には防災の学習内容が記載されていないが、これらの学習指導要領等の下で出版された平成5～13年及び平成14～23年の教科書においては、阪神・淡路大震災など直近に発生した大規模災害に関連する防災の学習内容がみられた。平成24年～現在の教科書は、平成5～13年及び平成14～23年で見られた防災にかかる学習内容がより詳細に扱われた。また、東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害を反映した内容など、災害や防災について時事的な問題に注目するようになったことから、9期間の中でも防災に対する関心が極めて高くなっていると思われる。

以上の第I部における家庭科の防災にかかる学習内容の変遷の明確化によって、今後の家庭科防災学習の展開に向けて、次の示唆が得られた。第一は、家庭科教科書では地震などの全国的に発生する確率が高い災害に触れているが、各地域で発生しやすい災害にはあまり触れていない点である。第二は、避難所生活や復興過程に関する記述が少ない点である。第三は、近年の災害では、災害に便乗した悪徳商法や災害時の過剰な買占めなどが問題となっているが、消費生活にかかる防災についてあまり触れていない点である。第四は、地域社会での防災の取組や公的支援に関する記述が少ない点である。

第II部では以上の結果を踏まえつつ、さらに近年の災害関連生活問題・災害関連生活情報等の分析結果をもとに、現代的な防災にかかる家庭科の学習内容を検討した。

第5章では、これまでの家庭科の防災にかかる学習内容が公的支援にあまり触れてこなかった点に着目し、日本の省庁等が公開する近年の災害関連情報を活用することで学習内容を検討した。各省庁の災害関連情報に焦点を当てることで、住生活に留まらず家庭科の全ての学習内容領域で防災学習を展開できる可能性が明らかになった。また、近年の災害関連情報を活用するとともに、「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」を活用することで、児童生徒を取り巻く生活環境に応じた学習計画への道筋が示された。

第6章では、地域社会で取り組む防災に関する内容が少なく、各地域で発生しやすい災害にはあまり触れてこなかった史実に着目し、首都圏の防災上の地域特性に配慮した学習内容を検討した。具体的には、首都圏の自治体が公表する防災資料の中から、「家庭科の防災にかかる学習内容構想の4つの枠組」を満たす資料として、東京都作成の防災ブック『東京防災』を選定し、これをもとに家庭科の学習内容を検討した。第6章を通して、防災ブック『東京防災』を活用することで、生徒の発達段階と首都圏の地域特性が反映された学習内容が示された。ただし、防災ブック『東京防災』は災害に便乗した悪徳商法の防止や災害を想定した家計管理などのように、生活における経済の計画と消費に関わる対策があまり触れられていないことから、同資料のみで家庭科の全学習内容領域を網羅することは難しいこともわかった。

第7章は、家庭科の防災にかかわる学習内容が「消費生活」にかかわる防災についてあまり触れてこなかった点に着目し、防災の視点を導入した「消費生活」にかかわる家庭科の学習を検討した。はじめに、中学校家庭科の「消費生活」にかかわる学習内容領域の変遷を踏まえて同学習内容領域の学習内容項目を6分類し、これらを枠組として災害関連消費生活問題・災害関連消費生活情報を分析した。その結果、消費生活にかかわる学習内容領域において災害関連消費生活問題を社会問題として認識する学習、安全な食品を備蓄しておく必要性を理解する学習、災害関連消費生活情報を適切に収集・活用できるようにする学習、災害を想定した長期的経済計画の必要性を理解する学習等の展開を示し、現在各教科書出版社が例示する年間指導計画を活用した学習活動を提案した。

第2節 課題と展望

以上の研究全体を通して、析出された成果と見えてきた課題を整理したい。

課題の一つ目は、これまでの家庭科の防災にかかわる学習内容が全国的に発生しやすい災害やどの様な災害にも共通する防災の取組には触れているが、各地域で生じやすい災害等にはあまり触れていない点である。全国的な基準である学習指導要領や教科書が、地域ごとの災害に対応した防災を取り上げるには限界がある。これから家庭科の防災にかかわる学習内容は、学校ごとに生徒をとりまく自然環境や、地域社会における防災の取組にまで目を向けて検討される必要があると思われる。

課題の二つ目は、これまでの家庭科は災害による被害を未然に防止する内容が中心であり、災害発生直後から始まる避難所生活や復興過程に関する内容が極めて少ない点である。近年の災害において、発生直後から段階的に様々な問題が発生していることを踏まえると、災害対応の各段階を家庭科で取り扱う意義は大きいと目される。また、災害対策基本法第一条が、「災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める」としているように、現在日本の防災にかかわる諸制度や計画は、「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧」の段階ごとに対策等を示している。これらの制度や計画を理解する上でも、今後の家庭科の防災にかかわる学習では、災害の発生を基準としてそれぞれの時期に生じやすい生活問題にも注目する必要があると考える。

課題の三つ目は、近年の災害では災害にかかわる生活問題が多様化・深刻化しているが、これまでの家庭科の防災にかかわる学習内容は住生活の学習内容領域を除いて、防災を殆ど取り上げていなかった点である。一方で、家庭科に配当される時間数は削減されていることを踏まえると、今後家庭科の防災にかかわる学習を進める上では、他教科も含め教科横断的な視点で組み立てていく「カリキュラムマネジメント」を視野に入れる必要があると考える。

課題の四つ目は、これまで個人や家族の規模で取り組む防災に関する内容にふれてはいたものの、地域社会での防災の取組や公的支援に関する内容が少ない点である。社会とのかかわりの中で、生活の自立を目指す家庭科の教科性を踏まえると、今後の家庭科の防災にか

かわる学習内容としては、被災した場合にどの様に支援を受けるべきかにまで視野を広げる必要があるだろう。また阪神淡路大震災以降では、災害時要援護者への対応の在り方が問題となっている。自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現を目指す家庭科においては、災害時要援護者への理解を深め、災害時の対応の在り方を把握する必要がある。

本研究では、災害関連生活問題・災害関連生活情報等の分析結果をもとに、現代的な防災にかかる家庭科の学習内容の検討を行った。今後の研究課題として、授業実践及び分析に取り組むことが、家庭科の防災にかかる学習内容の展開につながると考える。

最後に本研究は、生活で取り組む防災の必要性と家庭科教育の特徴に鑑み、家庭科における防災学習の有用性に着目するものであった。国連防災戦略事務局(UNISDR)の見解 “*The scale of the impact in turn depends on the choices we make for our lives and for our environment.*” にも表れているように、災害による被害の程度は日常生活における選択・行動に左右されるものである。したがって、生活そのものが防災であるとしても過言ではなく、ここに生活で取り組む防災の必要性を見出すことができる。一方近年の防災政策では、過去の災害時を教訓として、女性の視点や災害弱者の生活実態等を反映させることで、より「人間を中心とした(people-centered)」防災計画を目指している。よって、一人ひとり異なる人生や生活の営みに対する関心は、社会全体の防災が個々人の生活に即したものになるため必要であると言えよう。

また防災基本計画等を参考すると、生活への影響を最小限にとどめる防災とは、様々な対策を組み合わせ、生活の各所で講じることであることがわかる。このような防災に取り組むには、生活において生じる可能性の高い災害を知り、その災害によってどの様な生活への被害がいつの段階で生じるのかを予測しなければならない。さらに家庭生活が、社会とのかかわりの中で営まれることや将来世代に引き継がれることを踏まえると、災害の発生による地域社会の変貌や将来への影響にまで視野を広げる必要があると言えるだろう。そのため生活で防災に取り組む上では、単に防災にかかるスキル一つひとつを身に付けるだけではなく、自分自身の生活を主体的に営み、さらに社会や過去・未来とのかかわりの中で生きていることを自覚することが極めて重要であると考える。

その上で家庭科の教科性に目を向けると、自分の「幸せな暮らし」を探求する感性を鍛え、「すべての人のために」、「未来の世代のために」生きる知性と哲学を学習し、その上で家庭生活を営むための様々な技能を身に付ける教科であるとされる。すなわち、家庭科の学習そのものが防災学習であるとしても、決して大げさな表現ではない。その様な家庭科が、意識的に防災にかかる学習を構想・実施できるならば、生徒は災害時の自らの運命を握るのは自分の生活であることを自覚とともに、自分や家庭そして社会全体で災害による被害を予防し、仮に災害が発生した場合でも生き延び・乗り越える災害に強い暮らしを創造できるようになると思われる。今後も、このような家庭科の防災にかかる学習内容の可能性に

期待し、本研究を基礎とした諸研究に取り組みたい。

引用文献

- 相川美和子 (2012) 「防災意識を高め・災害教育のあり方を探る－家庭科と総合的な学習の時間を活用した授業実践とその検証－」『日本教科教育学会誌』日本教科教育学会 35(1), 21-30
- 青木幸子 (2017) 「中学生の災害リスク認知と家庭防災備蓄の実態」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 60, 68
- 青木幸子 (2016) 「高校生における生活のリスク認知の特徴と要因」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 59, 74
- 青木幸子 (2015) 「日常生活における危機管理と学習内容の検討」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 58, 72
- 朝日新聞デジタル 「特集・連載 3.11震災復興」http://www.asahi.com/shinsai_fukkou/ (2017年12月最終アクセス)
- 渥美公秀 (2011) 『防災・減災の人間科学』新曜社
- 阿部博史 (2014) 「「震災ビックデータ」から見えてきた東日本大震災の姿」『放送メディア研究』NHK放送文化研究所, 14, 273 - 289
- 阿部真利恵・佐々木貴子 (2015) 「被災地中学校における家族・家庭生活の授業実態と今後の在り方について」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 58, 71
- 荒井紀子 (2013) 『新版 生活主体を育む探求する力をつける家庭科』ドメス出版
- 荒井紀子 (2008) 『生活主体の形成と家庭科教育』ドメス出版
- 池崎喜美恵・仙波圭子・青木幸子・田部井恵美子 (2011) 家庭科教育・学文社
- 石川孝重 (2008) 「幼少期からはじめる防災教育」『建築防災』日本建築防災協会, 360, 4 - 9
- 石川孝重 (2003) 「市民の意識を高める住安全・防災教育」『建築防災』日本建築防災協会 308, 2 - 7
- 石川孝重・後藤裕美・伊村則子 (2005) 「防災力を高めるための防災教育に関する研究－その9 大学生を活用した地域防災力向上の可能性－」『日本建築学会大会日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』日本建築学会, 771 - 772
- 石川孝重 (2009) 「小学校高学年生の防災教育の推進を目的とした授業プログラムと教材の提案」『日本女子大学紀要 家政学部』日本女子大学, 56, 75-80
- 石川奈津子・石川孝重・伊村則子 (2005) 「防災力を高めるための防災教育に関する研究－その1 地震時の災害行動の事例分析にみる災害観－」『日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』日本建築学会, 755 - 756
- 石澤栄里・石川孝重・伊村則子 (2000) 「小学校・中学校における防災教育のあり方－命を守ることの動機づけのために－」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』日本建築学会, 667-668
- 今村文彦 (2011) 『防災教育の展開』東信堂

- 伊村則子・石川孝重・小川裕美 (2006a) 「自治体と幼稚園の防災教育の現状調査をふまえた絵本教材の試作 — 市民の防災力向上に向けて その 2—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)』日本建築学会, 461 - 462
- 伊村則子・石川孝重 (2015) 「大規模地震災害における学校防災の現状と首都圏小学生向け防災教材の提案 — 市民の防災力向上に向けて その 58—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)』日本建築学会, 309 - 310
- 伊村則子・石川孝重 (2007) 「幼稚園の現状調査に基づく早期防災教育教材の制作」『日本建築学会関東支部研究報告集 II』日本建築学会, 77, 221 - 224
- 伊村則子・石川孝重 (2006b) 「防災教育事業からみた愛知県における小学校防災教育」『日本建築学会関東支部研究報告集 II』日本建築学会, 76, 205 - 208
- 伊村則子・石川孝重 (2005) 「防災力を高めるための防災教育に関する研究 — その 4 小学校低学年生の動機付けを目的とした生活科における防災教育ツールの開発—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』日本建築学会, 761-762
- 伊村則子・石川孝重 (2004a) 「Web を活用した都市生活者に対する防災教育」『日本女子大学大学院紀要 家政学研究科・人間生活学研究科』日本女子大学大学院, 10, 55 - 60
- 伊村則子・石川孝重 (2004b) 「Web を活用した都市生活者に対する防災教育」『日本建築学会関東支部研究報告集 II』日本建築学会, 74, 293 - 296
- 伊村則子・石川孝重 (2001) 「市民を対象とした住安全・防災教育に関する調査」『日本建築学会関東支部研究報告集 I』日本建築学会, 71, 241 - 244
- 伊村則子・石川孝重 (2003) 「市民の防災行動を活性化するために必要な啓発教育内容」『日本家政学会研究発表要旨集』日本家政学会, 55, 230 - 230
- 伊村則子・石川孝重 (1999) 「市民を対象とした住居構造安全・防災教育のあり方」『日本建築学会関東支部研究報告集』日本建築学会, 69, 49 - 52
- 入江和夫・末重桃子・鮎川友子・中川育子・山野京子・入江正己 (2014) 「東日本大震災における中・高校生の気がかりなこと及び学校で身につけておく力」『教育実践総合センター研究紀』教育実践総合センター, 37, 19 - 26
- 入澤美樹・石川孝重・伊村則子 (2005) 「防災力を高めるための防災教育に関する研究 — その 3 幼児自らが学ぶことのできる早期防災教育に役立つ教材開発—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』日本建築学会, 759 - 760
- 植田真理子・小澤紀美子 (2006) 「中学校・高等学校における住まいの教育に関する研究 一家庭科教師の意識と授業実践を中心として—」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』東京学芸大学, 57, 367 - 374
- 遠藤恵・武井玲子・深谷笑子・難波めぐみ・佐藤典子 (2013) 「東日本大震災前後の家庭科教育の現状—「防災・減災」に関する教科書分析およびアンケート調査から—」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 56,

- 大竹美登里 (2015) 『教科教育学シリーズ⑦ 家庭科教育』一藝社
- 岡村大地・鈴木佐代・赤木遥香 (2015) 「家庭科における地震防災教育に関する研究中学校保護者の家庭での防災の取り組み」『福岡教育大学紀要 第5分冊 芸術・保健体育・家政科編』福岡教育大学, 64, 207 - 212
- 岡村大地・鈴木佐代・赤木遥香・古賀明日香・守裕代 (2014) 「中学校家庭科住生活領域における地震防災教育」『日本家政学会研究発表要旨集』日本家政学会, 66, 264
- 小川裕美・石川孝重・伊村則子 (2006) 「幼稚園の教員評価および実習にもとづく早期防災教育としての絵本教材とその評価 — 市民の防災力向上に向けて その3—」『日本建築学会大会学術講演梗概集』日本建築学会, 463-464
- 外務省 第3回国連防災世界会議 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001151.html
(2017年12月最終アクセス)
- 外務省 「仙台防災枠組 2015-2030 骨子」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000071588.pdf> (2017年12月最終アクセス)
- 外務省国際協力局緊急・人道支援課 (2012) 『国連国際防災戦略(UNISDR)事務局の概要』http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/pdfs/unisdr_gaiyo.pdf (2017年12月最終アクセス)
- 加地芳子・大塚眞理子 (2011) 『初等家庭科教育法』ミネルヴァ書房
- 片田敏孝 (2012a) 『命を守る教育』PHP研究所
- 片田敏孝 (2012b) 『子どもたちに「生き抜く力」を一釜石の事例に学ぶ津波防災学習』フレーベル館
- 家庭科放射線授業づくり研究会 (2016) 『原発と放射線をとことん考える！いのちとくらしを守る 15 の授業レシピ』合同出版
- 菊澤康子・佐々木貴子・貴田康乃 (1997) 「防災の視点をとりいれた住生活教育のあり方に関する研究(1)—被災地小学校教員の授業における取り組み—」『兵庫教育大学教科教育学会紀要』兵庫教育大学, 10, 44 - 52
- 黒光貴峰 (2013) 「防災の視点を取り入れた中学校技術・家庭科（家庭分野）の教材開発」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』56, 43
- 黒光貴峰・徳重礼美・速水多佳子 (2014) 「防災の視点を取り入れた中学校技術・家庭科（家庭分野）の教材開発」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 57, 42
- 国土庁防災局 (1996) 「阪神・淡路大震災について」
<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h08/w-new09.html> (2017年12月最終アクセス)
- 小島理佳・石川孝重 (2007) 「学園の地震被害に着目した危機管理に関する研究 — 市民の防災力向上に向けて その10—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(九州)』日本建

築学会, 383 - 384

- 小林裕子・永田智子 (2017) 「中学校家庭科における「災害時の食」の授業開発と有効性の評価」『日本家庭科教育学会誌』日本家庭科教育学会, 60(2), 65 - 75
- 小林裕子・永田智子 (2016a) 「中学校家庭科における「災害時の食」の授業評価」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 59, 91
- 小林裕子・永田智子 (2016b) 「中学校家庭科における「災害食」を題材とした課題解決的な学習の開発と実践」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 59, 28
- 小林裕子・永田智子 (2015) 「中学校家庭科における「災害食」を題材とした課題解決的な学習の開発」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 58, 121
- 小室千紘・平田京子・石川孝重 (2008) 「東京都内の小学校における安全教育の現状と課題 — 市民の防災力向上に向けて その 12—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)』日本建築学会, 243 - 244
- 佐々木貴子・内田芳子・小河達之・菊沢康子・貴田康乃 (1997) 「防災の視点をとりいた住生活教育のあり方に関する研究(2)—兵庫県内高校生の居住地別・建物被害の有無別防災対応—」『兵庫教育大学教科教育学会紀要』日本建築学会, 10, 53 - 63
- 佐々木貴子・小河達之・田中洋子・貴田康乃 (2000) 「防災の視点をとり入れた住生活教育のあり方に関する研究—兵庫県内の高校生の居住地域別・建物被害の有無別防災対応—」『日本家政学会誌』日本家政学会, 51(2), 171 - 180
- 佐々木貴子・田中洋子・小河達之・貴田康乃 (2003) 「防災の視点をとり入れた家庭科「住生活」指導内容の提案」『日本家庭科教育学会誌』日本家庭科教育学会, 45(4), 356 - 366
- 佐藤典子・志村結美・大橋寿美子 (2016) 「サテライト校における家庭科教育の現状と課題 福島県相双地区の調査を踏まえて」『紀要 郡山女子大学』郡山女子大学, 52, 133 - 148
- 佐藤典子・志村結美・大橋寿美子 (2015) 「サテライト校における家庭科教育の現状と今後の支援」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 58, 32
- 柴田幸枝・石川孝重・松原未佳 (2008) 「防災教育の推進を目的とした小学校高学年生を対象とする授業プログラムと教材の作成 — 市民の防災力向上に向けて その 15—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)』日本建築学会, 249 - 250
- 志村結美・佐藤典子・大橋寿美子 (2015) 「家庭科におけるキャリア教育の可能性の検討 —被災地の高等学校家庭科教員対象調査結果から—」『日本家庭科教育学会大会・例会・セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 58, 73
- 志村結美・佐藤典子・大橋寿美子 (2016) 「家庭科におけるキャリア教育の可能性の検討

- 被災地の高等学校家庭科教員対象調査結果から—』『山梨大学教育学部紀要』山梨大学, 25, 133 - 140
- 首相官邸 (2016) 『熊本地震被災者応援ブック』 (2017年12月最終アクセス)
- 消費者庁 「消費者問題及び消費者政策に関する報告(2009~2011年度)」
http://www.caa.go.jp/adjustments/index_b.html (2017年12月最終アクセス)
- 消費者庁「平成28年(2016年)熊本地震関連情報」
<http://www.caa.go.jp/disaster/earthquake20160414/> (2017年12月最終アクセス)
- 城下英行・河田恵昭 (2007) 「学習指導要領の変遷過程に見る防災教育展開の課題」『自然災害科学』日本自然災害学会, 26(2), 163 - 176
- 陣内雄次・須田栄 (2017) 「防災・減災の視点を取り入れた家庭科の指導内容・方法に関する一考察」『宇都宮大学教育学部教育実践紀要』宇都宮大学, 3, 195 - 202
- 杉浦淳吉 (2005) 「防災ゲームによる葛藤解決学習と家庭科教育への転用可能性--『クロスロード』による創発の検討」『研究紀要 愛知教育大学家政教育講座 編』愛知教育大学家政教育講座, 37, 31 - 38
- 鈴木佐代・水本枝里香・龍奈生子・岡村大地 (2015) 「防災の視点からみた子どもの家庭環境と住教育」『日本家政学会研究発表要旨集』日本家政学会, 67, 239
- 諏訪清二 (2011) 『高校生・災害と向き合う—舞子高等学校環境防災科の10年』岩波書店
- 高橋義明(2015)「風評被害の実像—消費者教育と産地選好—」『消費者教育』日本消費者教育学会, 35(1), 107-116
- 高橋伶奈・平田京子・石川孝重 (2017) 「幼稚園から高等学校までの学年に応じた学校防災教育の検討 地震防災教育体系の考案と授業実践」『日本女子大学大学院紀要 家政学研究科 人間生活研究科』日本女子大学大学院, 23, 177 - 186
- 高橋伶奈・平田京子・石川孝重 (2016) 「幼稚園から高等学校までの発達段階に応じた学校防災教育の検討 自助・共助・公助に着目した地震防災教育の展開」『日本女子大学大学院紀要 家政学研究科 人間生活学研究科』日本女子大学大学院, 22, 133-142
- 高橋伶奈・平田京子・石川孝重 (2015) 「小学生の災害対応力育成のための段階的な学習方法の提案と授業実践 — 市民の防災力向上に向けて その57—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)』日本建築学会, 307 - 308
- 武井玲子・深谷笑子・佐藤典子・難波めぐみ・遠藤恵 (2013) 「東日本大震災を踏まえたリスク管理の考え方の提案」『日本家庭科教育学会大会 例会 セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 56, 41
- 多々納道子・福田公子 (2011) 『教育実践力につける家庭科教育法』大学教育出版
- 田中聰・林春男・重川希志依・浦田康幸・亀田弘行 (2001) 「災害エスノグラフィーをもちいた災害過程における共同構造に関する考察」『地域安全学会論文集』地域安全学会, 3, 181 - 188
- 田中聰・林春男・重川希志依・浦田康幸・亀田弘行 (2000) 「災害エスノグラフィーの標

- 準化手法の開発』『地域安全学会論文集』地域安全学会, 2, 267 - 276
- 田中宏子 (2012) 「家庭科教育に於ける地震災害対応授業の開発と強化」『日本家庭科教育学会大会 例会 セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 55, 30
- 田中宏実 (2015) 「住まいの安全 — 防災の視点から—」『家庭科・家政教育研究』藤女子大学家庭科 家政教育研究会, 10, 27 - 32
- 田中洋子・佐々木貴子・貴田康乃 (2002) 「防災の視点をとり入れた家庭科「住生活」指導内容の提案のための基礎資料—指導内容案の作成—」『日本家庭科教育学会誌』日本家庭科教育学会, 45(3), 282 - 293
- 中央教育審議会 (2005) 「我が国の高等教育の将来像(答申)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm (2017年12月最終アクセス)
- 中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ (2013) 『南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)』
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg/pdf/20130528_honbun.pdf
- 中央防災会議 (2017) 『防災基本計画』
http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basic_plan170411.pdf
- 土屋絵里・久木章江・石川孝重 (2005) 「防災力を高めるための防災教育に関する研究 — その2 幼児自らが学ぶことのできる早期防災教育に役立つ教材開発(1)—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』, 日本建築学会, 757 - 758
- 鶴田敦子・伊藤葉子 (2009) 『授業力 UP 家庭科の授業[第2版]』日本標準
- 東京都 「防災ブック「東京防災」について」
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/1002147/1002211/1002246.html> (2016年8月31日最終アクセス)
- 東京都総務局総合防災部災害管理課 (2015) 『東京防災』, 東京都総務局総合防災部災害管理課 <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/08/20p8l300.htm> (2017年12月最終アクセス)
- 特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン (2017) 『みんなの仙台防災枠組私たちが取り組む防災—子どものための仙台防災枠組—』
https://www.childfund.or.jp/files/SFDRR_double_low.pdf (2017年12月最終アクセス)
- 鳥井葉子・澤田亘生 (2005) 「高等学校家庭科における防災教育の構想 — 「家庭総合」教科書・指導資料の考察—」『鳴門教育大学研究紀要 生活・健康編』鳴門教育大学, 20, 41-51
- 内閣府 (2005) 『平成17年版防災白書』
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h17/BOUSAI_2005/html/hyo/hy1103030.htm (2017年12月最終アクセス)

- 内閣府（2015）『防災に関してとった措置の概況平成27年度の防災に関する計画』
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/H27_honbun_1-5bu.pdf（2017年12月最終アクセス）
- 内閣府（2014）『「防災に関する世論調査」の概要』
<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien2/pdf>
- 内閣府(防災担当)（2014）『地区防災計画ガイドライン—地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて—』<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guideline.pdf>（2016年8月31日最終アクセス）
- 仲谷美咲・石川孝重・伊村則子（2005）「防災力を高めるための防災教育に関する研究 —その6 防災教育事業からみた愛知県における小学校防災教育の現状分析—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』、日本建築学会、765 - 766
- 中間美砂子・多々納道子（2011）『中学校・高等学校家庭科指導法』建帛社
- 中間美砂子（2006）『家庭科への参加型アクション志向学習の導入 22 の実践を通して』大修館書店
- 難波めぐみ・佐藤典子・武井玲子・深谷笑子・遠藤恵（2013）「東日本大震災を踏まえた防災袋づくりの提案—福島県家庭科教員対象調査を中心として—」『日本家庭科教育学会大会 例会 セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会、56, 39
- 日本家庭科教育学会（2000）『家庭科教育50年—新たなる軌跡に向けて—』建帛社
- 林春男・重川希志依（1997）「災害エスノグラフィーから災害エスノロジーへ」『地域安全学会論文報告集』地域安全学会、7, 376 - 379
- 平田京子・高橋伶奈・石川孝重（2015）「児童の発達段階に応じた早期学校防災教育の実践と家庭への伝達効果」『日本女子大学大学院紀要 家政学研究科・人間生活学研究科』日本女子大学大学院、21, 187 - 196
- 深谷笑子・武井玲子・難波めぐみ・佐藤典子・遠藤恵（2013）「東日本大震災に関する調査から家庭科教育への提案 一家庭科「家族・家庭」の学習内容の検討—」『日本家庭科教育学会大会 例会 セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会、56, 42
- 福井実央・石川孝重・伊村則子（2003）「Webを活用した都市生活者に対する防災教育」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)』日本建築学会、495 - 496
- 福田典子（2016）「防災意識を高める被服製作指導の試み」『日本家庭科教育学会大会 例会 セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会、59, 71
- 藤岡達也（2011a）『持続可能な社会をつくる防災教育』協同出版
- 藤岡達也（2011b）『環境教育と総合的な学習の時間』協同出版
- 藤岡達也（2008）『環境教育と地域観光資源』学文社
- 藤岡達也（2007）『環境教育からみた自然災害・自然景観』協同出版
- 藤岡秀英（2000）『防災の視点からの家庭科教育「住生活」領域における教材開発に関する研究』<https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-09680267/>（2017年12月最終アクセス）

月最終アクセス)

- 藤本淳子・伊村則子・石川孝重 (2015) 「国と東京都の安全教育の現状をふまえた幼稚園児向け防災絵本教材の提案 — 市民の防災力向上に向けて その 56—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)』日本建築学会, 305–306
- 札埜和男・仲野由美 (2016) 「東日本大震災を巡る国語科と家庭科の取り組み — エネルギー環境教育における市民性涵養のための授業開発」『教育実践研究紀要』京都教育大学教育学部付属教育実践総合センター, 16, 117 - 126
- 朴木香緒留・鈴木敏子 (1990) 『資料からみる戦後家庭科のあゆみ—これからの家庭科を考えるために—』学術図書出版社
- 堀内かおる (2013) 『家庭科教育を学ぶひとのために』世界思想社
- 松原未佳・石川孝重 (2008) 「防災教育の推進を目的とした小学校高学年生を対象とする授業プログラムと教材の提案 — 市民の防災力向上に向けて その 16—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)』日本建築学会, 251–252
- 萬谷恵三子・佐桑あづさ (2013) 「地域防災マップづくりを通じて育む中学生の防災力」『日本家庭科教育学会大会 例会 セミナー研究発表要旨集』日本家庭科教育学会, 56, 44
- 水原克敏 (2010) 『学習指導要領は国民形成の設計書その能力観と人間像の歴史的変遷 第 1 版』東北大学出版会
- 村山良之・伊藤美智子・鈴木貴子 (2011) 「中学校家庭科での防災教育の試み — 山形市立第四中学校における実践—」『山形大学大学院教育実践研究科年報』山形大学大学院, 2, 39–46
- 室崎益輝 (2013) 「東日本大震災後の生活再建に向けて」『人間福祉学研究』関西学院大学, 6(1), 9 - 18
- 望月一枝・日景弥生・長澤由喜子 (2014) 『東日本大震災と家庭科』ドメス出版
- 望月一枝・倉持清美・妹尾理子・阿部睦子・金子京子 (2013) 『生きる力をつける学習—未来をひらく家庭科—』教育実務センター
- 文部科学省 「学習指導要領（解説）等の位置づけについて」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryo/05063002/003.htm
(2017 年 12 月最終アクセス)
- 文部科学省 「学習指導要領とは何か？」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm (2017 年 12 月最終アクセス)
- 文部科学省 「教科書制度の概要 3. 教科書検定の趣旨」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/gaiyou/04060901/1235088.htm
(2017 年 12 月最終アクセス)
- 文部科学省 (2017a) 『中学校学習指導要領』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfil

e/2017/06/21/1384661_5.pdf (2017年12月最終アクセス)
文部科学省(2017b)『中学校学習指導要領解説総則編』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/04/1387018_1_2.pdf (2017年12月最終アクセス)
文部科学省(2017c)『中学校学習指導要領解説技術・家庭編』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1387018_9.pdf (2017年12月最終アクセス)
文部科学省(2013)『学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開』
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm (2017年12月最終アクセス)
文部科学省(2012)「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」
最終報告
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/07/31/1324017_01.pdf (2017年12月最終アクセス)
文部科学省(2010a)『学校安全参考資料 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/10/26/1289314_03.pdf (2017年12月最終アクセス)
文部科学省(2010b)『高等学校学習指導要領解説家庭編』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/12/28/1282000_01.pdf (2017年12月最終アクセス)
文部科学省(2008a)『中学校学習指導要領解説総則編』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912_001.pdf (2017年12月最終アクセス)
文部科学省(2008b)『中学校学習指導要領解説技術・家庭編』
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/01/05/1234912_011_1.pdf (2017年12月最終アクセス)
文部省(2000)『高等学校学習指導要領解説家庭編』開隆堂出版株式会社
文部省(1998)『中学校学習指導要領』<https://www.nier.go.jp/guideline/h10j/index.htm>
(2017年12月最終アクセス)
文部省(1994)『中学校指導 書技術・家庭編』開隆堂出版株式会社
文部省(1990)『高等学校学習指導要領解説家庭編』実況出版株式会社
文部省(1989)『中学校学習指導要領』<https://www.nier.go.jp/guideline/h01j/index.htm>
(2017年12月最終アクセス)
文部省(1979)『高等学校学習指導要領解説 家庭編』実況出版株式会社
文部省(1977)『中学校学習指導要領』<https://www.nier.go.jp/guideline/s52j/index.htm>
(2017年12月最終アクセス)

- 文部省（1969）『中学校学習指導要領』<https://www.nier.go.jp/guideline/s44j/chap2-8.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1959）『中学校技術・家庭科指導書』開隆堂出版株式会社
- 文部省（1958a）『中学校学習指導要領改訂版（第8節技術・家庭編）』<https://www.nier.go.jp/guideline/s33j/chap2-8.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1958b）『高等学校家庭科学習指導書下』実況出版株式会社
- 文部省（1957a）科学技術教育の振興方策について（答申）（第14回答申（昭和32年11月11日））
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309464.htm（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1957b）『中学校学習指導要領職業・家庭科編昭和32年度改訂版（第3章職業・家庭科の内容）』<https://www.nier.go.jp/guideline/s32jo/chap3.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1951a）『中学校学習指導要領職業・家庭科編（試案）昭和26年（1951）改訂版（第1章職業・家庭科の性格と目標）』
<https://www.nier.go.jp/guideline/s26joh/chap1.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1951b）『中学校学習指導要領職業・家庭科編（試案）昭和26年（1951）改訂版（第2章職業・家庭科の教育内容）』
<https://www.nier.go.jp/guideline/s26joh/chap2.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1949）『学習指導要領家庭科編高等学校用 昭和二十四年度（VII住居）』
<https://www.nier.go.jp/guideline/s24hh/chap8.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1947a）『学習指導要領家庭科編（試案）昭和二十二年度（第十章第九学年の家庭科指導）』<https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejh/chap10.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1947b）『学習指導要領家庭科編（試案）昭和二十二年度（第三章指導内容）』
<https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejh/chap3.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 文部省（1947c）『学習指導要領家庭科編（試案）昭和二十二年度（第八章第七学年の家庭科指導）』<https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejh/chap8.htm>（2017年12月最終アクセス）
- 山口裕子・久木章江・石川孝重・伊村則子（2005a）「防災力を高めるための防災教育に関する研究—その7 都心に通う大学生を対象とした地震に対する意識と行動力に関する調査—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』日本建築学会、767-768
- 山本美咲・佐々野好継（2013）「家庭科・住居内容における防災の視点から展開する授業実践」『教育実践総合センター紀要』長崎大学、12、145-157
- 矢守克也（2011）『増補版<生活防災>のすすめ』東日本大震災と日本社会』ナカニシヤ出版

- 矢守克也・諏訪清二・船木伸江 (2007) 『夢見る防災教育』晃洋書房
- 吉井美奈子(2016)「放射能汚染と食選択の課題—福島の母親らに対するインタビューを手がかりにして—」『消費者教育』日本消費者教育学会, 36(1), 33–40
- 吉田瑩一郎 (2005) 「我が国の安全教育の歴史と展望—制度的視点から—」『安全教育学研究』日本安全教育学会, 1(1), 3–17
- 吉村敦子・石川孝重 (2006) 「小学校・中学校の総合的な学習の時間における授業時間数に応じた防災啓発プログラムの提案」『日本女子大学大学院紀要 家政学研究科人間生活学研究科』日本女子大学大学院, 12, 151 - 157
- 吉村敦子・石川孝重・伊村則子 (2005) 「防災力を高めるための防災教育に関する研究 — その 5 小学校・中学校の総合的な学習の時間における時間数に応じた防災教育プログラムの提案—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿)』日本建築学会, 763–764
- 米山和道 (2001) 「子どもの生きる力を育む安全教育と学校経営」『安全教育学研究』日本安全教育学会, 1(1), 20 - 23
- 渡邊愛美・石川孝重 (2009) 「保護者にも実効がある子供向け防災絵本の提案 — 市民の防災力向上に向けて その 19—」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』日本建築学会, 513–514
- Helen Kearney (2015)
SENDAI FRAMEWORK FOR DISASTER RISK REDUCTION FOR CHILDREN
http://www.preventionweb.net/files/46959_cfsfdrrforwebrasterizedsm.pdf (2017 年 12 月最終アクセス)
- UNISDR *UNISDR* <https://www.unisdr.org/> (2017 年 12 月最終アクセス))
- UNISDR *Newsletter ISDR Inform - Latin America and the Caribbean No.13.*
http://www.eird.org/eng/revista/no_13_2006/art7.htm (2015 年 1 月最終アクセス)
- UNISDR *SendaiFrameworkforDisasterRiskReduction2015-2030*
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000071589.pdf> (2017 年 12 月最終アクセス)
- UNISDR *2009UNISDRTerminologyonDisasterRiskReduction*
http://www.unisdr.org/files/7817_UNISDRTerminologyEnglish.pdf (2017 年 12 月最終アクセス)
- UNISDR 「プログラム成果文書（兵庫行動枠組 2005-2015）」
http://www.unisdr.org/files/1037_wakugumi1.pdf (2017 年 12 月最終アクセス)

參考資料



指導計画例 1 ー1時間ごとのまとめを重視し、基礎・基本の定着、家庭での実践力の向上をめざすー

開 隆 堂

週(時)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		
A 家庭・郷土と子どもたちの成長																																					
C 衣生活・住生活と自立																																					
学習内容	家庭の衣生活・住生活と自立	衣服の入手計画	自分で洗濯する手入れ	日用品の購入	日用品の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入					
授業回数	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
授業指導領	家庭分野 カイダーンス	A(1)ア	C(2)イ	C(1)ア	C(2)ア	C(1)ウ	C(2)イ	C(3)ア	B(1)ア	B(2)イ	B(3)ア	B(1)ア	B(2)イ	B(3)ア	B(1)ア	B(2)ウ	B(3)ア																				
教科書該当頁	i~o	14~17	150~153	154~157	158~163	168~171	174~175	176~189	190~205	62~79	82~93	94~123																									
B 衣生活と自立																																					
学習内容	衣生活と自立	衣類の購入	地域の郷土食と料理	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入					
授業回数	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
授業指導領	家庭分野 カイダーンス	B(3)ア	B(2)ウ	B(3)イ	B(1)ア	B(3)ウ	B(1)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	A(1)ア	A(2)ア	A(1)ア	A(2)ア	A(3)ア																	
教科書該当頁	102~109	110~117	130~135	214~215	216~221	224~233	236~245	236~245	236~245	20~21	24~41																										
C 衣生活と自立																																					
学習内容	衣生活と自立	衣類の購入	地域の郷土食と料理	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入	衣類の購入					
授業回数	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
授業指導領	家庭分野 カイダーンス	B(3)ア	B(2)ウ	B(3)イ	B(1)ア	B(3)ウ	B(1)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	A(1)ア	A(2)ア	A(1)ア	A(2)ア	A(3)ア																	
教科書該当頁	42~49	42~49																																			
D 食生活と環境																																					
学習内容	食生活と環境	地図	商品購入	購買契約	支払方法	消費者の権利	消費者の権利と支払方法																														
授業回数	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
授業指導領	家庭分野 カイダーンス	B(3)ア	B(2)ウ	B(3)イ	B(1)ア	B(3)ウ	B(1)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	A(1)ア	A(2)ア	A(1)ア	A(2)ア	A(3)ア																	
教科書該当頁	102~109	110~117	130~135	214~215	216~221	224~233	236~245	236~245	236~245	20~21	24~41																										
E 家庭・家庭と子どもの成長																																					
学習内容	家庭・家庭と子どもの成長	幼児期と小学校	ふれあい会	実習報告会	子どもたちの成長	児童の成長	家庭の食事	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ																								
授業回数	3	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
授業指導領	家庭分野 カイダーンス	A(3)ア	A(2)ウ	A(3)イ	A(1)ア	A(3)ウ	A(1)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	D(1)ア	D(2)ア	A(1)ア	A(2)ア	A(1)ア	A(2)ア	A(3)ア	A(3)ア	A(3)ア															
教科書該当頁	42~49	42~49																																			

引用：開隆堂 WEB ページ「平成 28 年度用中学校技術・家庭 分野教科書 資料」における「年間指導計画(案)」よりダウンロード
URL : http://www.kairyudo.co.jp/contents/02_chu/katei/h28/shiryo.htm



—学習内容を発達段階に合わせて分け、全学年に調理実習を配当—

開隆堂

引用：開隆堂 WEB ページ「平成 28 年度用中学校技術・家庭家庭分野教科書 資料」における「年間指導計画案」によ

ドーロンシヴァダギり

URL : http://www.kairuyudo.co.jp/contents/02_chu/katei/h28/shiryo.htm



持続可能な社会を生ききる力を培す――「D尊近在消費活動と環境」計画例3

182

「年間指導計画(案)」によりダウシロ
資料 分野教科書家庭技術・家庭
家庭 WEB ページ「平成 28 年度用中学校各科

三

URL : http://www.kairyudo.co.jp/contents/02_chu/katei/h28/shiryo.htm

指導計画例① 生活の自立から共生へと段階的に視野を広げる年間指導計画

この例は、自分から家族、家族から地域へと段階的に視野を広げ、自分や家族のために進んでよりよい生活を工夫していくことをねらいとしている。第1学年から第2学年では、自分の生活を見つめ直し、生活の自立を目指して、内容Bと内容Cを履修させる。その際、内容Dについても関連して履修させる。第3学年では、家族や地域のことを考えてよりよい生活を創造することを目指して、内容Aを履修させる。選択必修である生活の課題と実践については、第1学年の冬季休業中の雑煮作りと第2学年の夏季休業中の安全に住まうための工夫を設定している。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
項目	A(1)	B(1) 食生活と栄養			B(2) 献立作りと食品の選択			B(3) 調理と食文化			B(3)ウ 生活の 課題と実践			B(3) 調理と食文化																					
時数	2	5			9			9			4			6																					
第1学年	学習内容 (※)	ガイダンス ・食事の役割 ・健康に良い食習慣 ・栄養素の種類と働き ・中学生に必要な栄養素			A(1) 食品に含まれる栄養素 6つの食品群 食品群別摂取量の目安 1日分の献立 生鮮食品と加工食品 食品の選択と購入 食品の保存と食中毒の防止			B(2) 日常食の調理(肉、魚、野菜) 地域の食文化			B(3) 食生活の課題と実践 (例) 日本の食文化を追求しよう			B(3)ウ 地域の食材を生かした調理 よりよい食生活を目指して																					
第2学年	学習内容	C(1) 衣生活と自立			C(2) 住生活と自立			C(3) 生活の課題と実践			C(3) 生活を豊かにするために			D(1) 私たちの消費生活			D(2) 環境に配慮した消費生活																		
第3学年	学習内容	C(1) 衣生活と自立			C(2) 住生活と自立			C(3) 生活を豊かにするために			D(1) 私たちの消費生活			D(2) 環境に配慮した消費生活																					
	項目	A(2)ア 家族・家庭と地域			A(3) 幼児の生活と家族			A(2)イ これから私の家族			A(2)イ これから私の家族			A(2)イ これから私の家族			A(2)イ これから私の家族																		
	時数	3			13.5			1			1			1			1			1			1			1									
	指導時間	19.5			29			23			9			7			87.5																		

(※)「家庭分野のガイダンス」では、自分の成長の振り返り、小学校家庭科の学習内容の振り返り、3学年間の学習内容を見通す内容を指導する。

引用：東京書籍 WEB ページ「新編 新しい技術・家庭 家庭分野 年間指導計画作成資料」よりダウンロード
URL : <https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/text/chu/keikaku/katei/index.htm>

指導計画例②

食育の充実を通して自立から共生、これからの生活へと視野を広げる年間指導計画

この例は、「食生活と自立」について段階的に履修し、自立から共生、これからの生活への展望へと視野を広げ、食育の充実に資するとともに、生活をよりよくしようとする能力と態度を育てることをねらいとしている。導入では、小学校家庭科の学習を振り返り、3学年間の見通しを持たせるなどの活動を取り入れ、学習への期待と意欲を高めるためのガイダンスとしてA(1)を位置づけている。第1学年から第2学年にかけては、内容B、内容C、内容Dについて、生活の自立の視点で履修させる。第2学年では、共生へと視野が広がるよう、内容Dと内容Bを関連させて履修させる。第2学年から第3学年にかけては、共生からこれからの生活への展望へと更に視野が広がるよう内容Aを中心に履修させる。その際、自分の成長の振り返りを通して、内容Aの学習がより深まるよう A(2)、A(3)の導入にA(1)を設定している。選択必修である生活の課題と実践については、第2学年の冬季休業中の日本食文化の追究と、第3学年の後半に他者との共生の視点から幼児のためのおやつ作りを設定している。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
項目	A(1) B(1) 食生活と栄養				B(2) 献立作りと食品の選択						B(3) 調理と食文化						C(1) 衣生活と自立						D(1) 私たちの消費生活												
時間	1	4				9						7						8						6											
第1学年 学習内容 (※)	・食事の役割 ・健康に良い食習慣 ・栄養素の種類と働き ・中学生に必要な栄養素	・食品に含まれる栄養素 ・6つの食品群 ・食品群別摂取量の目安 ・1日分の献立 ・生鮮食品と加工食品 ・食品の選択と購入 ・食品の保存と食中毒の防止			・日常食の調理(肉、魚、野菜) ・地域の食文化 ・地域の食材を生かした調理			・衣服の働き ・目的に応じた着用 ・個性を生かす服装 ・衣服の計画的な活用 ・洗濯服の選択と購入 ・衣服の手入れ ・よりよい衣生活を目指して			・消費者としての自覚 ・販売方法と支払い方法 ・商品の選択と購入 ・消費者トラブル ・消費者の権利と責任 ・よりよい消費生活を目指して																								
項目	C(2) 住生活と自立			C(3) 生活を豊かにするために			D(2) 環境に配慮した消費生活			B(3) 調理と食文化			B(3)ウ 生活の課題と実践			A(1) 家族・家庭と地域																			
時間	7				8			3			6			4			1			6															
第2学年 学習内容	・住まいの役割 ・生活行為と住空間 ・日本の住まいと住まい方 ・安全で安心な住まい ・健康で快適な住まい ・よりよい住生活を目指して	・生活を豊かにする工夫 ・製作の計画 ・布を用いた物の製作			・エネルギー消費と環境 ・持続可能な社会を目指そう			・日常食の調理(肉、魚、野菜) ・地域の食文化 ・地域の食材を用いた調理 ・環境に配慮した調理			・食生活の課題と実践 (例) 日本の食文化を追求しよう			・成長の振り返り ・家庭や家族の基本的な機能 ・中学生としての自立 ・家庭生活と地域との関わり																					
項目	A(3) 幼児の生活と家族			A(3)エ 生活の課題と実践			B(3) 調理と食文化																												
時間	12.5			2			3																												
第3学年 学習内容	・幼い頃の振り返り ・幼児の体の発達 ・幼児の心の発達 ・幼児の生活習慣の習得 ・幼児の生活と遊び ・幼児との触れ合い ・子どもにとっての家族 ・これからの私と家族(A(2)イ)				・(家族) ・幼児のの課題とおやつを作ろう			・よりよい食生活を目指して																											
指導時数	A	B	C	D	生活の課題と実践	計																													
	20.5	29	23	9	6	87.5																													

(※)「家庭分野のガイダンス」では、自分の成長の振り返り、小学校家庭科の学習内容の振り返り、3学年間の学習内容を見通す内容を指導する。

引用：東京書籍WEBページ「新編 新しい技術・家庭 家庭分野 年間指導計画作成資料」よりダウンロード
URL : <https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/text/chu/keikaku/katei/index.htm>

指導計画例③

生活全体を見直し、消費生活と環境に配慮した生活を工夫し創造する力を身につける年間指導計画

この例は、内容Dと内容B、内容Cを結びつけ、消費者としての適切な判断や環境への配慮について学び、衣食住の学習を通して生活感を伴った気づきを引き出したうえでさまざまな言語活動を通じ、自分なりに生活を工夫・創造して実践できるようになることをねらいとしている。ガイドンスに統いて内容Dを位置づけ、消費者としての自覚や、生活者としての立場から自分なりの判断基準を考えさせる。続く内容C、内容Bでは、消費生活と環境との関わりの視点から、生徒の生活経験の気づきや疑問から課題を引き出して解決をする。選択必修である生活の課題と実践については、それらを踏まえ、第1学年と第2学年で設定している。ここでは、自分の意識や行動を変えて生活することで、生活がよりよくなることを実感できる機会となるようにしたい。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
項目	A(1)	D(1)私たちの消費生活 D(2)環境に配慮した消費生活				C(1) 衣生活と自立				C(3) 生活を豊かにするために				C(3)イ生活の課題と実践／ D(2)環境に配慮した消費生活				C(2) 住生活と自立																		
時間	2	8				7				7				7				3/1				7														
第1学年 学習内容 (※)	ガイドンス	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者としての自覚 ・販売方法と支払い方法 ・商品の選択と購入 ・消費者トラブル ・消費者の権利と責任 ・よりよい消費生活を目指して ・エネルギー消費と環境 ・持続可能な社会を目指そう 	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服の働き ・目的に応じた着用 ・個性を生かす服装 ・衣服の計画的な活用 ・既製服の選択と購入 ・衣服の手入れ ・よりよい衣生活を目指して 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を豊かにする工夫 ・製作の計画 ・布を用いた物の製作 	<ul style="list-style-type: none"> ・衣生活の課題と実践(例) ・衣生活の管理の工夫を考えよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの役割 ・生活行為と住空間 ・日本の住まいと住まい方 ・安全で安心な住まい ・健康で快適な住まい ・よりよい住生活を目指して 																														
第2学年 学習内容	項目	B(1) 食生活と栄養	B(2) 献立作りと食品の選択				B(3)調理と食文化／ D(2)環境に配慮した消費生活				B(3)ウ 生活の課題と実践																									
第2学年 学習内容	時間	7	12				11/1				4																									
	項目	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の役割 ・健康に良い食習慣 ・栄養素の種類と働き ・中学生に必要な栄養素 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品に含まれる栄養素 ・6つの食品群 ・食品群別摂取量の目安 ・1日分の献立 ・生鮮食品と加工食品 ・食品の選択と購入 ・食品の保存と食中毒の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費を減らす方法 ・日常食の調理(肉、魚、野菜) ・地域の食文化 ・地域の食材を生かした調理 ・よりよい食生活を目指して 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活の課題と実践(例) ・食生活を豊かにする工夫を考えよう 																															
第3学年 学習内容	項目	A(2)ア 家族・家庭と地域	A(3) 幼児の生活と家族				A 督 イ ー	指導時数				A	B	C	D	生活の課題と実践		計																		
第3学年 学習内容	時間	4	12.5				1	19.5				30	21	10	7	87.5																				
		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や家族の基本的な機能 ・中学生としての自立 ・家庭生活と地域との関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼い頃の振り返り ・幼児の体の発達 ・幼児の心の発達 ・幼児の生活習慣の習得 ・幼児の生活と遊び ・幼児との触れ合い ・子どもにとっての家族 	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの私と家族 	(※)「家庭分野のガイドンス」では、自分の成長の振り返り。小学校家庭科の学習内容の振り返り、3学年間の学習内容を見通す内容を指導する。																															

引用：東京書籍WEBページ「新編 新しい技術・家庭 家庭分野 年間指導計画作成資料」よりダウンロード
URL : <https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/text/chu/keikaku/katei/index.htm>

指導計画例④ 身近な生活の自立として、衣生活から始まる年間指導計画

この例は、身近な生活場面での自立を目指し、段階的に実践力を身につけ、より豊かな生活をつくる能力と態度を育てることをねらいとしている。第1学年では、毎日着用する衣服を題材にするなど、衣生活の自立から始め、食生活や住生活の自立へと視野を広げていく。そして内容Dを履修し、第2学年では消費者としての自覚を持ち、内容Dの視点を踏まえて内容Bを学習していく。そして、衣食住に関する学習のまとめとして、自分や家族の生活を更に豊かにするために布を用いた物の製作に取り組んでいく。第3学年では、家族から地域へと視野を広げ、よりよい生活を創造することを目指して、内容Aを履修する。選択必修である生活の課題と実践については、衣生活や住生活の課題を解決するための布を用いた物の製作を設定している。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
項目	A(1)	C(1) 衣生活と自立					B(1) 食生活と栄養	B(2) 献立作りと食品の選択					B(3) 調理と食文化					C(2) 住生活と自立					D(2) 環境に配慮した消費生活												
時間	2	10					3	6					5					6					3												
第1学年 学習内容	ガイド ンス (宗)	<ul style="list-style-type: none"> 衣服の働き 目的に応じた着用 個性を生かす服装 衣服の計画的な活用 既製服の選択と購入 衣服の手入れ よりよい衣生活を目指して 					<ul style="list-style-type: none"> 食事の役割 健康に良い食習慣 食品群別摂取量の目安 栄養素の種類と働き 中学生に必要な栄養素 					<ul style="list-style-type: none"> 食品に含まれる栄養素 6つの食品群 食品群別摂取量の目安 1日の献立 生鮮食品と加工食品 食品の選択と購入 食品の保存と食中毒の防止 					<ul style="list-style-type: none"> 日常食の調理(肉、魚、野菜) 地域の食文化 地域の食材を生かした調理 ・1日の献立 ・生鮮食品と加工食品 ・食品の選択と購入 ・食品の保存と食中毒の防止 					<ul style="list-style-type: none"> 住まいの役割 生活行為と住空間 日本の住まいと住まい方 安全で安心な住まい 健康で快適な住まい よりよい住生活を目指して 					<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費と環境 持続可能な社会を目指そう 								
第2学年 学習内容	項目	D(1) 私たちの消費生活					B(3) 調理と食文化					C(3) 生活を豊かにするために					C(3)イ 生活の課題と実践																		
時間	7	10					14					4																							
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての自覚 販売方法と支払い方法 商品の選択と購入 消費者トラブル 消費者の権利と責任 よりよい消費生活を目指して 					<ul style="list-style-type: none"> 日常食の調理(肉、魚、野菜) 地域の食文化 日常食の調理(地域の食材を用いた調理) ・環境に配慮した調理 よりよい食生活を目指して 					<ul style="list-style-type: none"> 生活を豊かにする工夫 製作の計画 布を用いた物の製作 					<ul style="list-style-type: none"> 衣生活・住生活の課題と実践(例) 着なくなった衣服をリファームしよう 																			
第3学年 学習内容	項目	A(2) ア	A(3) 幼児の生活と家族					A(2) イ																											
時間	2	13.5					2																												
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> 幼い頃の振り返り 幼児の体の発達 幼児の心の発達 幼児の生活習慣の習得 幼児の生活と遊び 幼児との触れ合い 子どもにとっての家族 					<ul style="list-style-type: none"> これらの のと 族 																													
指導時数	A	B	C	D	生活の課題と実践	計																													
	19.5	24	30	10	4	87.5																													

(※)「家庭分野のガイダンス」では、自分の成長の振り返り、小学校家庭科の学習内容の振り返り、3学年間の学習内容を見通す内容を指導する。

引用：東京書籍 WEB ページ「新編 新しい技術・家庭 家庭分野 年間指導計画作成資料」よりダウンロード
URL : <https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/text/chu/keikaku/katei/index.htm>

指導計画例⑤

家族・家庭生活の営みを基盤として豊かな生活を実現させるための年間指導計画

この例は、第1学年の最初に「家族・家庭と地域」を学習することで家族・家庭生活の営みを基盤として、自分が家族の一員としての役割を果たし豊かな生活を実現させることをねらいとしている。そのため、ガイダンスに引き続き、内容A(2)アを位置づけている。家庭分野の学習の始めに、家庭や家族の機能について考えたり、自分が家族の一員としての役割を果たすことの重要性を理解したりすることが、他の学習の深まりを支えることになると考えた。また、生活を豊かにするための製作を全ての学習の最後に位置づけ、豊かな生活について、全学習を総合的にとらえられるようにしている。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35																
項目	A(1) 家族・家庭 と地域	B(1) 食生活と栄養			B(2) 献立作りと食品の選択			B(3) 調理と食文化																																											
時間	2+1	3	5			9			15																																										
第1学年 学習内容	ガイダンス (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や家族の基本的な機能 ・中学生としての自立 ・家庭生活と地域との関わり ・家庭や家族の基本的な機能 ・健康に良い食習慣 ・栄養素の種類と働き ・中学生に必要な栄養素 ・食事の役割 ・6つの食品群 ・食品群別摂取量の目安 ・1日の献立 ・生鮮食品と加工食品 ・食品の選択と購入 ・食品の保存と食中毒の防止 ・食品に含まれる栄養素 ・日常食の調理(肉、魚、野菜) ・地域の食文化 ・地域の食材を生かした調理 ・よりよい食生活を目指して 																																																	
第2学年 学習内容	項目	D(1) 私たちの消費生活	C(1) 衣生活と自立			C(2) 住生活と自立			A(3) 幼児の生活と家族																			A(2) イ																							
	時間	5	8			7			13																			2																							
	項目	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者としての自覚 ・販売方法と支払い方法 ・商品の選択と購入 ・消費者トラブル ・消費者の権利と責任 ・よりよい消費生活を目指して ・衣服の働き ・目的に応じた着用 ・個性を生かす服装 ・衣服の計画的な活用 ・既製服の選択と購入 ・衣服の手入れ ・よりよい衣生活を目指して ・住まいの役割 ・生活行為と住空間 ・日本の住まいと住まい方 ・安全で安心な住まい ・健康で快適な住まい ・よりよい住生活を目指して ・幼い頃の振り返り ・幼児の体の発達 ・幼児の心の発達 ・幼児の生活習慣の習得 ・幼児の生活と遊び ・幼児との触れ合い ・子どもにとっての家族 																												・これからの私と家族																					
第3学年 学習内容	項目	A(3)エ 生活の課題と実践	D(2) 環境に配慮した消費生活	C(3) 生活を豊かにするために			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指導時数</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>生活の課題と実践</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>3</td> <td colspan="3">10.5</td><td>21</td><td>29</td><td>25.5</td><td>8</td><td>4</td><td>87.5</td></tr> </tbody> </table>																											指導時数	A	B	C	D	生活の課題と実践	計	4	3	10.5			21	29	25.5	8	4	87.5
指導時数	A	B	C	D	生活の課題と実践	計																																													
4	3	10.5			21	29	25.5	8	4	87.5																																									
	項目	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・幼児の課題と実践(例) ・幼児のためのおやつを作ろう ・エネルギー消費と環境 ・持続可能な社会を目指そう ・生活を豊かにする工夫 ・製作の計画 ・布を用いた物の製作 																																																	

(※)「家庭分野のガイダンス」では、自分の成長の振り返り、小学校家庭科の学習内容の振り返り、3学年間の学習内容を見通す内容を指導する。

引用：東京書籍 WEB ページ 「新編 新しい技術・家庭 家庭分野 年間指導計画作成資料」よりダウンロード
URL : <https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/text/chu/keikaku/katei/index.htm>

①「家族」「消費」「環境」の内容を各学年に配置した案

各学校の実際にあわせて計画を立ててください。また、年間指導計画案を作成しました。あくまでも一例ですので、さまざまな実習や教材を盛り込んで年間指導計画案を作成してください。

引用：教育図書 WEB ページ「平成 24 年度 中学校技術・家庭科教科書」における「指導計画作成資料」よりダウンロード
URL : http://www.kyoikurtosho.co.jp/s-kateika/kyokasho/k_002/sidou.php

年間指導計画案② 生活の器である住まいから生活を見つめる指導計画案

学習指導要領項目 指導内容	題材	時 数	家族と住まいについて考えよう															衣生活の自立を目標とする 生活の自立を目標とする																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第1学年	家庭分野の方 ダンス A (1) ア	C (1) ア・イ A (2) ア・イ C (1) ア・イ A (2) ア・イ	家族の生活に役立つものづくり をしよう	A (2) イ・C (3) ア ・基礎的な衣着、ミシンの使い方 ・家族にプレゼントするためのエプロンの 製作 ・実験のぶり返り	C (1) ア・イ・ウ ・衣服計画 ・衣服の表示調べ ・織物の特徴 ・洗濯実習（くつ下、体操服の 洗濯） ・アイロン実習（ワイヤシャツ、 ブラウスのアイロンがけ）	B (1) ア・ B (2) ア ・1週間の朝食調べ ・1日に必要な食品 (食品の量さ調べ)																												
第2学年	指導内容	題材	食生活の自立を目指す②調理を中心とした 生活の課題と実践	A (2) ア・A (3) ア・イ・ウ B (3) ア・イ・ウ ・地域の人へのワンタピュー（家族の生活を支える施設・サービス探し）	地域と家族・家庭のかかわりを考えよう																													
第3学年	指導内容	題材	持続可能な社会のために、自立した消費者になろう	D (1) ア・イ・D (2) ア ・消費者の権利と役割（責任）（どの商品を選ぶ？ 身近な商品と環境・生産者の暮らし） ・持続可能な社会とは？（私た方にできること・スター作成） ・ねらわれている消費者（新聞から消費者トラブルを探そう） ・どうして消費者トラブルが起ころうか（高齢者のトラブル、ロールプレイング）	生活の課題と実践	B (3) ア・イ・ウ ・地場食 ・地域の人へのワンタピュー（家族の生活を支える施設・サービス探し） ・幼稚とのふれ合い（幼稚園訪問①）…見学、レポート作成 ・弁当づくり ・奶奶の介護 ・奶奶のおやつづくり（牛乳かん、蒸しパン） （計画） （家庭実践） (参考)	地域と家族・家庭のかかわりを考えよう																											

※教科書の内容を中心に、さまざまな実習や教材を盛り込んで年間指導計画案を作成しました。あくまでも一例ですので、各学校の実態にあわせて計画を立ててください。

引用：教育図書WEB ページ「平成24年度 中学校技術・家庭科教科書」における「指導計画作成資料」より ダウンロード URL：http://www.kyoiku-toshoh.co.jp/s-kateika/kyokasho/k_002_sidou.php

分析対象

学習指導要領・学習指導要領解説一覧

文部省(1947) 学習指導要領一般編(試案)

文部省(1947) 学習指導要領家庭編(中等学校第四、五学年用)(試案)

文部省(1951) 中学校学習指導要領職業・家庭科編(試案)改訂版

文部省(1957) 中学校学習指導要領職業・家庭科編改訂版

文部省(1958) 中学校学習指導要領

文部省(1969) 中学校学習指導要領

文部省(1977) 中学校学習指導要領

文部省(1989) 中学校学習指導要領

文部省(1998) 中学校学習指導要領

文部科学省(2008) 中学校学習指導要領

文部科学省(2017) 中学校学習指導要領

文部省(1959) 中学校技術・家庭指導書

文部省(1970) 中学校指導書技術・家庭編

文部省(1978) 中学校指導書技術・家庭編

文部省(1989) 中学校指導書技術・家庭編

文部省(1998) 中学校学習指導要領解説技術・家庭編

文部科学省(2008) 中学校学習指導要領解説技術・家庭編

文部科学省(2017) 中学校学習指導要領解説技術・家庭編

文部省(1948) 学習指導要領家庭編(高等学校用)(試案)

文部省(1949) 学習指導要領家庭科編 高等学校用

文部省(1956) 学習指導要領家庭科編改訂版

文部省(1960) 高等学校学習指導要領

文部省(1970) 高等学校学習指導要領

文部省(1978) 高等学校学習指導要領

文部省(1989) 高等学校学習指導要領

文部省(1998) 高等学校学習指導要領

文部科学省(2008) 高等学校学習指導要領

文部省(1970) 高等学校学習指導要領解説家庭編

文部省(1979) 高等学校学習指導要領解説家庭編

文部省(1989) 高等学校学習指導要領解説家庭編

文部省(2000) 高等学校学習指導要領解説家庭編

文部科学省(2010) 高等学校学習指導要領解説家庭編

分析対象教科書一覧

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
北陸教育出版	1	中学家庭 卷一	昭和 25 年～昭和 27 年	原田一ほか 1 名
北陸教育出版	2	中学家庭 卷二	昭和 25 年～昭和 27 年	原田一ほか 1 名
北陸教育出版	3	中学家庭 卷三	昭和 25 年～昭和 27 年	原田一ほか 1 名
教育図書	1	家庭中学校第一学年用	昭和 24 年～昭和 27 年	教育文化研究会
教育図書	2	家庭中学校第二学年用	昭和 24 年～昭和 27 年	教育文化研究会
教育図書	3	家庭中学校第三学年用	昭和 24 年～昭和 27 年	教育文化研究会
中教出版	1	明るい家庭	昭和 25 年～昭和 28 年	中教出版編集局
中教出版	2	楽しい家庭	昭和 25 年～昭和 28 年	中教出版編集局
中教出版	3	よりよい家庭	昭和 25 年～昭和 28 年	中教出版編集局
中研出版	1	中学家庭 一	昭和 25 年～昭和 27 年	山崎犀二
中研出版	2	中学家庭 二	昭和 25 年～昭和 27 年	山崎犀二
中研出版	3	中学家庭 三	昭和 25 年～昭和 27 年	山崎犀二
文部省	1	中等家庭一	昭和 22 年～昭和 22 年	文部省
文部省	2	中等家庭二	昭和 22 年～昭和 22 年	文部省
文部省	3	中等家庭三	昭和 22 年～昭和 22 年	文部省
文部省	1	家庭 中学校第一学年用	昭和 24 年～昭和 27 年	文部省
文部省	2	家庭 中学校第二学年用	昭和 24 年～昭和 27 年	文部省
文部省	3	家庭 中学校第三学年用	昭和 24 年～昭和 27 年	文部省
開隆堂	1	生活の喜び 1(家庭生活)	昭和 27 年～昭和 33 年	職業教育協会、代表、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	2	生活の喜び 2(家庭生活)	昭和 27 年～昭和 33 年	職業教育協会、代表、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	3	生活の喜び 3(家庭生活)	昭和 27 年～昭和 33 年	職業教育協会、代表、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	1	新版 生活の喜び 1(家庭生活)	昭和 29 年～昭和 33 年	職業教育協会、代表、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	2	新版 生活の喜び 2(家庭生活)	昭和 29 年～昭和 33 年	職業教育協会、代表、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	3	新版 生活の喜び 3(家庭生活)	昭和 29 年～昭和 33 年	職業教育協会、代表、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	1	中学職業・家庭(家庭生活)1	昭和 31 年～昭和 33 年	全国職業教育協会、代表者、佐藤寛次、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	2	中学職業・家庭(家庭生活)2	昭和 31 年～昭和 33 年	全国職業教育協会、代表者、佐藤寛次、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	3	中学職業・家庭(家庭生活)3	昭和 31 年～昭和 33 年	全国職業教育協会、代表者、佐藤寛次、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
学校図書	1	中学職業・家庭(家庭)一年	昭和 27 年～昭和 29 年	野上象子ほか 13 名
学校図書	2	中学職業・家庭(家庭)二年	昭和 27 年～昭和 29 年	野上象子ほか 13 名
学校図書	3	中学職業・家庭(家庭)三年	昭和 27 年～昭和 29 年	野上象子ほか 13 名
学校図書	1	改訂 中学職業・家庭 家庭 1 年	昭和 30 年～昭和 33 年	天野はるの、石田はる、石田清、梅沢力男、川畑一、久保善勇、斎藤文雄、坂本静子、田口尚子、竹井栄、戸野村操、原田茂、野上象子、山本長五郎
学校図書	2	改訂 中学職業・家庭 家庭 2 年	昭和 30 年～昭和 33 年	天野はるの、石田はる、石田清、梅沢力男、川畑一、久保善勇、斎藤文雄、坂本静子、田口尚子、竹井栄、戸野村操、原田茂、野上象子、山本長五郎
学校図書	3	改訂 中学職業・家庭 家庭 3 年	昭和 30 年～昭和 33 年	天野はるの、石田はる、石田清、梅沢力男、川畑一、久保善勇、斎藤文雄、坂本静子、田口尚子、竹井栄、戸野村操、原田茂、野上象子、山本長五郎
学校図書	1	中学校職業・家庭 家庭生活を基調として(新版)1 年	昭和 31 年～昭和 31 年	浅野三郎、梅沢力夫、川畑一、久保村隆祐、坂本静子、佐藤孝次、田口尚子、館山清
学校図書	2	中学校職業・家庭 家庭生活を基調として(新版)2 年	昭和 31 年～昭和 31 年	浅野三郎、梅沢力夫、川畑一、久保村隆祐、坂本静子、佐藤孝次、田口尚子、館山清

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
学校図書	3	中学校職業・家庭 家庭生活を基調として(新版)3年	昭和31年～昭和31年	浅野三郎、梅沢力夫、川畑一、久保村隆祐、坂本静子、佐藤孝次、田口尚子、館山清
北陸教育出版	1	中学職業・家庭 1 家庭生活編楽しい生活	昭和27年～昭和27年	北信教科用図書研究会
北陸教育出版	2	中学職業・家庭 2 家庭生活編明るい生活	昭和27年～昭和27年	北信教科用図書研究会
北陸教育出版	3	中学職業・家庭 3 家庭生活編豊かな生活	昭和27年～昭和27年	北信教科用図書研究会
教育図書	1	のびゆく家庭 1 家庭生活を中心として	昭和27年～昭和33年	教育文化研究会
教育図書	2	のびゆく家庭 2 家庭生活を中心として	昭和27年～昭和33年	教育文化研究会
教育図書	3	のびゆく家庭 3 家庭生活を中心として	昭和27年～昭和33年	教育文化研究会
教育図書	1	新版のびゆく家庭(1)－家庭生活中心－	昭和30年～昭和33年	教育文化研究会、石三次郎、仙波千代、佃チカ、渡辺ミチ、佐藤ユキエ、政岡たきの、坪内保
教育図書	2	新版のびゆく家庭(2)－家庭生活中心－	昭和30年～昭和33年	教育文化研究会、石三次郎、仙波千代、佃チカ、渡辺ミチ、佐藤ユキエ、政岡たきの、坪内保
教育図書	3	新版のびゆく家庭(3)－家庭生活中心－	昭和30年～昭和33年	教育文化研究会、石三次郎、仙波千代、佃チカ、渡辺ミチ、佐藤ユキエ、政岡たきの、坪内保
京都教育出版	1	家庭 中学校第一学年用	昭和26年～昭和26年	波多腰ヤス
京都教育出版	2	家庭 中学校第二学年用	昭和26年～昭和26年	波多腰ヤス
京都教育出版	3	家庭 中学校第三学年用	昭和26年～昭和26年	波多腰ヤス
講談社	1	働く家庭	昭和27年～昭和27年	大日本雄弁会講談社
講談社	2	四季の家庭	昭和27年～昭和27年	大日本雄弁会講談社
講談社	3	のびゆく家庭	昭和27年～昭和27年	大日本雄弁会講談社
講談社	1	働く家庭 家庭生活を中心として	昭和28年～昭和31年	大日本雄弁会講談社
講談社	2	四季の家庭 家庭生活を中心として	昭和28年～昭和32年	大日本雄弁会講談社
講談社	3	のびゆく家庭 家庭生活を中心として	昭和28年～昭和32年	大日本雄弁会講談社
講談社	1	中学の職業・家庭 家庭生活 1	昭和31年～昭和31年	清家正、山口茂、山崎守正、氏家寿子
講談社	2	中学の職業・家庭 家庭生活 2	昭和31年～昭和31年	清家正、山口茂、山崎守正、氏家寿子
講談社	3	中学の職業・家庭 家庭生活 3	昭和31年～昭和31年	清家正、山口茂、山崎守正、氏家寿子
国民図書刊行会	2	家庭 中学二年	昭和26年～昭和26年	重松伊八郎ほか5名
国民図書刊行会	3	家庭 中学三年	昭和26年～昭和26年	重松伊八郎ほか5名
国民図書刊行会	1	家庭生活を中心とした職業・家庭中学一年	昭和27年～昭和27年	重松伊八郎ほか5名
国民図書刊行会	2	家庭生活を中心とした職業・家庭中学二年	昭和27年～昭和27年	重松伊八郎ほか5名
国民図書刊行会	3	家庭生活を中心とした職業・家庭中学三年	昭和27年～昭和27年	重松伊八郎ほか5名
国民図書刊行会	1	家庭生活を中心とした職業・家庭中学一年	昭和28年～昭和32年	重松伊八郎ほか5名
国民図書刊行会	2	家庭生活を中心とした職業・家庭中学二年	昭和28年～昭和32年	重松伊八郎ほか5名
国民図書刊行会	3	家庭生活を中心とした職業・家庭中学三年	昭和28年～昭和32年	重松伊八郎ほか5名
三省堂	1	家庭の生活一	昭和27年～昭和30年	三省堂編修所貞方春寿
三省堂	2	家庭の生活二	昭和27年～昭和30年	三省堂編修所貞方春野
三省堂	3	家庭の生活三	昭和27年～昭和30年	三省堂編修所貞方春野
三省堂	1	家庭と職業 1 都市の家庭生活を中心として	昭和29年～昭和31年	三省堂編修所野尻重雄ほか6名
三省堂	2	家庭と職業 2 都市の家庭生活を中心として	昭和29年～昭和31年	三省堂編修所野尻重雄ほか6名
三省堂	3	家庭と職業 3 都市の家庭生活を中心として	昭和29年～昭和31年	三省堂編修所野尻重雄ほか6名
三省堂	1	職業と家庭 1 農村の家庭生活を中心として	昭和29年～昭和31年	
三省堂	2	職業と家庭 2 農村の家庭生活を中心と	昭和29年～昭和32年	

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
		して		
三省堂	3	職業と家庭 3 農村の家庭生活を中心として	昭和 29 年～昭和 33 年	
実教出版	1	模範中学家庭 3	昭和 29 年～昭和 31 年	羽仁設子
実教出版	2	模範中学家庭 2	昭和 29 年～昭和 31 年	羽仁設子
実教出版	3	模範中学家庭 3	昭和 29 年～昭和 31 年	羽仁設子
実業之日本社	1	私たちの家庭 1	昭和 27 年～昭和 27 年	財団法人日本職業指導協会
実業之日本社	2	私たちの家庭 2	昭和 27 年～昭和 27 年	財団法人日本職業指導協会
実業之日本社	3	私たちの家庭 3	昭和 27 年～昭和 27 年	財団法人日本職業指導協会
実業之日本社	1	私たちの家庭 1	昭和 28 年～昭和 29 年	財団法人日本職業指導協会
実業之日本社	2	私たちの家庭 2	昭和 28 年～昭和 29 年	財団法人日本職業指導協会
実業之日本社	3	私たちの家庭 3	昭和 28 年～昭和 29 年	財団法人日本職業指導協会
実業之日本社	1	新版 私たちの家庭 1	昭和 30 年～昭和 33 年	財団法人日本職業指導協会
実業之日本社	2	新版 私たちの家庭 2	昭和 30 年～昭和 33 年	財団法人日本職業指導協会
実業之日本社	3	新版 私たちの家庭 3	昭和 30 年～昭和 33 年	財団法人日本職業指導協会
立川図書	1	職業・家庭科(家庭向)第 1 学年用楽しいしごと	昭和 27 年～昭和 33 年	執筆代表者、清原道寿
立川図書	2	職業・家庭科(家庭向)第 2 学年用新しいくらし	昭和 27 年～昭和 33 年	執筆代表者、清原道寿
立川図書	3	職業・家庭科(家庭向)第 3 学年用生活設計	昭和 27 年～昭和 33 年	執筆代表者、清原道寿
中教出版	1	明るい家庭	昭和 27 年～昭和 33 年	松平友子ほか 11 名
中教出版	2	楽しい家庭	昭和 27 年～昭和 33 年	松平友子ほか 11 名
中教出版	3	よりよい家庭	昭和 27 年～昭和 33 年	松平友子ほか 11 名
中教出版	1	職業・家庭科の学習中学校第一学年用	昭和 28 年～昭和 31 年	北海道中学校長会、松平友子、ほか 11 名
中教出版	2	職業・家庭科の学習中学校第二学年用	昭和 28 年～昭和 31 年	北海道中学校長会、松平友子、ほか 11 名
中教出版	3	職業・家庭科の学習中学校第三学年用	昭和 28 年～昭和 31 年	北海道中学校長会、松平友子、ほか 11 名
中教出版	1	明るい町の生活 中学校第一学年用	昭和 29 年～昭和 31 年	海後宗臣ほか 10 名
中教出版	2	楽しい町の生活 中学校第二学年用	昭和 29 年～昭和 31 年	海後宗臣ほか 10 名
中教出版	3	よりよい町の生活 中学校第三学年用	昭和 29 年～昭和 31 年	海後宗臣ほか 10 名
中教出版	1	明るい村の生活 中学校第一学年用	昭和 29 年～昭和 31 年	海後宗臣ほか 10 名
中教出版	2	楽しい村の生活 中学校第二学年用	昭和 29 年～昭和 31 年	海後宗臣ほか 10 名
中教出版	3	よりよい村の生活 中学校第三学年用	昭和 29 年～昭和 31 年	海後宗臣ほか 10 名
中研出版	1	私たちの家庭一	昭和 27 年～昭和 29 年	山崎犀二
中研出版	2	私たちの家庭二	昭和 27 年～昭和 29 年	山崎犀二
中研出版	3	私たちの家庭三	昭和 27 年～昭和 29 年	山崎犀二
日本書籍	1	私たちの生活設計	昭和 30 年～昭和 33 年	城戸幡太郎
日本書籍	2	私たちの生活設計	昭和 30 年～昭和 33 年	城戸幡太郎
日本書籍	3	私たちの生活設計	昭和 30 年～昭和 33 年	城戸幡太郎
二葉図書	1	私たちの生活一年	昭和 30 年～昭和 30 年	青木誠四郎、青木みん、長谷川秀子、松井和か(かの漢字は歌の左側)、松垣静子、三木ティイ、村上ハルヨ、吉田芳子、?山かね、宇留野勝正
二葉図書	2	たしかな生活二年	昭和 30 年～昭和 30 年	青木誠四郎、青木みん、長谷川秀子、松井和か(かの漢字は歌の左側)、松垣静子、三木ティイ、村上ハルヨ、吉田芳子、?山かね、宇留野勝正
二葉図書	3	これから的生活三年	昭和 30 年～昭和 30 年	青木誠四郎、青木みん、長谷川秀子、松井和か(かの漢字は歌の左側)、松垣静子、三木ティイ、村上ハルヨ、吉田芳子、?山かね、宇留野勝正
二葉図書	1	私たちの生活 家庭生活 1	昭和 31 年～昭和 33 年	東京家政大学家政教育研究室、代表者、青木誠四郎、松垣静子、松井和歌、青木みん、木曾山かね、長谷川秀子、三木ティイ、村上

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
				ハルヨ、吉田芳子、宇留野勝正
二葉図書	2	たしかな生活 家庭生活 2	昭和 31 年～昭和 33 年	東京家政大学家政教育研究室、代表者、青木誠四郎、松垣静子、松井和歌、青木みん、木曾山かね、長谷川秀子、三木ティ、村上ハルヨ、吉田芳子、宇留野勝正
二葉図書	3	これから的生活 家庭生活 3	昭和 31 年～昭和 33 年	東京家政大学家政教育研究室、代表者、青木誠四郎、松垣静子、松井和歌、青木みん、木曾山かね、長谷川秀子、三木ティ、村上ハルヨ、吉田芳子、宇留野勝正
開隆堂	1	新版 中学職業・家庭 1 第 5 群を中心としたもの	昭和 32 年～昭和 36 年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	2	新版 中学職業・家庭 2 第 5 群を中心としたもの	昭和 32 年～昭和 36 年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
開隆堂	3	新版 中学職業・家庭 3 第 5 群を中心としたもの	昭和 32 年～昭和 36 年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、横山光子、吉松藤子、熊田知恵
学校図書	1	中学職業家庭(家庭生活を基調として)新編 1 年	昭和 32 年～昭和 36 年	浅野三郎、梅沢力夫、川畑一、久保村隆祐、坂本静子、佐藤孝次、田口尚子、館山清
学校図書	2	中学職業家庭(家庭生活を基調として)新編 2 年	昭和 32 年～昭和 36 年	浅野三郎、梅沢力夫、川畑一、久保村隆祐、坂本静子、佐藤孝次、田口尚子、館山清
学校図書	3	中学職業家庭(家庭生活を基調として)新編 3 年	昭和 32 年～昭和 36 年	浅野三郎、梅沢力夫、川畑一、久保村隆祐、坂本静子、佐藤孝次、田口尚子、館山清
講談社	1	新訂 中学の職業・家庭 家庭版 1	昭和 32 年～昭和 33 年	清家正、山口茂、山崎守正、氏家寿子
講談社	2	新訂 中学の職業・家庭 家庭版 2	昭和 32 年～昭和 33 年	氏家寿子、山崎守正、清家正、山口茂
講談社	3	新訂 中学の職業・家庭 家庭版 3	昭和 32 年～昭和 33 年	氏家寿子、山崎守正、清家正、山口茂
三省堂	1	中学職業・家庭 家庭生活(女子用)1	昭和 32 年～昭和 36 年	野尻重雄、今村直人、貞方春野、藤原房江
三省堂	2	中学職業・家庭 家庭生活(女子用)2	昭和 32 年～昭和 36 年	野尻重雄、今村直人、貞方春野、藤原房江
三省堂	3	中学職業・家庭 家庭生活(女子用)3	昭和 32 年～昭和 36 年	野尻重雄、今村直人、貞方春野、藤原房江
実教出版	1	標準中学職業家庭 家庭 1 年	昭和 32 年～昭和 36 年	横井洋一、上田フサ、矢口光子、福井照重、内山正照、佐々木嘉彦
実教出版	2	標準中学職業家庭 家庭 2 年	昭和 32 年～昭和 36 年	横井洋一、上田フサ、矢口光子、福井照重、内山正照、佐々木嘉彦
実教出版	3	標準中学職業家庭 家庭 3 年	昭和 32 年～昭和 36 年	横井洋一、上田フサ、矢口光子、福井照重、内山正照、佐々木嘉彦
実教出版	1	新編 模範中学家庭 1	昭和 32 年～昭和 36 年	羽仁説子、桑沢洋子、上田フサ、池辺陽、浅山英一、関重広、ほか 5 名
実教出版	2	新編 模範中学家庭 2	昭和 32 年～昭和 36 年	羽仁説子、桑沢洋子、上田フサ、池辺陽、浅山英一、関重広、ほか 5 名
実教出版	3	新編 模範中学家庭 3	昭和 32 年～昭和 36 年	羽仁説子、桑沢洋子、上田フサ、池辺陽、浅山英一、関重広、ほか 5 名
実業之日本社	1	標準女子職業・家庭 1	昭和 32 年～昭和 33 年	財団法人日本職業指導協会、(代)、河原春作
実業之日本社	2	標準女子職業・家庭 2	昭和 32 年～昭和 33 年	財団法人日本職業指導協会、(代)、河原春作
実業之日本社	3	標準女子職業・家庭 3	昭和 32 年～昭和 33 年	財団法人日本職業指導協会、(代)、河原春作
中教出版	1	明るい家庭 1 都市向女子用	昭和 32 年～昭和 36 年	(代)、海後宗臣
中教出版	2	明るい家庭 2 都市向女子用	昭和 32 年～昭和 36 年	(代)、海後宗臣
中教出版	3	明るい家庭 3 都市向女子用	昭和 32 年～昭和 36 年	(代)、海後宗臣
中教出版	1	楽しい家庭 1 農村向女子用	昭和 32 年～昭和 36 年	(代)、海後宗臣
中教出版	2	楽しい家庭 2 農村向女子用	昭和 32 年～昭和 36 年	(代)、海後宗臣
二葉図書	1	新版 生活の技術 家庭生活一年	昭和 32 年～昭和 36 年	青木誠四郎、細谷俊夫、ほか 16 名
二葉図書	2	新版 生活の技術 家庭生活二年	昭和 32 年～昭和 36 年	青木誠四郎、細谷俊夫、ほか 16 名
二葉図書	3	新版 生活の技術 家庭生活三年	昭和 32 年～昭和 36 年	青木誠四郎、細谷俊夫、ほか 16 名
開隆堂	1	新編 中学職業・家庭第 5 群を中心としたもの 1	昭和 34 年～昭和 36 年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、小田光治、古賀芳徳、柳木功、野上象子、平田政雄、室田昂
開隆堂	2	新編 中学職業・家庭第 5 群を中心としたもの 2	昭和 34 年～昭和 36 年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、小田光治、古賀芳徳、柳木功、野上象子、平田政

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
				雄、室田昂
開隆堂	3	新編 中学職業・家庭第5群を中心としたもの3	昭和34年～昭和36年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、小田光治、古賀芳徳、棚木功、野上象子、平田政雄、室田昂
開隆堂	1	技術・家庭女子用1	昭和37年～昭和40年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか15名
開隆堂	2	技術・家庭女子用2	昭和37年～昭和40年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか15名
開隆堂	3	技術・家庭女子用3	昭和37年～昭和40年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか15名
開隆堂	12 3	中学家庭	昭和37年～昭和40年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか11名
開隆堂	12 3	改訂 中学家庭	昭和41年～昭和46年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか10名
開隆堂	1	技術・家庭女子用1	昭和41年～昭和43年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか16名
開隆堂	2	技術・家庭女子用2	昭和41年～昭和43年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか16名
開隆堂	3	技術・家庭女子用3	昭和41年～昭和43年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか16名
開隆堂	1	技術・家庭女子用1	昭和44年～昭和46年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか20名
開隆堂	2	技術・家庭女子用2	昭和44年～昭和46年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか20名
開隆堂	3	技術・家庭女子用3	昭和44年～昭和46年	全国職業教育協会、(代)、佐藤寛次、野上象子、ほか20名
学研書籍	1	中学技術・家庭1(女子向)	昭和37年～昭和40年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか9名
学研書籍	2	中学技術・家庭2(女子向)	昭和37年～昭和40年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか9名
学研書籍	3	中学技術・家庭3(女子向)	昭和37年～昭和40年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか9名
学研書籍	1	新訂 中学技術・家庭1(女子向)	昭和41年～昭和43年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか9名
学研書籍	2	新訂 中学技術・家庭2(女子向)	昭和41年～昭和43年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか9名
学研書籍	3	新訂 中学技術・家庭3(女子向)	昭和41年～昭和43年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか9名
学研書籍	1	中学技術・家庭(女子向)1	昭和44年～昭和46年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか11名
学研書籍	2	中学技術・家庭(女子向)2	昭和44年～昭和46年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか11名
学研書籍	3	中学技術・家庭(女子向)3	昭和44年～昭和46年	石三次郎、稻垣長典、成田順、ほか11名
学校図書	1	中学校技術・家庭女子1年	昭和37年～昭和40年	山本キク、ほか14名
学校図書	2	中学校技術・家庭女子2年	昭和37年～昭和40年	山本キク、ほか14名
学校図書	3	中学校技術・家庭女子3年	昭和37年～昭和40年	山本キク、ほか14名
学校図書	12 3	中学校家庭	昭和41年～昭和43年	山本キク、ほか11名
学校図書	1	中学校技術・家庭女子1年	昭和41年～昭和43年	山本キク、ほか16名
学校図書	2	中学校技術・家庭女子2年	昭和41年～昭和43年	山本キク、ほか16名
学校図書	3	中学校技術・家庭女子3年	昭和41年～昭和43年	山本キク、ほか16名
教育出版	12 3	標準中学家庭	昭和37年～昭和40年	林雅子、ほか8名
教育出版	2	標準技術・家庭女子用2年	昭和37年～昭和40年	細谷俊夫、ほか11名
教育出版	1	新版 標準技術・家庭女子用1年	昭和41年～昭和43年	細谷俊夫、武田一郎、ほか14名
教育出版	2	新版 標準技術・家庭女子用2年	昭和41年～昭和43年	細谷俊夫、武田一郎、ほか14名
教育出版	3	新版 標準技術・家庭女子用3年	昭和41年～昭和43年	細谷俊夫、武田一郎、ほか14名
教育出版	1	新訂 標準技術・家庭女子用1年	昭和44年～昭和46年	細谷俊夫、武田一郎、ほか13名
教育出版	2	新訂 標準技術・家庭女子用2年	昭和44年～昭和46年	細谷俊夫、武田一郎、ほか13名
教育出版	3	新訂 標準技術・家庭女子用3年	昭和44年～昭和46年	細谷俊夫、武田一郎、ほか13名
講談社	1	標準女子版 1 中学の技術・家庭	昭和37年～昭和40年	氏家寿子

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
講談社	2	標準女子版 2 中学の技術・家庭	昭和 37 年～昭和 40 年	氏家寿子
講談社	3	標準女子版 3 中学の技術・家庭	昭和 37 年～昭和 40 年	氏家寿子
講談社	1	新訂 中学の職業・家庭 家庭版 1	昭和 34 年～昭和 36 年	氏家寿子、山崎守正、清家正、山口茂
講談社	2	新訂 中学の職業・家庭 家庭版 2	昭和 34 年～昭和 36 年	氏家寿子、山崎守正、清家正、山口茂
講談社	3	新訂 中学の職業・家庭 家庭版 3	昭和 34 年～昭和 36 年	氏家寿子、山崎守正、清家正、山口茂
三省堂	12	中学家庭	昭和 37 年～昭和 40 年	三省堂編修所、(代)、亀井要
三省堂	3			
三省堂	1	中学校技術・家庭(女子用 1)	昭和 37 年～昭和 40 年	三省堂編修所、(代)、亀井要
三省堂	2	中学校技術・家庭(女子用 2)	昭和 37 年～昭和 40 年	三省堂編修所、(代)、亀井要
三省堂	3	中学校技術・家庭(女子用 3)	昭和 37 年～昭和 40 年	三省堂編修所、(代)、亀井要
実教出版	1	実教技術・家庭女子 1	昭和 37 年～昭和 40 年	羽仁説子、山形寛、ほか 12 名
実教出版	3	実教技術・家庭女子 3	昭和 37 年～昭和 40 年	羽仁説子、山形寛、ほか 12 名
実教出版	12	実教中学家庭 B 食物・保育・看護・住居・家庭経営	昭和 37 年～昭和 40 年	亘理ナミ、ほか 4 名
実教出版	3			
実教出版	1	実教技術・家庭 新訂版 女子 1	昭和 41 年～昭和 43 年	羽仁説子、ほか 35 名
実教出版	2	実教技術・家庭 新訂版 女子 2	昭和 41 年～昭和 43 年	羽仁説子、ほか 35 名
実教出版	3	実教技術・家庭 新訂版 女子 3	昭和 41 年～昭和 43 年	羽仁説子、ほか 35 名
実教出版	1	実教技術・家庭 三訂版 女子 1	昭和 44 年～昭和 46 年	羽仁説子、ほか 35 名
実教出版	2	実教技術・家庭 三訂版 女子 2	昭和 44 年～昭和 46 年	羽仁説子、ほか 35 名
実教出版	3	実教技術・家庭 三訂版 女子 3	昭和 44 年～昭和 46 年	羽仁説子、ほか 35 名
実教出版	12	実教中学家庭 三訂版	昭和 44 年～昭和 46 年	岩松マス、ほか 8 名
実教出版	3			
実業之日本社	1	女子技術・家庭 1	昭和 37 年～昭和 40 年	山本キク、ほか 9 名
実業之日本社	2	女子技術・家庭 2	昭和 37 年～昭和 40 年	山本キク、ほか 9 名
実業之日本社	3	女子技術・家庭 3	昭和 37 年～昭和 40 年	山本キク、ほか 9 名
実業之日本社	12	中学家庭	昭和 37 年～昭和 39 年	日本職業指導協会、(代)、里見富次
実業之日本社	3			
実業之日本社	1	新訂 標準女子職業・家庭 1	昭和 34 年～昭和 36 年	財団法人日本職業指導協会、(代)、河原春作
実業之日本社	2	新訂 標準女子職業・家庭 2	昭和 34 年～昭和 36 年	財団法人日本職業指導協会、(代)、河原春作
実業之日本社	3	新訂 標準女子職業・家庭 3	昭和 34 年～昭和 36 年	財団法人日本職業指導協会、(代)、河原春作
大日本図書	1	技術家庭女子用 1 年	昭和 37 年～昭和 40 年	兼重寛九郎、中村ヨシ、河野貞子、速水浱、ほか 18 名
大日本図書	2	技術家庭女子用 2 年	昭和 37 年～昭和 40 年	兼重寛九郎、中村ヨシ、河野貞子、速水浱、ほか 18 名
大日本図書	3	技術家庭女子用 3 年	昭和 37 年～昭和 40 年	兼重寛九郎、中村ヨシ、河野貞子、速水浱、ほか 18 名
中教出版	1	中学校技術・家庭女子向き 家庭と技術 1	昭和 37 年～昭和 40 年	安藤?雄、松平友子、ほか 10 名
中教出版	2	中学校技術・家庭女子向き 家庭と技術 2	昭和 37 年～昭和 40 年	安藤?雄、松平友子、ほか 10 名
中教出版	3	中学校技術・家庭女子向き 家庭と技術 3	昭和 37 年～昭和 40 年	安藤?雄、松平友子、ほか 10 名
日本文教出版	1	生活と技術 1 女子用	昭和 37 年～昭和 40 年	後藤豊治、近松貢、沼畠金四郎、和田典子、刀?館尚子、宮腰松子、栗谷秋子、松井貞子、竹内幸夫、馬場信雄、ほか 5 名
日本文教出版	2	生活と技術 2 女子用	昭和 37 年～昭和 40 年	後藤豊治、近松貢、沼畠金四郎、和田典子、刀?館尚子、宮腰松子、栗谷秋子、松井貞子、竹内幸夫、馬場信雄、ほか 5 名
日本文教出版	3	生活と技術 3 女子用	昭和 37 年～昭和 40 年	後藤豊治、近松貢、沼畠金四郎、和田典子、刀?館尚子、宮腰松子、栗谷秋子、松井貞子、竹内幸夫、馬場信雄、ほか 5 名
日本文教出版	1	生活と技術 1 女子用	昭和 41 年～昭和 43 年	後藤豊治、和田典子、ほか 12 名

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
日本文教出版	2	生活と技術 2 女子用	昭和 41 年～昭和 43 年	後藤豊治、和田典子、ほか 12 名
日本文教出版	3	生活と技術 3 女子用	昭和 41 年～昭和 43 年	後藤豊治、和田典子、ほか 12 名
二葉図書	1	新編 生活の技術家庭編 1	昭和 35 年～昭和 36 年	細谷俊夫、ほか 16 名
二葉図書	2	新編 生活の技術家庭編 2	昭和 35 年～昭和 36 年	細谷俊夫、ほか 16 名
二葉図書	3	新編 生活の技術家庭編 3	昭和 35 年～昭和 36 年	細谷俊夫、ほか 16 名
開隆堂	1	技術・家庭女子用 1	昭和 47 年～昭和 49 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 34 名
開隆堂	2	技術・家庭女子用 2	昭和 47 年～昭和 49 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 34 名
開隆堂	3	技術・家庭女子用 3	昭和 47 年～昭和 49 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 34 名
開隆堂	12 3	中学家庭	昭和 47 年～昭和 50 年	
開隆堂	1	技術・家庭女子用 1	昭和 50 年～昭和 52 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 34 名
開隆堂	2	技術・家庭女子用 2	昭和 50 年～昭和 52 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 34 名
開隆堂	3	技術・家庭女子用 3	昭和 50 年～昭和 52 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 34 名
開隆堂	1	技術・家庭女子向き 1	昭和 53 年～昭和 55 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 75 名
開隆堂	2	技術・家庭女子向き 2	昭和 53 年～昭和 55 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 75 名
開隆堂	3	技術・家庭女子向き 3	昭和 53 年～昭和 55 年	全国職業教育協会、(代)、末松直次、渡辺茂、ほか 75 名
実教出版	1	実教技術・家庭女子 1	昭和 47 年～昭和 49 年	羽仁説子、馬場信雄、ほか 28 名
実教出版	2	実教技術・家庭女子 2	昭和 47 年～昭和 49 年	羽仁説子、馬場信雄、ほか 28 名
実教出版	3	実教技術・家庭女子 3	昭和 47 年～昭和 49 年	羽仁説子、馬場信雄、ほか 28 名
実教出版	1	改訂 実教技術・家庭女子 1	昭和 50 年～昭和 52 年	羽仁説子、ほか 32 名
実教出版	2	改訂 実教技術・家庭女子 2	昭和 50 年～昭和 52 年	羽仁説子、ほか 32 名
実教出版	3	改訂 実教技術・家庭女子 3	昭和 50 年～昭和 52 年	羽仁説子、ほか 32 名
東京書籍	1	新編 新しい技術・家庭女子 1	昭和 53 年～昭和 55 年	林雅子、ほか 13 名
東京書籍	2	新編 新しい技術・家庭女子 2	昭和 53 年～昭和 55 年	林雅子、ほか 13 名
東京書籍	3	新編 新しい技術・家庭女子 3	昭和 53 年～昭和 55 年	林雅子、ほか 13 名
開隆堂	12	技術・家庭上	昭和 56 年～昭和 58 年	渡辺茂、ほか 98 名
開隆堂	23	技術・家庭下	昭和 56 年～昭和 58 年	渡辺茂、ほか 98 名
開隆堂	12	技術・家庭上	昭和 59 年～昭和 61 年	渡辺茂、ほか 112 名
開隆堂	23	技術・家庭下	昭和 59 年～昭和 61 年	渡辺茂、ほか 112 名
開隆堂	12	技術・家庭上	昭和 62 年～平成 1 年	鈴木寿雄、ほか 74 名
開隆堂	23	技術・家庭下	昭和 62 年～平成 1 年	鈴木寿雄、ほか 74 名
開隆堂	12	技術・家庭上	平成 2 年～平成 4 年	鈴木寿雄、ほか 74 名
開隆堂	23	技術・家庭下	平成 2 年～平成 4 年	鈴木寿雄、ほか 74 名
東京書籍	12	新しい技術・家庭上	昭和 56 年～昭和 58 年	馬場信雄、林雅子、石毛フミ子、ほか 35 名
東京書籍	23	新しい技術・家庭下	昭和 56 年～昭和 58 年	馬場信雄、林雅子、石毛フミ子、ほか 35 名
東京書籍	12	改訂 新しい技術・家庭上	昭和 59 年～昭和 61 年	馬場信雄、林雅子、石毛フミ子、ほか 35 名
東京書籍	23	改訂 新しい技術・家庭下	昭和 59 年～昭和 61 年	馬場信雄、林雅子、石毛フミ子、ほか 35 名
東京書籍	12	新編 新しい技術・家庭上	昭和 62 年～平成 1 年	馬場信雄、林雅子、石毛フミ子、ほか 45 名
東京書籍	23	新編 新しい技術・家庭下	昭和 62 年～平成 1 年	馬場信雄、林雅子、石毛フミ子、ほか 45 名
東京書籍	12	新訂 新しい技術・家庭上	平成 2 年～平成 4 年	馬場信雄、林雅子、石毛フミ子、ほか 53 名
東京書籍	23	新訂 新しい技術・家庭下	平成 2 年～平成 4 年	馬場信雄、林雅子、石毛フミ子、ほか 53 名

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
開隆堂	12	技術・家庭上	平成 5 年～平成 7 年	鈴木寿雄、ほか 110 名
開隆堂	23	技術・家庭下	平成 5 年～平成 7 年	鈴木寿雄、ほか 110 名
開隆堂	12	技術・家庭上	平成 9 年～平成 12 年	鈴木寿雄、ほか 119 名
開隆堂	23	技術・家庭下	平成 9 年～平成 12 年	鈴木寿雄、ほか 120 名
東京書籍	12	新しい技術・家庭上	平成 5 年～平成 8 年	石田晴久、中馬敏隆、阿部明子、渋川祥子、ほか 50 名
東京書籍	23	新しい技術・家庭下	平成 5 年～平成 8 年	石田晴久、中馬敏隆、阿部明子、渋川祥子、ほか 50 名
東京書籍	12	新編 新しい技術・家庭上	平成 9 年～平成 13 年	石田晴久、中馬敏隆、阿部明子、渋川祥子、ほか 47 名
東京書籍	23	新編 新しい技術・家庭下	平成 9 年～平成 13 年	石田晴久、中馬敏隆、阿部明子、渋川祥子、ほか 47 名
開隆堂	12 3	技術・家庭(家庭分野)	平成 14 年～平成 17 年	仲間美砂子、ほか 81 名
開隆堂	12 3	技術・家庭家庭分野	平成 18 年～平成 23 年	仲間美砂子、ほか 65 名
東京書籍	12 3	新しい技術・家庭家庭分野	平成 14 年～平成 17 年	石田晴久、加藤幸一、渋川祥子、ほか 45 名
東京書籍	12 3	新編 新しい技術・家庭家庭分野	平成 18 年～平成 23 年	加藤幸一、永野和男、佐藤文子、渡辺彩子、ほか 50 名
開隆堂	12 3	技術・家庭(家庭分野)	平成 24 年～平成 27 年	鶴田敦子、大竹美登利、ほか 62 名
開隆堂	12 3	技術・家庭(家庭分野) 新	平成 28 年～	大竹美登利ほか
教育図書	12 3	技術・家庭家庭分野	平成 24 年～平成 27 年	塙見稔幸、ほか 32 名
教育図書	12 3	新 技術・家庭家庭分野	平成 28 年～平成 33 年	塙見稔幸、ほか 33 名
東京書籍	12 3	新しい技術・家庭家庭分野	平成 24 年～平成 27 年	加藤幸一、永野和男、佐藤文子、金子佳代子、ほか 57 名
東京書籍	12 3	新編 新しい技術・家庭家庭分野	平成 28 年～平成 33 年	佐藤文子、金子綾子他

現存が確認できなかった教科書一覧

出版社名	学年	教科書タイトル	使用期間	著者名
文部省	1	中等家庭一	昭和 23 年～昭和 23 年	文部省
文部省	2	中等家庭二	昭和 23 年～昭和 23 年	文部省
文部省	3	中等家庭三	昭和 23 年～昭和 23 年	文部省
国民図書刊行会	1	家庭 中学一年	昭和 26 年～昭和 26 年	重松伊八郎ほか 5 名
教育出版	1	標準技術・家庭女子用 1 年	昭和 37 年～昭和 40 年	細谷俊夫、ほか 11 名
教育出版	3	標準技術・家庭女子用 3 年	昭和 37 年～昭和 40 年	細谷俊夫、ほか 11 名
実教出版	2	実教技術・家庭女子 2	昭和 37 年～昭和 40 年	羽仁説子、山形寛、ほか 12 名
実教出版	123	実教中学家庭 A 被服	昭和 37 年～昭和 40 年	岩松マス、ほか 3 名
実教出版	123	実教中学家庭 新訂版	昭和 41 年～昭和 43 年	岩松マス、ほか 8 名
光書房(原書房)	1	職業・家庭科(家庭生活) 楽しいしごと 1	昭和 27 年～昭和 33 年	
光書房(原書房)	2	職業・家庭科(家庭生活) 新しいくらし 2	昭和 27 年～昭和 33 年	
光書房(原書房)	3	職業・家庭科(家庭生活)生活の設計 3	昭和 27 年～昭和 33 年	

